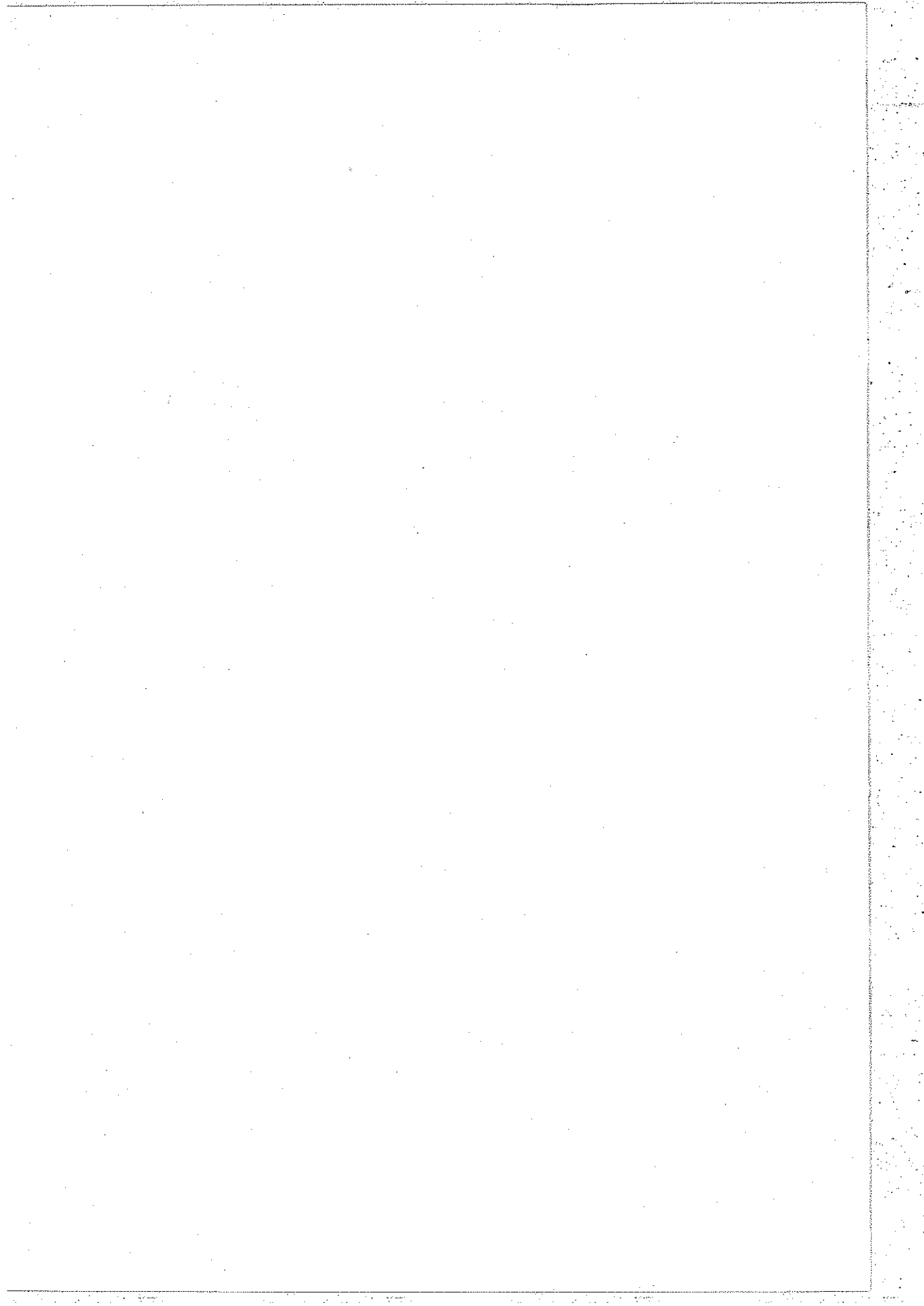


昭和62年 3 月 5 日開会
昭和62年 3 月 25日閉会

和泉市議会第 1 回定例会会議録

第 1 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第1回定例会会議録目次

昭和62年3月5日(木曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員	1頁	
○ 議事説明員、その他	1々	
○ 議事日程	3々	
○ 開会宣告(午前10時00分)	4々	
○ 市長開会挨拶	4々	
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(竹下義章・貝淵博治・松尾孝明)	一 括 上 程 5 頁 〜 29 頁	
○ 日程第2 会期の決定について(3月5日~3月26日 22日間)		
○ 日程第3 和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について		
○ 日程第4 和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第5 和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第6 和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第7 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第8 和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第9 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 日程第10 昭和62年度和泉市一般会計予算		
○ 日程第11 昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算		
○ 日程第12 昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計予算		
○ 日程第13 昭和62年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算		
○ 日程第14 昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算		
○ 日程第15 昭和62年度和泉市水道事業会計予算		
○ 日程第16 昭和62年度和泉市病院事業会計予算		
○ 日程第17 予算審査特別委員会設置について		66頁
○ 日程第18 予算審査特別委員会委員の選任について		67々
○ 散会宣告(午後1時22分)	68々	

昭和62年3月9日(月曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員	69頁
○ 議事説明員、その他	69々

○ 議事日程	71頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	72頁
○ 日程第1 一般質問について	72頁
1番に 9番 並河道雄君	72頁
2番に 16番 天堀博君	93頁
○ 散会宣告(午後2時25分)	115頁

昭和62年3月10日(火曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員	117頁
○ 議事説明員、その他	117頁
○ 議事日程	119頁
○ 開会宣告(午前10時00分)	120頁
○ 日程第1 昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について(決算審査特別委員長報告)	
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和61年9月分)	一 括 上 程 125 頁 128 頁
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和61年9月分)	
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年9月分)	
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和61年10月分)	
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和61年10月分)	
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年10月分)	
○ 日程第8 和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例制定について	
○ 日程第9 和泉市保育所入所措置条例制定について	134頁
○ 日程第10 和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	144頁
○ 日程第11 和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	145頁
○ 日程第12 工事請負契約締結について(王子第二団地2棟建設工事)	148頁
○ 日程第13 工事請負契約締結について(山手団地8棟建設工事)	149頁
○ 日程第14 専決処分の承認を求めることについて(和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)	151頁
○ 日程第15 負担付き寄附受納について	157頁
○ 日程第16 昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	159頁
○ 日程第17 昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	183頁
○ 日程第18 昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	187頁

○ 日程第19	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	188頁
○ 日程第20	昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	190頁
○ 日程第21	昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	193頁
○ 日程第22	委員会委員の辞任について	197頁
○ 日程第23	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	198頁
○ 日程第25	売上税の導入等に反対する意見書	199頁
○	散会宣告(午後3時40分)	200頁

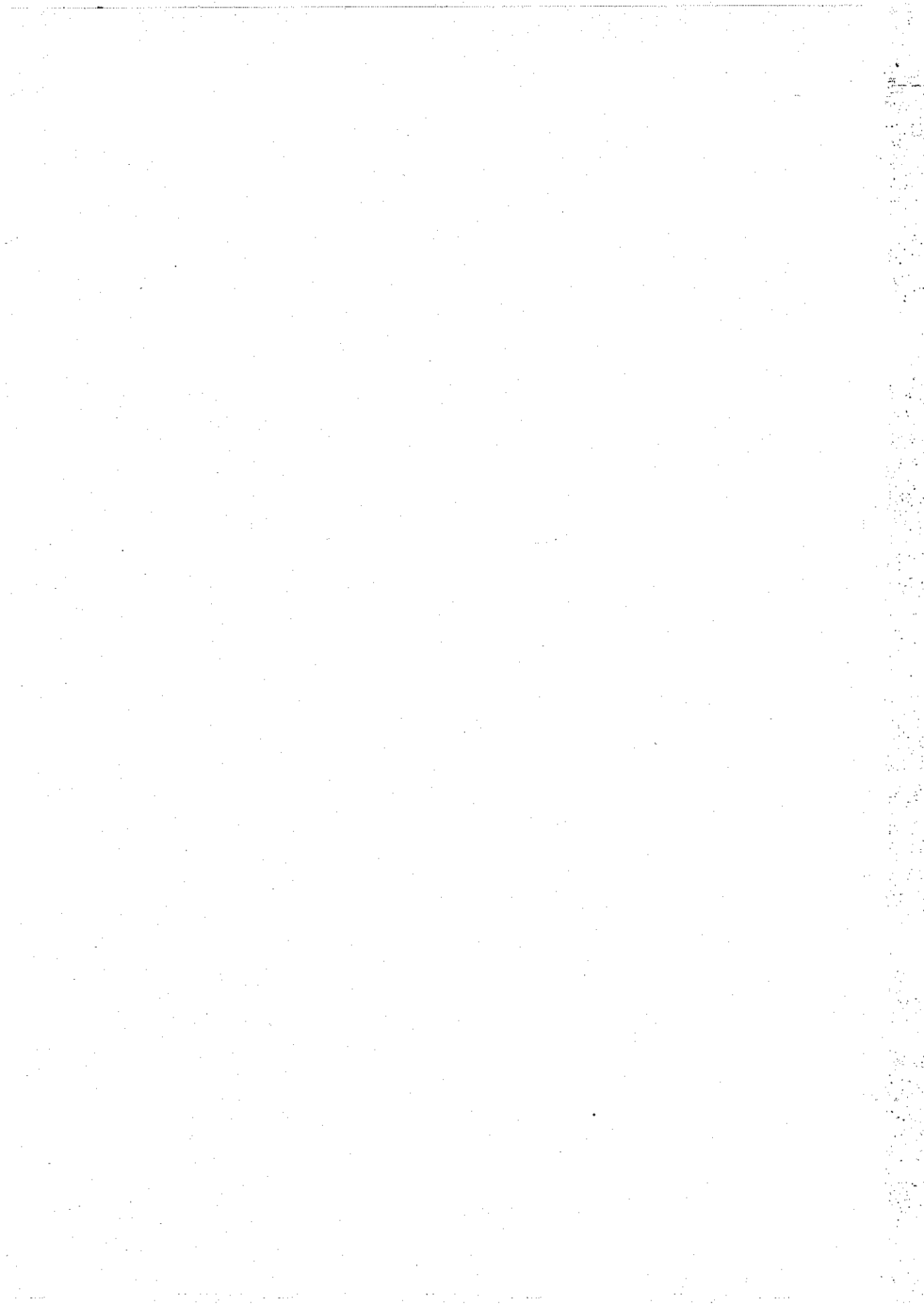
昭和62年3月25日(水曜日)最終日

○	出席議員・欠席議員	201頁	
○	議事説明員、その他	201頁	
○	議事日程	203頁	
○	開会宣告(午前10時00分)	204頁	
○	日程第1	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第2	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第3	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第4	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第5	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第6	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第7	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第8	昭和62年度和泉市一般会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第9	昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第10	昭和62年度和泉市老人保健事業特別会社予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第11	昭和62年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第12	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第13	昭和62年度和泉市水道事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第14	昭和62年度和泉市病院事業会計予算(予算審査特別委員長報告)	
○	日程第15	和泉市中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について	223頁
○	日程第16	和泉市土地開発公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について	226頁
○	日程第17	手話通訳制度化に関する要望決議	233頁
○	日程第18	国民の食料を守り、農業再建に関する意見書	235頁

一
括
上
程
204
頁
〜
223
頁

- 市長閉会挨拶 237頁
- 議長閉会挨拶 238頁
- 閉会宣告（午後零時06分） 238頁

第 1 日



昭和62年3月5日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	飯坂楠次君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(2名)

2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
----	--------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同	和対策部長	橋本昭夫
助	役	坂口禮之助	同	和対策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田稔
収	入	役	同	和対策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
市	長	公室長	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市	長	公室理事	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣
市	長	公室理事	逢野一郎	産業部長	松村吉堯
市	長	公室企画室長	稻田順三	産業部理事	中上好美
市	長	公室次長兼 人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	中西淳富
秘	書	課長	井阪和充	市民生活部次長	原美助
総	務	部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総	務	部理事	大塚孝之	建設部理事	前田守正
財	政	課長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎 琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務局長	中辻 寿夫
都市整備部長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	三井 義秋	教 育 長	西川 喜久
改良事業部長	富田 宏之	教 育 次 長	逢野 博之
改良事業部次長	高三 一行	管 理 部 次 長	鹿島 賢昌
改良事業部次長	笠木 恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
改良事業部次長	堀 宏行	社会教育部長	青木 孝之
病 院 長	竹林 淳	社会教育部理事	竹田 明郎
病院事務局長	藤原 光夫	社会教育部理事	明坂 貞士
病院事務局次長	藤原 清司	社会教育部次長	明坂 文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	宮嶋 忠雄
水道部理事	岩井 益一	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道部次長	岸本 孝二	選挙管理委員事務局長	農端 小一
会 計 課 長	赤田 儻信	監 査 委 員	庄司 清
消 防 長	角谷 泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田 陽三
消防本部次長	高宮 武男	農業委員会会長	森口 義忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬 喜広	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原 行雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参 事	河原 茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月5日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3	議案第8号	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について	P. 1
4	議案第9号	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について	P. 3
5	議案第10号	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 6
6	議案第11号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について	P. 10
7	議案第12号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 15
8	議案第13号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 22
9	議案第14号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 25
10	議案第1号	昭和62年度和泉市一般会計予算	別冊
11	議案第2号	昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
12	議案第3号	昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計予算	別冊
13	議案第4号	昭和62年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別冊
14	議案第5号	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算	別冊
15	議案第6号	昭和62年度和泉市水道事業会計予算	別冊
16	議案第7号	昭和62年度和泉市病院事業会計予算	別冊
17	議会議案第1号	予算審査特別委員会設置について	別紙
18	議会議案第2号	予算審査特別委員会委員の選任について	別紙

(午前10時開議)

- 議長(赤阪和見君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年度末何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

ここで、会議に入る前に皆さんに御協力をお願いいたしたいと存じます。

去る2月6日、手厚い看護もむなしく御逝去されました故成田秀益議員には、われわれ同僚としてまことに痛惜のきわみであります。今日は、この場で生前の御遺徳をしのぶとともに御冥福をお祈りするため慎んで哀悼の意を表し、1分間の黙祷を捧げたいと存じますので、よろしくお願いいたします。恐縮ですが、全員御起立をお願いいたします。

(黙祷)

御協力ありがとうございました。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局参事報告)

- 市議会事務局参事(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。奥村副議長さん及び西村議員さんから欠席の届け出がございます。現在、23名でございます。
- 議長(赤阪和見君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和62年第1回定例会を開会いたします。

○

- 議長(赤阪和見君) 本日の会議に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。
- 議長(赤阪和見君) ここで、市長のあいさつを願います。

(市長登壇)

- 市長(池田忠雄君) 昭和62年和泉市議会第1回定例会の開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。
議員皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。また、ただいま皆様方とともに黙祷を捧げさせていただきました、去る2月6日、御逝去されました故成田秀益議員さんに対しまして、皆様方とともに心から御冥福をお祈りを申し上げる次第でございます。
本定例会に御提案を申し上げます議案は、昭和62年度一般会計予算、特別会計予算を初め水道事業会計予算並びに病院事業会計予算等と、これに関連いたします条例制定等多数御提案

を申し上げ、御審議をお願いを申し上げる次第でございます。議案の内容につきましては後ほど市政方針を申し上げ、別途御提案をさせていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げる次第であります。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくをお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○

○ 議長（赤阪和見君） 市長のあいさつが終わりました。

日程審議に入る前に、広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり、議場内の撮影と盲人用広報作成のため議会の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、12番・竹下義章君、13番・貝淵博治君、15番・松尾孝明君、以上、3名の方を指名いたします。

○

○ 議長（赤阪和見君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月26日までの22日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの22日間と決定いたします。

○

○ 議長（赤阪和見君） 日程第3「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」より日程第16「昭和62年度和泉市病院事業特別会計予算」までは、いずれも昭和62年度予算及び関連議案でありますので、これを一括議題といたします。

議案については表題のみを朗読させ、各議案の朗読は省略させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、表題のみを朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第 8 号

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について
和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

昭和 6 2 年 3 月 5 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例（案）
和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例（昭和 5 4 年和泉市条例第 1 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和 6 2 年 6 月 1 日から施行する。

理 由

住宅・都市整備公団からの受託事業である和泉中央丘陵地区の用地集約が完了することとなつたため、事業施行に関し設置された本特別会計設置条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について
和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 6 2 年 3 月 5 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例（案）
和泉市奨学基金条例（昭和 6 1 年和泉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「 1,000 万円」を「 2,000 万円」に改める。

別表中「 2,000 円」を「 4,000 円」に、「 3,000 円」を「 6,000 円」に、「 20,000 円」を「 30,000 円」に、「 30,000 円」を「 60,000 円」に改める。

附 則

この条例は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

奨学基金額を増額し、奨学資金と入学一時金の貸付限度額を引き上げることにより、本奨学基金制度のより一層の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第10号

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「60万円」を「100万円」に、「120万円」を「180万円」に、「140万円」を「190万円」に、「180万円」を「250万円」に改め、同項第2号中「60万円」を「100万円」に、「80万円」を「110万円」に、「120万円」を「170万円」に、「180万円」を「250万円」に改め、同項第3号中「140万円」を「190万円」に、「180万円」を「250万円」に、「80万円」を「110万円」に、「120万円」を「170万円」に、「180万円」を「250万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

理 由

災害により被害を受けた世帯の生活の安定に資するため、災害援護資金の貸付限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員定数条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員定数条例(昭和47年和泉市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「850人」を「880人」に改め、同号エ中「5人」を「10人」に改め、同号オを削り、同条第3号中「95人」を「90人」に改める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

理 由

和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計の廃止及び職員数の実態に照らし、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第12号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例(案)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年和泉市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「150,000円」を「165,000円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

特別職の職員で非常勤のもの報酬額

区 分	報 酬 額
教育委員会委員長	月 額 85,000円
教育委員会委員（委員長である委員を除く。）	月 額 72,000円
市議会議員の中から選任された監査委員	月 額 23,000円
知識経験を有する者の中から選任された監査委員	月 額 72,000円
選挙管理委員会委員長	年 額 244,000円
選挙管理委員会委員（委員長である委員を除く。）	年 額 127,000円
公平委員会委員長	年 額 90,000円
公平委員会委員（委員長である委員を除く。）	年 額 72,000円
農業委員会会長	年 額 180,000円
農業委員会副会長	年 額 121,000円
農業委員会委員（会長及び副会長である委員を除く。）	年 額 108,000円
固定資産評価審査委員会委員	年 額 45,000円
附属機関の委員	日 額 6,000円
社会教育委員	月 額 7,000円
選 挙 長	1選挙ごとに 11,000円
投開票管理者	日 額 9,000円
投開票立会人	日 額 8,000円
選挙立会人	日 額 8,000円
地方自治法第182条による補充員	日 額 9,000円

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済情勢等を勘案し、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員及び臨時又は非常勤の嘱託員の報酬額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第13号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する
条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年和泉市条例第20号)
の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「80,000円」を「90,000円」に、「49,000円」を「55,000
円」に、「32,000円」を「36,000円」に、「24,000円」を「27,000円」に、
「20,000円」を「23,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に「13,000
円」を「15,000」に改める。

第13条第1項中「1,000円」を「1,200円」に改める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

理 由

最近の社会経済情勢等を勘案し、消防団員の報酬額等を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第14号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第34条第1項第4号中「100分の165」を「100分の150」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

(遺族からの排除)

第41条の2 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位
の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第42条の見出し中「場合」を「場合等」に、「取扱」を「取扱い」に改め、同条第1項中「一般の退職手当及び第39条の規定による退職手当」を「一般の退職手当等」に、「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第2項中、「前項ただし書」を「同項ただし書」に、「受けた第40条」を「受けた同条」に改め、同条に次の1項を加える。

3. 前2項の規定は、退職した者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条第1項において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

第42条の次に次の1条を加える。

(退職手当の返納)

第42条の2 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次に掲げる額を返納させることができる。ただし、第40条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合(受けることができた場合を含む。)は、この限りでない。

(1) 一般の退職手当等の支給を受けていなければ第40条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた場合、一般の退職手当等の額からこれらの規定により算出される金額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合、一般の退職手当等の額の全額

2. 前項の規定により一般の退職手当等の額を返納させる場合には、その旨を記載した書面で通知しなければならない。

附則第14項を次のように改める。

14 3月31日に退職する職員で、その者に係る定年（以下「定年」という。）から5年を減じた年齢以上であるものに対する退職手当の額は、第32条から第34条まで、第36条及び前4項の規定にかかわらず、当分の間、第34条第1項の規定の例（勤続期間20年以上の職員については、その割合に100分の110を乗じて得た場合）により計算した額（勤続期間が35年を超える職員については、その者の勤続期間を35年として計算した額）とする。ただし、定年に達する日以前に退職する者については、第34条第1項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の4を乗じて得た額の合計額」とする。

附 則

1. この条例は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第34条及び附則第14項の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。
2. 改正後の和泉市職員の給与に関する条例第34条及び附則第14項の規定は、昭和64年4月1日以降に退職する職員に適用し、昭和64年3月31日以前に退職する職員については、なお、従前の例による。

理 由

本市における一般職の職員の退職手当の支給率については、昭和60年3月定年制施行に伴い優遇条例を廃止し、経過措置退職制度を制定したところであるが、その後、国において退職手当制度の改正がなされたため、今般、所要の改正を行おうとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第1号

昭和62年度 和泉市一般会計予算

昭和62年度和泉市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,129,800,000千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 市 税		12,095,000千円
	1. 市 民 税	5,979,825
	2. 固 定 資 産 税	3,846,495
	3. 軽 自 動 車 税	97,590
	4. 市 た ば こ 消 費 税	588,991
	5. 電 気 税	372,117
	6. ガ ス 税	12,701
	7. 特 別 土 地 保 有 税	252,682
	8. 都 市 計 画 税	945,099
2. 地 方 譲 与 税		188,261
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	112,761
	2. 地 方 道 路 譲 与 税	75,500
3. 自 動 車 取 得 税 交 付 金		241,000
	1. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	241,000

款	項	金 額
4. 国民提供施設等所在 市町村助成交付金		241,972円
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	241,972
5. 地方交付税		4,389,000
	1. 地方交付税	4,389,000
6. 交通安全対策 特別交付金		22,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	22,000
7. 分担金及び負担金		516,493
	1. 分 担 金	16,636
	2. 負 担 金	499,857
8. 使用料及び手数料		314,497
	1. 使 用 料	265,037
	2. 手 数 料	49,460
9. 国庫支出金		4,793,730
	1. 国庫負担金	2,239,073
	2. 国庫補助金	2,505,460
	3. 国庫委託金	49,197
10. 府支出金		2,235,133
	1. 府負担金	201,894
	2. 府補助金	1,827,990
	3. 府委託金	191,771
	4. 府交付金	13,478
11. 財産収入		606,325
	1. 財産運用収入	121,960
	2. 財産売却収入	484,365
12. 寄 附 金		236,000
	1. 寄 附 金	236,000
13. 繰 入 金		751,600
	1. 基金繰入金	751,600
14. 諸 収 入		2,493,118
	1. 延滞金及び加算金	10,000

款	項	金 額
	2. 市 預 金 利 子	2 1,3 1 2千円
	3. 貸付金元利収入	1,1 1 7,2 4 0
	4. 受託事業収入	1 6,6 4 3
	5. 雑 入	1,3 2 7,9 2 3
15. 市 債		2,1 7 3,8 7 1
	1. 市 債	2,1 7 3,8 7 1
歳 入	合 計	3 1,2 9 8,0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		2 8 8,4 2 7千円
	1. 議 会 費	2 8 8,4 2 7
2. 総 務 費		3,8 1 9,6 9 6
	1. 総 務 管 理 費	2,1 5 9,2 6 9
	2. 徴 税 費	4 9 0,0 9 7
	3. 戸籍住民基本台帳費	2 0 7,4 7 2
	4. 選 挙 費	7 8,7 0 7
	5. 統 計 調 査 費	1 8,6 4 4
	6. 監 査 委 員 費	2 6,3 2 2
	7. 同 和 対 策 費	3 3 9,1 8 5
3. 民 生 費		8,7 5 9,4 6 7
	1. 社 会 福 祉 費	3,3 6 1,2 7 2
	2. 児 童 福 祉 費	2,8 3 3,5 4 5
	3. 生 活 保 護 費	2,5 5 8,5 0 9
	4. 災 害 救 助 費	6,1 4 1
4. 衛 生 費		3,5 4 0,8 6 8
	1. 予 防 衛 生 費	2,0 2 0,2 3 8
	2. 環 境 衛 生 費	1,4 4 8,7 5 8
	3. 墓 地 管 理 費	5 7,4 2 2
	4. 上 水 道 費	1 4,4 5 0

款	項	金 額
5. 農 林 水 産 業 費		3 5 0,7 3 5千円
	1. 農 業 費	2 8 5,6 4 0
	2. 林 業 費	6 5,0 9 5
6. 商 工 費		2 4 9,9 5 4
	1. 商 工 費	2 4 9,9 5 4
7. 土 木 費		5,8 7 7,9 5 5
	1. 土 木 管 理 費	2 0 7,8 9 9
	2. 道 路 橋 梁 費	9 1 6,0 8 3
	3. 河 川 水 路 費	1 9 3,7 0 7
	4. 都 市 計 画 費	1,7 4 1,5 5 7
	5. 住 宅 費	2,8 1 8,7 0 9
8. 消 防 費		7 9 7,6 2 6
	1. 消 防 費	7 9 7,6 2 6
9. 教 育 費		3,4 6 2,1 1 7
	1. 教 育 総 務 費	3 7 4,6 6 7
	2. 小 学 校 費	1,3 4 8,4 0 0
	3. 中 学 校 費	7 8 9,5 9 7
	4. 幼 稚 園 費	3 7 7,6 9 5
	5. 社 会 教 育 費	4 7 9,1 2 4
	6. 保 健 体 育 費	9 2,6 3 4
10. 公 債 費		4,3 0 5,1 5 5
	1. 公 債 費	4,3 0 5,1 5 5
11. 諸 支 出 金		2 9 6,0 0 0
	1. 開 発 公 社 貸 付 金	9 0,0 0 0
	2. 災 害 援 護 資 金 貸 付 金	5,0 0 0
	3. 基 金 費	2 0 1,0 0 0
12. 予 備 費		5 0,0 0 0
	1. 予 備 費	5 0,0 0 0
歳 出	合 計	3 1,2 9 8,0 0 0

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
改 良 住 宅 建 設 事 業	昭和62年度 } 昭和63年度	4 0 2, 7 1 5 千円
都 市 計 画 事 業 等 用 地 取 得 事 業	昭和62年度 } 昭和65年度	3 0 6, 2 6 1
環 境 改 善 整 備 事 業 用 地 取 得 事 業	昭和62年度 } 昭和66年度	1, 6 5 1, 0 5 2
和泉市土地開発公社に委託し、先行取得する上記用地取得事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和62年度 } 昭和66年度	元金 1, 9 5 7, 3 1 3 及びその利子
和泉市土地開発公社が取得する用地の事業資金の元金及びその利子(債務保証)	昭和62年度 } 昭和65年度	元金 3 0 0, 0 0 0 及びその利子
計		2, 6 6 0, 0 2 8

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
交通安全施設整備事業	81,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 行 銀 の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
(仮称) 市立総合福祉会館建設事業	220,700	同上	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業	10,000	同上	同上	同上	同上
国民年金保険事業	11,750	同上	同上	大阪府	6年以内(内据置3年以内)ただし 同上
共同浴場整備事業	1,600	同上	同上	政 府 行 銀 の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし 同上
災害援護資金貸付事業	5,000	同上	同上	同上	20年以内(内据置3年以内)ただし 同上
診療所整備事業	196,496	同上	同上	同上	25年以内(内据置5年以内)ただし 同上
農林施設整備事業	6,000	同上	同上	同上	同上
道路橋梁整備事業	33,500	同上	同上	同上	同上

環境改善道路整備事業	115,100	同上	同上	同上	同上	同上
河川整備事業	39,000	同上	同上	同上	同上	同上
都市計画事業	135,900	同上	同上	同上	同上	同上
改良住宅整備事業	859,500	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業	139,000	同上	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	262,900	同上	同上	同上	同上	同上
借換債	191,500	同上	同上	同上	同上	同上
計	2,173,871					

議案第2号

昭和62年度 和泉市国民健康保険事業特別会計予算

昭和62年度和泉市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,241,900千円と定める。

2. 事業勘定の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、

1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算(事業勘定)

歳 入

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		2,528,040 円
	1. 国民健康保険料	2,528,040
2. 一部負担金		20
	1. 一部負担金	20
3. 使用料及び手数料		480
	1. 手 数 料	480
4. 国庫支出金		2,548,271
	1. 国庫負担金	2,076,876
	2. 国庫補助金	471,395

款	項	金 額
5. 療養給付費交付金		740,075千円
	1. 療養給付費交付金	740,075
6. 府 支 出 金		60,000
	1. 府 支 出 金	60,000
7. 共同事業交付金		42,928
	1. 共同事業交付金	42,928
8. 繰 入 金		298,067
	1. 一般会計繰入金	150,000
	2. 基金繰入金	148,067
9. 諸 収 入		24,024
	1. 延滞金及び過料	20
	2. 預 金 利 子	1,500
	3. 雑 入	22,504
歳 入 合 計		6,241,900

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費	—	171,225千円
	1. 総務管理費	50,849
	2. 徴 収 費	118,637
	3. 運営協議会費	1,239
	4. 趣旨普及費	500
2. 保険給付費		4,290,899
	1. 療養諸費	3,834,504
	2. 高額療養費	411,035
	3. 助 産 費	36,000
	4. 葬 祭 費	9,360
3. 老人保健拠出金		1,692,329
	1. 老人保健拠出金	1,692,329

款	項	金 額
4. 共同事業拠出金		4 2,9 3 3千円
	1. 共同事業拠出金	4 2,9 3 3
5. 保健施設費		3,9 9 0
	1. 保健施設費	3,9 9 0
6. 公債費		7,5 0 0
	1. 一般公債費	7,5 0 0
7. 諸支出金		3,0 2 4
	1. 償還金及び 償還付加算金	3,0 2 4
8. 予備費		3 0,0 0 0
	1. 予備費	3 0,0 0 0
歳 出 合 計		6,2 4 1,9 0 0

議案第3号

昭和62年度 和泉市老人保健事業特別会計予算

昭和62年度和泉市の老人保健事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,4 3 4,0 2 2千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

昭和62年3月5日提出

池田市長 池、田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 支払基金交付金		3,8 0 4,0 5 9千円
	1. 支払基金交付金	3,8 0 4,0 5 9
2. 国庫支出金		1,0 8 4,4 2 7
	1. 国庫負担金	1,0 8 4,4 2 7
3. 府支出金		2 7 1,2 6 6
	1. 府負担金	2 7 0,9 8 2

款	項	金 額
	2. 府 補 助 金	284千円
4. 繰 入 金		274,170
	1. 一般会計繰入金	274,170
5. 諸 収 入		100
	1. 雑 入	100
歳 入 合 計		5,434,022

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		3,965千円
	1. 総 務 管 理 費	3,965
2. 医 療 諸 費		5,430,057
	1. 医 療 諸 費	5,430,057
歳 出 合 計		5,434,022

議案第4号

昭和62年度 和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

昭和62年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,117千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 財 産 収 入		3 3,6 0 0千円
	1. 財 産 売 払 収 入	3 3,6 0 0
2. 繰 入 金		1 1 7,5 1 7
	2. 一 般 会 計 繰 入 金	1 1 7,5 1 7
3. 市 債		5 6,0 0 0
	1. 市 債	5 6,0 0 0
歳 入	合 計	2 0 7,1 1 7

歳 出

款	項	金 額
1. 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費		5 6,3 8 8千円
	1. 公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費	5 6,3 8 8
2. 公 債 費		1 1 7,1 2 9
	1. 公 債 費	1 1 7,1 2 9
3. 諸 支 出 金		3 3,6 0 0
	1. 一 般 会 計 繰 出 金	3 3,6 0 0
歳 出	合 計	2 0 7,1 1 7

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	借入先	償 還 の 方 法
公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	千円 56,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	年 8.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 所 他	10年以内（内据置4年以内） ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。

議案第5号

昭和62年度 和泉市公共下水道事業特別会計予算

昭和62年度和泉市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,570,325千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		2,330,000千円
	1. 負 担 金	2,330,000
2. 使用料及び手数料		7,125,200
	1. 使 用 料	7,125,200
3. 国庫支出金		17,300,000
	1. 国庫補助金	17,300,000
4. 府支出金		4,000,000
	1. 府補助金	4,000,000

款	項	金額
5. 繰入金		675,673千円
	1. 一般会計繰入金	675,673
6. 市債		623,100
	1. 市債	623,100
歳入合計		1,570,325

歳出

款	項	金額
1. 下水道事業費		1,320,398千円
	1. 下水道総務費	777,463
	2. 下水道整備費	542,935
2. 公債費		249,427
	1. 公債費	249,427
3. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		1,570,325

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資に対する損失補償	昭和62年度 } 昭和66年度	和泉市水洗便所改造資金融資制度に基づき金融機関が当該貸付を行ったことにより損失を生じた場合の元金及び利息の損失補償

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道整備事業	千円 623,100	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	30年以内(内据置5年以内) ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

議案第6号

昭和62年度和泉市水道事業会計予算

(総則)

第1条 昭和62年度和泉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	42300戸
(2) 年間総給水量	13,638,000 m^3
(3) 一日平均給水量	37,364 m^3
(4) 主要な建設改良事業	(イ) 配水管更生事業 32,900千円
	(ロ) 配水管整備事業 26,000千円
	(ハ) 水道施設等整備事業 155,400千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	1,905,733千円
第1項 営業収益	1,764,113千円
第2項 営業外収益	141,610千円
第3項 特別利益	10千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,025,236千円
第1項 営業費用	1,732,585千円
第2項 営業外費用	290,951千円
第3項 特別損失	700千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額155,489千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	356,010千円
第1項	企 業 債	193,000千円
第2項	工 事 負 担 金	155,500千円
第3項	負 担 金	7,500千円
第4項	固 定 資 産 売 却 代 金	10千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	511,499千円
第1項	建 設 改 良 費	369,822千円
第2項	企 業 債 償 還 金	141,677千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	資 金 区 分	償 還 の 方 法
配水管更生事業	31,000千円	証 書 借 入	8.0%以内	政 府	借入れた日から据置期間を含めて30年以内に元利均等償還する。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し繰上償還をし又は低利債に借換えることができる。
配水管整備事業	25,000千円				
水道施設等整備事業	137,000千円			公 庫	

(予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 の 流 用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

項	目	金 額
1. 営 業 費 用	原水及び浄水費	753,195千円
2. 営 業 外 費 用	支払利息及び 企業債取扱諸費	290,901千円

(議 会 の 議 決 を 経 なければ 流 用 す る こ と の で き な い 経 費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費		604,275千円
2. 交 際 費		1,000千円

(他会計からの補助金)

第8条 営業補助のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は10,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は135,703千円と定める。

昭和62年3月5日 提出

和泉市長 池田忠雄

議案第7号

昭和62年度 和泉市病院事業会計予算

(総則)

第1条 昭和62年度和泉市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| (1) 病 床 数 | 327床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | 入院 102,480人 外 来 214,560人 |
| (3) 一 日 平 均 患 者 数 | 入院 280人 外 来 720人 |
| (4) 主要な建設改良事業 | 器械備品購入費 68,000千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、事業運転資金にあてるため一般会計から32,500千円を借り入れる。

[収 入]

第1款 病院事業収益	4,360,700千円
第1項 医業収益	4,124,100千円
第2項 医業外収益	236,600千円

[支 出]

第1款 病院事業費用	4,478,300千円
第1項 医業費用	4,248,100千円
第2項 医業外費用	229,900千円
第3項 予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[収 入]

第1款	資本的収入	1,104,720千円
第1項	出 資 金	77,220千円
第2項	他会計長期借入金	967,500千円
第3項	企 業 債	60,000千円

[支 出]

第1款	資本的支出	1,104,720千円
第1項	建設改良費	69,233千円
第2項	企業債償還金	102,587千円
第3項	他会計長期借入金返還金	932,900千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
医療器械 購入事業	60,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以 内	政 府 銀 行 そ の 他	5年以内(内据置1年以内) ただし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医 業 費 用
- (2) 医 業 外 費 用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 2,360,240千円

(2) 交 際 費 1,100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から、この会計へ補助する金額は、212,234千円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,432,171千円と定める。

昭和62年3月5日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 議長(赤阪和見君) それでは、ここで市長より昭和62年度市政運営方針についての披れきをお願いいたします。

(市長登壇)

- 市長(池田忠雄君) 本日、ここに昭和62年第1回定例市議会の開会に当たり、昭和62年度の各会計予算案を初め関連いたします諸議案の御審議を煩わすに際し、市政運営の基本方針と重要施策の大綱について所信を申し述べ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私が、昭和50年12月に本市政の重責を担って以来、今年で12年目を迎え、私の3期目の任期も余すところ10カ月足らずとなりました。この間、まことに厳しく激動と変化の諸情勢の中、時として苦渋に満ちた過程を顧みて、いまはただ感無量の思いが胸中をよぎるのであります。その中であつても、私は現状の厳しさを認識し、時代の進歩変容を常に念頭に入れつつ壮大な気宇をもって町づくりの事業に取り組み、次代に誇るべき活力ある郷土和泉市を創造すべく努力を重ねてまいったところであります。

いよいよ関西国際空港も本年1月に着工され、わが泉州地域の黎明期を迎え、国際化・情報化がますます進展し、いままさに大きく転換し胎動しようといたしております。そうした中で本市の来るべき21世紀に向け、最大の課題であります和泉中央丘陵整備事業は、幸いにして、各界各位の御理解、御協力をいただく中で、昨年は、その槌音を高らかに響かせることができ、また、その西南部にあたる「春木・久井地区」においては、豊かな自然環境との調和を図りつつ、地元産業の振興と質的転換にも通ずる先端技術産業の集積による“コスモポリス”も、本年よりいよいよ本格的に始動を行い得る道筋が見えてまいりました。また、人々が、憩い、学び、明日への活力を養う場となる松尾寺公園を中心としたスポーツ・レクリエーション構想も一段と研究を深め、その実現化に向け取り組みを強めてまいりたいと存じます。さらに、福祉の面では、多くの方々からご要望のございました(仮称)市立総合福祉会館も、本年秋には完

成の見込みであります。

このように人々が、「住み、働き、憩う」日常生活の3つの側面の「調和」を図ることを基本理念とし、本年は、その実現化への年と位置づけてまいりたいと存じます。私は、本市のこうした雄大な町づくりを進めるに当たり、14万市民とともに英知を結集し、これまでに培ってきた土壌の上にさらに大きな収穫を目指して、新たな勇気と気概をもって市民の信託にこたえるべく、精魂を込めた努力を傾注してまいり所存であります。

さて、政府発表の昭和62年度経済見通しによりますと、先進諸国の景気は、原油価格の安定、金利の低下、技術革新の進展を背景として、引き続き緩やかに拡大するものと期待されていますものの、依然として保護主義的な動きが根強いものが見られ、また、欧州諸国を中心に雇用情勢は厳しい状況が続くものと予想されております。

国内的には、物価の安定を基礎としつつ内需を中心とした景気の着実な拡大を図り、持続的安定成長を達成し、地域経済の活性化を図りたいとしております。しかしながら、昨年来の急激な円高・ドル安傾向により業種間のマダラ模様が拡大し、とりわけ、中小企業や貿易関連業界に大きな影響をもたらし、失業率も上昇傾向を示し、景気低迷の度を深めつつあるといえましょう。

このような中で政府は、国家予算の編成に当たり、歳出面においては、臨時行政改革推進審議会による改革方策等の着実に実施を図るなど、経費の徹底した節減・合理化を行うことを基本とし、その規模を厳しく抑制し、歳入面においては、最近における社会経済情勢の著しい変化に即応すべく、税制全般にわたる抜本の見直しを行うことにより、安定的な歳入構造を確立せんといたしております。これらはいま、国会において真剣に議論され、その趨勢についてはなお予断を許さないものがありますが、われわれ地方自治体としては、地方財政に与える影響が少なからずのものがあ、それを注意深く見守っていきたい所存であります。

こうした政府の方針に基づいて編成されました昭和62年度の国家予算の規模は54兆1,010億円であり、伸び率0.0%という超緊縮となっております。

さて、本市の財政環境でございますが、過去、種々の健全化の努力を重ね、財政力の回復を図ってきたところでありますが、体質的にはなお脆弱であり、經常収支比率も高く、今後とも不断の努力を通じ、体質の改善を図っていかねばならないと存じております。したがって、本年度の予算編成に当たり、あくまでも効率的な行政運営と健全財政路線を堅持すべく、經常的経費の一段の節減を行い、それを施策経費に配分するなど財源の効果的配分に意を用い、市民の御要望に1つでも多くこたえるべく、最大の努力をいたしたところでございます。

なお、過般、議会の御議決を賜りました第2次和泉市総合計画に係る実施計画を策定いたし、それをもとにし今次予算(案)に臨んだ次第であります。

また、経済界では円高不況のさなかにあり、加えて私鉄運賃の値上げを初めとする各種の公共料金の引き上げの動きが見られる中で、私は、市民の家計への負担を少しでも緩和すべく、保育使用料を初めとする本市の各種使用料につき、その引き上げを見送らせていただいた次第であります。さらに、国に対しては、各種超過負担の解消、特別交付税の増額、同和対策経費の特別な助成措置などを要望してまいり、極力歳入の確保を図ってまいる所存であります。しかしながら、今日の市民の行政需要はますます多様化し増大化する一方にあり、これらに対応するには、都市財源の抜本的拡充が必要であり、引き続き国、府に対し本市の実態を訴えてまいりたいと存じております。

それでは、昭和62年度の市政の基本目標とその内容について御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり
2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり
3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり
4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり
5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

以上を基本指標とし編成いたしました昭和62年度予算(案)は、

一般会計	3,129,800,000円
特別会計(4会計)	1,345,336,400円
企業会計(2会計)	8,119,755,500円
計	5,287,111,190円

と相なった次第であります。

これを前年度と比較いたしますと

一般会計	△ 498,000,000円(△1.6%)
特別会計(5会計)	604,672,000円(4.7%)
企業会計(2会計)	207,335,000円(2.6%)
計	314,007,000円(0.6%)

の増加と相なるものでございます。

次に、基本指標に従い、順次、その概要を御説明いたします。

1. 緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり

<公園・緑地の整備>

都市の緑は、人々に安らぎと潤いを与えるだけでなく街並みに美しい調和を醸し出し、快適な都市環境を形成していくため欠かせない役割を果たしております。本市は、古くから豊かな緑に恵まれ発展してまいりましたが、近年の都市化の進展とともにこれらの一部が失われつつあることは事実であります。現在もその多くは保存・保全されており、新たな再生にも努力いたしておるところであります。

広く市民に潤いをもたらす都市公園・緑地の管理については鋭意努力いたしておるところであり、なお一層市民とともに都市の緑化の推進、公園緑地の愛護精神の普及、日常の良好な管理など、市民の参加と協力を求めながら効果的・効率的な維持管理を行い、合わせて市民福祉の増進に寄与するため、(仮称)財団法人和泉市公園緑化協会を設立すべく、その出資金について所要の措置を行ったものでございます。

また、黒鳥山公園では、市民のための文化意識の高揚、個性ある地場産業の振興などに資するためクラフトパーク構想を実現化すべく、引き続き用地の確保に取り組んでまいるのでございます。本年より前奈池公園の事業採択の見通しがついてまいりましたので3カ年計画で完了すべく、本年は用地買収費を計上いたしました。

そのほか、引き続き小田公園ほか3公園について所要の措置を行うとともに、関西国際空港の関連地域整備大綱によります松尾寺公園の事業化に向けての調査を始めてまいりたいと存じます。さらに、榎尾山公園では、森林浴による健康増進などのため、大都市近郊の日帰りコースの観光地として多くの来訪者を迎えている中で、駐車場の整備が急がれておりましたところから、公園近くの民有地を借用いたし新たに駐車場を増設すべく、所要の措置をいたしたところであります。

<和泉中央丘陵整備事業>

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業は、住宅・都市整備公団の事業主体により昨年4月、起工式が挙行され、昭和65年春“まちびらき”を目指し、着々と工事が進められているところであります。本年も引き続き北部調整池及び流域下水道整備事業、松尾川改修事業を施行し、新たに北部地区の宅地造成のための整地工事並びに研究学園ゾーンの整地工事に着手すべく予定をいたしております。

なお、和泉中央丘陵の用地集約に関連し、昭和54年度より和泉中央丘陵地区開発事業用地取得業務委託契約を締結し、本市では、和泉中央丘陵整備事業特別会計を設置して業務を遂行してまいりましたが、関係各位の御協力により一応、用地集約が完了いたしましたところから、

61年度で業務委託契約が終了いたしました。それに伴い和泉中央丘陵整備事業特別会計を廃止いたしたく、別途、廃止条例(案)を提案いたした次第であります。

なお、今後の事業推進に伴います関係者との協議調整につきまして、引き続き精力的に行ってまいりたく存じます。いずれにいたしましても、21世紀に向かって価値ある都市とすべく、英知を結集して本事業の円滑な実施と早期完成に向け、全力を傾注してまいり所存でありますので、議員各位のより一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

<道路網の整備>

時あたかも関西国際空港が着工され、空港関連交通アクセスの建設が本格化し、本市においても和泉中央丘陵整備事業が進展する中で、都市基盤の整備、とりわけ道路網の整備が重要であり、急がれるところであります。まず、本年は、上伯太線の府道松原泉大津線までの築造工事に着手し、引き続き黒鳥観音寺線、阪和東側2号線、上代伏屋線等の整備事業を進めるとともに、新たに伯太桑原線の道路改良工事に着手いたしたく存じます。環境改善整備事業におきましても、阪和東側1号線の未整備区間を開通すべく工事着手を行い、伯太放光池丸笠線、地区内2号線、細街路整備など精力的に推進いたしたいと存じます。さらに、市内一円の市道の維持補修、生活道路の整備、交差点改良事業など、市内道路環境の向上のためそれぞれ所要の措置を講じた次第であります。

また、本市を中心とする広域幹線道路の整備につきましては、大阪岸和田南海線、池上下宮線、大阪外環状線、近畿自動車道と歌山線等の事業につき、大阪府、建設省、日本道路公団など関係機関に対し、一層の促進方を要請してまいり所存であります。

なお、本市の都市計画街路は大部分、昭和41年ごろに都市計画決定されており、その後の社会経済情勢の変化と将来の市街化動向に対する円滑な交通流動の確保、とりわけ和泉中央丘陵整備事業に伴う周辺道路網など総合的な都市交通体系の確立を図るべく、現在の都市計画道路網を見直すため、その基盤調査に取り組んでまいり所存であります。

<市街地の整備等>

良好な市街地の整備は、市民生活を営むための基礎条件であります。本市の玄関口であります和泉府中駅東地区において、昭和48年に都市再開発法に基づき市街地再開発事業の調査を行いました。その後の経済変動による財政悪化あるいは地元関係住民の熟度の不足などにより事業化に踏み切ることができず、現在に至っております。

しかしながら、国においてその促進を図るため、再開発事業に対する補助採択基準の拡大や新規施策の創設などが打ち出されており、また、関西国際空港に伴う大阪府の地域整備計画に位置づけられたことによって、大阪府などの指導と協力を求め地区再生計画及び街区整備計画

の調査を行い、和泉府中駅前再開発計画を樹立し、その可能性を検討するため所要の措置を行ったところであります。

なお、都市の活性化を図る上で快適な居住環境の整備は大きな課題であろうかと存じ、本市の市営住宅について、居住環境の水準向上と充実した町づくりを目指し、市営住宅の全体構想及び建替計画策定に向け取り組んでまいりたいと存じます。

2. 安全で快適な生活環境を整えるまちづくり

<上水道の充実>

水道事業は都市生活の基盤であり、より快適な住みよいまちづくりには不可欠な施設として、漏水、災害時等いかなる事態にあっても、常にライフラインを確保すべき使命を有しております。このため将来の水需要の増加に対処して水源の確保はもとより、安定給水には、上水施設を初め配水管路等施設全般にわたる合理的な運用を図り、その拡充整備には、適正な投資に鋭意努めておるところであります。

また、独立採算制を基本とした水道事業の経営環境が厳しい中、ことに経常収支基調の動向は全く予断を許さない昨今であります。徹底した経営努力により極力現行料金水準を維持するとともに、一層のサービス向上を期してまいり所存でございます。

<下水道・河川水路の整備>

下水道の整備につきましては、長らく待望いたしておりました南大阪湾岸北部流域下水道の忠岡沖処理場が本年4月から供用開始されることに伴い、本市では、泉北環境整備施設組合が整備を担当する富秋町を初め、幸、山手、旭町などの100ha余りの区域を水洗化すべく受益者負担の第2負担区を設定し、公共下水道の面整備を促進させているところであります。これに対し本市でも、これらの地区の水洗化に当たり、「和泉市水洗便所改造資金融資制度」を新設し、水洗化の促進を図ってまいり所存であります。

また、流域下水道幹線であります和泉忠岡幹線の工事も順調に進展をし、これに関連する本市の公共下水道事業はいよいよ本格化してまいり、汚水排水のための面的整備を中心に総合的、段階的にその整備を図ってまいり所存であります。

また、市民の生命・財産を守るため浸水対策事業には意を用い、地域の幹線排水路の整備を行いつつ、市街地を流れる水路の整備については、清流の流れを取り戻すべく整備を進めてまいりたく存じます。さらに、60年に誕生いたしました「河川を美しくする会」には3回の清掃を行っていただき、河川がよみがえった感があります。本年も引き続き河川美化の啓蒙を行い、水に親しみ潤いを覚えることにより、和泉のイメージを高揚いたしたく存じます。このため水辺環境の美化と水に親しむ施設整備を行うため親水計画を樹立し、その事業化につき大阪

府と調整を図ってまいりたく存じます。

〈交通安全の確保と環境保全〉

本市における運転免許人口は6万人を超え、大量交通時代を迎えます。交通事故の発生が懸念される中で、老人・幼児などいわゆる交通弱者の事故を未然に防ぐため、交通安全施設の拡充を図るとともに、道路上の不法広告物や駅前の放置自転車の撤去など、道路使用の適正化に努めたいと存じます。さらに本年は、信太山駅前の自転車駐車場の立体化を計画いたし、まず、その用地買収費を計上いたした次第であります。

環境保全につきましては、空港アクセス道路として近畿自動車道などの広域幹線道路の建設が進められており、これらの騒音公害や大気汚染の環境保全対策が必要かと存じます。そのため窒素酸化物の測定など大気汚染状況を正確に把握するとともに、騒音についても市民の健康と生活を守るため環境保全対策を講じるよう、事業者に対し強く要請してまいり所存であります。

また近年、生活排水による公共用水域における水質汚濁が進む一方、有機塩素化合物による近水汚染も広がりを見せていることから、河川水質調査の充実を図り、一般家庭での簡易な汚濁削減方法の啓発、事業所における適正使用などの指導を行い、健康で快適な生活環境の確保に努めてまいります。

〈環境衛生の向上〉

消費生活の向上により一般家庭から排出されるごみが多種多様にわたり、その量も年々増加する傾向にある中で、多くの方々から御要望がございました不燃性廃棄物の収集日程の短縮につき昨年より10日間の短縮を行い、30日に1回の収集といたし、市民の方々から好評をいただいております。今後ともこれを継続し、市民サービスの充実、向上に努めるほか、廃棄物の適切な排出方法及び減量化などの啓発活動を行い、清潔な町づくりに努めたい所存でございます。

さらに、従前より協議を重ねてまいりました環境改善整備事業の一環である幸・王子共同墓地整備事業は昨年より事業着手を行い、すでに用地買収も完了いたしました。本事業計画は、第1期工事として2カ年で156基の墓石を移転する計画で、移転対象墓石所有者の同意もいただき、本年は、祭祀の場にふさわしい墓地とするため、その完成に努めてまいりたいと存じます。

〈消防・防災体制の充実〉

消防行政におきましては、複雑多岐化する各種災害に的確に対応し市民生活の安全を確保するため、引き続き防火水槽、消火栓などの消防水利の増設、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプの購入を行い消防力の整備拡充を推進するとともに、特に本年は、救急・救助業務が増加し

つつある現状から、救急車の更新、救助資器材等の物的整備の充実に努めたところでございます。また、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしていただいている消防団の待遇の改善策を講じ、その活性化を図ってまいり所存でございます。また、昨年より整備を進めてまいりましたハシゴ付ポンプ自動車のオーバーホールを完成し、高層建築物の火災の消火、人命救助等に万全を期しておるところであります。

これらにより消防活動体制が一段と整備確立され、救急・救助業務を初め災害防御活動の迅速、的確化に務め、効果的な消防活動が期待できるところであります。

さらに本年は、市の防災体制の整備と防災関係機関の協力について確保、網羅した総合的な地域防災計画につき、社会情勢が著しく変化する中でこのたび、現状に対応する計画内容とするため、和泉市地域防災計画書の改正を行いたく存じております。

3. 豊かな人間性を育て地域文化を高めるまちづくり

わが国はいま、国を挙げて教育の本質とそのあり方について真剣に論議をし、教育全般にわたる総合的な検討が進められているところであります。本市にあっては豊かな人間性を育て、高い文化性を持った都市を目指し、学校教育はもとより、生涯教育の観点に立った社会教育の充実に総力を結集して各種施策を推進いたしておるところであります。目前に迫った21世紀の和泉市を担うたくましく心豊かな青少年の健全育成は、本市の未来にかかわる緊要の課題であり、そのための諸施策は、大いなる展望のもとに進めてまいり所存であります。

<学校教育環境の充実>

学校教育に活力を与え教育内容の充実を期するためには、その施設の整備と改善を図ることが肝要であります。私は市長就任以来、児童・生徒がみずから学び、みずから励む気概を育てるにふさわしい教育環境の整備に特段の配慮をいたしてまいり所存であります。その間、議員各位の御協力をいただき、児童・生徒の急増期における校舎増築事業、老朽校舎の建替事業など積極的な取り組み、市内全小・中学校の鉄筋化整備を達成するとともに、全校に体育館、プールを完備するに至りました。今後の児童・生徒の動向は、中学校においては本年度がピークで、小学校にあっては、社会増が見込まれる光明台北小学校等一部の学校を除きすでに減少段階に入っております。

こうした状況下で本市の学校施設整備はほぼ完了に近づき、今後は、施設の質的整備に取り組んでまいり所存であります。したがって、本年は、児童・生徒の基礎体力の強化、充実を図るため、南池田小学校、声部小学校のプール改築事業を行うほか、校舎の大規模改修事業として伯太小学校、石尾中学校、槇尾中学校の改修工事を行うべく、所要の措置をした次第であります。

<学校教育の充実>

学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた豊かな児童・生徒の育成を目指した教育を行っております。しかし昨今、児童・生徒のいじめ等の問題行動が社会問題ともなり、それらは、まず、学校が適切に対応していくことが何より重要であり、家庭、地域社会がこれと一体となっていくよう施策を推進してまいります。したがって、学校教育では、児童・生徒が自己を自覚し、その将来に大きな展望を持って生きていくための生徒指導、進路指導の充実を図り、子供たちの心の内面に迫る教育活動を一層進めてまいる所存であります。加えて教育相談活動の充実、道徳教育の一層の推進、教員の教育内容や指導技術の向上を目指した研修などに重点を置き、所要の措置を講じたものでございます。

さらに、昨年より実施いたしました本市独自の奨学金制度は、本年より基金総額を大幅に増額し、貸付限度額を拡大し、利用の促進を図ってまいります。

<社会教育の振興>

社会教育につきましては、近年における高学歴化、余暇時間の増加、情報化社会への移行等激しく変貌する社会にあって、その時代に即応した能力の習得など社会教育への期待は大きく高まってきており、その積極的な推進は行政の課題とされております。この推進力となり、地域社会において指導的役割を果たす社会教育団体の育成が何より重要なところであります。おかげをもちまして、本市婦人会、PTA、文化協会を初め各団体が、精力的に活発な活動を展開していただいております。とりわけ開館1年半を経過しようとしているコミュニティセンターにおきましては、多目的ホールを中心に各会議室におきまして、婦人活動や各種文化活動を初め生涯教育など、市民相互の交流活動の拠点として幅広く御活用いただいているところであります。一方、教育委員会による直轄事業として、文学講座、趣味の創作活動、家庭教育講座、講演会、研究会など幅広く取り組んでまいる所存であります。

次に、青少年教育であります。青少年指導員協議会、校区青少年問題協議会、青年団協議会、こども会育成連絡協議会と行政が一体となり、青少年健全育成に向けて啓蒙・啓発活動、社会環境の浄化を進めたく存じます。図書館では、「本との出会い」をテーマに各事業を推進しているところでありますが、本年は、オフィスコンピュータの本格的稼働に伴い、従来に増してより豊かな情報や資料が提供できるよう、各部門、各分野の蔵書内容等の検討に重点を置き、サービス活動の一層の充実を図ってまいりたく存じます。美術館では、古美術の鑑賞を通じ心の豊かさを醸成し、市民の文化振興に寄与しているところでございますが、本年は開館5周年を迎え創設期より脱皮し、管理・運営、特に美術品の展示方法、内容の充実を図り、親しみのある、心の安らぎを感じさせる美術館にいたしたく存じます。また、今秋には、室町時代

から江戸時代に書かれた短編物語を絵巻等にかかれた「お伽草子絵（おとぎそうしえ）」を展示することといたしております。

<スポーツ・レクリエーションの振興>

私たちが生活する上で、健康であることが何よりも大切なことであります。このため日ごろからの体力づくりが最も重要であり、幼児から老人に至るまで幅広くスポーツに親しみ、体力づくりに励まれているところであります。市民スポーツ活動の拠点となる体育館におきましては、各世代にわたるきめ細かな各種スポーツ教室の充実強化を図り、体育指導委員を初め体育連合に加盟する役員の方々の積極的な協力のもとに、各種スポーツ活動の展開をいただいているところでございます。市行政としてはその条件整備が肝要であり、昨年は、市民球場及び市民テニスコートを整備充実し、十分に活用を願っているところでありますが、本年、市民プールの設備を改修し、市民の健康増進と心の触れ合いの場として活用いただきたく存じます。

さらに、週休2日制の定着、安定成長における余暇の増大等に伴って、その過ごし方も著しく変化しつつある今日、スポーツ・レクリエーション等のあり方もそれに対応することが肝要であろうかと存じます。本市では、第2次総合計画において和泉中央丘陵開発地域に隣接した松尾寺公園を含む丘陵部一帯を、広域的な総合スポーツ・レクリエーションの立地を図ると位置づけされております。したがって、かねてから市民のみならず、泉州または大阪府下全域を対象とした広域的利用が図れる、将来のスポーツ・レクリエーションの拠点として整備するための基本構想づくりに取り組んでまいったところであります。本年はこの基本構想を踏まえ、21世紀に対応するスポーツ・レクリエーションと健康運動に関する動向の把握、計画地の立地性、周辺の将来計画の分析等によって、より人々に親しまれる快適で魅力的な総合健康運動センターの基本計画の策定に着手してまいる所存であります。

4. 地場産業を活性化し明日の産業を創造するまちづくり

<農林業の振興>

本市の農業は、米、温州みかん、野菜、花き栽培などを中心に発展してまいりました。しかし、近年の都市化の進展に伴う農地の壊廃や農業労働力の流出などにより、農業を取り巻く環境は厳しさを加えておりますが、大都市近郊農業として、消費人口の増大による生鮮食料品等の安定的供給の確保が強く望まれているところであります。したがって、農産物の需給の動向に即応した農業生産を行うため、農業の担い手の育成、農地の利用権の集積、有効利用の促進などを一体的に行うべく、地域農政推進対策事業を本年も引き続き実施いたすものであります。

また、本年より従前行いました農業構造改善事業を補完するため、横山地区における補足農業構造改善事業に着手し、さらに、農業の近代化と生産性の向上を図るため、農道、水路、た

め池等の土地盤整備事業を積極的に推進するなど、各般の施策を通じ自立経営農家の育成と活力ある農業の推進に務めてまいりたいと存じます。

森林整備につきましては、森林の公益的機能の発揮と優良材の安定生産の確保を目指し、森林間伐促進対策事業を引き続き実施し、林業の効率化を図る側川林道整備事業は、本年で完成いたす見込みであります。

<商工業の振興>

本市の代表的な地場産業である綿・スフを中心とする繊維工業及び人造真珠工業をめぐる環境は、昨年来の急速な円高の進展によりきわめて困難な状況下にあります。こうした状況を打開すべく国においては、本市を含め全国172市町村を特定不況地域に指定し、低利の融資、税制の優遇措置、新製品、新販路の開拓あるいは新分野への転進などの施策が推進されつつありますが、本市としては各団体と緊密な関係を保ち、業界団体が実施する内需拡大等の事業につき、積極的に支援してまいり所存であります。

また、円高不況による個人消費の低迷、大型量販店の圧迫あるいは近隣都市商業集積との地域間競争などにより、市内商店街、小売市場はますます厳しさを加える情勢であり、これを振興し、合わせて消費者利便を確保するため、「和泉市商業共同施設設置補助金交付要綱」を改正いたし、商業環境の充実を図ってまいりたく存じます。

<関西国際空港とコスモポリス>

関西国際空港の建設につきましては、本年1月23日に建設大臣より公有水面埋立免許の認可があり、直ちに建設にかかる安全祈願式がとり行われ、工事に着手されたところであります。今後、本市といたしましては、関西国際空港関連地域整備大綱及び地域整備計画に基づき環境保全に留意しつつ、国、府及び泉州8市5町初め関係方面とともに関連事業の推進に全力を挙げて取り組む所存であります。

さらに、24時間世界に開かれた国際空港建設のインパクトを最大限活用すべく、和泉市コスモポリス構想の推進を図ってまいりました。本構想は、「和泉市コスモポリス地域開発推進機構」の中でその実現に向けて各種の調査、検討を加え、大阪府や関係機関と調整を行ってまいりましたが、基本計画、事業計画などはほぼ完了いたし、いよいよ本年より本格的な事業実施に向け、地権者を初め地元住民の方々に事業説明を行っていきたく存じます。計画地区は「春木・久井地区」の丘陵部を予定しており、おおむね南北の間（大阪外環状線と府道春木岸和田線の間）約2km、東西（松尾川と岸和田市境界の間）約500mの面積105haの地区を計画地域といたしております。

コスモポリス構想の計画内容であります。企業の研究所を初め先端技術産業を中心とした

産業団地の形成とともに、コミュニティ施設、公園、運動施設等も配置をいたし、民間活力を積極的に活用し、採算性を考慮し、周辺地域と調和のとれた町づくりを目指し、地場産業の活性化、雇用の拡大、財政基盤の強化など、21世紀に向けて“活力ある和泉市”の基盤を創造してまいりたいと存じます。

5. 生きがいを感じ健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり

<老人・障害者及び児童福祉>

かねてから、福祉関係者を初め多くの市民の方々より御要望いただいております(仮称)市立総合福祉会館は、本年秋の開館を目指し、建設工事が順調に進んでいるところでございます。(仮称)市立総合福祉会館の1階には、身体障害者福祉センターを核に社会福祉協議会、シルバー人材センターの各事務室及び福祉関係の相談室を配し、2階には、老人福祉センターを設置し障害者・老人の福祉活動の拠点とし、合わせて福祉関係団体や個人の研修、会議、活動の場として、市民福祉の向上と多様化に対応してまいり所存でございます。これら施設の効率的な運営を図り、障害者・老人などが気軽に利用できるよう検討してまいりたいと存じます。

次に、老人福祉でございますが、わが国の平均寿命は男性74歳、女性は80歳を超えともに世界の最高水準に達し、人生80年時代が現実となりました。長年にわたり社会の進展に参与してこられた老人が、健康で安らかに暮らすことは老人福祉の理念であり、重要な課題であります。そのため老人クラブ活動やゲートボールを初め老人の自主的な活動に対する育成と援助を行いつつ、本年は、地域老人クラブの活動の場として第16番目の老人集会所の建設を行ってまいります。これではほぼ全校区での老人集会所の建設も完了に近づきつつありますが、今後は、地元の老人クラブなど公共的団体が老人集会所を建設する場合、府の補助と合わせ市も一定の補助を交付するような制度も検討してまいり、よりきめ細かい老人クラブ活動の高揚を図ってまいりたいと存じます。

また、本年で5周年を迎えるシルバー人材センターでは、昨年より臨時、短期の「雇用あっせん」業務を開始し、地域に根ざしたセンターとして発展してまいっておりますが、老人の生きがい対策のため、さらに取り組みを強めてまいり所存であります。

一方、不幸にして寝たきり老人となられた方やひとり暮らし老人には、日常生活用具の給付・貸与、家庭奉仕員の派遣、寝たきり老人や痴呆性老人の短期保護、さらに、家庭事情により必要な場合は、養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所措置を行ってまいります。

なお、一昨年より実施いたしております寝たきり老人入浴サービス事業は、さらに工夫を重ね移動入浴車の導入を検討いたし、寝たきり老人とその家族の方々に便宜を図れるよう努めて

まいります。

次に、障害者福祉でございますが、障害者用補装具、各種日常生活用具の給付、ミニファックス電話の貸与、盲人ガイドヘルパー・手話通訳者の派遣、簡易授産事業に対する助成、授産所通所者に対する交通費補助、障害者の集いの開催など引き続き多面的な取り組みを行い、必要な場合は、障害者通所施設、障害者収容施設への入所措置を行い、障害者福祉の充実に努めてまいります。

一方、保育所におきましては、本年、北池田保育所の建替事業が完了に伴い、婦人が安心して働けるよう乳幼児保育の拡大を図り、保育行政の一層の充実に努めてまいります。

これら福祉施策を推進していくに当たり、市行政の努力と合わせ多くの市民から多大の御協力をいただき、大きく成長しつつある本市の社会福祉協議会が法人化20周年に当たりその助成を強めるとともに、各種社会福祉団体、ボランティア団体等との連携を図り、協力を求め、福祉基金運用益を地域福祉活動推進のために活用し、ボランティア活動や在宅福祉活動を（仮称）市立総合福祉会館の開所を機会により一層高めてまいりたいと存じております。

<健康の保持・増進>

市民の健康に対する関心はきわめて高く、長寿社会の最大の課題は、健康問題であろうかと存じます。近年、ガンや脳卒中、心臓病など成人病が増加し、疫病の早期発見や日常生活管理による予防対策の重要性がますます高まってきております。市民が健康で明るい日常生活を営むためには、みずからの自覚と努力によることが最も重要であります。行政施策として各種の予防接種はもとより、老人保健事業に係る一般健康診査、胃ガン検診を初め、子宮ガン検診に子宮体ガン検診を加え一層の充実に努めるとともに、本年より新たに肺ガン検診、乳ガン検診を実施すべく取り組んでまいるものであります。また、保健センターを拠点として健康相談、健康教育、機能訓練、健康まつりなど、市民の健康の保持、増進に努めてまいります。

一方、市民病院におきましては、市民の多様な医療需要に応じるため、地域医療の中核病院にふさわしい医療機器の整備を図るなど、なお一層の診療機能の充実に努めてまいる所存でございます。

<国民健康保険事業>

市民の生命と健康を守る重要な役割を担ってきた国民健康保険事業は、国の財政状況あるいは高齢化社会への急速な移行による医療費の増高により年々厳しさが増しております。とりわけ、59年に創設された退職者医療制度に伴い国庫補助率の引き下げが行われ、国保財政は深刻な影響を受けたところであります。しかし、今回の老人保健法の改正によりその影響が多少緩和されたとはいえ、なお厳しい情勢下にあります。このため被保険者の方々の御理解、御協

力を願いますとともに、医療費の適正化等経営努力を一層進めてまいる所存でございます。

<同和対策の推進>

同和問題は、基本的人権にかかわる重要な課題であり、これまでもその解決に積極的に取り組んでまいったところであります。現在、国会において地域改善対策特別措置法後の法律措置として、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案」の審議がなされております。

本市では、昭和60年第2回定例市議会において可決いただいております「部落解放基本法」の制定に関する要望決議を踏まえ、関係行政機関並びに諸団体と協力し、その実現を国に求めてきたところであり、一定の成果を見たところであります。今後とも、同和問題の根本的解決を目指し、より一層内容の充実を求めていく要望を関係機関と協力の上、国に対し働きかけてまいる所存であります。環境改善整備事業などでは関係省庁と接触したところ、物的事業面において本市に及ぼす影響はないものとの感触を得ておりますので、こうした情勢のもと同和対策事業につきましては、今後とも積極的に取り組んでまいる所存であります。

なお、人権啓発につきましては、今後の効果的な啓発活動に資するため、広く市民を対象とした人権問題に関する意識調査を実施し、人権啓発のあり方などを検討してまいる所存であります。

<市民連帯意識の高揚・・・和泉市民まつり>

私は、地域社会を維持し発展させていく上で必要不可欠なものは、市民1人1人の心の触れ合いと郷土愛の精神だと思えます。市民の心に連帯感と信頼感をはぐくんでまいりました民謡盆おどり大会“和泉市民まつり”は年々盛況の度を加え、すっかり“夏の風物詩”として市民の間に定着してまいりました。私は、このような市民の手づくりによる行事を通じ、隣人との心の触れ合いと信頼感を深め、郷土“和泉市”を愛する心を守り育てていこうとする市民の熱意に感謝申し上げるとともに、本年は第5回目を迎え、さらなる発展と期待を込め、所要の措置をいたしたものでございます。

[その他の施策]

<広報広聴活動の拡充>

市民が行政や地域社会における問題に関心を持ち、的確に判断するなど市民自治意識を高揚させるよう、また、行政が市民の意見、要望など広くきめ細かくとらえて有効に生かせるように広報広聴活動を活発に行い、とりわけ、従前からの「広報いずみ」を充実するほか、昨年から実施いたしております聴く広報・・・テレホンサービス・・・についても、市民のニーズにこたえられる情報の提供に心がけたいと存じます。さらに、本年より地域と行政あるいは地域

住民同士のコミュニケーションづくりの手段として、映像による広報・・・ビデオ広報・・・を実施し、読む、聴く、視るの三拍子をそろえて相互に機能させた広報活動を行ってまいり所存であります。

なお、従前から多くの市民に御利用いただいております各種市民相談をさらに推進するとともに、昨年度に実施いたしました“市民総合相談”をより充実し、実施いたしたいと存じます。

＜事務能率の向上等＞

本市の行政事務の電算化につきましては、行政事務処理の効率化と市民サービスの向上を目指し、昭和60年よりコンピュータによる住民情報オンラインシステムを実施いたしております。現在、市民課業務を初めとする住民情報に関する事務処理が即時に処理することが可能となっており、本年は、昨年より研究を進めてまいりました印鑑登録システムの開発が完成し、本年5月よりスタートさせたいと存じております。今後は、内部情報システムとして財務会計等のシステム開発に取り組みを行い、事務処理の効率化を推進いたしたく存じます。

また、今日の厳しい社会経済情勢において、職員は、常に全体の奉仕者としての使命感と和泉市に働く喜びと誇りを持ち、日々、精励しなければなりません。そのため不断の研修・研さんに努め、資質の向上を図り、綱紀についても一段と引き締め、しかも意欲的に現在、直面している社会経済情勢の変化と本市行財政の現状を的確に認識し、市民サービスの向上に徹し、市政の執行に取り組むよう指導、監督を行ってまいりたいと存じます。

以上が、今回、御提案申し上げました昭和62年度予算(案)の概要と市政運営の基本方針でございます。

冒頭、申し上げましたとおり、地方自治体を取り巻く諸情勢はますます厳しさを加えておりますが、本予算(案)は、まさに限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、市民福祉向上を目指し最大の努力をいたしました。

21世紀も指呼の間に迫ってきており、なお、克服すべき課題は山積しております。私は、本市を取り巻く幾多の多岐多難な現実を直視しながら、大局を失わず、生起する市政の諸課題を1つ1つ着実に解決し、「調和と活力ある人間都市・和泉」を創造すべく、私を初め職員一同、新たな勇気と決意をもって、精魂を込めた努力を傾注してまいり所存であります。何とぞ私の意のあるところをおくみ取りいただき、議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

御静聴ありがとうございました。

○ 議長(赤阪和見君) 昭和62年度市政運営方針の説明が終わりました。

先ほど上程いたしました議案の説明を順次、お願いいたします。まず、総務部所轄の説明をお願いいたします。

- 総務部理事（大塚孝之君） お許しをいただきまして自席より、議案第8号「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」の内容について御説明を申し上げます。

本特別会計は、去る昭和54年9月第3回定例市議会において設置条例の御議決をいただき、住宅・都市整備公団の前身である宅地開発公団と本市との間に和泉丘陵地区用地交渉業務契約を締結し、受託事業収入をもって予算措置をいたし、執行いたしてきたところでありますが、昭和61年度をもちまして用地集約が完了するところから、今回、本特別会計設置条例を廃止する運びとなりました。

なお、施行期日につきましては、出納整理期間の関係もございまして、昭和62年6月1日といたしたいところでございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いただきました本特別会計設置条例廃止の内容でございます。よろしく御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 次、総務部長。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました議案第1号「昭和62年度和泉市一般会計予算」につきまして、その概要の御説明を申し上げます。

まず、予算編成につきましては、先ほど市長が表明いたしました市政運営方針に基づき、諸般の社会情勢を踏まえ、本市の財政運営の厳しい実態を再確認し、予算を編成いたしましたものでございます。

昭和62年度の一般会計予算は、総額312億9,800万円と相なるわけでございますが、前年度当初予算と比較いたしまして4億9,800万円、1.6%の減でございますが、この要因は、前年度に市債の借替措置分を包含している関係でございますが、実質的には、4.9%の伸び率になる次第でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。予算書の1ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額は、312億9,800万円と定めるものでございまして、款項の区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。それぞれの内容につきましては、後ほど、事項別明細書により御説明申し上げます。

第2条は、債務負担行為でございますが、債務を負担することができる限度額等を定めるも

のでございまして、改良住宅建設事業及び用地取得事業等 26 億 6,002 万 8,000 円の計上
でございます。期間及び限度額は、第 2 表のとおりでございます。

第 3 条は、地方債でございまして、起債の目的、借入限度額等を定めるものでございまして、
21 億 7,387 万 1,000 円計上いたしました。起債の方法、利率、借入先、償還の方法は、
第 3 表のとおりでございます。

第 4 条は、財政調整資金としての一時借入金の最高限度額を定めるものでございまして、55
億円と定めたものでございます。

第 5 条につきましては、各項の経費を流用できるように定めるもので、職員の給与費を対
象といたしてございます。

以上が、一般会計の予算でございます。

引き続きまして、事項別明細書により歳出予算より御説明申し上げます。37 ページでござ
います。

まず、議会費でございまして、議員各位並びに事務局職員の人件費と議会運営費を合わせま
して、2 億 8,842 万 7,000 円計上いたしました。

次に、総務費でございまして、総額 33 億 1,969 万 6,000 円計上いたしました。総務管
理費につきましては、対前年度当初と比較いたしますと、5 億 2,202 万 9,000 円の増額と
なるものでございますが、これにつきましては、職員の給与費を初め、信太山駅前の自転車駐
車場用地取得事業費、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金の増額がその主な要因で
ございます。内容につきましては、特別職、一般職員の給与費を初め、庁舎管理経費等におおむ
ね経常的な経費でございまして、関西国際空港建設に関連する総合健康運動センターの基本計
画策定経費、コスモポリス地域開発推進費を初め、市民への広報活動の充実を図るべく広報ビ
デオガイド装置の設置費。また、交通安全対策費として、信太山駅前自転車駐車場整備事業費
等を計上いたしましたものでございます。

次に、徴税费、戸籍住民台帳費、統計調査費、監査委員費、同和対策費につきましては、そ
れぞれ運営経費を計上したものであります。

なお、選挙費につきましては、市長並びに市議会議員補欠選挙等、本年度執行される経費を計
上いたしました。

次に、民生費でございまして、87 億 5,946 万 7,000 円計上いたしました。社会福祉費
につきましては、前年度よりの継続事業であります(仮称)市立総合福祉会館の建設事業費を
初め、心身障害者、老人に対する福祉経費及び医療助成費、国民健康保険事業、老人保健事業
特別会計への繰入金等を計上いたしましたものでございます。

次に、児童福祉費でございますが、児童手当扶助費を初め、保育所、母子寮及び児童遊園の管理経費を計上いたしました。また、今年度より北池田保育所建替事業完了に伴い乳幼児保育を開始すべく、予算計上いたしましたものでございます。

次に、生活保護費でございますが、生活扶助費を初め、生活保護家庭への見舞金等を計上いたしました。

次に、衛生費でございますが、35億4,086万8,000円計上いたしました。予防衛生費につきましては、保健センターの管理経費を初め、老人保健法に基づく中高年齢者の各種健康診査を行う保健事業費、結核、インフルエンザ等各種対策経費及び市民の健康を保持すべく市立病院に対する補助金並びに休日急病診療所の運営経費等を計上いたしましたものでございます。特に本年度は、老人保健事業として肺ガン、乳ガン検診の実施。また、環境改善整備事業の一環として、和泉診療所の増設事業費を計上いたしてございます。

次に、環境衛生費でございますが、伝染病の予防対策費を初め、し尿及びごみの収集処理経費を計上いたしました。

墓地管理経費につきましては、市設墓苑の管理経費を初め、市営葬儀の管理運営経費を計上いたしましたものでございます。

上水道費につきましては、本市水道事業及び泉北水道企業団に対する補助金を計上いたしましたものでございます。

次に農林水産業費でございますが、3億5,073万5,000円を計上いたしました。農業費につきましては、農業委員会の運営経費を初め、農業振興対策費として補足農業構造改善事業費等、また、農道、ため池、水路等農業基盤の整備に関する経費を計上いたしてございます。

林業費につきましては、側川林道の整備事業費を初め、森林間伐の事業費を計上いたしましたものでございます。

次に、商工費でございますが、2億4,995万4,000円計上いたしました。小規模事業対策等の助成措置を初めとする中小企業の振興対策費、事業資金の融資、また、勤労青少年ホーム等の管理運営経費を計上いたしました。特に本年は、槇尾山公園の駐車場不足に伴う混雑を解消するため、駐車場新設の経費を計上いたしてございます。

続きまして、土木費でございますが、58億7,795万5,000円を計上いたしました。まず、土木管理費につきましては、管理経費等を計上いたしましたものでございます。

道路橋梁費につきましては、市内一円の道路整備を初め、黒鳥観音寺線、本年完成見込みの上伯太線、伏屋唐国線、府中信太山線、上代伏屋線、伯太柔原線及び環境改善道路の整備を図るべく、それぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、河川水路費でございますが、一般河川の改修事業を初め、東松尾川及び長谷川の河川改修。また、水路につきましては、市内一円の水路の整備事業費を計上いたしましたものでございます。

都市計画費につきましては、公共用地先行取得事業、公共下水道事業特別会計への繰出金を初め、和泉府中駅前東地区を中心とした再生基本計画の策定及び都市計画道路網変更図作成委託料。

また、公園費につきましては、小田、黒鳥山、光明池公園を初め、本年度より事業着手いたします前奈良池公園の整備事業費を計上いたしましたものでございます。また、公園管理につきましては、効率的に維持管理を行い市民福祉の増進に寄与するため、本年設立を予定しております（仮称）財団法人和泉市公園緑化協会に対する出資金を計上いたしましたものでございます。

街路事業費につきましては、阪和東側2号線の整備事業費を。

また、浸水対策費といたしましては、市内浸水対策整備事業費を計上いたしました。

また、和泉中央丘陵整備事業特別会計廃止に伴い、中央丘陵開発に伴う調整経費も計上いたしましたものでございます。これは別途、特別会計廃止議案の御審議をお願いするところでございます。

次に、住宅費でございますが、住宅管理経費及び改良住宅建設事業費を計上いたしました。また、老朽化住宅の建替計画等基本計画策定の委託料を計上いたしましたものでございます。

消防費につきましては、7億9,762万6,000円計上いたしました。これは消防署及び消防団費の経費でございまして、防火水槽の新設、消防ポンプ自動車購入費並びに整備費等を計上いたしましたものでございます。

次に、教育費でございますが、総額34億6,211万7,000円を計上いたしました。教育総務費につきましては、教育委員会の運営費を初め、小、中学校の教育指導及び研修費を計上いたしました。また、前年度より発足いたしました和泉市奨学金制度をより充実、活用いただくため、基金への繰出金も計上いたしましたものでございます。

次に、小学校費、中学校費、幼稚園費でございますが、まず、小学校費につきましては、光明台北小学校の整備事業を初め、伯太小学校の大規模改修事業、芦部小学校、南池田小学校のプール建設等の整備事業費を計上いたしました。

中学校費につきましては、光明台中学校の整備事業費を初め、大規模改修事業として、石尾中学校、槇尾中学校の校舎の改修工事を行うものであります。

そのほかには、小、中学校、幼稚園の運営管理維持経費等を計上いたしましたものでございます。社会教育費につきましては、青少年等の対策経費を初め、各公共施設の運営管理維持経費等

を計上いたしました。

保健体育費につきましても、光明池緑地運動施設を初め、各運動施設の運営管理維持経費等を計上いたしましたものでございます。

次に、公債費でございますが、前年度以前に借り入れた市債の元利償還金並びに一時借入金の利子等48億515万5,000円計上いたしました。前年度と比較いたしますと、17億5,874万3,000円、29.0%の減になるわけでございますが、これは前年度に市債21億4,100万円借り換えの措置を講じたからでございます。

諸支出金につきましては、2億9,600万円計上いたしました。開発公社に対する貸付金、災害援護資金貸付金。また、基金費につきましては、公共施設整備基金、福祉基金に対する積立金を計上いたしましたものでございます。

なお、諸支出金の一部事務組合に係る地方交付税につきましては、組合構成市がそれぞれ基準財政需要額を算入するように制度改正されたため、交付税配分金が未計上となった次第でございます。

最後に、緊急または不測の経費に充当いたすべく、予備費として5,000万円を計上いたしましたものでございます。

なお、労働費につきましては、本年度未計上でございますが、昨年7月末をもちまして失業対策事業が終結いたしましたためでございます。

以上が、歳出予算の事項でございます。歳出総額312億9,800万円と相なる次第でございます。

引き続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。予算書の3ページでございます。

まず初めに、市税でございますが、現在、税制の抜本的な改正法案が今国会に上程され、論議されているところでございますが、本年度当初予算につきましては、現行制度のもとでの前年度見込み額等を勘案いたしまして、120億9,500万円を計上いたしてございます。

次に、地方譲与税1億8,826万1,000円、自動車取得税交付金2億4,100万円、国有提供施設所在市町村助成交付金2億4,197万2,000円、地方交付税48億8,900万円、交通安全対策特別交付金2,200万円につきましては、それぞれ昨年実績、国の動向及びそれぞれの法令等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

なお、地方交付税につきましては、2億6,200万円、5.6%の減でございますが、先ほど歳出予算の中で説明しましたように、一部事務組合の財政需要額を講成市がおのおの算入するよう制度改正がなされたためでございます。

次に、分担金及び負担金でございますが、5億1,649万3,000円計上いたしました。分担金につきましては農林水産業費分担金、負担金は総務費負担金を初め、精神薄弱者、身体障害者、老人、保育所の施設収容者措置費負担金。また、ため池、道路、公園等に伴う事業負担金をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、使用料につきましては、各種行政財産の使用に係るもので2億6,503万7,000円。手数料につきましては、戸籍住民基本台帳等の各種証明手数料として4,946万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金47億9,373万円、府支出金22億3,513万3,000円計上いたしてございますが、これらは、いずれも歳出予算の経費と関連連いたすものでございます。

次に、財産収入でございますが、公共施設整備基金の運用収入を初め、不動産売払収入等6億632万5,000円計上いたしてございます。

寄附金につきましては、一般寄附金、開発指導要綱に基づく寄附金を初め、民生費、教育費寄附金等、それぞれ使途指定の寄附金等2億3,600万円計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金及び公共用地先行取得事業特別会計からの繰入金7億5,160万円計上いたしました。

諸収入につきましては、24億9,311万8,000円計上いたしました。主なものとしたしましては、病院事業貸付金元金収入及び国民年金印紙売捌金等でございます。

最後に、市債でございますが、21億7,387万1,000円計上いたしております。これらは歳出予算の事業費等と関連連いたすものでございまして、適債事業に対し充当率を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が、歳入予算でございますが、総額312億9,800万円と相なるものでございます。

以上が、昭和62年度一般会計予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 続きまして、教育委員会所管の議案の説明を願います。

○ 指導部長（崎山 繁君） お許しをいただきまして自席から指導部崎山、ただいま御上程をいただきました議案第9号「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。議案書3ページでございます。

和泉市奨学基金条例につきましては、昭和61年第1回定例議会におきまして御議決を賜り、発足した制度であります。本制度は御承知のとおり、向学心がありながら経済的理由により就学困難な者に対して、奨学資金を貸し付けることにより高等課程の教育を履修する機会を与え、有為な人材の育成を図ることを目的とした条例であり、制度発足に際しましては、奨学資金及

び入学一時金が現状教育費の実態からして低額であるとの御指摘を受けましたが、初年度といたしましては応募者の数等、制度運営についての予測ができないことから現状の額で発足したものでございます。今回の改正理由は、過去1年間の制度運営を通じ利用者のニーズにこたえ、本制度の一層の充実を図るために基金額の増額を図り、貸付限度額を引き上げるものでございます。

次に、改正内容でございますが、第3条に規定する金額「1,000万円」を「2,000万円」に増額し、第5条第1項の奨学基金の種類及び額を定める別表中、奨学資金の貸し付けを国公立の高等学校等に在学する者については、現行月額「2,000円」を「4,000円」に、私立の高等学校等に在学する者については、現行月額「3,000円」を「6,000円」に改正するものであります。

また、入学一時金につきましては、国公立の高等学校等に在学する者については、現行「2万円」を「3万円」に、私立の高等学校等に在学する者については、現行「3万円」を「6万円」に改正するものであります。

附則といたしまして、昭和62年4月1日から実施するものであります。

なお、参考資料として5ページに新旧対照表を添付いたしておりますので、御高覧いただきたいと存じます。

以上、簡単でございますが、「和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、市長公室所管の議案の説明を願います。

○ 市長公室長（杉本弘文君） それでは、お許しをいただきまして先席より、ただいま御上程をいただきました市長公室関係の議案につきまして、提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

まず、議案書6ページでございます。議案第10号「和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

台風や豪雨などの自然災害により被害を受けた者に対する救済措置として、災害により死亡した遺族に対し弔慰金を支給するとともに、災害により精神または身体に重度の障害を受けた者に対しては、災害障害見舞金の支給を行い、また、災害により住居や家財等に損害を受けた世帯に対しては、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う制度が昭和49年に立法化され、本市においてもこれを受けまして本条例を制定いたしましたわけでございます。

その後、最近の社会経済情勢の変化にかんがみ、災害により被害を受けた世帯の生活の安定

に資するため、災害援護資金の貸付限度額を引き上げる必要があり、先般、国におきまして災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正が行われ、貸付限度額引き上げが図られたわけであり、本市におきましても政令の改正を受け、所要の金額引き上げを行う必要がありますので、御提案申し上げる次第でございます。

その内容であります、第13条の改定は、災害援護資金の貸付限度額に関するものでございます。まず、世帯主に全治1ヵ月以上の負傷がある場合の御説明を申し上げます。家財の損害もなく、住居の損害もない場合の「60万円」を「100万円」に、家財の損害はあるが、住居の損害がない場合の「120万円」を「180万円」に、住居が半壊した場合の「140万円」を「190万円」に、住居が全壊した場合の「180万円」を「250万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、世帯主に全治1ヵ月以上の負傷がない場合につきましては、家財の損害はあるが、住居に被害がない場合の「60万円」を「100万円」に、住居が半壊した場合の「80万円」を「110万円」に、住居が全壊したが、全体の滅失あるいは流失にまで至らなかった場合の「120万円」を「170万円」に、住居の全壊が滅失または流失した場合の「180万円」を「250万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

また、被災した住居を建て直すに際し、住宅の残存物件を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合として、世帯主に負傷がある場合、住居が半壊した場合には、住居の全壊と同様に「180万円」を「250万円」に、世帯主に負傷がない場合、半壊をした場合も全壊と同様に「120万円」を「170万円」に、住居が全壊したが、滅失または流失に至らなかった場合でも、滅失と同等の扱いとすることとさせていただきます。

以上の改正は、国の法令の改正と同様この条例の公布の日から施行し、引き上げ後の災害援護資金の貸付限度額は、昭和61年7月10日以降に生じた災害に係るものに適用するものとしたさせていただきます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の説明を終わります。何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして議案書10ページ、議案第11号「和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計の廃止並びに公共下水道事業の整備拡充等により、職員実数に照らした定数に改正しようとするものでございまして、現行総職員定数を改正することなく、各定数区分ごとの整備を図ろうとするものでございます。

次に、改正の内容でございますが、第2条第2号の改正につきましては、和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計の廃止に伴いまして、この職員定数を定めております同号オ「その他特別会計で給与を支弁する職員30人」の定数を削除し一般会計に組み替えいたしたく、同号アの「一般会計で給与を支弁する職員850人」の定数を、「880人」に改正しようとするものでございます。

また、公共下水道事業の整備拡充により同号エ「公共下水道事業特別会計で給与を支弁する職員5人」の定数を、「10人」に改正しようとするものでございます。

最後に、第2条第3号の改正につきましては、水道事業に属する職員「95人」の定数を、職員の実態に照らし「90人」に改正しようとするものでございます。

なお、同条例案は、昭和62年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして議案書15ページ、議案第12号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、特別職の職員で非常勤である各行政委員会の委員等の報酬額につきましては、昭和57年4月に改正して以来5年間据え置いており、この間の社会経済情勢を勘案し、一定の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、条例第2条第3項の改正は、臨時または非常勤の嘱託員及びこれに準ずる者の報酬月額額の改正でございまして、「月額15万円を超えない範囲」とあるを「16万5,000円を超えない範囲」と改めようとするものでございます。

別表の報酬額は、教育委員会委員長については「月額7万5,000円」を「8万5,000円」に、教育委員会委員「月額6万4,000円」を「7万2,000円」に、市議会議員の中から選任された監査委員「月額2万円」を「2万3,000円」に、知識経験を有する者の中から選任された監査委員「月額6万4,000円」を「7万2,000円」に、選挙管理委員会委員長「年額21万6,000円」を「24万4,000円」に、選挙管理委員会委員「年額11万2,000円」を「12万7,000円」に、公平委員会委員長「年額8万円」を「9万円」に、公平委員会委員「年額6万4,000円」を「7万2,000円」に、農業委員会会長「年額16万円」を「18万円」に、農業委員会副会長「年額10万7,000円」を「12万1,000円」に、農業委員会委員「年額9万6,000円」を「10万8,000円」に、固定資産評価審査委員会委員「年額4万円」を「4万5,000円」に、附属機関の委員「日額6,000円」については、今回、

据え置いております。社会教育委員「月額6,000円」を「7,000円」に、選挙長「1選挙ごとに1万円」を「1万1,000円」に、投開票管理者「日額8,000円」を「9,000円」に、投開票立会人「日額7,000円」を「8,000円」に、選挙立会人「日額7,000円」を「8,000円」に、地方自治法第182条による補充員「日額8,000円」を「9,000円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

本条例は、昭和62年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明でございます。よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして議案書22ページ、議案第13号「和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

まず、改正の理由でございますが、消防団員の報酬等につきましては、昭和57年4月に改正して以来5年間据え置いており、その間の社会経済情勢を勘案し、一定の改正を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、条例第12条第1項の改正は、団員の報酬額の改定でございます。団長「年額8万円」を「9万円」に、副団長「年額4万9,000円」を「5万5,000円」に、分団長「年額3万2,000円」を「3万6,000円」に、副分団長「年額2万4,000円」を「2万7,000円」に、部長「年額2万円」を「2万3,000円」に、班長「年額1万9,000円」を「2万1,000円」に、団員「年額1万3,000円」を「1万5,000円」にそれぞれ改めようとするものでございます。

第13条第1項の改正は、団員が災害、警戒、訓練等に従事する場合の費用弁償について、「1回につき1,000円」とあるを「1,200円」に改めるものでございます。

本条例は、昭和62年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由並びにその内容でございます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして議案書25ページ、議案第14号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、本条例の改正は、退職手当関係の改正でございます。本市の一般職職員の退職手当の支給率につきましては、昭和60年3月の定年制施行に伴い優遇条例を廃止し、経過措置退職制度を制定したところでございますが、その後、国において退職手当制度の改正がなされたので、今回、本市においても、退職手当制度について所要の規定整備をしようとするもの

でございます。

その改正内容でございますが、第34条第1項第4号の改正は、勤続31年以上の最高支給割合を「100分の165」から「100分の150」に改めようとするものでございます。

次に、新たに設けることとなります第41条の2の規定は、職員等を故意に死亡させた遺族に対しては退職手当の支給は行わない旨を定めるものでございます。

第42条の改正は、退職した職員で退職手当の支給を受けていない職員が在職中の行為により起訴された場合は、従来から定めております起訴中に退職した職員同様、刑が確定するまでは退職手当の支給は行わない旨を定めると同時に、規定の整備を図るものでございます。

第42条の2の規定は、すでに退職手当の支給を受けた職員が在職中の行為により起訴され、禁錮以上の刑に処せられたときは、退職手当を返納させることができる旨を定めるものでございます。

附則第14項の改正は、経過措置退職制度を廃止し、国の趣旨に準じた特例退職制度を設けようとするものでございまして、その内容は、定年に達する5年前から退職時の年齢に応じて退職手当計算の基礎となる給与月額に一定の割合を加算するものでございます。

また、第41条の2、第42条、第42条の2については昭和62年4月1日から、第34条、附則第14項につきましては、昭和64年4月1日からそれぞれ施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただきまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上、市長公室関係の議案についての提案理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。

- 議長（赤坂和晃君） 引き続き、特別会計予算4件の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） 引き続きまして、議案第2号「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険として市民の健康と生命を守るための重要な制度でございますが、国保助政の基盤が脆弱なことから昨今、他の保険制度との財政調整を図るべく、昭和59年には退職者医療制度の創設、また、61年12月には老人保健法が改正され、この1月から施行されております。しかし一方では、定率の国庫支出金が大幅に引き下げられたことに伴い、本市国保財政においても多大の影響を受けております。昭和62年度におきましては、老人医療費の拠出金に係る加入者按分率の改定や、退職者被保険者の増加による一定の財政効果は期

待できますものの、なお相当厳しいものと予想いたしております。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。予算書の13ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を62億4,190万円と定めるものでございます。

なお、この歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を10億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の同一款内での各項の経費の流用を規定するものでございまして、給与並びに保険給付費につきましては、予算額に過不足が生じたときに流用できる旨規定いたすものでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず、歳出予算から内容を御説明申し上げます。245ページでございます。

まず、総務費でございますが、総務管理費といたしまして、保険給付を行う上での職員給与及び事務的経費でございまして5,084万9,000円。徴収費につきましては、保険料賦課徴収関係の職員給与及び事務的経費といたしまして、1億1,863万7,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、運営協議会費でございますが、これは国民健康保険運営協議会の運営に係る経費でございまして、123万9,000円計上いたしました。

趣旨普及費につきましては、啓蒙活動費でございまして、50万円計上いたしましたものでございます。

保険給付費でございますが、療養給付費といたしまして、42億9,089万9,000円計上いたしました。

次に、老人保健拠出金でございますが、これは老人保健法に係る被保険者を対象としたものでございまして、医療費及び事務費を含めまして、16億9,232万9,000円計上いたしましたものでございます。

次に、共同事業拠出金でございます。高額な医療費が発生した場合に保険財政の負担を軽減するための高額医療費共同事業と、退職者医療制度に係る被保険者認定のためのその他共同事業を含めまして、4,293万3,000円計上いたしましたものでございます。

保険施設費でございますが、優良家庭及び健康老人に対する表彰と、医療通知に要します費用399万円を計上いたしましたものでございます。

公債費につきましては、歳計現金に不足が生じたときの一時借入金の利子でございまして、750万円計上いたしましたものでございます。

次に、諸支出金でございますが、保険料過誤納還付金並びに還付加算金といたしまして、3,02万4,000円計上いたしましたものでございます。

次に、予備費でございますが、疾病の集団発生等予測しがたい費用の支出に備えるため、3,000万円計上いたしましたものでございます。

以上、歳出合計いたしまして62億4,190万円と相なるものでございます。

次に、これら歳出予算に充当すべき歳入予算につきまして御説明申し上げます。予算書241ページでございます。

まず、国民健康保険料でございますが、本年度の保険料につきましては、昨年の保険料等の改定に際し御審議賜りましたとおり、賦課限度額を30万円とし、25億2,804万円計上いたしましたものでございます。

一部負担金につきましては2万円。使用料及び手数料につきましては48万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金でございます。事務費負担金として6,500万円。療養給付費等負担金として20億1,187万6,000円。助産費補助金として1,200万円。財政調整交付金として4億5,939万5,000円を、国の予算編成方針並びに本市の実績等を勘案いたしまして計上いたしましたものでございます。

次に、療養給付費交付金でございますが、退職者医療制度に係る被保険者の医療費を対象として、各被用者保険から拠出されるものでございまして、7億4,007万5,000円計上いたしました。

次に、府支出金でございますが、国保事業に係る府の助成補助金として2,300万円。老人医療費波及分補助金として2,700万円、障害者医療費波及分補助金として1,000万円をそれぞれ計上いたしましたものでございます。

共同事業交付金でございますが、歳出予算で御説明いたしました高額医療費共同事業に伴う交付金でございまして、4,292万3,000円計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金でございますが、被保険者の負担の軽減を図るため、一般会計繰入金1億5,000万円。また、収支を補うため、財政調整基金より1億4,806万7,000円それぞれ計上いたしましたものでございます。

最後に、諸収入でございます。第三者納付金、医療費返納金等々をいたしまして、2,402万4,000円計上いたしましたものでございます。

以上、歳入合計いたしまして62億4,190万円と相なるものでございます。

以上が、国民健康保険事業特別会計予算の内容でございます。

次に、議案第3号「昭和62年度和京市老人保健事業特別会計予算」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

老人保健法が施行されて6年目を迎えることになりましたが、御承知のとおりこの制度は、70歳以上の老人と65歳以上の寝たきり老人を対象といたしたもので、適切な医療の確保を図るとともに、健康の保持及び福祉の増進に期することを目的としたものでございます。

次に、その内容を御説明申し上げます、予算書16ページでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億3,402万2,000円と定めるものでございます。

この歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書により、まず、歳出予算から内容の御説明を申し上げます。予算書265ページでございます。

総務管理費の一般管理費といたしまして、396万5,000円を計上いたしてございます。

次の医療諸費でございますが、これは62年度で見込まれる受給対象者7,470人に係る医療諸費といたしまして、54億3,005万7,000円を計上いたしました。

以上が、歳出予算でございます。

続きまして、ただいまの歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、支払基金交付金でございますが、これは医療費の70%、37億9,375万6,000円及び医療費の審査支払に係る手数料1,030万3,000円、合計38億4,059,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、国庫支出金といたしまして、医療費適正化対策事業負担金といたしまして49万7,000円。また、医療費の20%として10億8,393万円。合計10億8,442万7,000円を計上いたしてございます。

次に、府支出金といたしまして、医療費の5%、2億7,098万2,000円。また、受給者健康指導事業補助金として28万4,000円。合計2億7,126万6,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、繰入金といたしまして、医療費の5%及び当該事務に係る経費の所要額を合わせました2億7,417万円を一般会計から繰り入れるべく、措置いたしましたものでございます。

次に、諸収入でございますが、これは第三者行為による医療費償還額として、10万円を計上いたしましたものでございます。

以上、歳入歳出予算それぞれ合計額は、54億3,402万2,000円と相なる次第でございます。

以上が、老人保健事業特別会計予算の内容でございます。

引き続きまして、議案第4号「昭和62年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。予算書18ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を2億711万7,000円と定めるものでございまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、地方債でございまして、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、内容明細につきましては、第2表のとおりでございます。

内容につきましては、270ページにございますように公園用地取得費5,638万8,000円。また、前年度以前に借り入れました地方債の元利償還金等1億1,712万9,000円計上いたしました。

なお、本年度より一般会計の方で本会計からの用地買い戻しの事業が補助採択される見込みとなり、この用地売払収入分3,360万円を一般会計へ繰り出すべく、予算措置を講じたものでございます。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算につきまして御説明申し上げます。

まず、財産収入といたしまして、土地売払収入3,360万円。市債として5,600万円。歳入不足額1億1,751万7,000円を一般会計より繰り入れたいすべく、予算措置をいたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、公共用地先行取得事業特別会計についての内容の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第5号「昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

下水道の整備につきましては、昨年10月に南大阪湾岸北部流域下水道組合が設立、本年4月をもって供用開始される運びとなっております。本市においても、一部の地域が流域下水道の処理区域として供用開始され、公共下水道整備の促進が図られているところであります。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。予算書21ページでございます。

まず、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額を15億7,032万5,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、債務を負担する事項等を定めるものでございまして

て、内容につきましては、本年度より流域下水道の供用開始に伴います水洗便所改造資金の融資に対する金融機関に対する損失補償を計上いたしましたものでございます。内容につきましては、第2表のとおりでございます。

第3条は、地方債の目的、限度額等を定めるものでございまして、その内容は、第3表のとおりでございます。

第4条は、歳出予算の各項の経費を流用できるよう定めたものでございまして、職員の給与費を対象といたしてございます。

続きまして、事項別明細書により、まず、歳出予算から御説明申し上げます。予算書277ページでございます。

まず、下水道総務費でございますが、職員の給与費を初め、下水道処理費、南大阪湾岸北部流域下水道事業の負担金等、7億7,746万3,000円を計上いたしました。

また、下水道整備費につきましては、汚水管の整備費等5億4,293万5,000円計上した次第でございます。

次に、公債費につきましては、前年度以前に借り入れた市債の元利償還金2億4,942万7,000円を計上いたしました。

また、予備費として50万円計上いたしました。

次に、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、分担金及び負担金といたしまして、下水道整備事業負担金2,330万円。また、下水道使用料として7,125万2,000円計上いたしました。

次に、国庫支出金1億7,300万円。府支出金400万円。市債6億2,310万円計上いたしました。

これらは歳出予算に関連いたします歳入予算でございまして、歳入不足相当額6億7,567万3,000円を一般会計から繰り入れたいすべく、措置いたしましたものでございます。

以上が、歳入歳出予算でございまして、総額15億7,032万5,000円と相なる次第でございます。

以上をもちまして、昭和62年度各特別会計予算の説明を終ります。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分休憩）

(午後1時00分再開)

- 議長(赤阪和見君) 午前に引き続いて予算の説明を願います。

まず、水道事業会計の説明を願います。

- 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、議案第6号「昭和62年度和泉市水道事業会計予算」について、提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

まず初めに、新年度を控えまして、水道事業の経営動向について総括的に申し述べますと、経営の基盤をなす給水収益につきましては、最近の経済状況や天候等の事情を反映してその伸びは鈍化の傾向にある一方、受水費や資本費、諸コストの増高は、経営圧迫の要因と相なっておりますが、人員削減や資金運用の効率化等企業努力によりこれを吸収するとともに、引き続き料金水準の据え置きを行いましたため、経常収支は依然赤字基調にあります。しかし、昭和61年度におきましては、たまたま池上浄水場跡地処分により累積欠損金の解消を図るとともに、宿願の収支均衡の回復を達成するに至っております。

こうした背景のもとで新年度おける経営目標といたしましては、前年度からの収支動向を踏まえつつ一層の経営体質の改善と企業努力により、極力料金水準を抑制いたしますとともに、一層のサービス向上を期してまいります方針であります。

それでは、別冊予算書1ページより予算の概要について御説明申し上げます。

まず、本年度の業務予定量でございますが、第2条において、給水戸数4万2,300戸、年間給水量1,363万8,000㎥、また、1日平均給水量については、3万7,364㎥と予定いたします。また、主要な建設改良事業といたしましては、赤水対策のための配水管更生事業に3,290万円、環境改善事業に伴う配水管整備事業に2,600万円、また、継続的に実施しております水道施設等整備事業に1億5,540万円をもって和田浄水場における浄水機械設備工事、父鬼浄水場の計装テレメーター設備工事並びに年次計画に基づく配水管布設工事、延長1,287m余を施行予定いたしているものでございます。

次に、第3条 収益的収支の予定でございますが、収益的収入より申しますと、第1款 水道事業収益を19億573万3,000円と予定し、その主な内訳といたしましては、営業収益においては、過去の実績と水需要の動向を勘案いたしまして、前年度当初予定に比し3.5%増の17億6,411万3,000円を計上いたしました。

2ページでございますが、営業外収益については、1億4,161万円を予定いたしております。加入金収入は、ほぼ横ばい状態で推移すると見込まれるほか、余裕資金の運用による預金利息の増加で、対前年度比13.6%増額と相なっております。

次に、支出面でございますが、第1款 水道事業費用を20億2,523万6,000円と予定

し、営業費用の主な内訳といたしましては、職員給与費を初め、受水費、受託工事費等で、対前年度に比し、3.5%増の17億3,258万5,000円と予定いたしております。この増加費用といたしましては、給水原価の主要な要素を構成いたします職員給与費を初め、受水費、減価償却費等の恒常的な経費増が見込まれるものでございます。

また、営業外費用でございますが、これは主に建設改良事業等の支払利息でございます、合計2億9,095万1,000円を計上いたすものでございます。

なお、特別損失、予備費は、昨年同様の措置といたすものでございます。

以上、収支差し引きいたしますと、1億1,950万3,000円の当年度純損失が見込まれるものでございます。

次に、第4条でございますが、これは主として、建設改良事業に伴う資本収支でありまして、まず、収入面より申しますと、第1項 企業債は、1億9,300万円と予定し、内訳といたしましては、配水管更生事業債、同整備事業債並びに水道施設等整備事業債と相なっております。

第2項 工事負担金については、住宅都市整備公団を初め、民間の開発工事に伴う配水管布設工事費等原因者負担として1億5,550万円を予定し、第3項 負担金は、消火栓新設に伴う一般会計負担金で、前年同様の措置といたしました。

以上により資本的収入総額を3億5,601万円といたすものであります。

一方、資本的支出の予定総額は5億1,149万9,000円として、水道施設拡充強化に資する建設改良関連事業費並びに企業債償還元金とその主なものでございます。

なお、資本的収支勘定における収支不足額1億5,548万9,000円につきましては、減価償却費等による内部留保資金で補填するものであります。

次に、第5条でございますが、これはさきに申し述べました企業債の借り入れ予定について、目的、限度額、利率及び償還方法について定めたものでございます。

第6条は、各経費の流用事項を、第7条は、議会の議決を必要とする流用事項をそれぞれ定めております。

第8条では、一般会計から受ける補助金を1,000万円と定め、第9条では、建設用材料等のたな卸資産購入限度額を1億3,570万3,000円と定めるものでございます。

以上が、今回、上程させていただきました昭和62年度水道事業会計予算案の概要でございますが、これら詳細につきましては、5ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいます、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 最後に、病院事業会計の説明を願います。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました

議案第7号「昭和62年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明を申し上げます。

病院事業を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっており、その上昭和62年度におきましては診療報酬の改定等は予定されておらず、諸経費のみが増高するというまことに厳しい状況にあります。

それでは、その内容につきまして御説明申し上げます。別冊予算書1ページでございます。

まず、第2条は、本年度の業務予定量を定めたものでございまして、病床数327床、患者数は、入院で1日平均280人、年間延べ10万2,480人、外来1日平均720人、年間で21万4,560人。また、本年度の主要な建設改良事業は、医療機器等の購入費6,800万円をそれぞれ予定いたしておるものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定でございますが、収入第1款病院事業収益は、43億6,070万円計上いたしました。その内訳でございますが、第1項は、入院外来収益等の医業収益でございまして41億2,410万円。第2項は、一般会計からの補助金等の医業外収益でございまして2億3,660万円を予定計上いたしました。

次に、支出第1款 病院事業費用44億7,830万円でございます。第1項は、職員給与費、診療材料費等の医業費用でございまして42億4,810万円。第2項は、企業債及び一時借入金利息等の医業外費用でございまして2億2,990万円。第3項は、事務費として30万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第4条の資本的収入支出の予定でございますが、収入第1款 資本的収入11億472万円。その内訳でございますが、第1項は、一般会計からの出資金7,722万円。第2項は、一般会計からの長期借入金9億6,750万円。第3項は、本年度発行を予定いたしております企業債6,000万円をそれぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、支出第1款 資本的支出は11億472万円でございます。その内訳でございますが、第1項は、医療器械購入費等の建設改良費として6,923万3,000円。第2項は、企業債元金償還金1億258万7,000円。第3項は、一般会計からの長期借入金返還金として9億3,290万円それぞれ予定計上いたしましたものでございます。

次に、第5条でございます。本条は、起債の目的、限度額等を定めたものでございまして、本年度は、医療器械購入費用として6,000万円の起債の発行を予定いたしましたものでございます。

次に、第6条でございます。本条は、一時借入金の限度額を定めたものでございまして、本年度は、18億円と定めるものでございます。

次に、第7条でございます。本条は、予定支出の各項の流用ができる場合の規定。

次の第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めたものでございます。

次に、第9条は、一般会計からこの会計へ補助する金額を定めたものでございまして、本年度は、2億1,223万4,000円を予定するものでございます。

次に、第10条でございます。本条は、たな卸資産の購入限度額でございまして、14億3,217万1,000円と定めたものでございます。

以上の結果、本年度の収支は、医業収支で1億2,400万円の欠損となりますが、医業外収支では、670万円の利益を計上することができ、予備費を含めた当年度の欠損見込み額は、1億1,760万円と相なるものでございます。しかし、病院事業に影響する不良債務額につきましては、本年度で6,525万2,000円解消し、本年度末の不良債務額は、9億3,773万3,000円と相なる見込みでございます。

御案内のとおり、医療を取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、なお一層努力を傾注し、市民の医療需要にこたえてまいりたいと存じております。

なお、5ページ以下に予算に関する証明書、30ページ以下に予算参考資料を添付いたしておりますので御高覧賜り、よろしく御審議の上、原案どおり可決決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 以上で諸議案の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については十分審議をお願いしたいと思いますので、次の日程で特別委員会を設置願ひ付託の上、閉会中の御審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、日程第17「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議会議案第1号

予算審査特別委員会設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

昭和62年3月5日 提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

1. 委員会の名称

予算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和62年度各会計予算並びに関連する諸議案

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する

4. 付託期限

昭和62年和泉市議会第1回定例会会期中

- 議長(赤阪和見君) 本件は、先ほど上程されました日程第3「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」から日程第16「昭和62年度和泉市病院事業会計予算」までの各議案を慎重に御審査願うため、本特別委員会を設置願うものであります。

お諮りいたします。本特別委員会を設置するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第1号は原案どおり可決いたしました。

- 議長(赤阪和見君) 次に、日程第18「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

議会議案第2号

予算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により選任する。

昭和62年3月5日 提出

和泉市議会議長 赤坂和見

記

予算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（赤坂和見君） 本予算審査特別委員会委員の選任については、はなはだせん越ですが、私から選任させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私から選任させていただきます。

委員の氏名を市議会事務局参事をして朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

- 市会事務局参事（河原茂隆君） 朗読いたします。順不同、敬称は略させていただきます。
予算審査特別委員会委員に飯坂楠次、田中昭一、穴瀬克巳、藤原正通、竹下義章、貝淵博治、大谷昌幸、勝部津喜枝、原重樹、坂口敏彦、柳瀬美樹、金谷衛、出原平男。
以上、13名でございます。

- 議長（赤坂和見君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議会議案第2号の委員選任は朗読どおり選任することに決しました。委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、付託されました諸議案をよろしく御審査賜りますようお願いいたします。

-
- 議長（赤坂和見君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

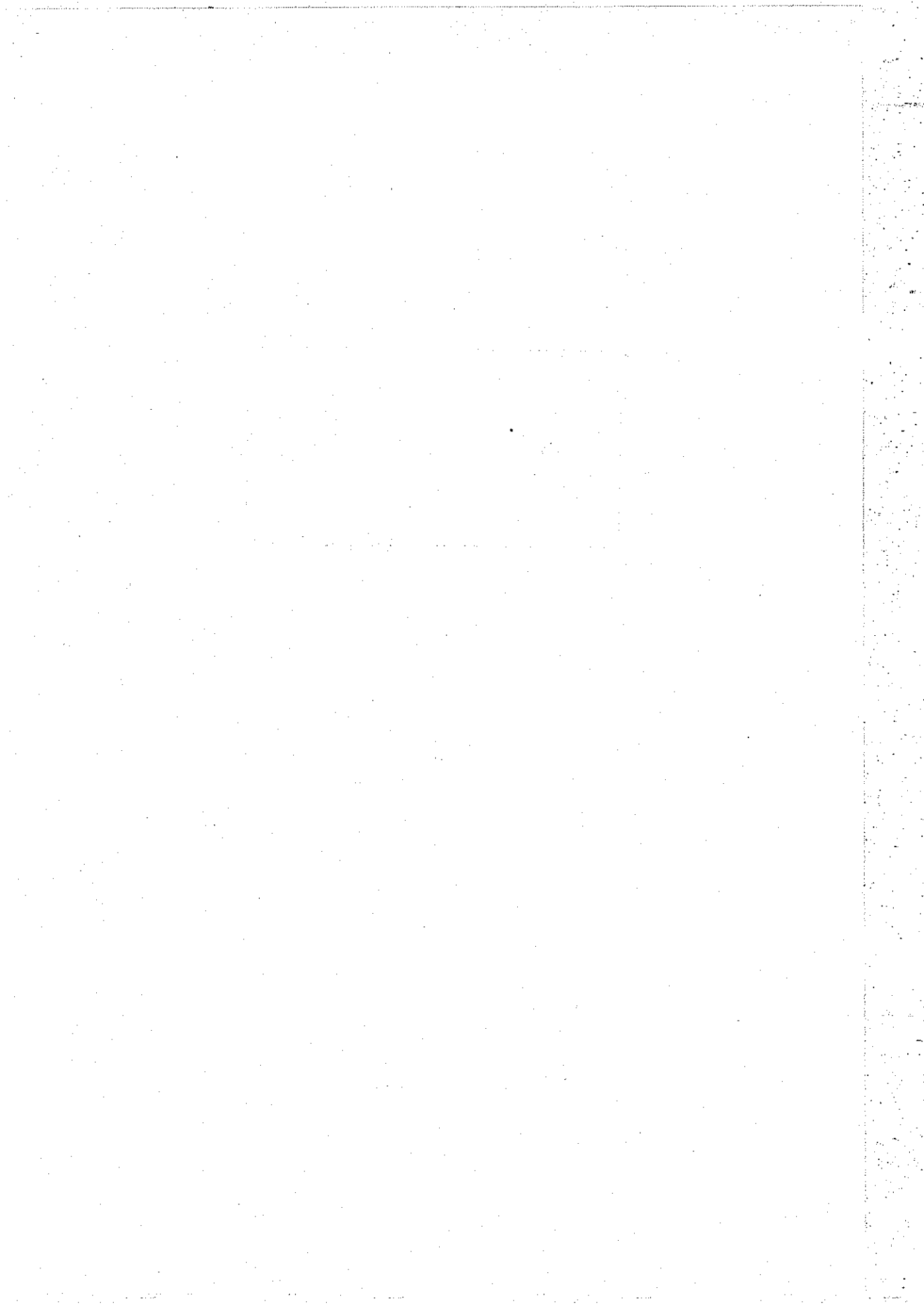
なお、明6日より8日まででは休会とし、9日より一般質問を行いますので、定刻御参集くださいようお願いいたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。

なお、先刻選任されました予算委員さんには、お疲れのところまことに恐縮ですが、引き続き正副委員長の互選をお願いいたしたいと存じますので、委員会室に御参集くださるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(午後1時22分散会)

第 2 日



昭和62年3月9日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番	飯坂楠次君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
6番	赤阪和見君	19番	原重樹君
7番	藤原正通君	20番	坂口敏彦君
8番	穴瀬克己君	21番	若浜記久男君
9番	並河道雄君	22番	西口秀光君
10番	竹内修一君	23番	柳瀬美樹君
11番	仁井明君	25番	大谷昌幸君
12番	竹下義章君	26番	池辺秀夫君
13番	貝淵博治君	27番	金谷衛君
15番	松尾孝明君	28番	出原平男君
16番	天堀博君	29番	田中包治君

欠席議員(1名)

2番 奥村圭一郎君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部長	橋本昭夫
助役	坂口禮之助	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入役	中塚白	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	逢野一郎	産業部長	松村吉堯
市長公室企画室長	稲田順三	産業部理事	中上好美
市長公室次長兼人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	中西淳富
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長	原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚孝之	建設部理事	前田守正
財政課長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎 琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻 寿夫
都市整備部長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	三井 義秋	教 育 長	西川 喜久
改良事業部長	富田 宏之	教 育 次 長	逢野 博之
改良事業部次長	高三 一行	管 理 部 次 長	鹿島 賢昌
改良事業部次長	笠木 恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
改良事業部次長	堀 宏行	社会教育部長	青木 孝之
病 院 長	竹林 淳	社会教育部理事	竹田 明郎
病院事務局長	藤原 光夫	社会教育部理事	明坂 貞士
病院事務局次長	藤原 清司	社会教育部次長	明坂 文嘉
水道部長	田中 稔	社会教育部次長	宮嶋 忠雄
水道部理事	岩井 益一	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道部次長	岸本 孝二	選挙管理委員事務局長	農端 小一
会計課長	赤田 儔信	監 査 委 員	庄 司 清
消 防 長	角谷 泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田 陽三
消防本部次長	高宮 武男	農業委員会会長	森口 義忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬 喜広	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原 行雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参 事	河原 茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月9日)

日時	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨(昭和62年3月第1回定例会)

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 9番 並河道雄 議員

1. 水道行政について
 - (1) 雇用促進事業団検討委託について
 - (2) 料金体系について
2. 交通公害対策について
 - (1) 北信太駅前自転車置場の運営について
 - ア 時間帯について
 - イ 事故対策について
 - ウ 駅前進入禁止について
 - (2) 鶴山台団地駐車場問題について
 - (3) 交通安全施設の維持管理について
3. 福祉行政について
 - (1) 老人対策について
 - (2) 福祉総合会館について
 - (3) 泉北隣境余熱利用について
4. 中小企業対策について
 - (1) 円高対策について
 - (2) 売上税導入について

② 16番 天堀博 議員

市政運営方針について

1. 財政問題と行革大綱について
 - (1) 第二次和泉市総合計画に係る実施計画について
 - (2) 施策経費への配分等について

- (3) 都市財源の抜本的拡充について
- (4) 同和対策経費の特別助成について
- (5) 国の税制全般にわたる抜本的見直しについて
- (6) 地方行革と補助金カットについて

2. 同和行政について

- (1) 新法と本市同和行政について
- (2) 池田市政12年間の同和行政について

3. 開発行政について

- (1) 中央丘陵整備事業について
- (2) 道路網の整備と公害問題について

4. 土地開発公社の運営について

- (1) 欠損金の処理と貸付金について

(午前10時00分開議)

- 議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長参事報告)

- 市議会事務局参事(河原茂隆君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。奥村副議長さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。

- 議長(赤阪和見君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(赤阪和見君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(赤阪和見君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。

最初に、9番・並河道雄君。

(9番・並河道雄君登壇)

○ 9番（並河道雄君） 通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

私は、議員はもちろんのことでありますが、議会の組織活動を通して行政当局に劣らないように、努めて市民と対話する機会を持つべきであると常々考えております。対話というのは、単に言葉が通ずるだけでなく、心が通ずることではなればなりません。外形だけの対話では、市民の信頼を得ることはできません。対話の必要は、まず請願、陳情を受ける際に生ずるわけでありまして。

私は、わが民主政治の興衰は、地方議会の消長に係るところ至大であると思っております。議会の勢力と活動が弱体化すると反射的に行政力が強大となり、執行部の独走体制を来しやすい。地方議会が正しい姿勢で活性化すること、それがひとり地方自治の強化に寄与するにとどまらず、日本の民主政治安定に貢献するものであると考えております。地方議会に課せられ期待される使命と責務は、まことに重かつ大であると言わなければなりません。そこで私たち議員は、一般質問等を中心に市民の要望を代弁するわけですが、過去何回か私も一般質問で取り上げた問題を中心に、今日は理事者の考え方をお伺いしたい。

1点目に、水道行政について。伏屋、葛の葉の雇用促進住宅検針については、本市で検針業務を行う必要があると思うが、この点いかがお考えか。また、料金体系については、独居老人あるいは使用量ゼロ世帯については、減免あるいは料金体系を変更すべきであると考えているが、この点いかがお考えか。

2点目に、交通公害対策について。最初に、北信田駅前自転車置き場について、預かり時間の延長等の要望があるが、可能かどうか。2番目に、建屋内での盗難については全く責任をとらないのかどうか。駅前には、午前7時から9時まで原付きを含む一切の車は進入禁止になっているが、原付き置き場がある以上矛盾するのではないか。

次に、鶴山台団地駐車場問題について。過去、一般質問でも取り上げましたが、団地周辺の違法駐車は日に余るものがあり、ドライバー同士のトラブルあるいは人身事故等も起きています。本市として単なるキャンペーン、啓発運動だけでなく、公団当局に対する働きかけ、対応等早急に迫られておりますが、この点関係部局の所見をお伺いしたい。

次に、交通安全施設の維持管理について。ガードレール、カーブミラー等の定期点検、補修、パトロールは実施されているのかどうか。市民からの通報によってのみ対応されているのではないか。また、以前に要望した背番号制についてはいかが対応してくれたのか。

以上3点、明確なお答えをいただきたい。

次に、福祉行政について。厳しい財政事情ではありますが、本来、福祉については、恒常的に予算を計上すべきであると考えておりますが、国を中心に福祉切り捨ての方向にあることは

非常に残念でなりません。本市において過去、いろいろ提言もし、何点かについては解決もしていただきましたが、高齢化の進む中、老人対策についてお尋ねしたい。独居老人に対する事故防止も兼ねた牛乳給付、また、ディナーサービス、ショートステイ等、その後検討されたものがあればお示し願いたい。

次に、福祉総合会館について。待望久しい建設が決定され、喜ばしいことですが、その中に老人大学の設置が報道されていたように思うが、事実であれば内容を説明願いたい。

次に、泉北環境余熱利用について。中央丘陵開発に伴うごみ処理の増加と、地元住民にとっては、山手のきれいな話ばかりでなく不満も積もる中、余熱を利用した温水プールのようなものでも計画していただければありがたいが、この点働きかけていただけるかどうか。

最後に、中小企業育成について。本市は中小零細企業のひしめく中、円高不況、また、売上税が導入されればますます厳しくなるわけですが、この点の対応、育成についていかが考えておられるのか。また、国民的課題である売上税が導入されれば、歳入歳出の本市への影響。また、市長自身は、売上税については賛成なのか、反対なのか、御所見を伺いたい。

以上、自席からの再質問の権利を留保して趣旨説明を終わらせていただきます。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 営業課長（和田栗登君） 水道部営業課長和田栗よりお答えいたします。

第1点目の雇用促進事業団の各戸検針につきましては、雇用促進住宅等集合住宅につきましては、一般の集金方法と異なる受水槽方式でありまして、この場合、受水槽を境として上流側、すなわち受水槽への給水口までは給水装置として水道法、市条例の規制を受け、水槽を含めてそれ以下の施設につきましては、建築基準法、ビル衛生管理法その他関係法令の規制を受け、その維持管理は、建物の所有者または使用者になっております関係上、受水槽手前に親メーターを取り付け、これを取引メーターといたしております。

しかし、住民サービスの観点から各戸検針の要望がありました場合、市が一定の条件を付して各戸検針を行っております。この条件と言いますのは、遠隔式量水器の設置差水の徴収、滞納、加入金等の問題等でございます。

なお、水道部におきましても事業団に問い合わせましたところ、現在、近畿、四国圏内 164 団地のうち 100 団地近くが、すでに水道事業者との一定の条件により各戸検針を行っているとのこととあります。また、遠隔式メーターの設置につきましては、各団地からの要望が多い中多額の費用を伴いますので、同事業団では、年次的に 3、4カ所実施している、という回答をいただいております。

以上です。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 水道部理事（岩井益一君） 水道行政の2点目の料金体系の一部変更について、水道部理事岩井からお答えいたします。

独居老人等の減免につきましては、かねてから御要望のあります福祉料金導入問題に関係いたしまして、昨年第4回定例会において次期料金改定時において実施してまいりたい、旨御答弁申し上げているとおりでございます。

なお、基本的な考え方といたしましては、本市の料金水準は、基本料金が依然として高水準であるわけでございますので、少量使用世帯の中でも特に独居老人、母子世帯等、社会的弱者といわれる世帯を対象として政策的な配慮の上、企業的な立場から一定の緩和措置を図ってまいりたい、このように基本的に考えてございます。

なお、ゼロ世帯に対する減免につきましては、現在の料金体系といたしましては、一般家庭用にありますのは、基本料金と従量制料金を採ってございます。基本料金は、準備料金と水量料金から成り立っております。準備料金は、需要家が水使用の有無にかかわらず賦課される料金でございます。常時給水、つまり24時間中いつでも蛇口をひねればさっと水が出るという設備のための料金であり、また、そのための原価であります。この点につきましては、電気、ガス、電話などすべて同じような料金体系を採っておるところでございます。したがって、ゼロ使用世帯に対する減免措置はまことに至難でございますので、御理解賜りたいと存じます。以上でございます。

○ 9番（並河道雄君） 最初の検針業務の件ですが、親メーターまでが市の管理、それ以後はいろんな条例のもとに事業団、また、管理人のもとにあるという答弁だったと思いますが、基本的に私と考え方が違うわけです。伏屋で350世帯、葛の葉で290世帯ありますが、市の考え方は、例えば伏屋の350世帯が1つの家というわけですが、この辺に矛盾がある。私と基本的な考え方が違うし、管理人さんとの考え方のいずれがあるわけです。

それと、前回も言いましたが、柏原、八尾、堺、富田林といった市では、すでに各戸検針が行われておりますし、遠隔操作を付ければ即やりたいということですが、費用が高額であるということです。その辺でいま言った市でどういう形で各戸検針が行われているのか、なぜ本市だけがむずかしいのかをお聞きをしたいのが第1点。

それと、親メーター以後の漏水の減免措置はどうなっているのか。

また、ゼロ世帯の場合は、市では減免措置がないわけですが、福祉料金が設定されたらどうなるか、これもむずかしいことですが、基本料金の8トン未満700円ですが、この雇用促進事業団の住宅のゼロ世帯に対しては取っていないわけです。また、8トン未満の1トン単位で料

金体系を変えて管理人が集金しているわけです。基本的に市の条例とは、全く異なった料金体系を採っているわけですが、この場合、負担の公平性から言えば大きく問題があるように思われます。この点いかにお考えか、答弁願いたい。

こういう形を採ると給水単価が変わってくる。というのは、例えば100世帯あって5戸がゼロ世帯で基本料金の700円を取らないとなった場合、2カ月で1,400円単位で集めてますけど、そのゼロ世帯の水道料金が全部他の家庭に割り振りしていますよ、親メーターと各戸検針との関係でね。市は、親メーターの分だけきっちり取るわけですからね。どうしても親メーターの分の料金は市へ払わなくてはなりませんので、割り振りしているわけです。これは行政指導もしていただかなければなりませんし、その辺の問題点も含めてお答え願いたいと思います。

○ 営業課長（和田栗登君） 漏水に対する減免はしております。ゼロ世帯の使用料金につきましては、一応、市が親メーターを検針し、その使用量によって公団が各戸メーターを付け、その使用量によって負担を願っているわけですので、使っていないところは払わなくてもいいわけです。

○ 9番（並河道雄君） それはわかっています。要するに、使っていないところは払うてへんやろう。それは市の条例からすればおかしいのと違うかと言っているんです。

○ 水道部理事（岩井益一君） ただいまの点についてお答えいたします。

ゼロ使用世帯につきましては、市の条例に準じて取り扱いということでございます。ただ、実態といたしましては、市の条例では、親メーター使用の場合は、親メーター1本で後はそれにぶら下がる場合連用栓扱い、料金は同じでございます。ただ、入居しておられない場合は、連用栓として基本料金は徴収しておりません。その点につきましては、向こうの管理人さんの方から市に届け出があれば、それに基づいて基本料金をちょうだいしておるといってございます。

実態といたしまして、最近、雇用促進事業団の入居者が非常に少なくなっていると聞いております。したがって、1世帯で数戸専用されているところもあるやに聞いておりますが、当然、連用栓1本として計算、料金を徴収するというふうにはいたしてございます。

それから、漏水の問題でございますが、親メーターから子メーターまでの間、いわゆる団地内で漏水があった場合、一定の減免規定に基づいて減免をいたしておるところでございます。

それから、基本的に市と事業団あるいは管理人さんとの考え方に矛盾があるのではないか、という御指摘でございます。この点につきましては、市といたしましては、昭和43年に事業団との間で給水協定を交わしておるところでございます。しかし、現実問題として事業団の集

合住宅は、300あるいは400世帯を1世帯とみなすべきじゃないか、という面もござい
ますが、私どもとしてもその場合、料金体系を変えますとコストがかかるわけでござい
ますので、私どもの条件といたしましては、親メーターを設置するとか、差水量や加入金問題とか、一定
の条件を提示しておるわけでございます。したがって、その条件を受け入れていただくならば、
いつでも戸別検針に切り替えていく用意があるわけでございます。

この点につきましては、事業団の方でも現実問題、事業団自体でなく外郭団体の団地サー
ビス的な団地振興会を設置し、管理主任より家賃あるいは水道の集検針、団地の維持管理に当た
っている中、事業団の方針といたしましては、年次計画的に年間3〜4団地を対象に遠隔式メ
ーターの取り付けをしておるということでございますので、まず、地元の団地から同振興会を
通じて事業団へ申し入れていただくのが、解決の先決ではなからうかと考えるわけでございま
す。事業団の方で採択いただければ当然市の方へ通知があると思っておりますので、基本的に私ども
も対応してまいりたいと考えておる次第でございます。

○ 9番(並河道雄君) そんな答弁やったら前と一緒にすわ。遠隔操作のメーターは非常に高
いんでしょ。いまの答弁やったら、事業団から遠隔メーターを付けてくれと言われたら、す
ぐやります、ということですが、大阪府下で遠隔操作を付けてやるところは何ほあります
か。

○ 営業課長(和田栗登君) 堺だけです。

○ 9番(並河道雄君) そうでしょう。要望があれば、ということですが、基本的に差水量の
問題などが出ております。全部事業団負担でしょう。ということは、入っている人が負担する
ことですね。2分の1の減免もやってもらうのが当たり前なんですわ。どこの家でも漏水した
ら減免してあげるのは当たり前や。500世帯ぐらいの事業団の場合でもあるわけですからね。
しかし、その負担が問題ですわ。管理人さんも人間ですから、毎日回っておってもどれぐらい
漏れているかわからない点が多い。必ず差水量が出てきます。そういう点で給水単価も変わる。
ゼロ世帯については、事業団との関係でそうしてるんかもわかりませんが、事業団の500世
帯も同じ市民ですから、やはり行政指導でちゃんと各戸検針で公平性を期さないかんと違
うかという基本的な考え方を答えてほしい。

裏返して答弁願いたいんですが、検針業務がだめなら、集金業務については、請求書を市へ
回せば市で集金していただけるのか、その点はどうでしょうか。

○ 水道部理事(岩井益一君) 差水量問題等についての御指摘ですが、需要家サイドからみれば
全くそのとおりでございますが、片や水道事業サイドから申し上げますと、コストという問
題が生じてまいりますので、この辺については、できるだけ地元から振興会を通じて事業団へ

強力に働きかけていただくのが先決と考えます。

2点目の集金業務でございますが、これも現実問題、管理主事さんが戸別検針をされまして一定の料金を計算、公団への振り込み制になっておると聞いております。

○ 9番(並河道雄君) 集金業務を市がやられへんか、と聞いている。そんな管理人の仕事の内容ぐらい説明してもらわんでも知ってますよ。

○ 水道部理事(岩井益一君) たてまえから言いますと、水道部としては関知できないと思います。

○ 9番(並河道雄君) なぜできませんね。

○ 水道部理事(岩井益一君) 検針と集金業務は、現段階では一体業務でございまして、現段階においては、振興会の方の固有業務でございます。

○ 9番(並河道雄君) なぜこういうことを質問するかと言いますと、集金や検針業務は、基本的には市の職員の業務やと思ってます。ところが43年に協定ができて以来、親メーター方式で今まで経過してきたわけでしょう。しかし、他市ではいろんな問題点が出てきているから、遠隔操作を付けなくても、メーターを取り付けて各戸検針に移ってきていますわな。和泉市では旧態依然たる形でやっている。前のときは、労働組合がオーバー労働になり、いろんな問題があつてむずかしいということも答えておられますが、それはそれとして、集金業務はできないか、ということですよ。

○ 水道部理事(岩井益一君) 確かに御指摘のとおりでございますが、条例の体系上は連用栓扱いでございます。あくまでも親メーターで計量して一括請求するという条例面での制約がございますので、大変むずかしいと思います。

○ 9番(並河道雄君) 親メーターまでのおカネはきっちり事業団は払うてるわけでしょう。あんたとはものすごく楽や。普通、何百世帯もあつたら、必ず料金の滞納処理や苦情などいろんな問題が生じ、人間関係にまで及ぶまですまで、現在は、それを全部管理人さんがひっかぶってる。特に集金するとき「水道料金が高いやないか」「前月はこんだけやないか」とかの苦情になって出てくるんです。集金と検針は一体業務かどうか知らんが、親メーターまでの料金はきっちり入るんやから、端的に言えば取り立てだけですわな。集金業務は振替でもええから市でできないかということですよ。

○ 水道部理事(岩井益一君) 現段階ではちょっと……。市と事業団との協議で決めたことですので、それらの実態等につきましては先方さんとも話はしますが、現在は、あくまでも事業団、いわゆる団地振興会との関係でございます。御指摘の点はよく理解するところですが、ひとつよろしく御理解賜りたいと思います。

- 9番（並河道雄君） 基本的に私と考え方が違うので平行線になりますが、恐らく検針、集金業務となるとと思いますが、それを事業団と交渉して覚書の内容を変更すれば可能ですか。
- 水道部理事（岩井益一君） 当方も当然コストがかかるわけでございますので、その辺が、事業団との交渉事項になろうかと思えます。端的に実情はわかるから市で受けるということは……。水道事業も独立採算制を採ってございますので、その点は御理解をいただきたいと思えます。
- 9番（並河道雄君） コストとは、集金の人件費の問題やろう。
- 水道部理事（岩井益一君） その他滞納の問題等、いわゆる事務委任上の問題も出てまいります。
- 9番（並河道雄君） この問題につきましては、ずっと以前から言うておりますので、これからは平行線で行くと思えます。いろんな事業団との問題もあると思えますが、私も要望を受けた以上、冒頭申し上げましたように、議員は議会の場ではっきり考え方を述べ、市民の代表として現地へも行き、苦情も聞かなくてはならない場合が多々あります。基本的に理事と考え方が違います。僕は管理人の考えが正しいと思えますが、覚書1本でこられると、実際には覚書を結んでやってますので、他の市でやってるのにできないとなります。今後、1つの問題点として私も勉強もし、解決に向かって努力したいと思えます。理事も今回、指摘をしたことをよく念頭に置いていただき、余り何回も言う、またか、となりますので、これを契機に何とか解決のいい方向に向かって努力していきたいと思えます。

この件については、以上で終わります。

- 議長（赤阪和見君） 次の答弁。
- 産業部長（松村吉堯君） 交通公害対策につきまして3点の御質問でございますので、産業部長松村よりお答え申し上げます。

第1点目の北信太駅前自転車置き場運営につきまして3点の御質問でございます。まず、第1点は、営業時間帯の問題でございますが、営業時間につきましては御案内のとおり、朝6時から夜10時まで、5名の管理人さんが3交代で営業いたしてございます。この駐車場につきましては、以前、お客様の中で時々仕事の関係で夜10時以降になる方が5名程度おられました。これらの方々には、駐車場横の空き地に預かっていただいていた経過がございます。しかしながら昨年12月、この空き地に対して隣のパチンコ屋との関係もありまして、テント張り、正規の料金でここにございしても、自転車の保護からしてもお預かりしているという経過がございます。その意味でこの5名様には十分に事情を御説明申し上げまして、そのうち4名の方は引き続き定期でお預かりしているという状態でございます。したがって現在のところ、夜の営業

時間の延長につきましては、勤務時間等の関係上非常に困難な問題がございますので、ひとつこの点御理解をいただきたいと思次第でございます。

引き続きまして、2点目の事故の問題でございますが、有料の駐車場内における盗難補償の問題につきましては、御案内のように、駐車場の出入り口に、盗難による責任は一切補償しない旨の掲示をいたしております。したがって、補償はいたしてございません。ちなみに、昨年1年間の駐車場内における盗難事故を現地で調査いたしましたところ、単車のヘルメットが1個盗まれたという事故が発生しております。ヘルメット等の盗難防止のために、利用者に対しましては、必ずバイクとの間に施錠をするよう掲示いたしますとともに、御指導申し上げているところでございます。こうした盗難事故に対しましては、管理人さんが場内を巡回いたしまして盗難防止に努めているところでございまして、それ以降現在まで、盗難事故というものは発生していないという報告を受けてございます。

3番目の駅前進入禁止の問題でございます。北信太駅前道路につきましてはすでに御案内のとおり、朝の7時から9時までの間、自転車を除く全車両の通行禁止の規制が行われてございます。この契機は通勤通学者、いわゆる歩行者の車両による交通事故防止のため、地元町会の御要望によりまして公安委員会が指定したものでございます。この件につきましては、昨年の交通公害対策特別委員会の中でも御質問があったと存じております。

和泉警察署の意見を申し上げますと、現時点では周辺の交通量から判断いたしまして、規制を解除すると駅前道路の交通量が非常に多くなるということがございます。また、交通規制車種の変更につきましても、府警本部と協議されたようでございますが、さきに述べましたような理由によりまして、その規制を緩和することはできないということでございます。歩行者の事故防止のために実施したところでございまして、結論的に申し上げますと、地元の御要望に沿いこの規制をいたしたものでございまして、現時点におきましても、まだ地元の方ではこれを取り下げている、ということになってございませんので、この件につきましては現在のところ、まだ解決の余地がないということでございます。今後、警察当局等とも検討してまいりたい、このように存する次第でございます。

大きな2番目の鶴山台団地の駐車問題でございます。鶴山台団地の高層住宅地内には現在、845台分の駐車スペースがございますけれども、これだけではとうてい満足できるものではございません。地元の皆さん方が調査されたところによりますと、午後8時以降で約1,000台の車が路上に放置されているとのことでございます。そこで、団地内の自治会長が中心になりまして対策委員会を設置されまして、火災等の緊急時に消防車が通れないと大惨事になりかねないということから、住民に呼びかけ協力を得る一方、住宅・都市整備公団に対しまして、駐

車場の増設を強く要望しているところでございます。

こうした地元住民の違法駐車対策の機運が高まる中、2月28日に開かれた対策委員会の会合に和泉警察署並びに市の担当者が参加いたしまして、違法駐車について協議をいたしてございます。結果的には、和泉警察署も取り締まりを行う用意があるわけでございますけれども、何百台という車の処理の関係上、物理的に非常に困難な問題があるということでございます。解消策としては、駐車場の増設しかないという現状でございます。したがって、今後も引き続き住都公団に対しまして、われわれといたしましても、ねばり強く地元の方々とともに、駐車場の増設要望の運動を続けてまいりたいと思っております。とりあえず28日の協議では、団地内のバス路線上での違法駐車をなくす運動を地元で進めてまいるとともに、和泉警察署ともども、まず、そうした運動をやっていきたいということでございますので、御理解いただきたいと存じます。

それから、3番目の交通安全施設の維持管理でございます。ガードレール並びにカーブミラー等の維持管理につきましては、各自治会の会長さん並びにそれらの役員さんの連絡によりまして、市が設置した交通安全施設の整備を行っているところでございます。原課におきましても定期的ではございませんが、毎年等におきまして、市が設置したカーブミラー等の整備を行っております。御指摘を受けましたカーブミラーの背番号制につきましては、市が設置しております市内760カ所のカーブミラーにつきましては整備番号を張り台帳を作成、それらの番号によりまして御指摘をいただいたときに対応している現状でございます。

以上、交通公害対策についての御答弁を申し上げます。

- 9番（並河道雄君） 預かり時間の延長についてですが、5名の方がおられますが、勤務体系の関係でむずかしいという御答弁がございましたが、これは労働基準法か何かの関係ですか、それとも、他の人件費の問題ですか。
- 産業部長（松村吉堯君） いま、5名の方の勤務体系の中で3交代、1日8時間ということ運営いたしております。具体的に申し上げますと、午前6時から午後2時まで、午前6時から10時まで、午前7時から9時まで、午後4時から午後10時まで、それから午後2時から10時まで、それぞれ8時間の中で勤務いたしております。御案内のように、そうした法律等によりまして8時間勤務ということで限定されておりますので、そうした関係の中での問題でございます。
- 9番（並河道雄君） 時間帯はわかったんですが、この自転車置き場の整理の勤務について私もいろいろ調べました。ちょっとデータは古いんですが、小平市というところでは、高齢者事業団に依頼してやっております。時間給400円で、お年寄りたちから適当な仕事だと喜ば

れているという例もあります。その辺からして、当市にもシルバー人材センターもありますしね。

なぜ私が時間にこだわるかと申しますと、大阪市内へ通勤される方が非常に多いんですが、阪和線は時間が遅くなると電車の本数が非常に少なくなる。何とか延長してもらえないかという方が、部長の御答弁では5名の希望があるということですが、少ないように思います。現実にもその希望を管理人さんへ言うておられない人もおりますし、また、町会を通し、あるいは私だけじゃなく他の議員さんにもそういう要望もあったと聞いております。勤務体系はこれでもいいでしょうが、あとアルバイト的なもので、たとい1時間でも30分でも補充するような検討ができないかということです。

逆に民間では、自転車の車種まで覚えておいて出してくれサービスもいいんですが、そこまでは言いませんが、せめて民間レベルまでいなくても、もう少し市民が納得できる時間帯だけでもいいですから、たとい1時間でも延長願えたら、通勤者にとって非常にありがたいんじゃないかと思えます。その点でちょっと御答弁いただけませんか。

- 産業部長（松村吉堯） 時間の延長についての再度の御質問でございますが、民間の自転車預かりにつきましては、私どもの調査でお聞きしておるところによりますと、営業時間は一応、10時までということでしたしておりますようでございます。断続的に10時以降の方につきましては、店の前へ出しておくという措置を講じているようでございます。しかし、私どもの公のところでは、駐車場以外のところへ出してそのまま帰ってしまうのは、後の事故の問題等からどうかということで、それもいたしかねるところでございます。御質問のように小平市のような例もございますので、現場とよく協議してまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

- 9番（並河道雄君） 延長を検討していただくということで受けとめておきたいと思えます。それと、盗難の件ですが、ヘルメット1個だけということですが、「盗難の責任は負わない」と書いておりますので、これは本人が言わなかったらわからない。かごの中へ財布を入れておいたのをとられたということなど、当然、本人の責任ですから言っていないと思えます。なぜこれを取り上げたかと言いますと、2月24日の事故なんです。原付きに乗っていた子供さんを中へ置いていた。ハンドルごととられたという、考えられない事故が起きました。この事前の質問通告の打ち合わせのとき、部長も聞いてないとおっしゃってましたが、本人にも確認しました。

ちょうどそのときに限って管理人さんもいてはれへんかったということです。そのつぶれた単車を堂々と外へ出して、いま、盗難保険というのがありますが、業者に来てもらって車で入

り口から運び出したが、その間の作業をだれも気がついてない。新しい原付きのハンドルをまるととられたのにだれも気がついてない。それをトラックに積んで運んでいるが、管理人も知らない間にそういう作業が行われている。管理責任は全くなくなってない。余りにも職務怠慢ではないかと思います。

財布をとられたとか、ヘルメットをとられたとか、部長もカギをかけるようと言うてますが、置いたる単車まで丸ごととられたと同じようなものです。その人にとっては、アルバイトで買った楽しみにしていた単車だったので、せめて盗難保険の対象にならんか、と聞いたところ、ハンドルだけなので保険もかからない。といって、市の置き場のほうに、何とかありませんか、とも言えない。これは本当言えば市民の生の声ですよ。こういう話の発想からこの質問をさせていただいたんです。

先ほどの水道の問題と一緒にして、条例をたてにとられるともちまへんが、これは常識的に考えて、単車を丸ごと持っていかれたと同じような事態が発生しておりますので、お聞きしたんです。この点、今後の問題として管理責任については、「無料の置き場と違うか」ということも確認しました。「違う」と言う。それやったら業者を呼んで説明させると言う、「証人喚問になるからええ」とそこまで言ってますので、この点については、もう少し管理責任について指導していただきたい。行政的に補助金も出していることでもありますのでね。民間の青空駐車場でも朝と晩ぐらいいは回ってます。違う番号の車が置いてあると、「これは違うな」とチェックしています。まして建物の中ですし、管理人の部屋には管理人さんもおられますので、今後の問題として、もう少しきちんと管理ができるように指導していただきたい、このように要望しておきます。

駅前の進入禁止ですが、地元の町会から要望があってこういう形になったと思います。大事なことは、今後の問題として、この朝の7時から9時までの進入禁止で、単車を含め一切の車が入れないということですが、私だけじゃなく、他の議員さんもいろいろ聞いておられるわけです。「せめて原付きについてだけでも何とかならんか」とね。地元町会の立場はわかりませんが、むしろはっきり言うて、上代、鶴山台を含めた北信太駅から若干離れた人が迷惑しているわけです。

そこで、部長にこの進入禁止になった理由についてお聞きしたい。周辺の駅を見ても、朝7時から9時まで原付きを含め一切の車を通さないという駅はないわけです。北信太駅よりもっと狭いところでも、単車ぐらいいは止められるようになっています。ここは13号線から海側に向かってあの広い道は一切入れない。南一番踏切の木津信用組合のところから天王寺の方に行く東側線からの道が一切入れない。どういう経過でこうなったのかをお聞きしたい。一度

禁止されるとなかなか外してもらえない。昨日、警察にも行きましたが、警察も「わかっているが、私からは言えない。市の窓口を通して言うてもらえば考えよう」ということです。

しかも、これはある日突然看板が立ったので、かなりの人が交通違反でひっかかった。進入禁止にした時点では看板が立ち、警察官も立っておりましたが、最近は全く立ってない。立ってないどころか、進入禁止の看板が溝のそばに1カ月ぐらい放り出されている。腹が立ってだれかがしたんでしょうが、早急に直すべきだと思います。立てん方がええかもしれんが……。一度きちんと答弁をしていただきたい。私も要望された人へお答えしなければいけないのでね。よろしくお願いいたします。

- 産業部長（松村吉堯君） 北信太駅前線の朝7時から9時までの車の通行禁止の問題でございしますが、私の記憶いたしておりますのは、この問題が発生いたしましたのは、ちょうど鶴山台からのバス乗り入れ問題がからんでのことだと思います。地元ではバス乗り入れ絶対反対ということで、バス以外の車の通行でも非常に迷惑しているんだということから、こうした時間帯の規制がなされたということを記憶しております。

いまの御意見のように、単車等を預かる施設があるのに、単車も入れないという御不便はよく理解するところでございますけれども、単車については、13号線に面した「国道湯」の信号のあたりから進入いたしますと、約30メートル程度車を押さなくては行けません、駅に到達することができる道もありますが、これとても遠回りになりますし、13号線の交通事情から見て危険性もあるということは、十分承知していただいております。先ほど申し上げましたように、地元からの強い要望により設定された時間帯規制でございまして、今後、警察や地元ともよく協議してまいりたい、このように存じますので、御了解賜りたいと存じます。

- 9番（並河道雄君） 「国道湯」から1カ所入れるということですが、道はあるんですが、非常に狭い。交通の関係から危険性もあります。まして、朝早くから単車が入り込めば、住宅地ですので、騒音や排気ガスの迷惑もあり、ちょっと無理やと思います。距離的にも30メートルよりもう少しあるように思います。ただ、進入禁止になった理由が、バス乗り入れ反対のためにやったということですが、まず、この辺が全然おかしい。バス乗り入れ反対やったら、バス乗り入れ反対運動を起こせばいい。バス乗り入れ反対のために、原付きから一切の車の通行を禁止するというのは、はっきり言って理屈は通らなかつたと思うんです。

例えばいま、松原線が通るとなれば、周辺のかんりの町会を呼んで説明会があったと思うんです。特にこういう駅前線ではその町会に限らず、その周辺の町会、竹内さんもおられますし、松尾さんの関係の町会などもそうですが、多くの人たちが単車で通りわけです。歩いて来られ

る距離ではありませんので、そういう大事なことは十分相談していただかないといかんと思います。今後の問題としても上代にマンションができ、また、鶴山台を中心に開発も進んでおる中、自転車や單車通勤がふえてまいります。駐車場の絶対量不足という問題もありますが、進入禁止に対していろいろ苦情が出てこようし、現実にはたくさん苦情が出ております。最後に、その辺の対応策についてお答えいただき、この件は終わりたいと思います。

- 産業部長（松村吉堯君） 先ほど御答弁申し上げました中でちょっと舌足らずな点がござい
ます。バスを通さないためにああいふことになったということではございません。地元の皆さん
さんが、バスの進入猛反対運動をされている中から起こってきた問題で、バスを通さないため
に直接、他の車も通さないということではなかったと記憶しておりますので、その点御理解を
賜りたいと思います。

もう1点は、御指摘のように周辺の住宅開発も進んでまいります。当然あの距離からいた
しますと、自転車や單車で駅前へ通勤されると思います。もちろん駐車場の問題もございま
すし、これらの通行の問題もございしますが、今後、警察や地元の方々と十分に協議し、対処し
てまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（赤阪和見君） 次。

- 福祉課長（池辺一三君） 3番目の福祉行政について、福祉課長池辺から御答弁申し上げま
す。

まず、ひとり暮らし老人に対します在宅福祉対象といたしましては、ひとり暮らし老人の安
否の確認、健康増進、日常生活の状況把握等、適切な助言または連絡を行う等の対策を本市に
おいても各種実施いたしております。特に愛の一声運動として、ひとり暮らし老人の安否を図
るため、定期的に乳酸菌飲料、果物、牛乳等を対象者に配布している市が数カ所ございます。
本市では、民生委員、社会福祉協議会、老人クラブ等により友愛訪問、愛の一声運動を実施い
たしているところでございます。御質問の牛乳の給付につきましては、現時点での実施は困難
であります。当面のひとり暮らし老人の対策といたしましては、民生委員、老人クラブ、関
係機関との連携、協力により実態把握、対象者の健康増進、生きがいの高揚を図ってまい
る所存でございます。

2点目のディサービス事業につきましては、在宅の虚弱老人に対しましては、通所または訪
問して生活指導、健康チェック、給食サービスをすることにより、老人の生活の助長、社会的
孤立感の解消、心身機能の維持、向上等を図るため、老人ホームでディサービス事業が実施さ
れているものでございます。府下におきましては、10市が特別養護老人ホーム、養護老人ホ
ームに委託することにより実施いたしております。議員さんの言われることはごもっともと存

じ認識いたしておりますので、今後、光明荘、唐国園の両特別養護老人ホームのいずれかにサービスのできるような増室等を含め協議してまいる所存であります。また、ショートステイにつきましては、すでに実施しているものであります。

続きまして、大きな2点目の福祉総合会館での老人大学の設置とその内容についてお答え申し上げます。

老人自身の生きがいづくりとして、吹田市の大阪府立老人総合センター並びに昨年4月より開館いたしました堺市城山台府立障害者交流促進センターで南部老人大学が開講されているのであります。特に障害者交流促進センターは光明台のエリアにあり、本市の老人も当センターの老人大学を受講されております。総合福祉会館におきましては老人大学のような規模にはなりません、老人を対象といたします社会教養講座の実施を検討中でございますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

- 9番（並河道雄君） これは過去、いろいろ要望、お願いしてきておりますので、その経過を聞きたかったものであります。寝たきり老人については過去、議会でも移動入浴車などの要望もいたしてきたところでございますが、その点について調査結果が出ております。これは東京の荒川、墨田、江戸川、葛飾等6区の実態でございますが、65歳以上の老人に対する福祉手当につきましては、65歳以上の老人64人中11人しか受けていない地域もあります。寝たきり老人で主治医のいない人が1割、リハビリテーションを受けた人が1割しかいません。移動入浴車につきましては昨年の議会で予算もつけていただき、風呂付き自動車が巡回するようになったと聞いておまして、私も非常に喜んでおります。中には、3年も風呂に入ることがない方もおられまして、その方はとうとう亡くなりました。そういう中から質問させていただいたんですが、今回は、その人には間に合いませんでした。今後は、これは老人福祉対策の一環として大変喜ばしいこととありますので徹底的にPRしていただき、たくさんの方が利用できるようにしていただきたいと考えております。

それから、早期に手当すれば寝たきりにならずにすむと思われるケースや、いまからでも訓練すれば回復の可能性が高い人が非常に多い。それから、すでにある制度でも1人1人の老人に浸透していない。老人は福祉条例などほとんど知らない。「区報」と言っていますが、うちで言う広報のようなものですが、字が小さくてほとんど読めない。読んでもすぐ忘れてしまう。早期発見のパトロールにしても不可能に近い。当然、いろいろむずかしい面があるとは思いますが、パトロールも大切かと思えます。そのような結果からみて、住民自身が絶えず目を配って制度を血の通ったものにしていく必要があると思えます。この調査では、調査先で車椅子の申請をしてあげたり、あるいは塩分の多い食事は栄養上やめるべきである、と指示したのも

あるとのことでした。

また、北海道の社会福祉協議会の調査によりますと、65歳以上で6カ月以上寝たきりの老人6,671人についての調査結果では、80歳以上の高齢者が全体の80%を占め、5年以上寝たきりの人が全体の3分の1を占めている。また、移動が全くできない人が38%、手伝ってもらえば動けるといふ人が37%。また、介護者の9割が女性。内訳は、自分の子の配偶者が37%、実の子が20%。これら介護者の悩みは、外出できないが29%で最も多く、睡眠中に起こされる、仕事に出られない、自分だけの時間が持てない、おカネがかかる、近隣や友だちとの付き合いができない……、などが挙げられています。

また、全社協の調査によると、寝たきり老人を介護している家庭のうち半分以上が5人以上の家族であり、15%が7人以上の家族となっており、また、部屋の状況は、4人以上の家族で3部屋が9割、50世帯のうち2世帯が4人以上の家族で部屋が2つしかないという状況になっており、住環境の悪さを端的に物語っております。

これらはいずれも他市の実態であります。今後は、短期預かり制度とか、留守番を引き受けるボランティアを育てるとか、寝たきり老人に対する移動入浴サービスの強化、ホームヘルパー制度の充実が必要かと思われまふ。この件につきましては要望でございますが、それらの充実に向け努力をしていただきたいと思ひます。牛乳の配布にしても、これは牛乳を飲むことが目的ではありません。先ほど課長が話しておりましたように、牛乳を配って翌日、その牛乳がそのままになっておれば声をかけてあげる。そうすれば事故が未然に防げます。牛乳のきらいな人にはヤクルトでも結構ですので、ぜひそういう点もお考え願ひたい。

福祉は、建設関係のように派手さはありませんが、やはり非常に大事な施策であります。わが党は結党以来、福祉充実を目指して頑張ってきました。福祉予算は、景気がよいとか悪いとかで変わるのはおかしい。恒常的に予算が計上されるべきであると思ひますし、今後、ますます高齢化が進む中、一層の充実を図っていくことが一番大事かと思ひますので、よろしく願ひたいします。

それから、老人大学につきましては、私は以前、提言もしました。この近辺では、加古川にイナミ学園という有名な老人大学があります。ここは4年制で、その後、大学院も設けられました。通学できない人のために通信教育大学も設けられ、現在の在校生は、約3,000人を数えております。当初は4年制でスタートしましたが、留年の希望が相次ぎ、就業年限をぜひ延ばしてほしいということで大学院もつくったということです。城崎から2時間ばかり中国産地の山を越え、また、船や電車を乗り継ぎ淡路島からの新入生もおるとのことです。

60～70歳はまだ若い方、90歳を最高に80歳代が8人もおります。大学生の父や母を

持つ家庭からは、「大学に通うようになってからの分かりがよくなった」「怒りっぽかったのが柔和になった」「家庭が明るくなった」などの声が寄せられております。2年、3年と進級することにより5歳は若返って見えると非常に好評を拍している老人大学です。

各市でもかなりの市が老人大学を設けております。新聞で福祉総合会館にそういうものが設置されるという報道を見ましたので、非常に喜ばしいことだと確認するため、この一般質問の場をお借りして質問させていただきました。この大学については、以前にも提言しておりますので、本当に市民からも喜ばれるような大学に大きく充実、発展していくよう努力していただきたいと思っております。

この件につきましては、要望だけにしておきます。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 市民生活部長（中西淳富君） 3点目の泉北環境余熱利用について、市民生活部長中西、お答え申し上げます。

先生が御要望の泉北環境ごみ焼却場の余熱利用につきましては、本市といたしましても十分承知をいたしております。昨年、市長名をもちまして、泉北環境管理者あて焼却施設整備計画の策定に当たっては、ごみ焼却場の余熱を利用した温水プールなどの公共施設を建設するとともに、これらの施設に給湯できるよう、償却炉にボイラーの設置等余熱利用システムを付加するように要望し、さらに、重ねて市長より2市、高石、泉大津の市長さんを初め、組合事務当局に対して強く要望した結果、62年度当初予算におきまして、旧炉代替炉建設に伴う設計委託料として200万円が計上された経過がございます。当市といたしましても、実現に向け今後とも働きかけていきたいと存じますので、御了解を賜りたいと思っております。

- 9番（並河道雄君） 冒頭にも申し上げましたように、ごみ問題は、これからさらに深刻化していくことは必至です。長期的に見た場合、排出されるごみの量はますます増大し、さらに、質的にも処理困難なものが一層ふえてくると思っております。また、清掃工場建設あるいは埋め立て用地の不足等、終末処理を一層困難なものにしてきております。せめて、ああいう地域でもございますので、地元への還元として、そういった余熱を利用した施設建設等を将来の問題として考えていただきたい。

これは要望、提言であります。現時点でもあの炉だけでは足りないと思っております。中央丘陵開発等でごみ処理がふえますと、当然、地域の人たちは関心を持っております。「そのごみはどこで処理されるのか、恐らく泉北環境の工場で処理するんやろう。ごみの量ばかりふえて私たちはどうなるんか」ということでございますので、そういう未来に向かって明るい目を地元に向けてやるのが行政の義務でもあると思っております。この点は長期的な展望として、いまずぐに

はできないと思いますが、市長の段階で計画していただき、ぜひ実現に向けて努力していただきたいことを要望して、この件は終わりたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 産業部長（松村吉堯君） 4番目の中小企業対策の中で円高対策につきまして、産業部長松村よりお答え申し上げたいと存じます。

先生御指摘のとおり、一昨年9月の行われましたいわゆるG5以降の急激な円高の進行によりまして、わが国経済は大きな影響を受けました。当和泉市におきましても、綿スフ織物を中心とする繊維関連業種と人造真珠関連業種が代表的な地場産業でございまして、この関連業種が、市内の事業所総数の81%、従業員で72%を占めておるわけでございます。このうち綿スフ織物業界につきましては、従来からの構造不況に加え今回の円高によりまして、韓国、台湾、中国等の輸入品価格がさらに割安となっております。昭和61年度の前年同期比（7～12月）でございまして、価格で約30%、工賃で約20%の減少になるということで、一部休業している業者も出ております。

また、人造真珠業界におきましても、昭和60年度は約105億円出荷しておりましたが、国内の同業界の70%を本市の人造真珠業界が占めており、その出荷額のうち70%が輸出でございまして、特にアメリカ向けが55%を占めてございます。したがって、円高・ドル安による影響は特に大きく、先ほど申し上げました昭和61年度7～12月の出荷見込み額を対比いたしますと、48%の減少と大きな影響を受けてございます。現在、この業界では休業等事業所を閉鎖しているところはないわけでありまして、大きな影響を受けている実情でございまして。

そこで、円高不況は御案内のように、国際通貨レートの調整と貿易摩擦に起因いたします国際経済の実情の中から発生してまいりましたものでございまして、市町村レベルでは対応しがたいということでございますので、私どもといたしましても、市長を先頭に近隣市長あるいは業界団体と相協調いたしまして国、府へその対応を求めるとともに、地元選出の国会議員先生方にも実情を訴え、御協力をお願いしてまいったところでございます。

その結果、まず第一次対策といたしまして、昭和61年2月に特定中小企業者事業転換臨時措置法が制定され、低利融資等の措置が講じられたわけでございます。これにつきましては、183業種を対象として設置されたところでございます。その中には、綿スフ、ニット、カーペット、人造真珠等本市の地場産業がほとんど含まれております。本年1月末現在、和泉市内で147事業所が知事の認可を受けてございます。この制度は各事業を対象としたもので、私どもは、第一次対策と呼んでおります。

引き続きまして、すでに御承知かと思いますが、昨年12月に第二次対策といたしまして、特定地域中小企業対策臨時措置法が制定されました。不況大企業の休業あるいは不況中小企業の集中閉鎖倒産によりまして、地域経済全般に大きな影響を受けている市町村を特定いたしまして、地域内の全業種を対象に低利融資、近代化資金の償還猶予、税制の特別措置、新技術、新商品開発支援等のほか、先端企業の誘致促進、公共事業の優先実施等の施策が主な内容でございまして、その特定地域といたしまして、全国43地域、172市町村が指定されました。大阪府下では、本市のほか泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、忠岡町の5市2町がその対象となっておりますのでございます。

なお、地域といたしまして、総合的な振興対策を設定する必要があるということで本年2月、通産局、大阪府を中心に対象5市2町の行政、商工会、業界団体等で組織する振興対策協議会が発足いたしまして、本年9月末をめどに振興計画がつけられることに相なっております。

また、本市における具体的な円高対策といたしましては、国、府の円高対策の内容を市広報や商工会報によりまして市内業者に広く習熟するとともに、商工会を窓口にも融資あっせんあるいは相談に応じているところでございます。また、商工会と協調いたしまして、大阪府から担当職員や経営コンサルタント等を派遣していただき、主に商工業者に対する円高対策の説明会、最近では去る12日に開催いたしました。さらには、近く3月19日にも円高の緊急相談会を当コミセンにおきまして開催する予定をいたしております。さらに、工業製品の内需拡大を促進するために、業界団体が行いますいろんな展示会、発表会などを積極的に支援をしております。

さらに、小売り業者につきましては、円高不況による消費の低迷あるいは大型店舗進出等、近隣都市との商業集積の地域間格差等によりまして、市内商店街、小売り業者への影響はまことに厳しいものに相なっております。これに対しましては、既存の和泉市商業共同施設設置補助金交付要綱を変えて補助金及び補助限度額を拡大いたしまして、商業集積の充実を図ってまいりたい所存でございます。

以上のように、本問題につきましては非常に深刻なものがございまして、本市におきましても、今後とも真剣に取り組んでまいりたいと存じておりますので、御理解賜りたいと存じます。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 市民税課長（石本博信君） 次に、売上税が導入された場合の歳入面につきまして、市民税課長石本よりお答えいたします

ただいま国会におきましては、税制関連の7法案が提出されまして、売上税法案がいろんな論議を呼んでいるところでございます。地方税法を含めましてこれらの法案が国会で可決され

ますと、ただいま現行法で組んでおります市税関連の歳入については、組み替え措置をさせていただくことになってくるわけでございます。62年度予算におきましては、歳入面で減少する主なものいたしましては、個人住民税4,943万円、法人住民税432万1,000円、電気税6,900万3,000円、ガス税496万円、その他314万3,000円でございます。

なお、これらの減少分を補填するための措置といたしまして、売上譲与税8,861万4,000円、利子割交付金4,224万3,000円が配分される見込みでございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 歳出面につきまして、財政課よりお答えいたします。

歳出面についての地方財政の影響でございますが、これにつきましては、歳出等に現れるもので推測しております。直接的には、物品の購入とか工事請負単価等が想定されますが、1点目といたしまして、現況下におきましては、課税品目、非課税品目の歳出に占める割合が積算しがたい状況であります。2点目といたしまして、年商1億円以上の課税事業者及び非課税事業者の課税品目の取り扱い等、購入先の想定は見込みがたいところであります。3点目は、売上税導入による流通機構の変化が起こるかどうか。合わせて、売上税法案に規定される政省令事項とともに、現在、不確定要素が多々ございます。

一方、間接的には、その他の品目がどのように何%が及ぼすか未知数であります。また、実施された後におきましても、物品購入のみならず、その他の経費についても売上税が含まれていると見ましても、市場価格に変動性、流動性がございまして、歳出面の算出についての困難があるかと推測しております。

いずれにしても、今後の国家予算の審議の動向と売上税の政省令の内容実態を研究しつつ、地方財政に及ぼす影響を見守っていきたい所存でございます。今後、先生方におかれましても、情報等の面でわれわれも研究していきたいところでございますので、御指導をお願いいたしたく答弁にかえさせていただきたいと存じます。

○ 議長（赤阪和見君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 最後に、並河議員さんから現行の売上税につきまして市長はどう考えているか、賛成か反対か、というお尋ねでございますので、市長よりお答えを申し上げたいと存じます。

異常な国会の運営になってきているわけでございますが、御理解いただきたいのは、地方自治体をあずからせていただいております立場から申し上げまして、端的に賛否の表明は立場上ひとつ差し控えたい、このように存じますので、ひとつ御理解を賜りますればありがたいと思

わけでございます。お尋ねでございますので、私見を申し上げさせていただいて御答弁にかえさせていただきます、このように存じます。

現行税制に対する国民皆さんの重税感やら不公平感があることは事実であります。これらに対しまして、21世紀を展望して税制の改革というものは、これからの課題として焦点になってこよう、このようにも理解をいたしております。しかしながら、いま問題になっております売上税につきましては、何よりも仕組みのわかりにくさからくるものがございまして、事業者や消費者の間に疑問やら不安感が高まっているのが現状ではないか、このように存じます。とりわけ、和泉市は中小零細業者が非常に多い立地条件でございますので、私といたしましては、事業者や消費者に影響を与えるのではないかと重大な関心を払っているわけでございます。できることならば、市民の疑問や不安を解消しないまま実施に移すことだけはひとつ避けていただきたい、このように所感として思っているわけでございます。

自治体をあずかっている立場はむずかしゅうございますので、端的な賛否の表明だけは差し控えたいと存じますが、そういう心配を持っているという考え方を私見として申し上げさせていただいて御理解を相賜ればありがたいと存じます。よろしく願いをいたします。

- 9番(並河道雄君) 売上税につきましては、国会で問題になっておりますし、市長の答弁も抽象的ではございましたけれども、市長が立候補された時点では、社公民に推されての革新系の市長さんと私たちは解釈しておりました。現時点では、自社公民の市民党としての市長さんであるので、その立場はよくわかるんです。しかし、中曽根総理が中型間接税とかうそを言ってますが、導入されれば、総理府の試算によれば1.6%、民間の調査によれば3%物価が上昇しますし、都道府県の大半の議会で反対決議が採択され、また、先ほどの財政課長の答弁にもありましたように非常にわかりにくい、仕組みがむずかしく、その事務処理だけでも余分の職員さんを雇わなければならない。

また、私どもの資料によりますと、和泉、泉大津、高石の1人当たりの総所得は、和泉が92万5,000円、高石107万3,000円、泉大津96万2,000円、1人当たりの市税が和泉は3万2,862円、高石4万2,111円、泉大津3万5,702円と、3市を比較しても和泉が一番所得、市税とも低いわけです。その中でこの売上税については、御存知のように間接税の形で税をとるわけです。税金の痛みを感じない取り方なんです。直接税は累進課税ですが、これが導入されますと、この3市をとっても、和泉市民にとっては逆進性の非常に厳しい生活の状態がやっまいります。

市長という市民を守る立場で、どうかこの間接税については、胸の中でも結構ですから反対という、いまの答弁ですと、反対に近いように私たちは解釈をいたしましたし、国会レベル

では、野党の委員長が地方選挙における共闘の問題にまで、首長の選挙にまで及んできている。野党が総力を挙げて売上税に反対をしておりますし、和泉市内の街頭でも商店街を中心に「売上税断固粉碎」の垂れ幕まで立てて市民こそって反対しているじゃないかな、と思っております。また、今議会でも恐らく出てくるでしょうから、議会もそれに乗って協力したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間の関係でこれで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、16番・天堀 博君

（16番・天堀 博君登壇）

○ 16番（天堀 博君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、日本共産党和泉市会議員団を代表いたしまして、市長の昭和62年度市政運営方針を中心にしまして、短い時間で十分行き届きませんが、行き届かない点は、後ほどの予算委員会で私どもの議員から細部についての質問をさせていただきますので、そちらへ委ねるといたしまして、大綱の質問をさせていただきます。

まず、財政問題と行革大綱についてであります。その（1）として、第2次和泉市総合計画に係る実施計画についてであります。市長は、本年度の予算を編成するに当たりまして、市政運営方針の中で「議会の御議決を賜りました第2次和泉市総合計画に係る実施計画を策定いたし、それをもとにし、今次予算（案）に臨んだ次第であります」と述べられておりますが、3カ年を短期のサイクルとして、この実施計画をもとにするなら、今回の予算書及び市政運営方針とともに、この計画書なるものがわれわれ議会に提出をされ、議会側もそれらに合わせた3カ年を展望するといえますか、そのような質疑、論議になるのが当然と考えますが、いかがでしょうか。まず、その点をお伺ひしたいと思います。

現時点では、それが出ておりませんので、少し中身についてお聞かせを願います。1つは、計画における行政の力点をどこに置いたかであります。2つ目は、それに基づく本年度の新規施策はどういうふうになっているのか。3点目は、3カ年における計画は変動のあるものなのかどうか。変更があるとすればどういうときか、ということについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

4点目は、先ほどの並河議員から泉北環境の余熱利用についての質問が出されておりましたが、これに関連をいたしまして、3点目の変更する場合と合わせた関連質問をさせていただきますが、前回12月議会では、計画そのものが実施計画に入っていないということが答弁の中

で明らかにされましたが、泉北環境や本市においても、かなり以前からこの問題を取り上げてきました。さらには、厚生省を初め国との交渉とか先進地視察あるいは技術面での具体的な例を申し上げまして、いろいろと質問をさせていただきました。

さらに、他の議員さんの中からも言わば党派を越えて、特に地域関係の議員さんからは強い要望が出されておりましたし、今回もその1つとして、並河議員さんから周辺対策も含めて質問や要望が出されております。実施計画に組み入れるよう、私も強く要望してきたところですが、いまや議会の声となってきた中、さらに、泉北環境が新炉を建設していく場合の周辺対策として欠かすことのできないこの問題をもっと重要視すべきではないかと考えるわけであります。これらのことが実施計画になぜ盛り込まれていないのかどうか、という点についてお聞かせ願いたいと思います。

次は、施策経費への配分等についてであります。次の(2)から(5)につきましては、いずれも市政方針の中で記されている点ですが、この施策経費の配分につきましては、「経常的経費の一段の節約を行い、それを施策経費に配分するなど財源の効果的配分に意を用い」と述べられておりますが、それでは、本年度の予算の中でそれがどのように反映をされているのか、具体的事例も含めてお答えを願いたいと思います。

(3)は、都市財源の抜本的拡充についてであります。この意味についてお聞かせ願いたいと思います。

その(4)は、同和対策経費の特別助成についてであります。超過負担の解消などとともに国に要望し、歳入の確保を図るとなっておりますが、いままでどの程度それが実現できたか、市の方で考えている要求や要望の根拠を示して国に要望していることだろうと思いますので、それに対してどの程度可能であったのか、実現されたのかわかるはずでありますので、お聞かせを願いたいと思います。

(5)は、国の税制全般にわたる抜本的見直しについてであります。先ほどの並河議員さんの質問の中でも出されておりますが、売上税創設とマル優の廃止に関する質問であります。重複する点は避けたいと思いますが、市長の答弁では、いわゆる並河議員さんは「心では反対と思っておられる」と解釈されておりますが、市長の答弁ではこれがはっきり出ておりません。市長自身も自治体をあずかる長として、そういう面についてはっきり態度を表明しがたい、と述べられております。市政運営方針では、「政府は、国家予算の編成に当たり、歳入面においては、最近における社会経済情勢の著しい変化に即応すべく、税制全般にわたる抜本的見直しを行うことにより、安定的な歳入構造を確立せんといたしております」と述べられております。

先ほどの御答弁は非常に漠然とした表現でありますし、しかも、税制の改革は必要であるが、

非常にややこしい。今回の制度その他についての市民への理解が必要だと、どちらかといえば、私に言わせれば、賛成あるいはそれに近い態度を表明されているのではないかと考えるわけがあります。いまや、国民の多くの人たちが中曽根内閣の公約違反である、あるいはすべての商品にその流通段階で税金がかかる大型間接税である、あるいは増減税同額とはいえ、大企業や大金持ち優遇税制で、一般国民には増税の負担が非常にふえてくる大型間接税である、という点での怒りが国中で騒然と起こってきている時期でもあります。

また、先ほどの財政当局からの答弁にもありましたように、和泉市の物品購入やその他請負契約等が出てくる負担分もあります。例えばけさの新聞を見ますと、吹田の榎原市長が出馬表明をされる段階での声明として、「この売上税は市民に大きな負担や迷惑がかかるもので、非常に遺憾である」と述べられております。これぐらいのことは、市長として表明されても当然であろうと考えるわけでありますけれども、重ねての御答弁をお伺いしたいと思います。

その(6)は、地方行革と補助金カットについてであります。運営方針にも「臨時行政改革推進審議会による改革方策実施等の着実な実施」と述べられておりますが、地方行政に対しても政府は行革なるものを押し付け、本市においてもその大綱が策定をされました。実施状況と今後の課題として考えていることがあれば述べていただきたいと思ひます。

また、国の補助金カットなどによりまして市財政に与えている影響は、ここ何年かの悪い意味で定着されてきておりますし、そのことによる施策実施における財政手当などは、どのような形でなされておるのかという点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次は、同和行政についてであります。新法と本市同和行政について、それと、次の池田市政12年間の同和行政については相関連をいたしますので、合わせて質問をいたします。

市政方針の中で同和对策推進の個所で「現在、国会において、地域改善対策特別措置法後の法律措置として、地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律案の審議がなされております」ことに触れまして、その内容が、「部落解放基本法の制定に関する要望決議を踏まえ、関係行政機関並びに諸団体と協力し、その実現を国に求めてきたところであり、一定の成果を見たところであります」となっておりますが、果たしてどのような一定の成果があったのか、まず、お伺いをしたい。

さらに続けて市政方針では、「今後とも、同和問題の根本的解決を目指し、より一層内容の充実を求めていく要望を関係機関と協力し、国に対して働きかけてまいる所存であります」となっております。地対協の意見具申で言われておる点についての判断をどう受けとめているのか。いままでと全く同じ考えで踏襲していかれるのかもお聞かせ願ひたいと思ひます。

市政運営方針では続いて、「環境改善整備事業などでは、関係省庁と接触したところ、物的

事業面において、本市に及ぼす影響はないものとの感触を得ておりますので、こうした情勢のもと、同和対策事業につきましては、今後とも積極的に取り組んでまいり所存であります」となっております。確かに改良住宅その他の物的事業面については、地対協の意見具申でも、そ財政措置は必要としております。しかし、現行事業の見直しを迫り、一般対策への移行や、一般対策に比べ過度の優遇はやめることや、個人給付の事業は大きく制約をかけてきております。国から地方公共団体への積極的助言、指導が、民間運動団体との関係見直しも含めて言われておるわけでありませうけれども、この点をどう考え、また、大阪府等からの指導や働きかけ、動きはないのかどうか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

次に、市民意識調査についてお尋ねをいたします。市政運営方針の中では、「人権啓発につきましては、今後の効果的な啓発活動に資するため、広く市民を対象とした人権問題に関する意識調査を実施し、人権啓発のあり方などを検討してまいり所存であります」とありますが、どの程度の人を対象とし、どのような内容のものにするのか。内容的には、この意識調査を行うことにより、故意による差別意識があるとする結果が出るような設問の仕方、質問の仕方などにつきましては、あってはならないと考えるわけでありませう。慎重に臨むべきだと考えませうけれども、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、大きな3点目の開発行政についてであります。

(1)として、中央丘陵整備事業についてであります。いわゆる公共主導型で整備された町づくりを看板に進められてきた中央丘陵整備事業であり、それは池田市長、和泉市政がその主導権をにぎっているかのように広報その他で報道され、今回の運営方針でも「本市の来るべき21世紀に向け最大の課題であります和泉中央丘陵整備事業は、幸いにして各界、各位の御理解、御協力をいただく中で、昨年はその槌音を高らかに響かせることができ」と、公団の事業をいかにも和泉市が行っているかのような表現の仕方をしてあります。

私も現在、特別委員会の委員長をさせていただいておりますことでもあり、議長ともおっしゃっているように、公団の進めていることの内容がさっぱりわからない点が非常に多いわけでありませう。いまだにはっきりしたものが、細かい点で出されてない点が多いわけでありませう。しかし、以前にも申し上げましたけれども、市民の方々からすれば、これらの1つ1つが議会で審議され、決定されているかのように思っておられます。しかも、用地買収は市の職員が当たってきたわけですからなおさらであります。市政運営方針の中で「61年度で業務委託契約終了に伴い和泉中央丘陵整備事業特別会計を廃止し、今後の事業進展に伴い関係者との協議調整につきましては、引き続き精力的に行ってまいりたく存じます」と述べられてあります。

そこで、改めてお聞きをいたしますけれども、和泉市がこの開発事業にどの程度関与してい

るのか、また、どの程度まで関与できるのか。さらに、特別会計廃止に合わせて機構改革的なものが行われるのかどうか。窓口やいろんな事例に対する対応は今後、どのようにやっていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

(2)の道路網の整備と公害問題についてであります。いま申し上げました市行政の主体性や主導権、権限についての問題点と、市政方針で述べられている点の矛盾点を少し質問したいと思います。運営方針の9ページの道路網整備の個所で「時あたかも、関西国際空港が着工され、空港関連交通アクセスの建設が本格化し、本市においても、和泉中央丘陵整備事業が進展する中で、都市基盤の整備、とりわけ、道路網の整備が重要であり、急がれるところであります」と述べられております。10ページでは、本市を中心とする広域幹線網の整備に種々述べられ、それに対して14ページでは、交通安全の確保と環境保全ということで、「環境保全につきましては、空港アクセス道路として、近畿自動車道などの広域幹線道路の建設が進められており、これらの騒音公害や大気汚染の環境保全対策が必要かと存じます」と述べております。これらのことが着実にし得るのかどうか、いままでの経過から見て非常に不安であります。その点では、先ほどの幹線道路網の整備、空港アクセス道路網の整備等との矛盾があるのではないかと思いますので、お聞かせを願いたいと思います。

4番目の土地開発公社運営については、(1)として「欠損金の処理と貸付金について」と書いてありますが、私の質問が全般にわたって膨大になっておりますので、これらの点につきましては、公社の予算報告書が最終の段階で出る予定になっておりますので、その時点で譲りたいと思いますので、ここでは省略させていただきます。

なお、通告にはうたっておりませんので答弁は必要ではありませんが、これは市政運営方針で恐らく欠落しているのではないと思われる点について少し述べておきます。それは今回、中国の南通との友好に関する項目が全く触れられていないわけであり、確かに予算面では特別旅費として組まれておりますが、いわゆる市長が述べられてきたお付き合い、それもいよいよ最終年度になるわけであり、さらには、第2次訪中団のときに「桜の咲くころにはぜひ」ということで招待しているというふうに聞いております。そういう点でも、今回の市政方針の中でその点について触られて当然ではないかと思いますが、これは答弁は要りません。予算委員会等でも機会があれば述べていただきたらと思います。

以上、1から3まで質問をいたしました。答弁によりまして自席からの再質問をさせていただきます。

なお、議長をお願いをしておきたいのは、先ほど申し上げましたように、質問項目を省略する点もごさいますけれども、かなり時間もかかると思いますので、延長もお願いしておきた

いと思いますので、よろしく願いたします。

- 議長（赤阪和見君） 理事者の答弁は午後にお願いたしまして、ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分休憩）

（午後1時10分再開）

- 議長（赤阪和見君） 午前に引き続き一般質問を行います。

天堀議員の質問に対し答弁を願います。

- 市長公室企画室長（稲田順三君） それでは、天堀先生の御質問に対しまして、企画稲田よりお答え申し上げたいと存じます。

第1点目の第2次和泉市総合計画に係る実施計画の件でございます。まず前段、実施計画書の提出の件でございますけれども、その経過につきまして若干、御報告を申し上げたいと存じます。

まず、実施計画の策定に当たりましては、61年6月の前後に庁内全課に対しまして説明会を開催し、関係課のヒアリングを経て、61年11月末にその取りまとめを行いました。12月中旬におきまして財政課への説明、意見交換等を終え、12月25日にトップ説明を行いおむね了承を得、財政課の予算編成に間に合わせたところであります。しかしながら、とりあえず内部資料として取りまとめたものであり、事業計画の羅列的なものになっておりまして、現状では、議員皆様方にお示しできないことになっております。したがって、現在、最終的に整理いたしておりますので、もう少し時間が必要かと思っておりますので、その点御理解賜りたいと存じます。

それでは、今回、実施計画を取りまとめました考え方や構成につきまして、御報告申し上げたいと存じます。

59年3月に御議決を賜った和泉市の第2次総合計画を具体的に推進していくため、初めての試みとして実施計画の策定を行ったところでございます。その取りまとめに当たっての基本的な考え方について申し上げたいと存じます。

本市の重点事業として現在まで取り組んでまいりました和泉中央丘陵開発事業につきましては、去る61年4月に工事を開始をいたしましたところであります。今後とも本事業をさらに強力に推進してまいりますとともに、国家的プロジェクトである関西国際空港建設のインパクトを最大限に活用し、調和と活力ある人間都市和泉を基本テーマとして、永住魅力ある活気ある本市町づくりを推進していくことが、現在、ぜひとも必要であろうと考えるものであります。し

たがいて、このたびの実施計画の力点、重点といたしましては、市民生活の利便性と快適性の向上を図り、産業の活性化を促すためにも、道路、下水道などの都市基盤整備を主要な重点事項として、総合計画の6つの柱に沿って施策事業を取りまとめたところであります。

実施計画の構成でありますけれども、実施計画の構成の仕方といたしましては、62年度を初年度とし、64年度までの向こう3カ年の施策事業について重要度、緊急度、熟度等から判断し、3つのランクに重点事業の順位を付けてまとめたところであります。また、社会経済情勢の変化、行財政制度の改革など多様な行政需要に対応するため、毎年度、策定替えを行っていきたいと考えるところであります。

それでは、重点事業の一部について申し上げたいと存じますけれども、まず、公園緑地の関係では、関西国際空港関連の地域整備事業である松尾寺公園整備推進、また、緑に対する愛護思想の積極的な市民啓発などのため、(仮称)財団法人和泉市公園緑化協会の設立などを挙げ、また、道路関係といたしましては、近畿自動車道と歌山線、泉州山手線、大阪外環状線など、広域幹線道路の整備促進のほか、本市の都市軸、副都市軸として位置づけられております和泉中央線、府道池上下宮線の整備促進、光明池春木唐国線、黒鳥観音寺線の整備推進を図ります。

このほか、将来の市街化動向に対する円滑な交通流動の確保と新住市街地の一体的形成を図るため、都市計画道路網の見直し、新規事業計画の策定などをとらえておるわけでありまして。また、市街地開発の関係では、国鉄阪和線と泉府中駅周辺の再開発について、その基礎調査を挙げておるところであります。

さらに、汚水排水の基幹となる和泉忠岡幹線の整備促進と流域関連公共下水道の整備、都市型工業団地でありますコスモポリス計画の具体化、松尾寺丘陵地を対象とした調査研究、総合福祉会館を拠点に老人、身体障害者を対象とした福祉行政の充実などでございます。

また、62年度新規事業としてとらえたもののうち一部を申し上げますと、まず、ハード面では、槇尾山公園駐車場整備事業、ため池防災テレメータ整備事業、和泉府中南通り線歩道設置事業などを挙げております。

また、ソフト面では、和泉市地域防災計画書の策定、ビデオ広報の編集、市営木造住宅建て替えの基本計画の策定などを盛り込んでおるところであります。

最後に、余熱利用の関係でありますけれども、過般来、その必要性につきましては、われわれとしては十分理解いたしておるところであります。この事業につきましては、高石市、泉大津市との話し合いも当然、必要になってまいらうかと存じます。したがって、泉北環境の施設整備方針の具体化と、その熟度と平行して総合的で詳細な調査検討を行ってまいり、一定の考え方がまとまった段階で実施計画に盛り込んでまいりたい、このように考える次第であ

ります。

1点目につきましては、そのような次第であります。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 総務部理事（大塚孝之君） 財政問題について数点の御質問をいただいておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

1つは、施策経費の配分等についてでございますけれども、私ども財政担当者が予算編成の作業に入る前に、まず、市長の予算編成方針が定められるところでございます。そこでは、当該年度の予算をいわゆる年間総合予算とするか、あるいは骨格予算とするのか、あるいはまた制度の改正などにどのように対処するのか、また、市税の見積もりをどうしていくのか、という基本的な事項と、もう1つは、詳細な指針を示した留意事項とに分けて予算の編成方針を定めるわけであります。これらの基本的な事項と留意事項に共通した予算編成方針の基本的施策として、広域的な行政運営と健全財政路線を堅持、経費の効率化を図り、経常経費の一段の節約を図り、施策事業に限られた財源を有効的、効率的に活用することを常に旨といたしておるところでございます。したがって、御質問の経常経費の節減を図り、施策経費に配分することは、予算編成の基本的スタンスであることをまず、御理解をいただきたいと思っております。

そうした基本的スタンスで昭和62年度予算を編成いたしました。予算の款及び節別の分析では、例えば60年度決算と62年度予算を対比いたしますと、内部経費に係るところの消耗品費から材料費までの8項目いわゆる需用費といわれるものが、昭和60年度では、全体の予算額に対しまして7.8%を占めておりましたが、62年度当初予算では、全体の予算額に対し6.6%と逐次、節約効果が現れているものと考えるところでございます。つまり、経常経費を節約して普通建設事業の財源に充当する、あるいは新規施策に充てているところでございます。

ちなみに、昭和61年度予算の建設事業費は約57億4,400万円に対し、昭和62年度は、59億6,600万円と増加をいたしております。加えてソフトな面でも、本年度は、新規施策に着手していく前段となる各種調査費を計上し、新規施策面でも積極性を加味いたしておるところでございます。このように限られた財源を効率的に使用することを常に念頭に置いて本年度の予算を編成いたしておるところでございます。市政方針にあります施策経費に配分する等とは、こういったことを示しているところでございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、都市財源の抜本的拡充についてでございますけれども、大阪府下各市におきましては、円高などによる経済の低迷に加え地方税の伸びがほとんど期待できない中、大都市圏

特有の財政需要が増高し、各市とも窮迫した財政事情にあります。そうした中、大阪府市長会の財政部会におきましては、毎年、国に対し都市財源の抜本的拡充を目指し、各市共通した課題について要請行動を起こしているところでございます。61年度も都市環境の整備、社会福祉の充実などによる財政需要が増大している状況下、現行税制による自然増収のみでは対応しきれないことにかんがみ、国、地方を通ずる税源配分の見直しの観点から、次の諸点を要請いたしております。

まず1つは、地方交付税の交付税率現行32%を引き上げ、その総額を増額していただきたい。2つ目は、超過負担の解消であります。国庫補助負担事業に係る超過負担につきましては、逐次、解消が図られておりますが、補助単価、補助対象基準が実情に比べましてなお不十分な点が多いでございます。これを実情に即したものに改め、超過負担の完全解消を図っていただきたい。3つ目は、国庫補助率の復元についてであります。国庫補助金の削減措置は昭和60年度から行われ、さらに、昭和61年度からは、3カ年の暫定措置として実施されました国の補助負担金制度の変更につきましては、国と地方の機能分担のあり方、それに伴う財源配分の見直しなどをせずに行われており、このような一方的な国庫補助負担率の一律引き下げは、国、地方を通じた行財政の簡素合理化という行財政改革の基本理念に沿わないだけでなく、国と地方との財政秩序を乱し、窮状している地方自治体の財政をますます圧迫することになっておりますので、引き下げた国庫補助負担率を速やかに復元をしていただきたいという要望をいたしております。

以上のほか、地方交付税制度におきましても、大都市圏固有の行政需要は共通したものがございまして、圏域内での格差を付けず交付税における需要額を算定されるなどを要望してまいっているところでございます。市政運営方針にあります「今日、市民の行政需要は、ますます多様化し増大化する一方にあり、これらに対応するには、都市財源の抜本的拡充が必要であり…」というくだりでございますが、ただいま申し上げましたことなどを国に対して要請行動を起こしていることを示したものでございます。

以上でございます。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 財政課長（阪 豊光君） 4点目の同和対策の特別助成について、財政課阪よりお答え申し上げます。

大規模対象地区を抱える本市の同和対策事業に特別な助成措置の要望として、1つは、特別交付税の増額要望として本市の実態から毎年、積極的に国、府に陳情を行い、昭和60年度実績といたしまして6億5,000万円と、大阪府下衛生都市では3位の交付額が同和対策

について一定の特別措置が図られ、見込めるところであります。また、普通交付税の基準財政需要額に地域改善対策特別措置法5条及び旧法10条により地方債の元利償還時に算入されているところでございますが、5条指定の対象事業の拡大等大規模対象地区に特別な助成を引き続き要望を行い財源確保に努める所存であり、その意を現しているところであります。議員各位の御支援、御協力を今後ともよろしくお願いいたします。

○ 議長（赤坂和見君） 次。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） それでは、地方行革と補助金カットのうち、地方行革の和泉市の行革における60、61年実施及び62年の取り組みの状況について、企画稲田より御報告申し上げます。

まず、60年4月1日より実施したものがございます。第1点目といたしまして、勤労青少年ホームの所管替えがございます。第2点目といたしまして、物品、公用車の集中管理でございます。3点目といたしまして、義務教育施設の人的警備から機械警備への切り替え移行がでございます。4点目といたしまして、ファクシミリの導入でございます。5点目として、職員の採用を見送ったこと。6点目といたしまして、電子交換機の導入でございます。

なお、人件費につきましても、一定の見直しを行い、今後とも引き続き節減を図ってまいりたいと考えております。

次に、61年度4月より取り組んでおるものにつきまして御報告申し上げます。まず、第1点目として、失業対策事業の廃止でございます。第2点目として、事務の機械化でございます。印鑑登録業務の電算処理について現在、鋭意、取り組んでおるところでございます。また、第3点目といたしまして、職務権限の適正化について鋭意取り組んでおります。第4点目といたしまして、市税の納期前納付の報償費報奨金交付率の引き下げがでございます。

なお、今後の課題として取り組んでおるものとして、不燃性ごみの収集につきまして一部民間委託を実施すべく、関係機関と協議を行っておるところでございます。その他事務の機械化につきましても、財務会計事務の電算化について検討いたしてまいりたいと考えております。

以上のとおり、今後とも住民サービスの向上を目指しながら、行政運営の効率化、迅速化に取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○ 議長（赤坂和見君） 次。

○ 財政課長（阪 豊光君） 補助金カットにつきまして、国庫補助の削減は、昭和60年度から2分の1以上の高率補助金カットが行われ、先ほどの御答弁の経過、考え方のとおりであります。62年度で3年目を迎えております。御質問の3年間の経過でございますが、60年度決算、61年度現計予算、62年度予算案の推計で和泉市への影響額は、14億9,850万円

と見込んでございます。内訳といたしましては、一般会計で11億1,697万7,000円、うち経常分といたしまして10億2,532万4,000円、投資分といたしまして9,165万3,000円でございます。2つ目に、特別会計でございますが、公共下水道事業特別会計のみでございまして、3億8,152万3,000円でございます。

それに対します財源措置といたしましては、経常経費につきましては、交付税に需要額として算入されておるところでございます。投資的経費につきましては、通常、臨時財政特例債として地方債を許可いただき、その償還時に全額交付税需要額の理論算入になるところでございます。これが地財計画の財源措置でございます。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 次に市長。

○ 市長（池田忠雄君） 1項目の5番目、税制についての御指摘の中で、午前中の並河議員さんの売上税に関する御質問に対しまして、一定の私見を申し上げたことに伴います再度の御質問でございまして、改めてお答え申し上げたい、このように存する次第でございまして。

午前中、並河議員さんにお答え申し上げました本意は、自治体をあずかっておる首長の立場からいたしまして、売上税そのものについての賛否の態度表明は差し控えていただきたい、そういう立場を御理解賜りたいというのが基本でございまして。しかし、お尋ねでございまして、あえて私見という形の中で午前中申し上げた真意は、国会の審議を見守らせていただきたいという中で2点でございまして。1点目は、現行税制に対して国民の重税感や不公平感があることは事実でございまして。これらを是正せよという世論、それが減税ということになっておりまして、減税も税制改革であります。

そういう意味合いでは、現在、税制改革の審議の中で国会は異常事態でございまして、売上税を含めて7法案が提案されておるやにお聞きをしております。現行税制に対する国民の不満にこたえるためにも、一定の税制改革は必要ではないかという考え方がございまして。しかし、その中の1つであります売上税問題につきましては、午前中にお答えいたしましたように、何よりも仕組みがわかりにくいという事柄がございまして。国民の中でもいろいろと疑問や不安が渦巻いておりますのが、国会の異常な事態の根源になっていないかと拝察いたしております。

本市におきましては御案内のとおり、綿スフあるいはガラス細工を初め中小零細企業が非常に多い中、流通過程における税の仕組みのわかりにくさ、あるいは5%といっても、最後は消費者がかぶるんじゃないかという仕組みにつきましても、いろんな疑惑が起こっているのが現実でございまして。非常に混沌としております中、首長としての私見ではございまして、この事業者あるいは消費者に影響を与えるんじゃないかという点に重大な関心を払っていることを申

し上げる中、国民や市民の疑問や不満、不安を解消しないまま実施に移すのは避けるべきじゃないか、こういうふうに私見として申し上げたつもりでございます。賛成、反対の態度表明は差し控えていただきたいと冒頭で申し上げている意味をひとつ御理解を相賜りますればありがたい、かように存じます。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) 第1点目の財政問題と行革大綱についてから再質問いたします。

まず、第1点目の第2次和泉市総合計画に係る実施計画についてでございます。冒頭申し上げましたように、予算委員会等もあり、内容がかなり膨大にわたっておりますので、中心的にやらせていただきますが、まず、計画書なるものが間に合わないという点での釈明がありますが、こういう予算編成の軸にするということですから、その点では計画書を出してくるべきではないか、それが至極当然のことではなからうかと考えるわけです。この点は、事務レベルでの要約ということで、まだ議員さんにお配りする段階までできてないということでございますが、われわれとしては、それでは困るわけです。いわゆる上のやることやから信用しておけ、あるいはまた、本年度の予算案に反映してあるんやから見てくれたらええ、ということでは、議会としては困るわけです。この点は、いつも市長が「議会の御協力、御理解を」と申されておりますので、こういうものにつきましては極力、添えて出すような手順を迫るべきではないか。いまさら言ってもしょうがないとなりますが、今後のこともあるので、嚴重に申し上げておきたいと思うわけでございます。

それから、本年度の力点あるいは新規施策等その他を申されておりますが、泉北環境の問題は朝からの質問でも出ましたが、あえて私はきちんとしておかなくてはならないと思いましたので、質問をさせていただきました。御答弁の方は、昨年12月の答弁とさして変わりありません。できる限り具体性のある実施可能なものにしていきたい。実施計画については、3年間のローリングでやっていくということです。この泉北環境の余熱利用については、事業主体は泉北環境であるということで、今後、熟度が達すれば、計画に乗せていきたいということでございます。

そこで1つは、その後、泉北環境等で具体的にどの程度3市のトップレベルの間で出ているのか、どういふ議論になっているのか。恐らく高石、泉大津市長さんの意向もあると思います。泉大津は大分離れておりますが、高石は、ほとんど高石市内と考えるもいいぐらい隣接しており、その点での問題もあるうかと思いますが、どの辺まで話が進んでいるのか。熟度というのは、どの程度のことを考えればいいのか、ひとつお聞かせ願いたい。

それから、12月議会の質問に対する答弁の中で「余熱利用施設など市民に喜んでもらえる

ような施設建設についての整備計画を作成されるよう、泉北環境整備施設組合に向け要望書を出させてもらっております」となっていますが、これはけさからの質問に対する答弁の中でも出ております。どのような要望書を出しているのか、われわれの前に明らかにしていただきたいということで、このときの答弁は環境衛生課の岸田課長ですが、具体的にその要望書を明らかにしていただくようお願い申し上げます。

- 市長公室企画室長(稲田順三君) お答え申し上げます。

市長などトップ会談でどの程度まで進んでいるのか、ということにつきましては、私自身も確認はいたしておりませんが、市長からの話ですと、話し合った結果に基づいて200万円の設計委託料が組まれた、このように考えております。

それから、熟度の問題でありますけれども、われわれのとらえ方としては、あくまでも用地、財源、事業主体、管理運営等もろもろの問題について一定の見きわめをつければ、単に建設したいという要望がある中で3カ年計画に乗せることについては、非常に危険性があると理解いたしております。そういう点で熟度に達した段階ということで年度別に検討してまいりたい、このように考える次第であります。それらを熟度の判断材料にいたしております。

以上でございます。

- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 12月議会で天堀議員さんの御質問に対する御説明の中で、「泉北環境整備施設組合のごみ焼却場の余熱利用について要望書を出させてもらってます」という件についての内容を御説明させていただきます。

ごみ焼却場の余熱利用について、温水プールまたは養護センターなどの公共施設を建設するとともに、これらに給湯できるような焼却炉にボイラー設置と余熱利用システムを付加すること、という内容で管理者あて和泉市長から要望書を出させてもらっております。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) この200万円の予算ですが、これは設計委託料という給湯設備に対する特別な配慮ということなんですか。63年度から実施するというので62年度の予算じゃないんですか。その辺をお答え願いたい。

- 環境衛生課長(岸田秀仁君) 泉北環境施設整備組合は63年度から既設の焼却炉の更新といたしまして、新炉建設のために62年度当初予算ではございますが、旧炉代替炉建設に伴う設計及び調査委託料として200万円を計上されました。これらは焼却炉建設に伴う事業所内での立地条件、ボイラー等の付加設備等について、総合的な観点から調査するものでございます。

以上でございます。

○ 16番(天堀 博君) だから、先ほどの稲田室長の答弁では、200万円の予算がボイラー施設の給湯設備を含めた、和泉市が望んでいるものも含んでいるという意味でしたが、そうではなく、それも実際上の中には入るんでしょうけど、そうとは限ってない。それ以前の段階の調査設計委託料ということに解釈してよろしいんですか。

○ 市長(池田忠雄君) 泉北環境の副管理者でもありますので、誤解があってはなりませんので、私よりお答えさせていただきたいと思います。

いろいろと議員各位から御要望をいただいておりますが、昨年、先ほど岸田課長よりお答えいたしましたように、市長名で管理者あてに要望書を出させていただきました。先般、予算編成をめぐる3市トップの会談、もちろん事務当局も入っておりますが、その中で私の方から持ち出しまして、地元市として前にも要望いたしておりました余熱利用というのは、技術的にもいろいろとむずかしい問題であることは事実であります。

そのような中でありますけれども、地元市の市長として要望書を出す以上は、泉北環境としては、これに対して検討しなければならないということで、来年度の新炉の更新も含め、技術的、立地的にも諸点について分析に入るための予算というものは幾らか計上し、取り組みなさい、ということをご管理者に指示をいたしました。3市トップはこれを了いたしましたして、先般の3月3日でございますか、泉北環境整備施設組合の予算書の中で200万円というものが組み込まれた経過があるわけでございます。その意味合いからいたしまして、いろんなことを調査研究するための費用ということで御理解を相賜りたいと存じます。なかなかむずかしい諸点がございまして、そういう意味も込めましていろんな角度から整備の検討に入る予算だ、ということで御理解を相賜りますればありがたいと思います。

以上でございます。

○ 16番(天堀 博君) バカ念ですが、3市トップ会談で出た話ということで市長から御答弁いただいたんですが、そういう話も兼ねて、含んでの予算だと解釈していいわけですか。

○ 市長(池田忠雄君) はい、含まれております。

○ 16番(天堀 博君) それから、要望書を提出したことについての中身は言っていたんですが、文書的に提出なり中身を明らかにしていただくことはできますか。

○ 環境衛生課長(岸田秀仁君) 議長さんと相談させてもらった中で、提出できるものであれば提出させていただきます。

○ 16番(天堀 博君) 予算委員会もありますので、できれば、それまでに結論を出していただきたいと思います。

それから、2点目、3点目、4点目については説明もいただいておりますので、それらは、

その程度にしておきます。

6点目の数字的なことについてちょっと聞き漏らした分がありますが、これは後で原課で聞きたいと思います。

5番目の国の税制全般にわたる抜本的な見直しについての市長の再度にわたる答弁ですが、午前中、並河さんは「市長は心の中では反対だというふうに受け取る」とおっしゃいましたが、いまの答弁を聞く限り、私はどうもそうではないと思います。確かに一般的といいますか、現行制度上における国民の重税感あるいは不公平感があるということですが、これはそれぞれ立場がありまして、われわれとは見方が違いますが、それは一般的にはあると思います。そのことに対してどういう方向に改革すべきかは別として、改革は必要だと思えます。

しかしその中で、売上税というものは非常にわかりにくい仕組みというところから、いまの異常な事態が出てきていると言われておりまして、いろんなことを並べられておりましたが、私は、市長自身が、いまの売上税の中身がわかりにくいと判断されておるのか、それとも、本当に国民なり市民がわかればそういうことにはならないんだ、と思っておられるのか、どちらなのか、ちょっとお尋ねしたい。

- 市長（池田忠雄君）自治体の長として歯切れが悪いとおっしゃられれば、こういう立場でございますので御理解を賜りたいということでございます。ただ、私見として申し上げました中で売上税問題につきましては、議員各位もそれぞれ研究もなさっておられるのではないかと思います。私なり、あるいは行政なりも勉強はさせていただいておるつもりでございます。しかしながら、その内容は、政省令の中で課税品目、非課税品目等いろんなことが組み立てられている点で論議がされております。どれが課税品目か、あるいは非課税品目かについては、まだ漠然としているのが現状の実態ではないかと考えております。率直にいいまして、中小企業の皆さんや消費者の皆さん方も同じではないかと思えます。そういう疑問や不安感があることは、国民の間で明らかとなっております。

国会の論議の中では、いわゆる総理の選挙公約をめぐる大型か中型なのか、公約に違反しているかどうかの入り口の論議が1つあることも事実であります。あるいは円高不況の中における現在の国民生活の実態から考えるならば、売上税というものは非常に問題があるんじゃないか。時期的なもの、あるいは公約の問題、直接税と間接税の比較配分の問題の中で、国会各党の間で論議がさまざまだというふうに私も承知をいたしております。

ただその中で、首長として公式な見解を差し控えさせていただきたいと申し上げておりますのは、私がわかりにくいからどうか、わかっただけなのかという端的なお尋ねでございますが、少なくとも、税制改革といえますものは、国民や市民のある程度の納得と理解の上に立つ

てしていただくべきものだ」と理解をいたしております。その意味合いの中、現状の疑問や不安が渦巻く中で実施に移すことは、国民生活に大きな影響を与え、いろんなところで問題があるんじゃないか、こういうふうに存じております。避けるべきであると思えます。ひとつ誤解のないようによろしく、よろしく御賢察を賜りたいと存じます。

- 16番(天堀 博君) 確かに首長としての立場からはわからんわけではありませんが、そうしたら、これも端的に角度を変えてお聞きいたしますが、これが非常に国民、市民に対して、特に和泉市民は綿布その他の零細業者が多いが、そういうところに負担がかかってくる、経営が大変になってくることは明らかなんですけれども、あなたは「わかりにくい」とおっしゃってるからね、そういうことになる場合、あなたとして遺憾だというふうに思われますか、そういう状態になるならば、実態がもうひとつわかりにくい、いろんなことが言われていますからね。

実際、全国で相当皆さんが怒ってますよ。関連業界の方々もサラリーマンだって皆負担がかかってくることは、だれも否めない事実なんです。こんなことを言うと自民党の方に叱られるかもしれませんが、自民党内でも論議を呼んでいます。特に地方においては、いろんな問題を抱えています。それは直接国民に接しているからでしょうが、いろんな立場がありますが、市民に負担をかけ、あるいは営業面で直撃されるということは、あなた自身はそういうことについては遺憾だと、今回の売上税そのものは遺憾だと思われますか。それとも、それも十分に理解をした上で、という先ほどの答弁と同じになりますか。

- 市長(池田忠雄君) 非常に上手に御質問いただきますので、お答えもむずかしいと率直に申し上げたいと思えます。ただ1点、私が心配をいたしておりますのは、現下の円高不況の中にありまして、本市は、特に中小零細業者が多いことは事実であります。そういう体質の本市としては、かなり影響が出てくるのではないかと。あるいは御案内のとおり、天堀議員さんは、つぶさに売上税につきまして勉強されてはおられましようが、わかりにくいと申し上げている意味は、総論は別といたしまして、個人所得税や市民税、法人税などの直接税は限界にきた。したがって、それらある程度の減税という形で見直す中、国民に薄く広く間接税という形で課税をするのが売上税の実態であるということは、自明の理であります。

ただ、間接税である売上税は、物品の流通経路の中で5%が課税されるということになります。いわゆる1万円の品物を買えば500円が上に乗ってくるということになります。最後にかぶるのは消費者ではなからうかということが1点言えるのではないかと。ただし、流通経路の中では、5%の納税義務者は事業者であります。そこで、課税品目、非課税品目とかいろんなことをめぐってややこしくなっていることも事実であります。いまだに政府、自民党の中ですら、どれが非課税か、どれが課税品目かの選択については、いまなお、一部流動的であると

聞きをしております。その意味合いからいたしまして、この売上税は、非常にわかったような、わかりにくいというのが実態であります。

したがって、これはもう少し国会の論議、現在は異常事態でありますけれども、十分に論議を通じて実態が明らかになってこない、取り方にしてもさまざまございます中で、わかりにくいと私が申し上げているわけでございます。そのわかりにくい点の解明を願ひ、そして、それが国民や市民の中で理解と納得を得られない限りは、実施は避けていただかなければならない。中小企業への影響もあり、消費者はもちろんであります。そういう仕組みではないかと拝察いたしておりますので、そういうことを私見として申し上げている意味合いであります。「そうやからどうやね」ということについては、明確な見解は差し控えさせていただきたいということは、冒頭、申し上げた点に尽きるわけでございますので、御賢察いただきたいと思ひます。

○ 議長（赤阪和見君） 2点目の同和行政について答弁。

○ 同和対策部長（橋本昭夫君） それでは、2点目の同和行政につきまして、同対部長からお答え申し上げたいと存じます。

先生は、市政方針の31ページから32ページについて御質問されたものと理解をいたします。まず、第1点目の一定の成果とは何ぞや、という端的な御質問でございます。御案内のとおり、昭和40年に同和問題の根本的解決を目指すために、国におきまして同和对策審議会から答申が出ました。その答申を受けまして昭和44年に、私どもが旧法と申しております同和对策事業特別措置法が10年の時限立法で制定されました。その中には、同対審答申の精神を受けまして、国の第一義的な責務を明確にしたわけでございますが、10年間の時限立法でございます。

これはなぜ10年の時限立法になったかと申し上げますと、いわゆる当時のお話を聞くところによりますと、特別立法を制定することは、あくまでも予算上の枠取りの中で、大蔵省が基本的な恒久法では困る、というのみの理屈であったように聞いております。そして、44年に10カ年の時限立法ができたわけでありましたが、54年にそれが失効いたしまして3年の延長がなされました。この間に、それにかわる法律を十分検討し制定せよ、という国会の付帯決議があって、3年延長がなされたわけでありまして、それを受けまして、現在の地域改善対策特別措置法の5年立法ができました。

いろいろそういうことで法律の年限が10年、3年、5年と小刻みになっておるといふ点も含めまして、これでは部落問題の恒久的な解決には問題があるということで、先般の議会で部落解法基本法、いわゆる総合的な法律に基づく抜本的な施策が必要であるという御決議をもと

に、私どもは、府なり国なりにその対応を求めてきたところであります。一定の成果と言いますものは、実はそういう経過がございます。

特別措置法というものに対する法制局の見解では、最大20年という期間慣例というものがあろうでございます。そういうことからいたしますと、同和对策事業の法律としては、あと2年でいいという理論上の形もあります。また、根強く打ち切り論もございます。そういうことで現在のいろんな関係からいたしますと、新法は、なるほど財政の特例的な法律にしかありませんでしたが、5年間の立法が制定されたということは、私ども、一定の成果であろうと考えております。しかしながら、その内容を見ますと、先ほどから申し上げました旧法から非常に後退をしておりますし、それで果たして同和問題が完全に解決できるかということについては、大きな危ぐを持っております。そういうことで回答にかえさせていただきます。

次に、環境改善整備事業云々の中で、特に個人給付的の事業につきましても、国や府からの示唆があったか、というお話でございますが、今回の法律は、2月下旬に特別委員会で若干、御説明をさせていただいたのでございますけれども、ほとんど政令に委任されております。少なくとも物的事業については、大きな国の助成援助措置をもらっておるわけでございますので、予算編成の中でそのニュースをキャッチすることに努めてきたところであります。したがって、国の方におきましては、4月1日から政令、省令を定めてから地方公共団体に指導すべきであるという姿勢であります。現在のところ、私どもの方に直接的にソフト面でも大きな支障は少ないと思います。ただ、大阪府直轄事業については、一定の影響であろうと考えております。しかしながら、それは府がやろうと市がやろうと国がやろうと、受けるのは地域対象住民でございますので、どこがやろうと、その住民が不利益にならないように頑張ってもらわなければならないと考えております。

最後に、人権の関係でございますが、今回、人権問題に関する意識調査をさせていただきたいと考えております。御案内のとおり、環境改善等物的事業が一定の進行を示しておるわけでございますが、やはり今後は、啓発が非常に大事であろう。特にその啓発は、私どもが頭の中で考え、あるいは書物で読んだものをそのままストレートに流すだけではだめでして、その中で、市民の方々が人権に関してどういう意識を持っているか、そういうことをもとに行政として計画していかなければならないと考えておるわけでございます。したがって、同和問題のみならず、女性の問題、障害者、定住外国人の問題等も人権の中に広くとらまえて、その中で緊急に解決を迫られている同和問題も検討していきたいということでございます。

なお、プライバシー等につきましては万全の対応をするとともに、設問等につきましては、あえて誘導するような意識は毛頭持っておりません。生の声、意見をお聞きするというふう

に考えておるわけでございますので、ひとつ御了解をお願いいたしたいと思っております。

- 16番(天堀 博君) そこで、確認を含めて再質問いたしますが、いま、ずっと部長から述べられたことを聞いておまして、やはり本当に一定の成果という面も含めた、あるいはいまままでやってきた和泉市の同和行政も含めて、われわれは、意見具申そのものは全面的に賛成できるものではもちろんありません。国の責任というものについても、今回の意見具申の翌日の毎日新聞の解説部分では、「今回の意見具申の原点に立ち返った基本的検討の結果が、おおむね現行施策の廃止縮小に過ぎず、差別解消の積極的なマスタープランになり得ていないのは否定できない」とされております。確かにそういう面もあるかと思えます。

それから、われわれがいままで主張してきたように、国の責任でやらなければならない点が非常に大きい。極端に言えば、改良事業その他におけるハード面の施策の借金については、棒引きしていただいても当然ではなかろうかとさえ思うわけです。しかし、合わせて和泉市がとってきた同和对策事業、同和施策そのものに対する反省は、一向になされていないという点では非常に大きな問題があり、また、反論も生むわけであります。そういうことを意見として申し上げておきます。これ以上論議をしても、恐らくいままでの経過からみまして食い違い平行線となりますので、意見を申し上げるにとどめます。

そこで確認をしておきたいのは、今回の新しい法律でスタートすることになりまして、ソフト面への影響は、国の面からはそうないだろうと言われてますが、国の直轄施策事業についてはあるんじゃないか。しかし、府がやろうと市がやろうと、国がやろうと対象者は同じことなので、そういうことではやっていかなければならないという意味のことを言われております。例えば国の行政指導が強まるのが意見具申を見ましてもあるかと思えます。これは4月1日以降、政省令でいろんなものが出てくると同時に、かなり強力な助言や指導が行われるであろうことは、いまから感じられるわけです。府の方でそうってきた場合、市でその分を肩がわりというか、穴埋めをやっていくのかどうか。府の施策でやってきた分、例えば2分の1府が出していたものを全額市でやるとか、そういう方向でやろうということさえも考えておられるのかという点の確認ですね。

それから、啓発問題でございますが、対象者が広く市民へ、となっておりますが、どの程度で、どういう方法でやるのかということについて。

- 同和对策部長(橋本昭夫君) 第1点目の件につきましては、現在のところニュースで入っておりますのは、例えば高校の奨学金の関係で給付制を貸与に切り替えるという強い大蔵省の強い要請で、文部省予算では、貸与に切り替えるということでございます。政令等が施行されますと、4月1日から法律的に決まるわけですが、前回の大学の場合ですと、現在の大学の進学率等か

ら、いわゆる地域住民の子供たち、あるいは生活実態等を勘案して実害のない措置を大阪府がとってきたわけでございます。したがって、今回の高校についても、市町村の立場から申しますと、大阪府の方でひとつ前回同様の出費をお願いし、ぜひ制度を継続していただきたい。

しかし基本的には、高校の奨学金がなぜ急に貸与制になるのかということについて端的に申し上げますと、やはり現在の臨調行革路線の延長上にある高率補助金2分の1カットという一般的な形の査定方針と聞いておりますので、それは改めるべきであるということを今後、国に対して要望してまいりたいと思います。

それから、対象者でございますが、現在のところ、20歳以上の人たちをお願いしたいということで、具体的にはまだ決めてございませんが、選挙人名簿から無作為抽出させていただきたい。20代から30代、50代、60代まで年代的にバランスがとれるように、男女別もそう考えております。有権者の1%、約900人程度を予定しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 16番(天堀 博君) 先ほどの例として高校の奨学金の問題が出されましたが、先ほどの答弁では、府の直轄事業で影響が出て、これは対象者があるんだから、府がやろうと市がやろうとやっていかなければならないとおっしゃってましてね。そして、府に強く要望していくという答弁ですが、府の施策そのものが変わってきた場合、市町村がそれをカバーしていままでどおりやるのか、それに準ずるものとしてやるのかどうか。それはどう考えるかということですよ。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 現在のところ、予算上で知り得たもので、直接住民に影響があるといえますのは、文部省関連の問題が中心でございます。したがって、これは大阪府がやる事業でございます。基本的には、そういう立場でございますので、大阪府は大阪府として、今後とも制度を継続していただくように頑張りたいと考えております。

○ 16番(天堀 博君) そうしたら、今後の分についてはまだどうなるかわからないから、そこまで突っ込んで考えてない。その答えはできないと判断したらよろしいわけですか。われわれは、そうなるであろうと考えてますからね。

○ 同和対策部長(橋本昭夫君) 再度の御質問でございますが、大学の奨学金についても一定の給付から貸与に変わったときも、実害のない措置ということで大阪府は対応しております。少なくとも、国が制度を変えても大阪府は、大学奨学金について事実上、実害のない措置をとったわけでございますので、高校についても継続してやっていただきたい。また、そういうふうにしなれば、大学が実害のない措置を講じたのに高校ができないというのは本末転倒であろうと思いますので、ぜひ継続していただきたいということです。

○ 16番(天堀 博君) だから、本年度予算で知り得たのはそういうことであるとおっしゃってられますが、今後、行政指導が強まる中、府の直轄事業で少し行き過ぎだと判断された場合、市町村はどうするのか、と聞いている、まだそこまできてないからわからない。いままでの制度を継続してやってもらうように要望するということですが、何かかみ合っていないように思うんです。

○ 同和対策部長(橘本昭夫君) 若干、補足させていただきます。

62年度予算編成に当たりましては、現在の個人給付的事業に係る大阪府の助成措置は、現在の要綱どおり措置をしたいという回答をいただいております、政省令の施行後影響があるとすれば、いま申し上げました高校奨学金制度が出てくるのではないかと、そういう心配があると申し上げた次第でございます。大阪府の方は、基本的に従来の助成措置をするということでございます。

○ 16番(天堀 博君) こっちの言うことが理解されてない。そんなことが出てきた場合、市町村はどうするのかと聞いている。わからないならわからないと言ってくれたらええ。予算委員会等で問題になればしていただいて結構です。

○ 議長(赤阪和見君) 次に開発行政について。

○ 都市整備部次長(三井義秋君) 1点目の中央丘陵開発について、都市整備部の三井からお答えいたします。

中央丘陵開発につきましては、昭和59年に都市計画決定が行われるに際しまして、すでに御承知のとおり、公団では、住宅を主とした開発を目的とした良好な定住魅力のある町づくりということで、低層住宅を主力にし……。

○ 16番(天堀 博君) 時間がございませんので、質問の一番大事な点として、今後の対応をどうされるのか、機構改革その他があるのかどうかです。これからが大事なときですので、その点をどうされるのか。いままでの分はよろしい。

それと、公害問題については矛盾点があります。いままでもやれてないということは議会で論議がされてますので、その辺の論議はよろしいですから、今後、やっていく自信があるのかどうか。

○ 都市整備部長(萩本啓介君) 特会廃止に伴う今後の措置につきまして、萩本より御答弁申し上げます。

御承知のとおり現在、公団の方で宅造工事を始めまして、これからがいよいよ道路その他すべての事業が本格化するわけであります。これに伴います諸問題も、これからがいよいよ正念場を迎えるわけでございますので、特会を廃止いたしましても、都市整備部の中で一定の事業推進

調整機能は必要でございまして、やはり欠かすことのできないものとして今後も考えていきたいと思ひます。現在、4月1日以降の体制をどうするかにつきましては、都市整備部全体の問題にもかかわっておりますので、担当の企画当局あるいは人事当局に御検討をお願いしているという状況でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 公害問題について答弁。

○ 産業部長（松村吉堯君） 時間の関係で端的にお答え申し上げたいと存じます。

市長の市政方針の中での道路網整備と公害問題についての矛盾ということでございますが、私どもは常々、市長から「矛盾をどう調和していくかが行政である」という教示も受けてございまして、私もそうであろうと思ふ次第でございます。この道路網整備は、時代の進展に伴いましても欠くべからざるものだと思っております。

そこで、私どもが担当いたしております公害問題につきましては、1つの例といたしまして、近畿自動車道につきましては、高速、準高速がございまして、私どもにとりまして未経験な分野でございます。したがって、既存の類似した道路網等の速音などの環境公害対策についても研究をしております。その上に立ちまして、道路の設置者から計画における環境影響調査を報告させて検討し、さらには、設置者だけの環境調査ではいけませんので、市独自としても環境調査の実施を専門家等に依頼いたしましてそれらを相互検討する中、公害の最も少ない案というものを生み出し、まとまりましたならば、設置者に対しまして要望してまいるという基本姿勢で今後も進めてまいりたいと存じておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○ 16番（天堀 博君） いまの答弁でも言われましたように、中央丘陵開発については特別会計を廃止するというところで、企画とか人事で検討していただいているということですが、市長、あっちこちの委員会であつたついでに出ておることでございますが、本会議できちんと言ひますと、これからがいよいよ正念場です。その観点からいきましたら、これは市政方針の中でも述べられてるように、ぜひこの点での調整機能とか、諸問題の対応、対策機能も十分に備えていくような体制をとっていただきたい。そうでないと、ますますわれわれの手から離れていってしまうことにならうかと思ひます。それを意見して言ひます。

それから、名言が飛び出しましたが、それがきちんとやってくれる、あるいは公害の最も少ない案ができてそれでやってくれるんなら、いままでもそれなりにやってこれたはずですね。ところが、権限があるように言ひますが、和泉市はその力が足りないわけでしょう。権限がないように思ひます。その辺が、以前から問題になってます公害問題の一番しんどいところだと思ひんです。前にも言ひましたように、多摩ニュータウンへ議会から視察に行ったとき、あそこは東京都が出張ってきて、メインになって調整機能を果たしています。特にあのニュータウンは

1市だけでないからよけいなんですが、特にこちらで言えば、大阪府なりがもっと出張ってこさせるように、市長としてどんどん大阪府に強く言っていかなければいかん。

ここまできたんですから、極端に言えば「近畿自動車道は通さへんぜ。和泉市は横になるぜ」と言うたかて、通さなくてはしょうがないから道は付けると思います。そのぐらいまで腹を据えていかんことには問題解決の方向にはならない。本当に矛盾をきちんと調和させていくんやったら、そのぐらいの腹構えでやっていく姿勢が必要ではないか。そうでないと、いままでと全く同じことに終わってしまうと思うわけです。

私は、市長より2日か3日早く議員にさせていただいたんですが、11年も12年近くも議員をやっていると、どうしてもこれだけしかできないからしょうがないという、一種の役人根性みたいなものが生まれてきましてね。ふと気がついたら、市民に背を向けているということになりがちなんです。そうではなく、本来こうあるべきだという、無理であろうが何であろうが、きちんと筋を通してやっていくことが大事だと思います。本年度の予算については、まだ予算委員会等でいろいろ審査、審議されますが、和泉市の行政についてもそうあるべきだと思います。そういう意見を申し上げて終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長(赤阪和見君) 以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして予定より早く終了でき得ましたことを厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

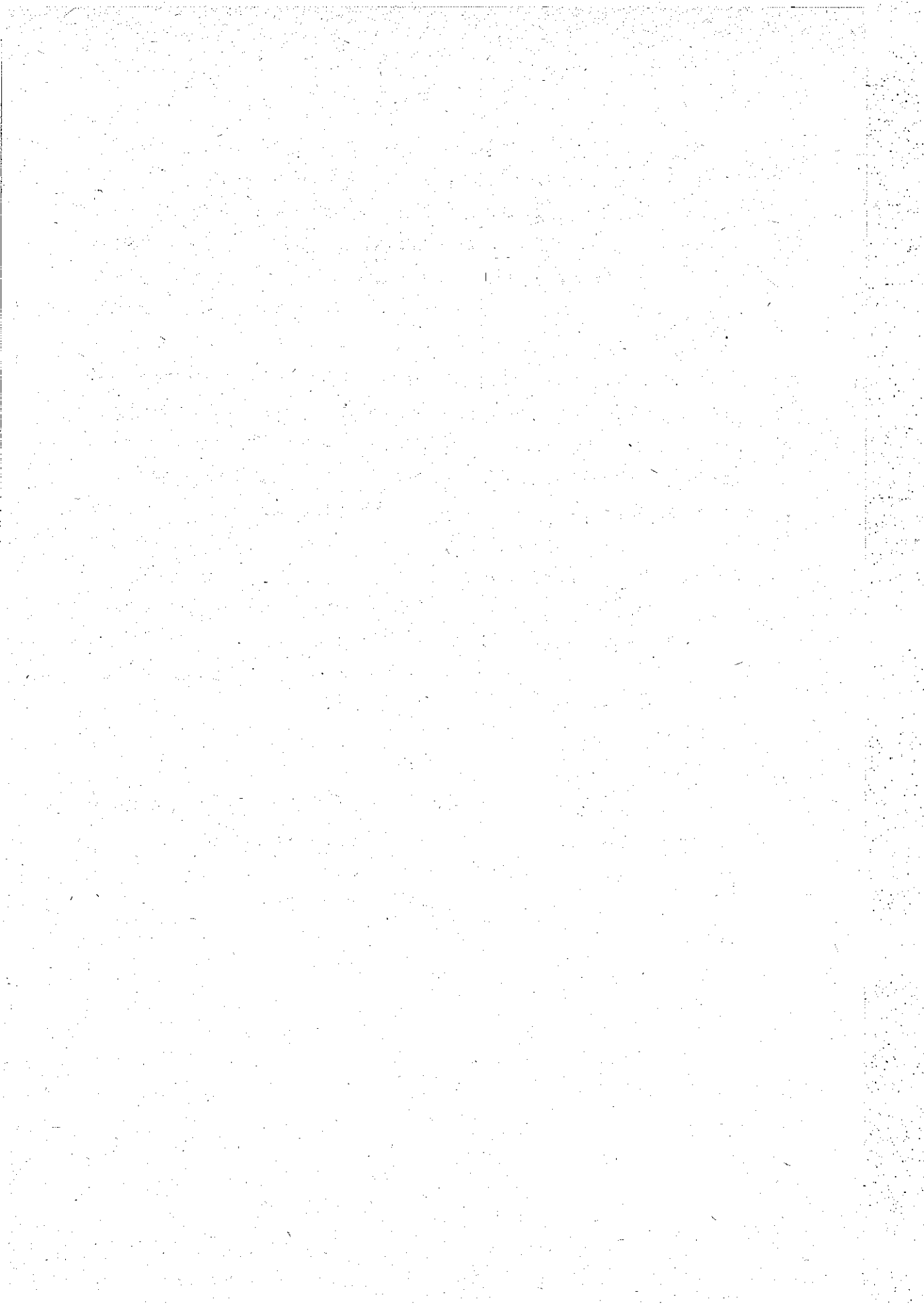
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

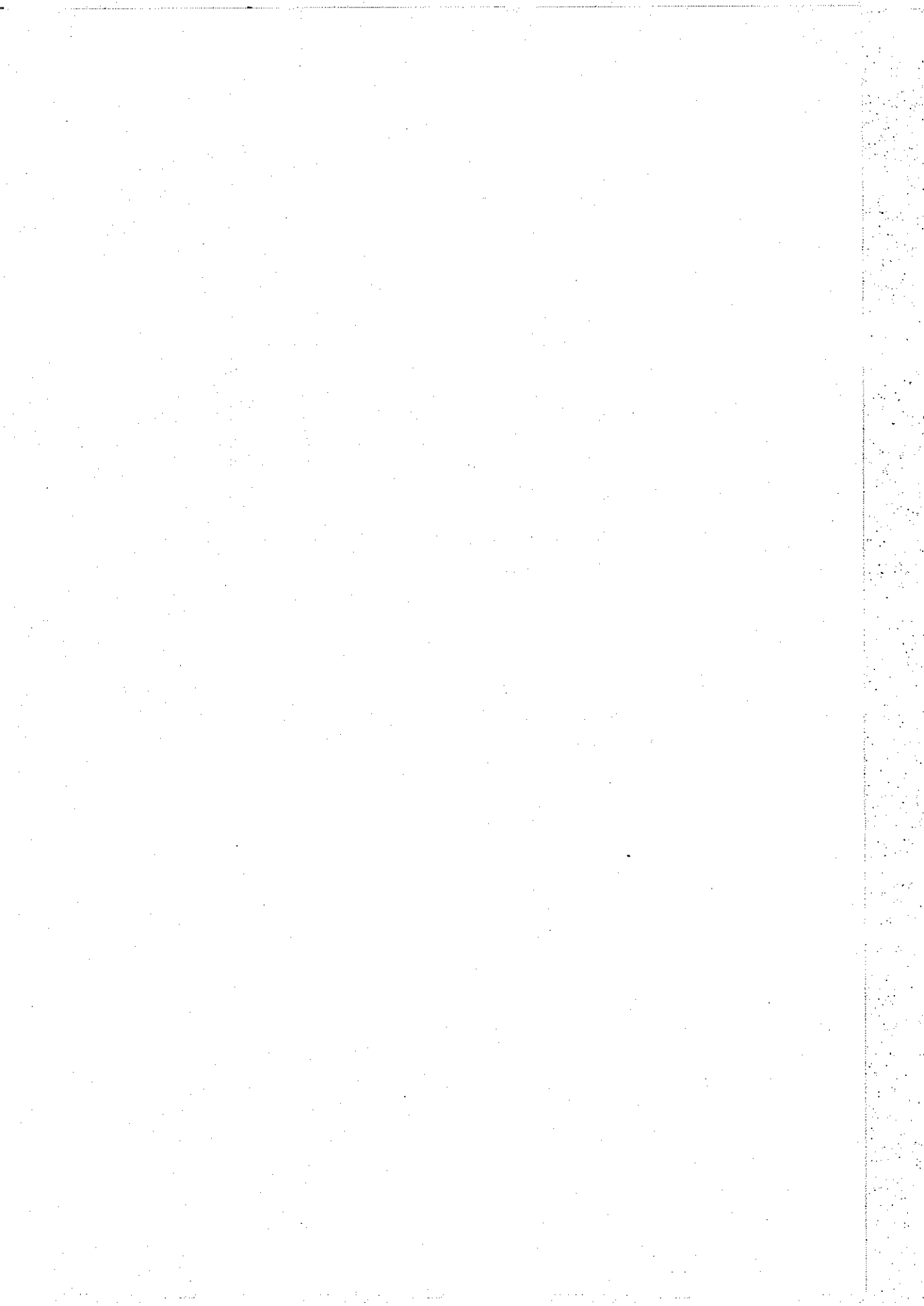
なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうもありがとうございました。

(午後2時25分散会)



第 3 日



昭和62年3月10日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	飯坂楠次君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(2名)

2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
----	--------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和対策部長	橋本昭夫
助役	坂口禮之助	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田隠
収入役	中塚白	同和対策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室理事	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	逢野一郎	産業部長	松村吉堯
市長公室企画室長	稲田順三	産業部理事	中上好美
市長公室次長兼兼取	森利治	市民生活部長	中西淳富
人事課長事務	井阪和充	市民生活部次長	原美助
秘書課長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部長	大塚孝之	建設部理事	前田守正
総務部理事	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実
財政課長			

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎 琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻 寿夫
都市整備部長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	三井 義秋	教 育 長	西川 喜久
改良事業部長	富田 宏之	教 育 次 長	逢野 博之
改良事業部次長	高三 一行	管 理 部 次 長	鹿島 賢昌
改良事業部次長	笠木 恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
改良事業部次長	堀 宏行	社会教育部長	青木 孝之
病 院 長	竹林 淳	社会教育部理事	竹田 明郎
病院事務局長	藤原 光夫	社会教育部理事	明坂 貞士
病院事務局次長	藤原 清司	社会教育部次長	明坂 文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	官嶋 忠雄
水道部理事	岩井 益一	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道部次長	岸本 孝二	選挙管理委員事務局長	農端 小一
会 計 課 長	赤田 儔信	監 査 委 員	庄司 清
消 防 長	角谷 泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田 陽三
消防本部次長	高宮 武男	農業委員会会長	森口 義忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬 喜広	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原 行雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参 事	河原 茂隆
主 幹	大中 保
係 長	佐土谷 茂一

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月10日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	(昭和61年) 認定第3号	昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について (決算審査特別委員長報告)	/
2	監査報告第1号	例月出納検査結果報告 (収入役 抜 昭和61年9月分)	P. 1
3	監査報告第2号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員抜 昭和61年9月分)	P. 12
4	監査報告第3号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員抜 昭和61年9月分)	P. 18
5	監査報告第4号	例月出納検査結果報告 (収入役 抜 昭和61年10月分)	P. 23
6	監査報告第5号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員抜 昭和61年10月分)	P. 34
7	監査報告第6号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員抜 昭和61年10月分)	P. 40
8	議案第15号	和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 32
9	議案第16号	和泉市保育所入所措置条例制定について	P. 37
10	議案第17号	和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 40
11	議案第18号	和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 43
12	議案第19号	工事請負契約締結について (王子第二団地2棟建設工事)	P. 46
13	議案第20号	工事請負契約締結について (山手団地8棟建設工事)	P. 48
14	報告第1号	(和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)	P. 53
15	議案第27号	負担付き寄附受納について	追加P. 58
16	議案第21号	昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第5号)	追加P. 1
17	議案第22号	昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	追加P. 17
18	議案第23号	昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	追加P. 21
19	議案第24号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	追加P. 23
20	議案第25号	昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)	追加P. 26
21	議案第26号	昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)	追加P. 44
22	議会議案第3号	委員会委員の辞任について	別紙
23	選挙第1号	南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について	別紙
24	意見第1号	売上税の導入等に反対する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日にわたり御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局参事報告)

- 市議会事務局参事(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは24名でございます。奥村副議長さんから欠席の届け出がございます。遅刻届け出のある議員さんはございません。現在、24名でございます。
- 議長(赤阪和見君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(赤阪和見君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長(赤阪和見君) それでは、日程審議に入ります。
日程第1「昭和60年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本決算については、昨年12月第4回定例市議会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を松尾委員長にお願いをいたします。

(決算審査特別委員長登壇)

- 決算審査特別委員長(松尾孝明君) 昭和61年12月開会の第4回定例市議会におきまして、昭和60年度一般会計並びに特別会計決算認定についてが上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託となり、慎重に審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告いたします。

去る1月26日委員会を招集し、各会計の説明は提案の際終わっていることから、一般会計歳出より款を追って直ちに審査に入りました。

なお、報告の内容については、重点的かつ要点のみにとどめますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、議会費の予算全体に占める割合と議員1人当たりの必要経費についての質問があり、議会費は0.9%で、府下では21番目。議員1人当たりの必要経費では12番目である、との答弁がありました。

次に総務費では、コスモポリス地域先端産業立地推進協議会と和泉市コスモポリス地域開発推進機構との違いについての質問があり、その内容等の説明がありましたが、今後の協議会の

運営等については十分管理を行うよう、要望がありました。

住民サービス等に係る出張所の電送システムの導入についての質問に対しては、設置個所、費用、人員、行政効果等の問題も含め十分検討をしていきたい、との答弁がありました。住民の利便性を図るためにも早急に検討を行うよう、との要望がありました。

また、大阪府同和対策事業促進協議会分担金の基準とその使途についての質問があり、分担金の負担基準は、府下市町村の行政需要額に基づきランク分けをされており、使途は府同促事務員の人件費である、との答弁がありました。

次に、民生費から商工費では、身体障害者の方が関係団体未加入の場合、市の行事等に参加できないのか、という質問があり、所属団体のいかににかかわらずすべての行事に参加している、との答弁がありました。

また、横山病院の施設内容の現状はどうか、との質問に対し、診療科目、医師及び職員数、ベッド数等についてそれぞれ答弁がありました。医師報酬に関して法的な問題がある、との意見もあり、今後、経営実態の報告について資料提出等を行うよう、要望がありました。

し尿処理助成金の値上げに関しても、今後、業者に対する労働条件等をも含めた行政指導を行い慎重に対処するよう、との要望がありました。

また、農協合併問題の進捗状況についての質問があり、今年度中に農協合併研究会からの結論を出していただくよう要望している、旨の答弁がありました。

次に、土木費から予備費では、一般市営住宅の老朽化が激しく、建替計画と合わせて補修個所が非常に多くなってきており、早急に抜本的な対策を講じるよう、強く要望がありました。

また、火災の発見方法や通報について質問があり、現在は電話普及率が高くほとんどが電話通報であるので、望楼での勤務は実施していない、との答弁があり、これに対して、今後の体制については市民通報だけに頼らず、いろんな角度から再検討の必要がある、旨の意見がありました。

コミュニティセンターが建設されたが、市民会館大ホールの利用状況はどうか、との質問に対しては、60年度は122回であったとの答弁があったが、もっと市民が利用できるよう施設整備を充実するよう、意見がありました。

また、今後の公債費の見通しについて質問があり、各種事業の実施に伴い額はわずかながら増えるが、公債費比率は今後、一定率内を推移していくものと思われる、との答弁があり、歳出を終わりました。

引き続き、歳入を一括して審査いたしました。特別交付税6億5千万円余円について、その中身と当初見込みとの比較について質問があり、特別交付税は、主に本市特有の施策に要する

経費あるいは特殊財政事情、例えば同和对策事業に係る特別な財政需要等はか数点について、国、府に対し特別交付税の要望を行い財源の確保に努めてきたものであり、各項目ごとの交付額は算定できないが、全国的な要因も考慮した場合前年度より伸びており、一定の評価をしている、との答弁がありました。

なお、以上のほか数十点の質疑があり、また要望意見等もあり、一般会計決算の審査を終わりました。

お語りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決した次第であります。

引き続き、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

まず、保険料金が高騰する中で一定の基準を設け減免規定を定めては、という質問があり、各世帯の生活実態あるいは料金負担能力等実態調査をした上で一定の減免を実施したい、との答弁があり、これに対して、歳入の面も含め精査検討をしながら減免規定の研究が必要である、旨の要望がありました。

また、保険料納付の構成割合についての質問に対しては、納付組合が23.35%、口座振込が21.2%、非常勤嘱託員20.99%、金融機関22.42%、窓口納付が12.04%であるとそれぞれ答弁があり、審査を終わりました。

お語りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計については、医療費の保険者1人当たりの負担額の伸び率についての質問があり、59年度は7%、60年度は16.81%であり、60年度の大幅な伸びは受診率の向上によるものである、との答弁があり、審査を終わりました。

お語りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については別に質疑がなく、本決算を認定するについてお語りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計については、幹線をも含め市内各地で工事が行われているが、全体の事業計画はどうなっているのか、との質問があり、現在の進捗状況及び今後の事業計画等について詳細な答弁がありました。

また、補助金カット分の5,040万円の財源確保及びその影響はどうか、との質問に対しては、今後の地方交付税に需要額として理論算入されるものであり、事業そのものには大きな影響がない、との答弁があり、審査を終わりました。

本決算を認定するについてお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

次に、和泉中央丘陵整備事業特別会計については、給与支払い職員の人数についての質問があり、部長以下7人である、との答弁があり、これを終わりました。

本決算を認定するにつきお諮りいたしましたところ、全員異議なく認定を可とすることに決しました。

以上が、本決算審査特別委員会で審査いたしました結果の概要であります。何とぞ速やかに本決算を認定せられんことをお願い申し上げまして、私の報告を終わります。

- 議長（赤阪和見君） ただいま決算委員長より詳細な審査の経過並びに結果の報告がありました。

お諮りいたします。本委員長報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、討論に入ります。

それでは、反対の方からお願いいたします。

- 16番（天堀 博君） 私は、ただいまの委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表して、反対の立場から討論を申し上げます。今回の決算委員長報告もすべての決算についてのもよみの報告でありますので、われわれとしましては、反対の立場を表明しているもの、あるいはそうでないものというふうになっておりますが、全体としての報告でありますので、反対ということでの討論をさせていただきます。

昭和60年度の一般会計決算認定につきましては、本決算委員会の審査並びにいままでいろんな立場で指摘をしておりますように、歳入歳出全体を通じまして、依然として不公正な同和行政がまかり通っているわけでございます。また、それに対する国の責任という点でも、十分果たせていないという問題点がございます。補助金カットの初年度という、地方自治体にとりましては大変な時期での予算、決算であると認識はしておりますけれども、このような根本的な不公正さがまかり通る決算認定については、賛成ができないということでもあります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、退職者医療制度の導入によりまして、会計が非常にややこしくなっております。そういう点からも、地方自治体に対する負担が大きくなってきているわけですが、合わせてこの会計の決算審査の中でも、他の委員さんからも同和減免等についての非常に強い指摘、御意見が出たところでもありますが、残念ながら、今回の委員長報告の中では、その点には少しも触れておらないという点も問題であります。さ

らには、減免制度の公表もいまだにしております。

これらの点から、当決算認定についても反対でございます。

老人保健事業特別会計につきましては、この法律が施行されましたとき、私たちは、これが福祉行政全体に対する後退の突破口になるということで、その点での危ぐを指摘をしておりますと、そのことが明白になってきているわけでございますので、本会計につきましても、自治体や被保険者に与えている負担あるいはいろんな形での犠牲というものが大なるものがありますので、これにも反対をいたします。

あとの公共用地、公共下水道、中央丘陵等の特別会計につきましては賛成であります。冒頭、申し上げましたように、全般にわたる報告でございますので、本決算認定の委員長報告に對しましては、反対をいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、賛成の方お願いいたします。

○ 1番（飯坂楠次君） 私は、昭和60年度和泉市一般会計及び和泉市国民健康保険事業特別会計を初めとする5特別会計決算の認定に当たりまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

まず、一般会計についてであります。本年は、市税、地方交付税の伸びが順調であったものの、国の行財政改革に伴う高率の国庫補助金の補助率が削減され、本市財政にも多大な影響を及ぼし、財政運営は非常に厳しい状況のものであったことと思われ。このような現状の中、待望のコミュニティセンターの完成を初め、教育施設や都市基盤整備の充実に努められる一方、経費節減と限られた財源の中で節度ある財政運営を行われた結果、実質収支で8,546万6,000円、また、単年度収支においても3,478万9,000円の黒字を計上したことは、高く評価できるものであります。今後とも国庫補助金の削減等、地方財政を取り巻く環境は厳しいものが予想されます。まして、本市の財政基盤は脆弱な体質であり、財政構造も硬直化が進んでいるところであります。今後、財政運営に当たっては、財源の拡充強化とその獲得に向かって努力されるとともに、経費の抑制と財政構造の改善を図りながら、健全な財政運営を目指されるよう期待いたすものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計については、年々増高する医療費に対し財政援助を国、府に強く要望し、健全な運営を維持できるよう要望するものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計、公共下水道事業特別会計、和泉中央丘陵整備事業特別会計については、計画事業達成のため目的に向かって適切に遂行しているものと評価いたし、今後も鋭意努力されることを期待するものであります。

以上、各会計について意見を申し上げ、本決算認定について賛成の意を表明するものであります。

○ 議長（赤阪和見君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本決算認定については、委員長報告はいずれも決算認定を可とするものであります。よって、委員長報告どおり決するに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、昭和60年度和泉市歳入歳出決算は委員長報告どおり認定されました。委員の皆さんには御審査、まことに御苦労様でございました。

○
○ 議長（赤阪和見君） 日程第2より日程第7まではいずれも「例月出納検査結果報告」でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみ朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

監査報告第1号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年9月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年12月24日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和61年12月23日
2. 検査の対象 昭和61年9月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第2号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年9

月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年12月24日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和61年12月23日
2. 検査の対象 昭和61年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第3号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年9月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年12月24日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和61年12月23日
2. 検査の対象 昭和61年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第4号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年1月22日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年1月22日
2. 検査の対象 昭和61年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第5号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年1月22日

監査委員 庄 司 清

同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年1月22日
2. 検査の対象 昭和61年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第6号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和61年10月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。
その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和62年1月22日

監査委員 庄 司 清
同 大 谷 昌 幸

記

1. 検査実施日 昭和62年1月22日
2. 検査の対象 昭和61年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第1号より第6号までの報告を終わります。

- 議長（赤阪和見君） 日程第8「和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第15号

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例等の一部を改正する条例制定について

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する
条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年
和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第96条第1項第7号」を「第96条第1項第8号」に、「不動産又は動産の
買入れ又は売払い」を「不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い」に、「5千平方メートル」
を「5千平方メートル」に、「限る。」のものを「限る。」又は不動産の信託の受益権の
買入れ若しくは売払い」に改める。

(和泉市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 和泉市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年和泉市条例第27号)の一部を次
のように改正する。

第6条中「見積価格」を「見積価額」に、「不動産の買入れ又は譲渡(土地)」を「不動産
若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地」に改め、「限る。)」
の次に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡」を加える。

(和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 和泉市病院事業の設置等に関する条例(昭和47年和泉市条例第3号)の一部を次の
ように改正する。

第4条中「又は」を「若しくは」に、「土地」を「不動産の信託の場合を除き、土地」に
改め、「限る。)」の次に「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公有地への土地信託制度の導入を目的とする地方自治法、地方公営企業法等の一部改正に伴
い、不動産の信託の受益権の買入れ等について議会の議決に付し、又は予算に定めるべきもの
の範囲を定めるとともに、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました議案第15号「和泉市議会の議決に

付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、普通、市の財産の取得あるいは処分のうち特に重要なものにつきましては議会にお諮りするよう、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定められており、また、水道並びに病院事業関係につきましては、各事業の設置等に関する条例におきまして予算に定めなければならない、ものと定められているところでございます。これらの定めは、いずれも地方自治法施行令並びに地方公営企業法施行令に定められた基準に準じて定めておるものでございます。

今般、公有地の有効利用と民間活力の利用を図るため、公有地に土地信託を導入すべく、地方自治法を初め関係法令が改正されましたが、その一環として、ただいま申し上げました地方自治法施行令並びに地方公営企業法施行令の改正も行われまして、条例を定める場合の基準として、新たに土地信託に関する事項が追加されました。現在のところ本市におきましては、水道事業及び病院事業を含め、土地信託についての具体的な計画はございませんけれども、法の制度上、議会の議決に付し、あるいは予算に定めなければならない事項が追加されましたので、本市の条例でもその定めを追加する必要があるかと、若干、規定の整備も必要でございますので、ここに御提案申し上げる次第でございます。

以上が、御提案の理由でございますが、御参考までに、ここで土地信託制度について簡単に御説明申し上げたいと存じます。

土地信託といえますのは、土地の所有者（委託者）が、自分の信頼できる者（受託者）に土地の名義や管理権を引き渡し、その土地を信託目的に従って管理または処分してもらう制度でございます。その仕組みをもう少し詳しく申し上げますと、まず、土地所有者が受託者（一般的には信託銀行ですが）に土地を信託します。信託を受けた信託銀行は、委託者と協議済みの信託目的に従って土地の運用利益が生じるよう手立てを講じます。

例えば土地信託の代表的な事例で賃貸型でありますと、必要資金を借り入れてその土地にビルを建設し、テナントを募集、賃貸を行い賃貸料を徴収、その賃貸料収入から借入金の元利金の返済や諸経費の支払いをいたします。これらの業務はすべて受託者である信託銀行が行いますので、信託銀行は、信託業務遂行の見返りとして信託報酬を収益の中から受け取り、残った収益を信託配当として受益権を有する受益者（元の土地所有者）に交付するものであります。これを信託期間中続けまして、信託期間が終了いたしますと、土地、建物などの信託財産が信託銀行から受益者に引き渡され、信託が終わるわけでありまして。

なお、信託期間中に元の土地所有者がまとまったカネが必要になった場合は、信託契約を解

約して土地、建物を売却するか、あるいは解約はしないで受益権を他人に売却することもできますけれども、その受益権の売り払いは、実質的には信託財産である土地、建物売り払いに当たたるものであります。

この土地信託のメリットは、第1に、管理運用業務は不動産運用に詳しい信託銀行が行いますので、土地所有者に不動産運用の知識がなくても高い運用成果が期待できること。第2に、一切の業務は信託銀行が行いますので、土地所有者が何の手間暇をかけなくても済み、事業も安定すること。第3に、実質的な土地所有権を手放さず遊休地の有効利用が図れること――などでございます。

以上が、土地信託の内容の概要でございます。

さて、本論に戻りまして、条例案の内要を御説明申し上げます。

第1条は、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正でございます。市の財産の取得又は処分のうち、議会の議決に付すべきものとしたしまして、地方自治法施行令で定められた基準どおり、予定価格2,000万円以上の不動産の信託の受益権の買入れまたは売払いを追加するとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

第2条は、本市水道事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。水道事業用の資産の取得及び処分のうち、予算に定めるべきものとして、地方公営企業法施行令で定められた基準どおり、見積もり価格が2,000万円以上の不動産の信託の受益権の買入れまたは譲渡を追加するとともに、不動産の信託を行う場合にあっては、適正な見積もり価格が2,000万円以上のものは、その土地の面積に関係なく予算に定めるものとするほか、所定の規定の整備を行おうとするものでございます。

第3条は、和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございますが、その内容は、おおむね第2条の水道事業の設置等に関する条例の一部改正と同じでございます。

最後に、施行期日でございますが、以上の改正は、この条例の公布の日から施行するものとしております。

以上で議案第15号の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（勝部津喜枝君） まず、入り口の段階でお尋ねしたいんですけど、条例改正につきましては、時期的な問題もあって専決処分というような形で改正される場合もありますが、今回のこの土地信託制度については、昨年の第104国会で法改正がされたように記憶しております。すでに条例改正をされている地方自治体もあり、まだ、されていないところもあると聞き

及んでおります。そこで、本市がこのたび、この土地信託制度を条例改正としてやる理由及び必要性はどういうことなのか。この点を最初にお聞きをしておきたい。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 総務部長（麻生和義君） お答え申し上げます。

先生御指摘のように、昨年の第104国会で地方自治法並びに施行令等の改正が行われました。遊休資産というか、そういった公有地を信託銀行に信託して有効利用を図ることができるという制度ができたわけでございます。したがって、先ほど提案理由の中で申し上げましたとおり、現時点ですぐさま具体的にそういった計画が出るということは一切ないわけでございます。自治法が改正されたことで条例の整備を行おうとして今回、御提案申し上げた次第でございます。

ちなみに、自治法第96条の関係で議会の議決事項も改正されておまして、これは条例とは関係なく、土地信託を行おうとする場合、必ず議会の議決を得なければならないというふうに改正されております。その規定に従って将来、そういった事態が発生した場合御審議を煩わすわけでございます。ただいま御提案申し上げましたように、受益権の取得または譲渡等については、見積もり予定価格2,000万円以上のものについて、あらかじめ議会の議決に付すべき事項として議決をいただいております、という制度でございます。

104国会から今日までの期間があるわけでございますが、その間に私どもも十分勉強する必要があるということで研修会にも参り、本も取り寄せまして勉強いたしました。その上で御提案申し上げた方がよからうということで及ばずながら期間をいただき、今回の定例議会に御提案申し上げた次第でございます。おくれたとか、近々に計画があるからといったことは一切ございません。御了承賜りたいと存じます。

- 18番（勝部津喜枝君） さらにもっと研究する時間があってもかまわないというふうにも理解できるわけですか。
- 総務部長（麻生和義君） 御指摘のとおりでございますが、各市の動向、条例整備の状況等もありますし、当然、大阪府との関係もございまして。そういった制度上の改正があった場合、できるだけ早い機会に議会の方へ御提案申し上げて御審議をお願いするのがたてまえになっております。先生がおっしゃるように、さらに期間をとってよく勉強を、ということもありがたいのでございますが、なにせ制度上のことでもございますので、今回、春の定例予算議会をお願いするということが御提案申し上げた次第でございます。近々にそういった計画は、一般会計も水道も病院会計も一切ございません。ただ、制度上のことで条例の改正、整備をきちんとしておくというのが本旨でございます。

以上でございます。

○ 18番(勝部津喜枝君) 十分に研究をされたということですので、当然、この条例改正に当たって過去、自治省から通達が地方自治体に来ていることは御承知のとおりだと思いますが、それは、それでよろしゅうございますか。その通知の中に「地方公共団体における公共用施設の建設等は本来、普通地方公共団体の責任と負担において行われるところであることにかんがみ、それを主たる目的とする信託は行わないこととする」という趣旨の文面があると理解しているんですが、通知が参っているという点については、確認してよろしいですか。

○ 総務部長(麻生和義君) 自治行政第61号をもちまして、自治省事務次官から各都道府県知事、各指定都市市長あてに通達が出ております。その趣旨は、大阪府の地方課を通じまして私どもの手元にも、「地方自治法の一部を改正する法律等の施行について」という公有地の信託の設定に関する事項ということで通知もいただいております。

○ 18番(勝部津喜枝君) いまの点も入っていると確認してよろしいわけですか。

○ 総務部長(麻生和義君) 結構でございます。

○ 18番(勝部津喜枝君) 具体例としてお聞きをいたしますが、この条例の中に「5千平方メートル」と書かれておりますが、例えばこの5千平方メートルのうち半分が図書館とか公共的な施設目的のために利用され、あとの半分が純然たる営利目的の建物などに利用されといった場合、この用地は、公共用の目的のために取得したと見るのかどうか。そういう判断をどこがされるわけですか。

○ 総務部長(麻生和義君) ただいまおっしゃっております「5千平方メートル」という規定の整備は、提案理由でも申し上げましたように、今回の不動産信託の受益権の条文とは切り離していただきたいと存じます。これは「5千平方メートル」とあるのを「5千平方メートル」と「米」を「メートル」と片仮名で表記したわけでございますが、字句の修正、整備を行おうとするものでございます。

それから、おっしゃっております一定の土地のうち半分を公共施設に利用、あとの半分を信託に、といいますのは、これは面積に関係ございません。別途、自治法の中で、土地信託を行う場合には議会の議決を要する、定められております。そういう規定に従って将来、必要となった場合に御提案申し上げる次第でございます。

それと、信託をする場合は普通財産ということでございます。一定の公共目的のための事業をするため、政府から補助金をいただき、起債を付けていただいた土地については、普通財産にならない限り、安易に信託をすることは考えておりませんし、できないということでございます。その目的に沿った行政の用に供さなければならないということで、これは変わりござい

ません。その目的遂行のために使用するということでございます。あくまでも、遊休の普通財産を土地信託にして有効に利用するというためのものでございます。行政目的のあるものまで割愛して信託するという計画は一切ございません。よろしく御了承をお願いいたします。

- 18番(勝部津喜枝君) それでは、結論といたしますか、態度表明に移りたいと思います。いずれにいたしましても、信託会社という形になりますので、本来、地方公共団体は営利を目的としたことではなく、あくまでも住民本位の立場で事業を行うことを買かなければいけないと思います。信託会社に信託をすれば、当然、そこに利潤の理論が発生してきますし、それがなければ信託も行われたいわけです。その意味では、今回の条例改正につきましては、私どもは、地方自治体という公共的な機関が、1つの営利を目的とした信託銀行などの機関の手助けの役割をするというふうに考えますので、この条例改正には反対です。

それと、この時期に改正したことについては、速やかに国会での法改正に伴って整備したということですが、これから予算委員会での審議等の中でも出てくるかと思いますが、すでに特別委員会に資料として出されておりますコスモポリス構想の中に信託制度導入の検討も言葉として入っておりますので、先ほど答弁されたように、決して単なる条例改正だけをやっていると安易に私どもは受けとめるわけにはいかないと思います。共産党議員団としては、この条例改正には反対でございます。

- 議長(赤阪和見君) 反対の意見がありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

- 議長(赤阪和見君) 日程第9「和泉市保育所入所措置条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

議案第16号

和泉市保育所入所措置条例制定について

和泉市保育所入所措置条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市保育所入所措置条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の規定に基づき、保育所への入所措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所措置基準)

第2条 保育所への入所措置は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、該当児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が該当児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で該当児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(申請手続等)

第3条 この条例に定めるものの外、申請手続その他保育所への入所措置に関し必要な事項は、市長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

理 由

児童福祉法が一部改正されたことにより、保育所への入所措置に関する事務は市町村が行うこととなったため、本市においても入所措置に関する必要な事項を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) ただいま御上程をいただきました議案第16号「和泉市保育所入所措置条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、昨年12月、地方公共団体の執行機関が国の機関として
行い事務の整理及び合理化に関する法律が制定され、保育所への入所措置等の事務については、
国の機関委任事務から団体委任事務に改められました。また、これと合わせ児童福祉法の一部
が改正され、保育所の入所措置の基準については、従来までは厚生省の認知に基づいて行っ
ていたのを今回、市の条例により定める必要が生じたものでございます。

次に、条例案の内容について御説明申し上げます。

第1条は、この条例の趣旨、目的を定めたもので、本条例は、児童福祉法第24条の規定に
基づき、保育所への入所措置に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、入所措置の基準について、保護者のいずれもが次の(1)から(7)のいずれかに該当す
ることにより、該当児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ同居の親
族等が該当児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。その(1)として、
昼間に居宅外で労働することを常態としていること。(2)として、昼間に居宅外で該当児童と離
れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。(3)として、妊娠中であるか又は
出産後間がないこと。(4)は、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を
有していること。(5)長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居
の親族を常時介護していること。(6)として、震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっ
ていること。(7)として、市長が認める前各号に類する状態にあること。

以上の(1)から(7)までの項目を保育所入所措置の基準として定めるものでございます。

第3条は、申請の手続等について、本条例に定めるものの外、申請手続その他保育所への入
所措置に関し必要な事項は、市長が別にこれを定めることを規定したものでございます。

最後に、附則といたしまして、本条例は、昭和62年4月1日から施行することを定めたも
のでございます。

以上、まことに簡単でございますが、「和泉市保育所入所措置条例制定について」の提案理
由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜り
ますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 28番（田中包治君） この保育所条例の趣旨はよろしい。ところが、和泉市の実態からい
って、余りきつくやられると困るんじゃないかという気がします。というのは、2歳から3歳
児まではよろしいが、3歳から小学校へ行くまでの間、普通の常識から保育所も幼稚園も同じ
ような考え方を持っていますよ。また、保育所の先生も幼稚園の先生の両方の資格を持っています。
そして、できるだけ近くへ入れてあげたいということがあります。この間も決算委員会でも質

問しましたが、特に和泉市の公立の幼稚園は全然送迎をしておられない。そうすると、どうしても近くへ入れざるを得ないということです。3歳、4歳ごろになると、小さい子供もあるからどこかへ入れたいが、親が働きに行っていないとできない。こういうような実態があると思う。

決算委員会では、なぜ公立幼稚園は送迎しないのか、と言ったら、私立との関係でできません、と言う。1人の園児に対する私立の補助金は和泉市が一番多いんですよ。それをどういふふうに理解してるかです。これは保育所の方に言うてるんじゃない、和泉市全体の問題としてどうあるべきかです。せやないと、入れるところがないようになる。幼稚園は1年や、と幼児教育審議会で3年間ほど同じことをやって結論が出ない。出ないのは当然なんですよ。私立幼稚園のえらい人をたくさん集めてやってる。結論を出せと言っても出せない。

こういう実態の中、保育所も絶対にこのとおりやるんだ、となればどうなるかということです。私は、和泉市全体の問題として聞きたい。その点はどうなんですか。私立の保育園や幼稚園に対しては、堺市より多い補助金を出してることははっきりしています。それで、送迎せよ、と言えば、私立との関係でできないという。教育委員会は、これから幼稚園をなくしていこうという考え方に立ってるわけでしょう。そんな状況の中で、近くの保育所に入れたいという親の気持ちをどう理解しているかということですよ。

○ 議長(赤阪和見君) 理事者答弁。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 今回、国の法律等の改正がございまして、こういう保育所の入所措置条例を市町村で定める必要が生じ御提案させていただいたわけでございますが、この条例を制定したからといって、従来よりも措置基準をきつくとかは毛頭考えてございません。市民への直接の影響については、従来と全く変わらないということで御理解いただきたいと思えます。

○ 28番(田中包治君) そうやってくれたら結構なんです。はっきり申し上げて、実態はいま、私が言ったとおりなんですよ。和泉市の場合、公立幼稚園へは入れられない。教育委員会は、幼稚園には入ってほしくないと言ってますよ。そういう制度をつくってる。そういう中で頼りは保育所だけですよ。保育の立場から言えば、この条例は正しいです。一言の文句を言う理由もない。わかるんですよ。ただ、和泉市全体の行政からどうあるべきかという、きっちりやられたら困るんじゃないか。運用面で何とか頼みたいということです。

○ 議長(赤阪和見君) 他に。

○ 19番(原重樹君) 細かい点も含めまして2、3点お聞かせを願いたいと思えます。

いまの質問に対する答弁の中で、従来と変わらないと言われておりますが、それは、そういうふうに聞いておきたいと思えます。

1つお聞かせ願いたいのは、今回の条例提案の7項目の中身ですが、これはいわゆる厚生省が政令で付けている準則どおりかどうかという点でございます。

2つ目には、第3条の申請手続のところ「この条例に定めるものの外、必要な事項は、市長が別にこれを定める」とありますけれども、具体的にどういふものを定めようとしているのか。もちろん、規則等になると思いますが、その辺のところを少し御説明をしていただきたいと思っております。

○ 議長（赤阪和見君） 答弁。

○ 児童課長（加久本良一君） 児童課長加久本の方からお答えいたします。

まず最初に、厚生省準則ということでございますが、今回の条例制定の根拠と申し上げますのは、児童福祉法第24条に基づきます保育所の入所基準を政令の方でうたうべき改正でございますが、その政令が従来ありませんでした。従来定めと申しますのは、昭和36年2月20日付の通達でございます。これが今回の改正によりまして廃案となりまして、児童福祉法施行令第9条の2によりまして、政令の範囲内で条例で定めるというふうになったわけでございます。それによりまして今回、条例を定めるわけでございますが、いま申し上げました通達にかわる内容を網羅する、すべて同じ解釈といたす1つの見本ということで、各市町村はこのとおり条例化しなさい、というものを示されたものでございます。これが条例準則でございますが、本市におきましては、大阪府の指示等も仰ぎながら条例準則どおりいたしましたわけでございます。

また、2点目の第3条の「この条例に定めるものの外、必要な事項は、市長が別にこれを定める」ということでございますが、これは申請手続等でございます。従来定めといたしましては、和泉市保育所入所手続及び費用徴収に関する規則というものがございまして、これ以外に条例といたしましては保育所設置条例、それに基づく施行規則が別にあるわけですが、この3本立てで行ってまいりましたが、入所措置条例というものを網羅する必要ができました関係上、今回、制定いたします入所措置条例第3条の項目といたしましては、先ほど申し上げました和泉市保育所入所手続及び費用徴収に関する規則（昭和49年3月30日）の第10条でございますが、その規則の一部を手直しさせていただくべく目下、検討中でございます。そういうことで御理解賜りたいと思っております。

○ 19番（原 重樹君） 準則の問題ですが、ちょっと言葉のあやもいろいろあると思うんでちょっと確認しておきたい。

このとおりに条例制定しなさい、ということでこのとおりにした、という聞こえなんです、機関委任事務が団体委任事務になっているということのモデルという意味では何ですが、そ

いうふうに僕は解釈しておったんです。その辺は、このとおりでないのだめだということなのか、ちょっとその点だけ。

○ 児童課長(加久本良一君) 大阪府の説明では、あくまでも国の説明の内容を市町村に伝達という徹底した説明でございましたので、それを受け本市の方針ということで、各市の状況を見ながら決定いたしましたわけでございます。一応、そういう態度では困ります、ということから、大阪府の方へ府下市町村が指導の要請をいたしましたところ、大阪府から一定の事務的な指導もございまして、準則どおりにしていただくのが望ましいということで、本市も従ったわけでございます。

○ 19番(原 重樹君) そういう指導があったということなんですね。法的に言えば、今回から措置基準は条例で定めることになったわけですから、各市町村で定めるということなんですね。その辺でニュアンスが大分違いますからね。

○ 児童課長(加久本良一君) 先ほど提案理由の中でもございましたように、従来、通達等で入所措置の基準を国レベルで決定しておりましたものを、市町村の権限に基づく措置基準の確定ということで、市町村に移行されます事務的な手順というふうなことで、その内容は、従来と一切変わらないということと理解いたしておりますので、よろしく願います。

○ 19番(原 重樹君) ちょっと具体的な話としてお聞かせ願いたいんですが、いままでどおりと言われておりますので、それはそれで結構ですが、この条例案のどこに当たるのかという点で教えていただきたいんです。この条例では、労働することを常態としている人たち、と書いてますが、いま、入所措置をしていただき、4月1日から働きに出るといふ予定者については、このどこに当てはまるのか。

もう1点、障害児の問題ですが、従来、集団保育が必要だとお医者さんに判断された障害児はいま、措置していると思いますが、この条例案でいけば何号に当たるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。ここにも障害児とありますが、これは両親というか、そちらの話だと思います。

もう1点は、第3条の点になりますが、和泉市保育所入所手続及び費用徴収に関する規則の一部手直しを検討中と言われておりますけれども、具体的には、保育料の問題で聞いておきたいんです。これは来年度、値上げしないということで、そのとおり当てはまるというふうに言われておりますが、即起こってくることですのでね。この保育料というのは、たしか条例で定めても規則で定めてもいいなと思っておりますが、これは規則で定めるというふうに今回の手直しする分でのかどうか。いままでは規則は、市長が別に定めると、ということでここには実際の額等は載っており、別の表になっているが、そうなるのかどうか、明らかにしていただきたい。

○ 児童課長(加久本良一君) 順次、お答え申し上げます。

一応、予定と申しますのは、いろいろケースはあろうかと思いますが、原則論ではございますが、本来、子供さんの保護ということが第1課題でございますし、それを取り巻くお母さんやお父さん方の常態というのは、必然的に見る必要がございます。

2点目の障害児も含めまして、この条例の(1)から(6)に該当する者です。あくまでも予定となりますと、いままでは要措置の条件の高い者から入っていただくのが原則でございます。その後、余裕があれば入っていただくという立場を従来からとっておるのが筋でございます。また、先ほど自宅の近くというお話もございましたが、その点も含めまして在園児等ではできるだけ優先と申しますか、ある程度尊重したいという点も含めて考えております。

また、いまの予定でございますが、書類の裏づけといたしましては、勤務見込みであれば、実際に勤務していただいた後に勤務証明書等を出していただくということで、措置順位は高くなる解釈をいたしております。また、障害児につきましては、子供さんの権利という面もありますので、人権的な意味も含め、ある程度評価をする必要もあろうかと思っております。その点は、ケース、ケースに合わせながら、上司と相談して進めてまいりたいと思っております。

3条の保育料の関係でございますが、従来、先ほどの費用徴収に関する規則では「市長が別に定める」となっております。内容的には変わらないという原則で解釈をいたしておりますので、今後も現在、検討中でございますが、同じ方向でやりたいと考えております。

以上でございます。

- 19番(原 重樹君) 障害児の問題で端的に1つ聞きますが、これは何号に該当するのか。結局、ケースバイケースでいくとかいう言い方みたいですが、それでは入所措置基準を定めるという意味では、どうなるかわからない。運用はいままでどおりで変わらないと言っていますが、どこまでがどうなるんかわからない。その辺ではどう考えているのか。例えば障害者なら障害者を例にとってもいいですが、7号なら7号でいくのかどうか。
- 児童課長(加久本良一君) 先ほども申しましたように、一応、入所措置基準と申しますものは、原則的には(1)から(7)に当てはまる者、また、理由がはっきりしております内容では、(1)から(6)までの項目に当てはまるということが振り分けの第1段階でございます。(1)から(6)に類する者が常態であり、その他に市長が障害児保育というケースによっては特別に認めるという措置をいたしております。(1)から(6)に当てはまる者以外に、特別に必要があれば市長が別に定める(7)に当てはめようという解釈で、これは従来から同じでございます。
- 19番(原 重樹君) こういうふうに聞きます。いままでの分では、確かにいま言われたように、障害児の問題を例にとれば(1)から(6)に当てはまらなかった、親の話ですからね。条例を読めばそうなると思います。それを(7)に当てはめる。「市長が別に定める」と言われました

が、申込用紙の裏に書いてますように、「厚生省通達」とありまして(1)～(7)まであります。そして、(1)～(6)までは似たりよつたりの話ですが、(7)は「前各号に掲げる者の外、市長が…」と書いてある。今回は、「市長が認める前各号に類する状態にあること」とあり、「外」がない。いままでの分は「やります」となるが、実際のこの入所措置の条例案でいけばそういうものが抜けてる。果たして本当にこれのはっきりしたものかどうか。不備な点があると思いますが、その辺はどういう考えなのか。

もう1つは、厚生省の準則は、いわゆるこの者のほかに地域の実情に合わせて必要があればそれもつくりなさい、と書いてあると思いますが、それも今回は出してない。私は、そういうものも含めて出すべきじゃないかと思いますが、その辺の考え方を御説明願いたい。

○ 福祉事務所長(中川鉄也君) 私の方からお答え申し上げます。

先生がおっしゃるように、この条例の中で地域性等を加味してそういう条例を制定する必要があるのではないかという御意見は理解しておるわけです。ところが、児童福祉法第24条の中に「市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより……」ということで、政令で定める基準というものがまず押さえとしてあるわけです。その政令と申し上げますのは、児童福祉法施行令第9条の2ということで厚生病院委員会協議会にも資料として提出させていただきましたが、その9条の2の中に(1)から(6)までの項目が含まれているわけです。

市町村が条例を制定する場合、地方自治法第14条第1項で「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」という規定があるわけです。したがって、この施行令を逸脱するというか、それを拡大したような条例は、その条例そのものが無効になるというぐあいになるわけです。条例制定は、あくまでも、この施行令の範囲内というぐあいに条例制定をやらざるを得ないという苦しい事情があるわけです。

ある場合には先生がおっしゃるように、地域の事情という表現もされたこともありますので、われわれとしても、直接厚生省にその見解を求めるわけにはいかなかったので、府を通じて見解を求めたところ、それらについては正式なものとしては通用せず、あくまでも、自治法第14条の規定あるいは児童福祉法第24条の規定に基づき条例を制定せざるを得ないということになりましたので、現在の厚生省児童局長通知と同様の範囲内の条例制定をさせていただいたわけでございます。

そういうことで先ほどから児童課長から答弁しておりますが、この条例の中で先ほど言われた障害児の問題あるいは勤務予定者等については、(7)の「市長が認める前各号に類する状態にあること」に当てはめていきたいと思っております。これを制定したからといって、従来やっております保育所の入所基準を強めるような気持ちはさらさらございませんので、合わせて御理解願

いたいと思います。

- 19番(原 重樹君) いま、言われていることはよくわかりますが、1点だけ。
この準則に違反というか、枠を越えた条例制定をすると、制裁措置みたいなことはあるんですか。
- 福祉事務所長(中川鉄也君) 制裁措置というよりも、この施行令に逸脱した場合、その条例が無効になるという解釈でございます。
- 19番(原 重樹君) 意見だけにしておきますが、非常に問題があると思うんです。先ほどのその他の分も含め、確かに法的に条例を決めていく。政令も出ているからそれに従わなくてはならないと言いつつ、後は運用でいきます、となってしまう。だから、条例を制定することが形だけになってしまっているということが言えると思うんです。その辺、非常に問題があると思います。
1つだけ御紹介しておきたいのは、この法律改正に当たりまして衆参両院で付帯決議されております。その中で幾つかありますが、いまの話をお聞きすると、いわゆる「地方自治の本旨に則り地方の条例制定権を尊重し、国の関与を極力避けること」とありますが、この辺では、一定の事情はわからんでもないんですが、これは非常に不十分だということも合わせて言っておきたいと思います。

以上です。

- 議長(赤阪和見君) 他に。
- 18番(勝部津喜枝君) 共産党としては、原議員が代表的に質問いたしました。私も、この条例改正につきましては、態度としては保留させていただきたいと思います。
その理由の1つは、先ほど原議員も申し上げました付帯決議でも書かれておりますように、地方自治体の立場を十分に尊重する、となっております。合わせて、今回の機関委任事務から団体委任事務への移行に伴う整理合理化法案を地方自治体としてどう受けとめるかという、根本的な問題になると思います。先ほど、事務的手続と理解している、というお答えがありましたが、私も、これを地方自治権の拡充という立場でとらえ、現場としては御苦労ですが十分法の要求にこたえ、実態に合った条例にさせていただき御努力を期待するわけです。

実際には、中川所長さんも含めまして保育所措置等について御苦労いただいていることは実態としては十分理解もし、承知しているわけでございますけれども、今回の法改正を地方自治体の自治権の拡充という立場でとらえ条例改正をやるという、基本的な観点を表明していただきたかったと思うわけです。それを実際にやっているところも、大阪府下の市町村ではわずかですが、幾らかあると聞き及んでおります。そのことと関連して準則について府の指導があっ

たこと等と合わせ、その指導に従ったところ辺に、本市の条例改正の対応の基本的な立場が示されていると思います。

合わせて今回の条例改正には、設置基準、最低基準で調理給食員を外す方向性とか、保育料については、階層区分の簡素化ということで最低ラインなどの枠を示しているなど、今後の運用と、それに関連する問題が大変大きいと思います。また、当該委員会で請願も付託されて審議中ということもあり、関連するさまざまな影響、今後の運用状況等も考え、本条例の改正については十分検討の余地もあるということで、保留させていただきたいと思います。

- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

- 議長（赤阪和見君） 日程第10「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第17号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

和泉市保育所設置条例（昭和48年和泉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中「和泉市立北池田保育園 和泉市池田下町1765番地の1」を

「和泉市立北池田保育園 和泉市池田下町1984番地の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

北池田保育園は、昭和29年に設置され老朽化等の理由により増改築工事を進めているが、今般、所在地の表示について一部正確でない部分が発見されたので、これを修正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 福祉事務所長（中川鉄也君） ただいま御上程いただきました議案第17号「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、和泉市立北池田保育園は昭和29年に設置され、本年度、老朽化等の理由により現在地で建て替え工事を進めておりますが、今回、建て替えに当たり土地の権利関係を再調査したところ、現行条例の所在地の表示について誤りが発見されましたので、これを修正する必要が生じたものでございます。

次に、その内容でございますが、和泉市立北池田保育園の位置が「和泉市池田下町1765番地の1」とあるのを、「和泉市池田下町1984番地の1」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、「和泉市保育所設置条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第11「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第18号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例(昭和55年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

市長は、印鑑登録を受けている者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し及びその他の事項を記載したものについて証明する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

本年5月上旬を目途に予定している印鑑登録証明事務の電算化により、印鑑登録の証明の方法が従来印鑑登録票を直接複写したものについて証明する方法から電子計算組織を経由して出力されたものについて証明する方法に改められることに伴い、所要の規定について整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明をお願いします。
- 市民生活部長(中西淳富君) お許しをいただきまして自席から市民生活部長中西、ただいま御上程いただきました議案第18号「和泉市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

行政事務の効率化と市民サービスの向上を目指し、昭和59年から着手しすでに実施いたしております住民基本台帳の電子計算組織化に引き続きまして、本年5月上旬からの実施を目途に準備をいたしております印鑑証明事務の電算化によりまして、窓口におきます印鑑登録の証明の事務処理方法が、現在、行っております印鑑登録票を直接複写したものについて証明する方法から、電子計算組織を経由して出力されたものについて証明する方法に改めたく存じます。このことは、現行の印鑑登録票に登録されている印影、登録番号等を電子計算組織に記憶させ、印鑑証明書の交付請求時に端末機の操作により登録者の印影と、すでに電子計算組織に記憶している住民基本台帳から証明に必要な住所、氏名、生年月日等の記載事項を自動的に取り出して印鑑証明書を作成し、証明する方法に改められることから、証明書作成の事務処理方法に即し所要の規定について整備を行う必要が生じたので、改正を行うものでございます。

なお、この証明方法が改められましても、市民の印鑑及び証明書交付請求手続につきましては従来と変わることはなく、証明事務がより正確になり、市民要望におこたえできるかと存じております。

それでは、その条例案の内容について申し上げます。

和泉市印鑑登録及び証明に関する条例第13条第1項を証明書作成の事務処理方法に即し、「市長は、印鑑登録を受けている者に係る印鑑登録票に登録されている印影の写し及びその他の事項を記載したものについて証明する」と改めるものでございます。

また、附則でございますが、本条例の改正案は、交付の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行いたしますこととしてございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（天堀 博君） ちょっとお聞きをしておきたいのは、1つは、従来は印影を押したカードというか、原本を複写しているわけですね。カードの番号と照合して間違いなく引き出してきたものを複写する方式ですね。それが今度は、キーボードを叩いて出してくる方式になるわけです。そのことによって何人かを經由するんでしょうが、間違いが生じないかどうか。極端に言えば、番号を1つ間違えば全然別人の印影が出てくるということになります。その辺の防止対策をどう考えているかということ。

それから、実際にどういふふうなものかを見てませんので何とも申し上げられないんですが、従来よりも鮮明になるということなのかどうか。また、印鑑証明等の事故が発生したりしていますが、そういうことに悪用される恐れはないかどうか。

もう1つは、何もこれに限ったことではありませんが、いま、いろんな形で事務が電子計算組織化されていますが、そのことによって、例えば印鑑証明の手数料1通200円が値上げになるとか、そういうことの恐れにはつながらないかどうか。

以上、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 市民課長（坂田平之君） 天堀議員さんの御質問に対しまして、市民課坂田より御説明させていただきます。

1つは、チェックの体制はどうなるか、という御質問でございますが、まず、端末機で印鑑証明を発行いたしまして、次に、点検係を置きまして、申請書及び登録票の登録番号、住所、

氏名、生年月日について、印鑑証明が発行されたものと照合いたします。次に、お渡しするレジの方で登録番号と発行された証明書をチェックするということで、二重、三重のチェックポイントを置きながら、他人の印鑑証明をお渡しするような誤りのないようにしたいと考えております。

それから、より鮮明になるか、ということでございますが、すでに55年以降あるいは相当以前から相当数登録されておりまして、印鑑登録原票そのものがかなり不鮮明になってきております。それらをコンピューターによりましてより精度の高い、鮮明なものを出していきたいと考えております。特に印鑑登録原票自体に押されている印影ににじみが出たり、あるいは一部欠けたりしているものもございます。これらの印影で登録されている方には、いろいろ御通知申し上げて新しく登録原票に印影を押していただき、より鮮明な印鑑登録証明書を発行していきたいと考えております。

それから、手数料の件ですが、コンピューターによりまして印鑑登録証明書を発行いたしましても、手数料の値上げ等は、いまのところ考えてございません。

以上です。

- 議長（赤阪和見君） 他にございませんか。
- 22番（西口秀光君） コンピューターに登録されていない漢字があると聞いてますが、今回の印鑑登録証明の方法ではどうなるんですか。
- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 市民課長（坂田平之君） コンピューターに登録されていない漢字につきましては、新しくつくりまして入れていきたいと考えております。
- 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第12「工事請負契約締結について」（王子第二団地2棟建設工事）及び日程第13「工事請負契約締結について」（山手団地8棟建設工事）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第19号

工事請負契約締結について

王子第二団地2棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 王子第二団地2棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 104,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎並 昭
6. 工期 自 昭和62年3月 日（議決の日）
至 昭和62年11月30日
7. 契約保証金 5,200,000円
8. 保証人 大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27
志真建設株式会社
代表取締役 高山 隆志

議案第19号参考資料

王子第二団地2棟建設工事概要

1. 工事場所 和泉市王子町99番地ほか
2. 敷地面積 1,235m²
3. 工事種別 新築
4. 構造及び規模 店舗付住宅棟；鉄筋コンクリート造地上4階建
1棟（住宅6戸、店舗2戸） 延床面積506m²
集会所棟；鉄筋コンクリート造平屋建1棟 床面積113m²
附帯工事；受水槽、ポンプ室、自転車置場、植樹等

議案第20号

工事請負契約締結について

山手団地8棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和62年3月5日

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 山手団地8棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 150,500,000円
5. 契約の相手方 貝塚市堀三丁目6番3号
株式会社 安部工務店
代表取締役 安部 常一
6. 工期 自 昭和62年 3月 日（議決の日）
至 昭和62年11月30日
7. 契約保証金 7,530,000円
8. 保証人 大阪府泉南郡阪南町下出22番地の1
株式会社 阪井組
代表取締役 阪井 一成

議案第20号参考資料

山手団地8棟建設工事概要

1. 工事場所 和泉市山手町158番地ほか
2. 敷地面積 1,322m²
3. 工事種別 新築
4. 構造及び規模 住宅棟；鉄筋コンクリート造地上3階建
1棟（住宅12戸）延床面積747m²
附帯工事；取付細街路、受水槽、ポンプ室、自転車置場、植樹等

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

○ 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第19号及び第20号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする王子第二団地2棟建設工事及び山手団地8棟建設工事でありまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

まず最初に、王子第二団地2棟について申し上げます。

その内容は、契約金額1億400万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社榎並工務店代表取締役 榎並 昭でございます。工期は、御議決をいただきました日から昭和62年11月30日までといたしております。保証人は、大阪府泉南郡岬町淡輪5746番地の27 志真建設株式会社代表取締役 高山隆志でございます。

工事場所は、和泉市王子町99番地ほかで、敷地面積1,235㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建、店舗付住宅1棟住宅6戸、店舗2戸、延床面積506㎡でございます。また、集会所棟につきましては、鉄筋コンクリート造平家建1棟、床面積113㎡。その他付帯工事一式でございます。

次に、山手団地8棟について御説明申し上げます。

その内容は、契約金額1億5,050万円。契約の相手方は、貝塚市堀三丁目6番3号 株式会社安部工務店代表取締役 安部常一でございます。工期につきましては、御議決をいただきました日から昭和62年11月30日までといたしております。保証人は、大阪府泉南郡阪南町下出22番地の1 株式会社阪井組代表取締役 阪井一成でございます。

工事場所は、和泉市山手町158番地ほかで、敷地面積1,322㎡。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造地上3階建1棟で、住宅12戸、延床面積747㎡。その他付帯工事一式でございます。

以上、議案第19号及び第20号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の説明を終わります。

なお、工期につきましては、工事規模から実質工期といたしまして約8カ月以上を必要といたしますので、予算措置といたしまして、繰越明許費を補正予算案に計上いたしております。

本年度現在までの住宅建設戸数は1,413戸でありまして、今回、御審議をいただきます分を合わせまして1,431戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本2件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第19号及び議案第20号は原案どおり可決されました。

○ 議長(赤坂和見君) 日程第14「専決処分の承認を求めることについて」

(和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第1号

和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和61年12月29日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 24 号

和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例
及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

(和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和 60 年和泉市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「老人保健法第 28 条第 1 項、第 4 項及び第 5 項並びに同法附則第 3 条の規定により算定した額」を「老人保健法第 28 条に規定する一部負担金に相当する額」に改める。

(和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和 46 年和泉市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同条第 4 項中」を「同条第 5 項中」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(助成の実施時期)

第 4 条 前条の規定による医療費の助成は、次条の規定による医療費の助成申請のあった日の属する月の初日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた医療に係るこの条例による改正前の和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

3. 施行日前に国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する給付を受けた者については、第 2 条の規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○ 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。

○ 市民生活部長(中西淳富君) ただいま御上程いただきました報告第 1 号の御説明に入ります。

す前に一言おわびを申し上げ、御訂正をいただきたいと存じます。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の参考資料として添付いたしております新旧対照表の58ページ及び59ページに一部ミスプリントがございます。過日、お手元に御配付させていただきました正誤表のとおり、深くおわびを申し上げ訂正をさせていただきます。

それでは、ただいま御上程をいただきました報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、専決処分させていただきました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、老人保健法等の一部を改正する法律が昨年12月22日公布され、昭和62年1月1日より施行されました。これに伴いまして、本市で実施しております65歳以上の老人等の医療費の助成につきましても、法の改正に伴いまして法の施行日に合わせて施行すべく、早急に関係条例を改正する必要性が生じました。関係する条例といたしまして、和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例について、所要規定の整備を行う必要が生じたわけでございます。このため条例の一部改正について議会に御提出するいとまがございましたので、昨年12月29日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいた次第であります。

改正後の老人保健法（以下法と呼ばせていただきますが）を専決処分いたしましたおのこの条例で関係する条項といたしまして、法第28条は、医療費の一部負担について規定しているものでございますが、法第28条第1項で老人医療費の一部負担金が改定されたことによる救済措置といたしまして、法第28条第4項が増項され、低所得者に対する一部負担金について、改正規定にかかわらず2カ月を支払い限度として、入院1日300円とする特例規定が新たに設けられました。これによりまして、改正前の法第28条第4項以下が第5項以下に移行されたこと及び条例の整備を図るための関係条例の一部改正でございます。

それでは、その内容について御説明を申し上げます。

第1条は、和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。この条例は、和泉市に居住地を有する65歳以上の規則で定める健康保険法等の社会保険各法の被保険者または組合員で一定の所得以下の者等に対して、法第28条に定める一部負担金を控除した医療費を助成することを目的とするものでございまして、法の改正により、法第28条第4項の低所得者に対する一部負担金の特例規定が増項されたことから、助成の額及び範囲について規定した条例第3条第1項中の所要規定を整備するため、法第28条中の所要規定を所要項目に掲げず、法第28条全般に掲げた条例に改正いたしまして、条例第3条第1項中、老人保健法第28条第1項、第4項及び第5項並びに同項附則第3条の規定によ

より算定した額を、老人保健法第28条に規定する一部負担金に相当する額と改めたものでございます。

次に、第2条でございますが、和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。この条例は、和泉市の区域内に住所を有する65歳以上の国民健康保険法による被保険者、規則で定める社会保険各法による被保険者で一定の所得以下の者に対し、老人保健法第28条に定める一部負担金を控除した医療費を助成することを目的とするものでございます。

条例第3条第1項の改正は、さきに申し上げました法第28条第4項一部負担金の特例規定が増項されたために、改正前の第4項以下が改正後、第5項以下に移行されたことによりまして、条例第3条第1項中、同条第4項中を同条第5項中と改めました。

また、条例第4条の改正につきましては、医療費の助成の適用についてすでに法制度が定着し、助成の対象者が65歳に達する日の属する月の前月またはその月中に申請を行っていることから、現行条例で規定する申請する初日よりもさかのぼって、65歳に達する月の初日から適用する必要もなくなったこと及び関係条例との均衡上、助成の時期について所要の改正を行ったものでございまして、条例第4条を現行の規定による医療費の助成は、以上の規定による医療費の助成申請のあった日の属する月の初日から行うものとする改めました。

また、附則でございますが、附則第1項では、この条例は、昭和62年1月1日から施行いたしております。

また、経過措置といたしましては、附則第2項で条例の施行の日前に行われた医療費に係るこの条例による改正前の和泉市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例によるものといたしております。

また、附則第3項では、施行日前に国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養に関する給付を受けた者については、第2条の規定による改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例によることと規定いたしました。

以上で専決処分の理由並びにその内容の報告を終わります。

なお、57ページ以下に参考資料として新旧対照表を添付してございますので、よろしく御審議を賜りまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 19番（原 重樹君） まず、これは専決処分ですので、担当の常任委員会でも説明をいただきましたけれども、12月22日公布、本年1月1日からということもあり時間がないとい

うことですが、一言で言いまして、最近、国がやっているものの内容は、公布と実施の間が非常に短くなっているという意味では、理事者の方も対応に困るということはわかるんです。その意味では、もちろん理事者の責任だけではないわけです。しかしながら、臨時議会等をしているところもありますので、この場合は専決処分の乱用と言えるかどうかわかりませんが、全般的にそういう点についても気をつけていただきたいということを最初に申し上げまして、1、2点聞かせてもらいたい。

まず、58ページの新旧対照表の老人医療費の助成ですが、最初にミスプリントがあると言われましたが、私もこれをずっと見ていきますと、どうにもよくわからない点があります。例えば新旧とも7行目から8行目、「組合員（被保険者若しくは組合員であった者を含む。）が負担すべき額（以下「対象者等負担額」という。）を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する」となっておりますが、これは違うんじゃないかと思う。負担すべき額とは、国保でいえば3割、その3割を控除した額を助成するというとゼロになるんじゃないか。これは28条の400円が800円になったものを除いたものを助成することにならないと意味が合わないんじゃないか。ちょっとその辺、新旧ともおかしいんじゃないかと思しますので、答えていただきたい。

また、同じく新旧対照表の第4条ではっきりさせていただきたいんですが、旧では「初日から適用する」とあるのを「初日から行うものとする」にしたわけですが、ニュアンスはどう違うのか、その辺について。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 市民生活部長（中西淳富君） この問題につきましては、ニュアンスの問題等もございます。昨年12月26日、大阪府の主管課より招集がございまして私ども担当者が出席いたしました。大阪府の制度でございますので、これに対する準則の提示がございました。この準則の提示に基づきまして、府下一円の文案によって改正を行ったものでございます。

第4条の「初日から行うものとする」というのも、その準則による表現でございまして、その表現どおり、改正させていただいたものでございます。御了承賜りたいと存じます。

○ 19番（原 重樹君） 最初のことで、ちょっと私のカン違いかもしれませんが、先ほど条例集を調べましたところ、60年3月27日以降、この条例が改正されていなければ、先ほど言いました部分で新旧とも何か抜けてるんじゃないかと指摘しているんです。参考資料ですから本筋の議論じゃありませんが……。

○ 市民生活部長（中西淳富君） まことに恐れ入ります。この新旧対照表の中にミスプリントがございました。先生が御指摘のように抜けてございます。まことに申しわけございません。

深くおわびを申し上げ、訂正させていただきます。

- 19番(原 重樹君) この第4条の新旧を比べますと、いままでの条例では、「住民となった日」とか「誕生日の属する月の初日」とあります。今度は、「助成申請のあった日の属する初日」となっています。われわれから言わせたら後退だと思っんですよ。つまり、申請を忘れたとか、ちょっとおくれたとなりますと不利になるんじゃないか。その辺はどうですか。

- 健康課長(池辺修次君) 健康課池辺よりお答えいたします。

原議員さんの御質問の件でございますが、1点目は、初日から適用するということでございますが、これは先ほどの部長の説明にもありましたように、昨年12月26日の今回の条例改正の説明会で府の方から指導をいただきました。その要項によりまして「行いものとする」と改正いたしました。

もう1点の不利になるということでございますが、これにつきましては従来、新しく和泉市に転入された方々の該当者につきましては、その都度健康課に来ていただき、医療費の申請を行っていただいております。また、65歳に到達する前の方につきましては、10日前ぐらいには申請の葉書を送っておりますので、現時点では、改正いたしましても不利になるようなことはないと考えております。

- 19番(原 重樹君) この旧の方でいけば、葉書を出すなり窓口に来てもらうという行動をとってるわけです。65歳になった時点あるいは和泉市民になった時点から適用されるというのが中身でしょう。忘れても、前の分も含めて適用されていたんでしょう。ところが今度は、いろいろやっても、あるいはやらなかったらどうなるんだということもありますが、仮にやったとしても、忙しくて月を越えてしまったというときは前月分はあかんとなってしまいます。明らかに府の指導であろうと何であろうと、すでに内容的に後退しているんじゃないかと言えるわけです。実際の中身としてもまさにそうだと思いますし、非常に問題があると思います。

時間もお昼を過ぎていきますので結論だけ言いますと、今回の法改正そのものが、お年寄りあるいはその家族に対する医療費の一部負担の増大、つまり、お年寄りに負担をかぶせるという中身の法律改正でありましたし、その上での条例改正でありますので、報告ではありますが、反対をしていきたいと思っております。

- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本報告に対して御異議がありますので、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。本報告を原案どおり承認するに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。よって、報告第1号を承認することに決しました。

- 議長（赤阪和見君） ここでお昼のため午後 1 時まで休憩いたします。

（午後零時 05 分休憩）

（午後 1 時 04 分再開）

- 議長（赤阪和見君） 午前に引き続き会議を開きます。

日程第 15 「負担付き寄附受納について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第 27 号

負担付き寄附受納について

次のとおり負担付き寄附を受納する。

昭和 62 年 3 月 5 日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 寄附の目的 霊柩車台車購入費用に充てるため
2. 寄附を受ける金額 800 万円
3. 寄 附 者 和泉市幸町 16 番地
和泉市幸農業協同組合
組合長理事 山口 政 司
4. 寄附の条件 霊柩車台車を購入しなければならない。

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

- 市民生活部長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席から、ただいまの議案第 27 号の提案理由の説明に入ります前に、再度、おわびを申し上げます。

先ほど、御承認いただきました報告第 1 号「専決処分の承認を求めることについて」の議案の中で、参考資料として新旧対照表として付けてございました 58 ページについて印刷ミスがございましたので、ただいまお手元に御配付申し上げましたものと差し替えをさせていただきたいと存じます。重ねておわびをいたしますとともに、御訂正をさせていただきたいと存じます。

それでは、ただいま御上程をいただきました議案第 27 号「負担付き寄附受納について」、提案の理由並びにその内容を申し上げます。

現在、使用いたしております霊柩車は昭和50年3月、和泉市幸農業協同組合の御厚志により金1,000万円の御寄附をいただきまして購入いたしましたものでございます。現在に至るまで、市営葬儀の円滑なる執行に努めてまいりましたが、その使用度も高く、購入後12年を経過いたしました現在、老朽化による故障も生じてきており、新車の購入を検討いたしておりましたところ、幸農業協同組合がこの事情を御賢察賜りまして、去る2月20日、再度、霊柩車台車を購入するための費用として多額の寄附申し込みをいただきました。寄附の条件といたしまして、寄附金は、霊柩車台車を購入するための費用に充てなければならない負担付き寄附であるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして議会の御議決をいただきたく、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、その内容を申し上げますと、今回の寄附につきましては、現在、使用いたしております霊柩車の官型部分はまだ引き続き使用できるため、老朽化しております霊柩車の台車部分の自動車購入の費用に充てるもので、御寄付いただく金額は、金800万円でございます。寄附者は、和泉市幸町16番地 和泉市幸農業協同組合代表者 組合長理事 山口政司氏でございます。寄附の条件といたしましては、霊柩車台車を購入しなければならない負担付き寄附でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第16「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第21号

昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和61年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,978,719千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 国庫支出金		5,435,207	△ 83,970	5,351,237
	1. 国庫負担金	2,261,565	△ 105,000	2,156,565
	2. 国庫補助金	3,131,452	21,030	3,152,482
10. 府支出金		2,064,326	832	2,065,158
	2. 府補助金	1,643,081	832	1,643,913
11. 財産収入		351,158	1,574	352,732
	2. 財産売払収入	186,452	1,574	188,026
12. 寄附金		247,000	19,240	266,240
	1. 寄附金	247,000	19,240	266,240
14. 諸収入		3,251,577	461,547	3,713,124
	3. 貸付金元利収入	1,050,081	461,547	1,511,628
15. 市債		4,621,223	4,300	4,625,523
	1. 市債	4,621,223	4,300	4,625,523
歳入合計		34,575,196	403,523	34,978,719

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前額	補正額	計
2. 総務費		3,126,544	7,580	3,134,124
	1. 総務管理費	1,926,339	6,540	1,932,879
	7. 同和対策費	348,807	1,040	349,847
3. 民生費		8,658,272	△ 150,000	8,508,272
	3. 生活保護費	2,565,681	△ 150,000	2,415,681
4. 衛生費		3,293,783	3,825	3,297,608
	1. 予防衛生費	1,617,775	35,000	1,652,775
	2. 環境衛生費	1,433,059	△ 39,175	1,393,884
	3. 墓地管理費	227,690	8,000	235,690
8. 土木費		5,933,496	514,418	6,447,914
	2. 道路橋梁費	904,659	25,290	929,949
	3. 河川水路費	208,533	1,257	209,790
	4. 都市計画費	1,450,106	476,931	1,927,037
	5. 住宅費	3,178,767	10,940	3,189,707
10. 教育費		4,279,882	16,460	4,296,342
	2. 小学校費	1,822,269	7,808	1,830,077
	3. 中学校費	817,022	4,886	821,908
	5. 社会教育費	813,130	3,766	816,896
12. 諸支出金		1,460,673	11,240	1,471,913
	4. 基金費	1,063,000	11,240	1,074,240
歳出合計		34,575,196	403,523	34,978,719

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4. 衛生費	3. 墓地管理費	幸・王子共同墓地整備事業	69,150千円
8. 土木費	5. 住宅費	改良住宅建設事業	950,000
合計			1,019,150

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	償還の方法
道路橋梁整備事業	80,000	普通貸借又は証券発行	年8.0%以内	政 府 行 他 銀 行 他 そ の 他	普通貸借又は証券発行	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができると
計	4,621,223				84,800	4,625,523

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（大塚孝之君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第21号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」につきまして御説明を申し上げます。追加議案書1ページでございます。

今回、御提案申し上げました補正予算の内容につきましては、一部事務組合に対する分担金等事務事業の確定に伴います補正が主な内容でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億352万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を349億7,871万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

次に第2条は、繰越明許費でございます。経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては第2表のとおり、幸王子共同墓地整備事業及び改良住宅建設事業でございます。

第3条は、地方債の限度額の変更でございます。内容につきましては、第3表「地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算の方より御説明申し上げます。10ページでございます。

まず、総務費につきましては、758万円の追加計上でございます。内容につきましては、弔慰金、庁舎管理費を初め、財産区財産売り払いに係る地元公共事業交付金等の追加が主な内容でございます。

次に、民生費につきましては、生活保護費1億5,000万円の更正減額でございます。本年度の対象者等実績に伴う更正減額でございます。

衛生費につきましては、382万5,000円の追加計上でございます。内容につきましては、市立病院、横山農協立病院に対する補助金の追加3,500万円を初め、泉北環境整備施設組合分担金3,917万5,000円の更正減額。また、指定寄附金に伴います霊柩車購入費を計上いたしたものでございます。

次に、土木費でございますが、5億1,441万8,000円の追加計上でございます。内容につきましては、上代伏屋線整備事業費2,529万円の追加を初め、公共下水道事業特別会計繰出金1,016万3,000円追加。また、公園費については、光明池新住宅市街地開発事業終結に伴い、開発公社保有の光明池緑地公園用地を購入いたすものでございます。

なお、本用地購入資金につきましては、昭和52年度において一般会計より公社会計に長期

貸し付けを行っているものであります。

住宅費につきましては、下水道使用料を計上いたしました。

次に、教育費でございますが、1,646万円追加計上いたしました。小学校の管理経費を初め、要保護、準要保護児童・生徒の医療扶助費。また、府指定文化財の修理費補助金376万6,000円計上いたしましたものでございます。

最後に、諸支出金でございますが、指定寄附金に伴います福祉基金への積立金1,124万円追加計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出補正予算の内容でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず、国庫支出金1億500万円更正減。府支出金83万2,000円の追加計上でございますが、歳出予算に関連いたします特定財源でございます。

次に、財産収入につきましては、財産区財産売払収入157万4,000円追加計上いたしました。

寄附金につきましては、民生費寄附金1,124万円。衛生費寄附金800万円を計上いたしました。それぞれ歳出予算に関連いたします指定寄附金でございます。

次に、諸収入でございますが、開発公社貸付金元金収入4億6,154万7,000円を計上いたしました。昭和52年度に光明池緑地公園用地購入費として、公社会計に長期貸し付けいたしました貸付金の元金収入でございます。

最後に、市債でございますが、適債事業を勘案いたしまして430万円追加計上いたしましたものでございます。

以上が、今回、御提案申し上げました一般会計補正予算の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（若浜記久男君） 2点ほどお聞きをしたい。

まず第1点は、衛生費の横山農協立病院の補助金追加700万円ですが、なぜ60、61年度2年にわたっての追加補正になったのか、それまでの経過等を含めて御答弁願いたい。

それから、環境衛生費の泉北環境整備施設組合分担金の更正減ですけれども、これにつきましては、起債等の償還減なのか、あるいは金利引き下げ等によるものなのか。この中身の詳細について御答弁を願いたい。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 市民生活部次長（原 美助君） まず、第1点目の横山農協立病院補助金について、その経

過を説明させていただきます。

昭和17年当時、国民健康保険制度ができましたが、保険制度ができたけれども、特に南部6カ村あたりには医療機関が全然なかったというのが実情であったそうでございます。したがって、保険料は支払うが、治療してもらえないじゃないかといういろいろな批判がございまして、その中でこの病院が設立されたと聞いてございます。ところが病院経営が非常に苦しくなり、廃止しようということになった時点におきまして、横山村には医療機関が全くない中、これが廃止になった場合地域住民の健康に支障を来すという事態に直面をいたしまして、横山村単独で債務を引き継ぎ、村立病院として経営してきたという経過があるそうでございます。その後31年9月の町村合併に先立ちまして、横山村農協が村より病院を引き継いだものでございます。昭和37年に経営上の問題から病院の市移管の陳情がございました。2年間にわたる話し合いの結果、39年度より補助金を30万円から300万円に増額することで合意したものでございます。

しかし、56年に至りまして再度、市移管の陳情書が提出されました。その後、市の財政実態等るる説明をいたしまして、市が引き継ぐ財政的な余裕がないということでお断りいたしましたところ、急拠61年3月、市移管を断念いたしまして、かわって補助金増額の陳情書が提出されました。本件につきましては、56年より6年間の長期にわたりまして、種々協議を重ねてまいったわけでございます。その間、う余曲折がございましたが、60年度より700万円の補助金の増額をすることで合意いたしました。その後、所管の委員会に御協議申し上げ、補助金として1,000万円支出することになったものでございます。

なお、補正になった理由でございますけれども、61年3月末ということで予算審議が終了した段階でのことでございますので、その当時は予備費で流用させていただき、また、61年度予算の審議が終わってございますので、61年度については追加補正するという了承のもとで、このような措置になったわけでございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

- 21番(若浜記久男君) 3月25日ですか、厚生病院委員会協議会を開いておられますが、私自身は、決算委員会の中でも取り上げておるわけなんですけど、地域医療の問題として、市民の立場から反対をしていくということじゃないので、この点も御了解いただきたいと思うんです。ただ、この5、6年の経過の中、市に引き取ってくれという話し合いがずっとなされてきて、3月の予算委員会が終了した時点で、これらのいわゆる法的に根拠のない委員会の中で説明され、その委員会の中でもいろんな意見等が出ております。私、テープをおこして確認もいたしております。しかし、この委員会開催に当たってとかく問題があるということをここで指摘をし、それらについての御答弁をお願いしたい、このように思うんです。

1つは、「この補助金700万円を増額し1,000万円にしますが、これは今回1回だけの措置であります。61年度からは、この補助金は一切ありません」という形の中でこの委員会が開かれておるといふうに聞いておるわけでございますけれども、この点の御答弁をまずお願いしたい、このように思います。

○ 議長（赤阪和見君） 市長答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんの御質問につきましては、この経過もでございますので私より御答弁を申し上げたい、このように存する次第であります。

いま、市民生活部次長が概略申し上げたところでございますが、もともと横山村立病院というところでございまして、特に横山を中心とする山間部の地域医療に非常に御貢献があったわけでございます。当時の横山村の方々は、市制施行時に当然、それを市立病院にしていただくべきであったというお気持ちがあったという、いまでもそういうお気持ちがございます。当時は御案内のとおり、和泉町ほか南部6カ村が合併して昭和31年市制を施行いたしました。そのときいろんな話し合いがあった過程におきまして、市に引き継ぐよりは農協立て、ということで、農協がかぶったというような経過があるやにお聞きをしております。

その後、横山農協立病院として今日まで栄々として山間部の地域医療に資してこられたという経過がある中、昭和37年、これを市に引き取ってくれという強い陳情がありました。当時、私も議会人としてそれらの審議にあずかった記憶もあるわけでございます。しかしながら、もししんどいからということで補助金のかさ上げで御了解いただいてまいりました。

それから10数年間、山間部の地域医療という観点から非常にしんどいという中ぜひ市に引き取ってほしいということで、横山農協だけでなく、村民こそっての要求ということで市の方に再々来られ、陳情だけでなく、私も何回もお目にかかった経過があるわけでございます。その間の経過につきましては、その時々を担当の委員会でも御説明申し上げ、本会議でもそうした問題について質疑応答があったわけでございます。

しかしながら御案内のとおり、市民病院の経営というものは毎年、何億もの赤字を抱えながら、市民の医療福祉の増進ということで歯を食いしばって病院を経営しているのが実態であるわけでございます。そこへ引き取って分院ということでいたしましたならば、市に引き取る以上は当然のことながら、いろいろと設備投資も要るであろうし、また、年々の赤字も覚悟しなければならぬ。大きな赤字が見込まれることは必然でございます。そういう論議の中、あるいは再々お会いする中で実情を申し上げ、気持ちはわかるとしても、市に引き取るということになれば市民病院の赤字経営がますます圧迫要因となるという点から、再三再四にわたって御了解を得たいということで申し上げてまいったわけでございます。

60年3月に至りまして、それでは市への移管については、市民病院の実態からして不本意ながらやむを得ないという形の中で合意ができたわけでございます。それで補助金をふやしてほしい、ということで増額の合意ができたのは、議会閉会の直前でございました。急拠、その当時の議長さんあるいは担当の厚生病院委員長さんにも御協議を申し上げ、60年3月25日でもございましたが、厚生病院委員会協議会という場をいただき詳しくその実情をお訴え申し上げます。移管は断念をいただくかわりに、山間部の準公営的な横山農協立病院の立場を尊重し、山間部の地域医療に資していただく意味合いから、60年度から補助金を1,000万円に増額するという御了解もしていただくより、当時の委員さんにもお願いを申し上げた経過がございます。

当時の議事録を拝見していただいてもわかりますように、60年1年限りの補助措置ではございません。私も担当部長も委員各位にる申し上げましたのは、60年以降はひとつこういうことで1,000万円の横山病院に対する補助金ということで合意に達し、御理解をいただきたいということで実態を申し上げてまいりました。60年度はとりあえず措置させていただき、61年度予算はすでに御議決をいただいておりますので、いずれかの機会に700万円の追加補正を計上させていただきたいというのが、本日最終の補正でございます。62年度からは、明後日から予算委員会で御審議をいただくべく、当初から1,000万円の補助金として計上させていただいております。したがって、決して60年度単年度だけでなく、60年度以降、継続的に1,000万円ということでお話申し上げ御了解をいただく中、措置させていただいたわけでございます。

以上、長くなりましたが、いままでの経過と当時の委員会の状況、措置した点について御賢察と御理解を相賜りますようお願いを申し上げます。

- 21番(若浜記久男君) 先ほど申し上げましたように、私も当時の議事録をおこして全部読ませていただきました。そういう中では、やはりその委員会の開催に当たっての状況というものについて若干、当時の委員さんの理解の仕方が違ったというふうに私は聞き及んでおります。委員会の中では、各委員さんから多岐にわたっての建設的な意見も出ておるようでございます。59年度で950万円程度の赤字が出たので、それを補填したいということの中から、60年度に補填されたということも言われております。

しかし私は、先ほども申し上げましたように反対はいたしません。しかし、市民の大事な税金の運用でございますので、きちんとした形の中でやってもらわんといかんのじゃないかと思うからです。ある委員さんの質問の中ですが、今後、この1,000万円が増額をしていくのかどうか、というような質問もあったようでございます。その中で市長は、当分、というような

表現であったかどうか記憶しておりませんが、10年ぐらいはないんじゃないだろうか、というようなニュアンスであったと理解しております。こういう状況を踏まえて、果たしてこの1,000万円という補助金を支給することについて、いわゆる補助金交付要項の第3章に乗っておりますいろんな条件をどういふふうに付けられているのか。その条件の内容をお聞かせ願ひ、この項については終わりたいと思います。

- 市民生活部次長（原 美助君） 和泉市市費単独補助交付事務取扱要項にございますように、団体または施設経営者に対し、その事業の向上、発展を助長する目的をもって交付金を交付することになってございます。その支出に際しましては事業経営の内容とかを一応調査せよ、と なってございます。毎年5月に通常総会が行われるわけでございますが、そのときには、前年度の業務報告または当該年度の事業計画書等を提出させていただきます。それらの資料を十分精査しておるところでございますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。
- 21番（若浜記久男君） これについては、私自身も反対したくないんですが、この条件は、医療器具や病舎の老朽化、その修理費という中で補助金が決定されたと理解しておるわけなんです。今後ともこういう形の中での補助金の利用になっていくのか。あるいは1,000万円というのは、横山病院の経営全般にわたって利用していくのか。この辺、どう理解していったらいいのか、この答弁をお願いいたしまして、終わりにします。
- 市民生活部次長（原 美助君） いま、言いましたように、補助金は事業の向上、発展を助長する目的でございますけれども、今回の補助金の使途についてちょっと説明させていただきます。まず、60年度では、心電計、胃のファイバースコープ、脳波計等を購入されております。61年度は、ダイナスコープ、重症患者の心臓の状態を結め所においてチェックする装置でございます。また、AHSは、心臓の停止寸前に電気でショックを与えて正常に戻す装置などを購入されてございます。62年度は、レントゲンの買い替えを予定しているそうでございます。
- 議長（赤阪和見君） 次、泉北環境についての答弁。
- 環境衛生課長（岸田秀仁君） 泉北環境整備施設組合の分担金更正減の内訳を説明させていただきます。

泉北環境整備施設組合の12月補正では、し尿、ごみ等で3,371万2,000円の減額補正をされております。また、3月議会で546万3,000円の減額補正もされております。主な内容につきましては、し尿の当初起債を見込まれてなかった分について起債が認められた。それから、し尿処理場が新しい処理場へ変わった内容のもとで薬品代が節約されたこと。それから、円高によります重油や電気代の値下げ、これらが主な減額内容でございます。

2点目のごみ処理場につきましても、焼却灰のトン当たり処理費を当初予算で6,000円と見込んでいたのが、5,600円ぐらいと少なくなったこと。また、当初に見積もった焼却灰が思ったより少なかった等々、こういう経費の節減の形になってきました。それから、同じく円高による重油や電気代の値下げ、あるいは黒石のB地区の境界明示の委託についても安く委託できたという内容のもとで、和泉市の分担金が3,917万5,000円の減額になった、こういうことでございます。

以上、簡単でございますが終わります。

- 21番(若浜記久男君) 理解をいたしました。それで泉北環境につきましては、本市からも5人の議員さんが出ておられ、3月3日に62年度の予算等も認定がされておると聞いておりますが、本市の場合は後日、予算委員会が開かれますが、62年度でも約8億8,000万円余の分担金が計上されております。予算委員会の中では、それらについても論議されると思うんですけども、泉北環境に直接かかわってないというか、そういう人たちにとっては全くわからないという状況なんです。60年度の決算はどうであったのか、61年度の決算見込みはどうなのか、あるいは起債や62年度の事業内容はどうか、全くわからない。そういう資料も提出していただけないし説明もしていただけない。その中で予算を審議してくれ、ということは非常に無理があるんじゃないか。提案したからその金額で決定してほしい、ということでは、私らはどうしようもないと言っているんじゃないか、このように思うんです。

その意味では、ぜひ予算委員会なり議案審議のときに泉北環境の責任者の方に来ていただき詳細にわたっての説明なり議案書なりを提出していただきたい、そのように思うんですが、その点の答弁を副管理者である市長の方からお願いしたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) 若浜議員さんのおっしゃる趣旨はわかるわけでございますが、これは御案内のとおり、3市相寄っての組合立の構成でございます。そのために母市から管理者、副管理者、代表的に派遣議員さんが出ていただき、運営に参加することになっているという独自のシステムであり、団体の組織であります。その泉北環境施設組合から職員の派遣を求めて本市の議会で説明するということは、母市と特別な議会あるいはそのために代表の議員さんが派遣されているという趣旨からいかなるものか、このように思いますので、母市と派遣議員さんとの関連という趣旨からいたしまして、どうか御理解をいただけましたらありがたいと思います。
- 21番(若浜記久男君) これは派遣議員の方々も組合議会に入っているいろいろ審議してもらうのは当然のことでございますけれども、ただ、私どもが理事者から8億9,000万円弱の予算が計上されておりますが、一体これが何に使われるのか全くわからない。当然、市民がサー

ビスを受けるわけですが、ごみ焼却場の新炉建設あるいは泉大津が持っているし尿処理、高石の排水処理問題といった形で使われるということは存じております。

しかし、その内容が全くわからないまま、市長から、これだけ計上したから承認してください、と言われても、これは恐らく認定されるでしょうし、私も賛成するつもりであります。しかし、提案されたことについて、その状況がわからないままで議会で認定、了解してほしい、ということでは納得できませんよ。資料を出していただくとか説明をしていただくとか、組合の幹部が来て説明をしてくれないとね。私どもは質問はしませんよ。しかし、そういう形の説明ぐらいはあってしかるべきだと思いますが、間違っておりますか。

○ 市長（池田忠雄君） たてまえは先ほどお聞きしましたので、たてまえ論で御答弁させていただきました。その関係で泉北環境が運営されているという趣旨を申し上げ、そこから職員が来ていろいろ説明するということはいかがなものか、と申し上げました。それぞれの組合の予算内容というものは、本市の担当セクションが持っているわけでございます。そうした点の御質問がございましたら、本市の担当セクションが泉北環境といろいろ接触してございますので、その意味である程度の御答弁はできる、このように存じますので、その辺で御理解いただきたい、このように思います。

○ 21番（若浜記久男君） 予算書とかの資料は出してもらえるんですか、その点の御答弁をいただきたい。

ここで御提案申し上げたいんですが、本市でも環境の方に出向されているというか、携わっておられる方もあります。しかし、その方たちに質問してもすべての答弁がいただけるかどうか。やはり微に入り細にわたった場合できないだろうと思うんですよ。本会議を予定される中、組合の方々にも理事者に入ってもらい、こういう考え方はできないのかどうか、この点の御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 先ほど前段で申し上げました理論からすれば、そういうことはちょっと至難ではないか。組合の構成、存立からいたしまして、こういうふうにお答えせざるを得ないと思います。ただ、派遣議員さんが出ておられ、予算の使途については、泉北環境や泉北水道でいろいろ真剣に御協議がされ、母市の立場、3市の立場から市民生活に密着したごみやし尿、下水等の問題につきましての論議の中で予算が決められ、その分担金が各3市にあるわけでございます。その意味でのたてまえ論から言いましたならば、泉北環境の職員をこの議会に出席させることはいかがなものか。ただ、仰せのとおり、派遣議員さん以外の母市の議員さんも存じておきたいということについては、御質問があれば御答弁をさせていただきたい、担当セクションから大まかなことはお答えさせていただきたい、このように御理解をいただ

けばありがたいと思います。

- 21番(若浜記久男君) 予算書ぐらいい出してくれるのかどうか。
- 議長(赤阪和見君) 5名の方が行っておられますので、全体に配るとのことよりは、必要ならば原課から取り寄せて御参考にしていただき、また、原課へ返していただくということではいかがですか。
- 21番(若浜記久男君) 了解いたしました。終わります。
- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ございませんか。
- 8番(穴瀬克巳君) 先ほどの横山病院に対する件でございますけれども、重複しないように質問させていただきます。私もこのいきさつから、あるいは運営上からいっても納得しないわけですが、62年度予算で経過を調べた上で質問させていただきたいと思います。

今回は、それとは別に31年、横山農協立になって以来経営が厳しいという形の中から補助をしてきた。そして61年、市立病院移管の願いがありましたが、それを断念するかわりに補助アップの要請が出てきた。そして、700万円が1,000万円の補助金ということで、この分については、経過からして納得しているわけです。

ただ、それ以降の問題につきまして、果たしてこれからどれだけの補助金を出していかなければならないか、見当もつかないわけです。そういった中、現在の横山病院の経営状態並びに地域医療の実態等がなかなか明確にされない。この辺のところを協議する必要があるのではないか。現在でも市民病院から横山病院へ医師の派遣も恐らくやっているだろうと思いますが、どういう形で地域医療に対する市の医療サービスとしての補助をどこまでやっていくべきか、この辺をきちんと整理しないとイケないと思います。

病院経営そのものは農協に任せながら、その赤字の埋めのためにどんどん補助が拡大していくかわからない。経営健全化を目指す中、どこまで市行政が口を出していけるのか。どんどん赤字がふえ補助金が拡大していったならば、1,000万円ではどうしようもない、2,000万だ、3,000万だとなっていたならば、それはできない。となれば市に移管してくれ、でないと地域医療がなくなるじゃないか、ということで、いたちごっこになる可能性も出てくる。

現在、地域医療といっても、31年9月から横山農協立になった時点から考えますと、いまの市民病院の受け入れ体制も磐石になってまいりました。恐らくや、山手の父鬼などの入院患者さんは市民病院に来ているでしょう。そういった中で地域医療といっても、ある程度限定された医療機関になってくると思う。その辺の地域医療と市民病院のかかわり、連携がどこまで明確になっているのか。どういうふうに医師団を派遣しているのか。どういう医療的な補助がされているのか。また、経理内容についてどこまで把握されているのか。そのあたりの点につ

いてお伺いをしたい。

もう1点、社会教育の方で文化財の修理補修補助金376万6,000円について、当初では文化財の修理費として出てなかったので新しいものだと思いますが、どういふところに対する補修なのか、御答弁願いたい。

以上です。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 前段の基本的な御質問なり御不安について、私よりお答えさせていただきたいと存じます。

経過からいたしますと、横山農協立あるいは村民の方々が市に移管を願って当然なんだ、という考え方が強い中での話でございましたが、現行の市民病院の実態からしてこれを市に移管するとすれば、とてもじゃないが市民病院の経営がもっていかないということでお断りをさせていただき、そのかわりと言っては何ですが、しんどい中で経営をやっていただき、医療施設の向上もしなければならぬという諸点がございまして、1,000万円ということで合意に達したという経過がございまして。

したがって、これは単に赤字の補填だけを意味しているわけではないのでありまして、いろいろな事態が予想されますけれども、補助金としては、この1,000万円で地域医療の向上、施設整備をしていただきたいということでの合意であります。今後、赤字が幾ら出たから埋めてくれ、という補助金には当たらないということで、1,000万円に限定してまいりたいと存じておりますので、その辺は御了解賜りたいと基本的に考えております。

○ 議長（赤阪和見君） 次の答弁。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） ただいまの横山病院に対する医師の協力体制でございまして、市立病院に勤務する医師が、横山病院の診療に協力していることは事実でございまして。御承知のとおり、横山病院の運営につきましては、先ほどより御説明させていただいておりますとおり、山間地域医療の確保という立場に立ちまして、横山農協立病院が準公共的機関としての役割を果たしていることと理解しているところでございまして。医師過剰といっても、山間医療の医師確保には困難性がありますので、山間医療を推進する立場から、医師の職務専念の義務を免除いたしまして協力しているのは事実でございまして。

その状況でございまして、外科系を中心に交代で毎日午前中、執務についておるといふ状況でございまして。それと、診療体制でございまして、外科系の医師が診察した上、入院が必要であるという場合につきましては、市立病院の方へ診察の紹介状を書きまして、市立病院の方で受け入れ体制をとるといふ現状でございまして。

以上でございます。

- 8番(穴瀬克巳君) 外科の医師が毎日、横山病院へ行っているのは何名ですか。
- 病院事務局長(藤原光夫君) 延べにして8名でございます。火曜日と水曜日の午前と午後でございます。
- 8番(穴瀬克巳君) それでは、1週間8名ということですか。
- 病院事務局長(藤原光夫君) そうです。
- 8番(穴瀬克巳君) この医師に対する報酬はどうなっていますか。
- 病院事務局長(藤原光夫君) その辺につきましては一応、ある一定の報酬はいただいていると存じております。
- 8番(穴瀬克巳君) これは横山病院からその医師に対して給与を払っているわけですか。
- 病院事務局長(藤原光夫君) そのとおりでございます。
- 8番(穴瀬克巳君) そうしたら、市民病院としては、この先生方の給与はどういうふうに扱っているんですか。
- 病院事務局長(藤原光夫君) 先ほども御説明いたしましたように、和泉市の職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第4項によりまして職務に専念する義務を免除いたしまして、また、地方自治法第38条第1項の任命権者の許可を得て派遣いただいておりますという立場でございます。
- 8番(穴瀬克巳君) ということは、市民病院から8名のスタッフを派遣しているが、横山病院からも手当を払っているとすると、二重になっているわけでしょう。地域医療に対して、市民病院に支障を来さない形で横山病院に派遣しているという見方をしておったんです。ところが、横山病院にしても非常に経営的に厳しいがゆえに地域医療に支障を来しつづけてしまうから、また、市民病院へ移管してくれ、それがダメなら補助金をアップしてくれ、という形で現在まできているわけでしょう。そうした形の中で市民病院が8名の医師に対して給料を払っているのに、横山病院からもカネをもらっている。こういうことが公務員として法的に許されるかどうか。
- 病院事務局長(藤原光夫君) 先ほども御説明いたしましたように、地方公務員法には兼業禁止という条項がございますが、地方自治法第38条に基づきます任命権者の兼業許可を得ることによって他の業務につくことができることになっております。その辺の報酬の問題につきましては、兼業を許可する上において、金銭的なものについては問題がないと理解しております。
- 8番(穴瀬克巳君) だけれども、本来、横山病院を救済していく、地域医療を充実させて

いく立場から考えるならば、要は、経営負担を軽くしてあげるような形の中で補助金を出しているわけですから、できれば、その医師の報酬については免除するような形をとってあげたいんじゃないでしょうか。私は、市民病院から何ほもろうているか、50万もろうて、横山病院から30万円もろうてるか知りませんが、その時間を市民病院ではカットしているわけですからね。その時間は横山病院へ行ってるわけでしょう。その時間分の医師の給料は保証してると思いますが、それはどうですか。

- 病院事務局長（藤原光夫君） 先ほども御説明いたしましたように、和泉市の職員につきましては、職務専念の義務というものがございますが、その辺につきましては、任命権者の市長より職務専念の義務を免除することとございますので、一応の形としては、有給免除という形になってございます。
- 8番（穴瀬克巳君） 有給免除ということは、給料に対しては関係ないわけですか。保証されているということでしょう。私が言いたいのは、これだけ横山病院の経営が苦しい状態の中で運営をやってるんやから、お医者さんに怒られるかもわからんが、市民病院がそれだけの給料を出して雇っているお医者さんに市が「行きなさい」ということで派遣しているんでしょう。給料も払っているわけでしょう。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 地方自治法38条につきましては、本来的には、任命権者の命令によって行っているわけではございません。横山病院からの医師派遣要請の一環として、個人的に兼業許可を受けて協力しているということで、任命権者の命令というものではございません。その点は御理解いただきたいと思います。
- 8番（穴瀬克巳君） 横山病院へ派遣している医師は延べ8名ということですが、年間何ほのお支払いをしているのか。答弁できたら答弁してください。一般財源から地域医療の充実ということで援助の手を差し伸べているわけでしょう。そういった形の中で多額な金額になろうと思います。この1,000万円の補助が消えてしまうでしょう。そうすると、本来の地域医療に対する市民病院としてのかかわりの中でできるような形であれば、もっと地域医療が生きてくるんじゃないかと思う。
それと、横山病院では入院はできるんですか。
- 市民生活部次長（原 美助君） 入院施設は50床ございます。
- 8番（穴瀬克巳君） 先ほど、外科の先生が診て入院しなければならなかったら市民病院へ送るとするのは、満床の場合ですか。
- 病院事務局長（藤原光夫君） 一応、横山病院で対応できる患者さんについては向こうで入院させ、対応できない患者さんについては市民病院へ送り込み、対応するというところでござい

ます。

- 8番(穴瀬克巳君) ここ数年の横山病院の入院患者さんの実態はどんな状況ですか。
- 健康課長(池辺修次君) 一応、外科の入院患者数は、58年度は年間延べ1,088人、59年度380人、60年度は860人でございます。内科と合わせた入院患者総数では、58年度1万4,712人、59年度1万3,938人、60年度1万5,960人となっております。
- 8番(穴瀬克巳君) 横山病院の近くであっても、設備も医師団のそろった市民病院へ入りたいのは、患者さんや家族の方にしてみれば当然なんです。市民病院から医師を派遣して、逆にそこから患者さんを市民病院に送り込んでいる形になってます。地域医療が充実されていく点ではいいんですが、病院経営そのものの問題の中で、1,000万円の補助金をばらまくだけではなく、病院の経営実態とどうかわりをもっていけるのか、その辺が心配なんです。

地域医療を充実させていくことには、だれも反対はしませんよ。だけれども、当初は市民病院もなかった。村立病院から農協立病院に変わった中で、そういう要望も地元で強かったのは当然のことですよ。しかしいまは、私立の病院もたくさんりっぱなものができてきてます。地域医療の形の中では、そこまで入院設備がなくても、地域医療機関も充実された体制になっているわけです。ヘリコプターで患者さんを選ばなくてはいけないうちではないわけですからね。近大病院や私立の病院へすぐ行けるわけです。

その点から考えれば、横山病院の経営状況というものをしっかり見定めながらやっていき、きちんと中身を把握していただきたい。単に医師団を派遣しておカネを持って帰ってくるのでしょ。それだけで1,000万円でいかんでしょ。もっと別な方法で医師を派遣する体制の方が、市民から納得される地域医療につながっていくんじゃないか、こういうふうに思いますので指摘をしたわけです。この間の61年3月25日の委員会協議会の中では、これがずっと継続されていくものだと理解していなかったわけですが、62年度当初予算の中で1,000万円が計上されていますので、調べた上で再度、質問させていただきたいと思います。

- 議長(赤阪和見君) 次の答弁。
- 社会教育部長(青木孝之君) 大阪府指定文化財修理費補助金376万6,000につきまして、社会教育部長青木からお答え申し上げます。

この補助金につきましては、聖神社真下の平岡神社の本殿が、江戸時代の慶長年間の初めに再建されたものと考えられております。桃山文化の特色を有した建物として、大阪府の文化財に指定されているものでございます。しかし、歳月の経過とともに建物に緩み、むくみ、破損が著しいため、昭和62年1月より同年10月末までの予定で、聖神社が解体修理を行おうとするものでございます。この事業に対しまして大阪府、市がそれぞれ補助を行うものでござい

ます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 8番(穴瀬克巳君) 特に文化財の維持管理は大変だと思ひんです。こういう文化財の補修をしなければならぬという、点検とか調査活動はきちんとされているのか。こういった形の中で神社側から申し入れてこられたのか。担当部局として計画的なものがあってやられているのか、その辺をちょっと。

○ 社会教育部長(青木孝之君) 私どもは担当者2名を配置いたしました、その2名におきまして、文化財保護について、いろいろ調査あるいは検討をいたしておるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 8番(穴瀬克巳君) 前の繰り返しですが、観音寺遺跡等もそうです。きちんとした維持管理をしていかないと、せっかくの文化財もだれも見てくれんようなものになってしまいます。だから、「2名でやっています」と言うが、実は、やってなかったがゆえにああいう結果になったわけです。これから現存する文化財については、きちんとした管理体制、チェック体制というものを確立していただきたい。それをしないと、補助金申請もできないでしょう。言われてきて、どうにもならんようになってからあわてふためいてもどうしようもない。その辺の維持管理体制を今後、十分に取り組んでいただきたいと思ひます。単なる思ひつきみたいな形で、言われたからやる、という運営にならないように取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

○ 議長(赤阪和見君) 他に。

○ 16番(天堀 博君) 何点かお伺ひをいたします。

1つは、7ページの地方債補正ですが、これは補正前、補正後とも普通貸借又は証券発行で年8%以内となっておりますが、現在は幾らになっているのか。それから、低利借り換えすることができることになっていますが、幾らの利息のものを借るのか。また、いままで借りているものについては、低利借り換えすることができる、となっておりますが、この辺では、そういう措置をとっているのか。

次は、8ページの国庫支出金で生活保護費負担金1億5000万円の減額が出ていますが、これは歳出の面の生活保護費扶助費が1億5000万円の減額になってますね。これは対象者の減とかいろいろ出ましたが、金額がかなり大きすぎると思ひますので、もう少し中身をお知らせ願ひたい。それから、国からの締め付けがかなりきてますが、その辺で対象者が削減されてきているのではないかといい思ひますので、その点の中身をお知らせ願ひたい。

それから、9ページの開発公社貸付金元金収入追加4億6,154万7,000円につきまして、これも歳出で緑地公園の公有財産購入費4億6,476万8,000円支出しておりますが、その

差額322万1,000円。これは公団との協議によって市にこれだけのおカネをいただくという事で、いわば市が公団にかわって公園用地を取得して公園化していくという意味だろうと思います。それを52年にいただいて一たん、市に受けて公社に貸し付ける形で公社がこの土地を保有してきた。おカネの方は、土地の所有者、権利者に全額お渡ししているのかどうかですが、これは池ですから、その処分問題が出てきます。公社が支出したおカネは当時、幾らであったのか。そして、歳入では、逆に貸付金元金収入として入ってますが、この間の差はなぜ出てきたのかというところ辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、10ページの公共施設敷地借上料追加と財産区財産売払に係る地元公共事業交付金追加の中身を教えていただきたい。

12ページの霊柩車購入費ですが、いわゆる指定寄附行為の条例が先ほど可決されましたが、この800万円というものは、上物と台車を合わせたものか。その辺がどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

それから、15ページの福祉基金積立金追加が出てますが、これで福祉基金積立金の合計は幾らになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、別立てでお聞きをしたいと思うんですけど、先ほどから横山病院問題が出てます。われわれは地元におりまして、まないたの上に乗ってきておりますので黙っているわけにもいれないですが、これらが終わった後で聞かせていただきます。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 財政課長（阪 豊光君） 第1点目、7ページの地方債の関係で御答弁させていただきます。

まず、第1点目の現在の歩合は幾らか、ということですが、昨年度の政府資金でお話させていただきます。昨年度は6.05%でございます。しかしながら、公定歩合が下がってきておりますので、ことしの方は現在、まだ確定しておりませんが、情報といたしましては、5.2%に下がるだろうという情報を得ております。したがって、この5月末をもちまして、この辺の利率が確定する予定でございます。現在のところ、地方債については未定でございます。

2つ目は繰上償還はできるのか、という点でございますが、低利に借り換えは、われわれとしても大変望ましいことと思っております。しかし、地方債そのものについては、市債を発行いたしまして市中に出回っておりますので、引き受け者の了解も必要になってまいりますので、その引き受け者の了解のもとにおいては、繰上償還並びに低利借り換えができるという状況になります。

それから、いままでこのようなことがあったか、という点でございますが、われわれの従前

の実績としては、ないよう聞いております。しかし、62年度を含めまして、補助金の関係で繰上償還、低利の借り換え等について、市債の引き受け者の了解のもとで繰上償還をしたいということで現在、引き受けをいただいております銀行と交渉中でございます。そういう点について、62年度において行いたいということで交渉中でございます。

- 議長（赤阪和見君） 次。
- 福祉課参事（堀田正治郎君）生活保護費の1億5,000万円の減につきまして、お答え申し上げます。

8ページの国庫負担金1億500万円の減額につきましては、国庫負担率が約10分の7とになってございますので、1億5,000万円の10分の7という形で1億500万円になっております。

それから、生活保護費の1億5,000万円の減額についてですが、大きく分けて2点ございます。第1点は、生活保護の保護率が昭和58年以前の数年間は12パーディから13パーディで推移しておりました。パーディと申しますのは、人口1,000人に対する割合でございます。それが昭和59年度後期より被保護世帯及び人員が急増し、59年度末には、保護率が14.27パーディに推移いたしました。扶助費につきましても、58年度より8.2%の増額となったものでございます。また、60年度前期においても前年度を上回る伸び率が出ました関係上、61年度の伸び率約9.02%を見込んだ次第であります。

なお、昭和62年度前期におきましては、予想を少し下回る5%前後で推移してまいりましたが、後期以降には伸びが鈍化傾向となり、逆に12月末現在では総扶助額が前年度を下回る結果となり、パーセントで申し上げますと、0.85%減となったものでございます。また、保護費につきましても、12月末現在で14.08パーディとなっております。

2点目は、医療扶助費でございますが、生活扶助費の中で医療扶助の占める割合が約53%近くになっております。また、医療扶助人員では、61年12月末の累計で1万2,517人と、前年度同期より約0.5%と少しですが減少傾向となり、また、医療扶助人員の中でも、入院人員が前年度より13.6%と大幅な減少に伴いまして、これらの医療扶助と合わせ今回、1億5,000万円の補正減額予算をお願いするものでございます。

また、先ほどお話がありましたように、締め付け等を行っていないかどうか、ということですが、生活保護法に基づきまして適正実施及び指導を行っておりますので、締め付け等は一切行っておりません。

なお、参考までに申し上げますと、和泉市も保護率が低下しておりますが、大阪府下もしくは全国的にも若干、同様の数値で低下しているのが現状でございます。

以上でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 土地開発公社の件について、公社次長中辻からお答えいたします。

本件につきましては、光明池緑地公園の費用といたしまして住都公団に負担させてございます。それが一たん市に入りまして、その池の買収は公社で行ったということでございます。というのは、将来的に府の施設等の誘致ができるときには、公社から譲渡という方法がとれるかもしれないということで、公社が買収したという格好になってございます。その金額は、4億6,154万7,905円。面積は、2万4,985m²でございます。

これを52年12月20日に取得いたしました。今回、この緑地公園がすべて完成したことでございますので、府の施設等の誘致も図るということで精算していただくということで、公社が借りておるこの土地の元金4億6,154万7,905円を一たん市へ返還いたしまして、改めて土地代として、実費事務費321万9,580円を足した4億6,476万7,485円で市に買い取っていただく、こういうふうにいたしたいと思っております。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 総務課長（池辺 功君） 10ページの負担金補助及び交付金102万4,000円でございますが、これは9ページにございます土地建物売払収入、財産区財産でございますが157万4,000円、そのうちの地元交付金の65%分でございます。

○ 16番（天堀 博君） 場所は。

○ 総務課長（池辺 功君） 石尾中学校裏の墓地の一部でございます。道路用地として住宅・都市整備公団に売却したものでございます。この墓地は、万町、浦田、鍛冶屋、納花、三林及び唐国町の共有地でございます。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

○ 福祉課長（池辺一三君） 10ページの公共施設敷地借上料追加につきまして、福祉課池辺よりお答え申し上げます。

（仮称）総合福祉会館が体育館北側ゲートボール場に建設することになりましたことに伴いまして、体育館南側と榎尾川との間の民有地をお借りし、かわりのゲートボール場を建設したわけでございます。これに伴います敷地借上料でございます。

続きまして、15ページの福祉基金の合計額でございますが、今回の1,124万円を追加いたしまして、積立金総額が5,818万円となっております。よろしく願いたします。

○ 議長（赤阪和見君） 次。

- 環境衛生課長（岸田秀仁君） 12ページの霊柩車購入費について、岸田からお答えさせていただきます。

これはあくまでも台車だけでございます。白木の官型については、あと5～6年は耐用できるものと解釈しておりますので、台車のみ800万円の備品購入費ということで御理解をお願いいたします。

- 16番（天堀 博君） 地方債については、ここにはできる、と定めていますが、実質上はなかなか引き受け者との関係でむずかしい、できないということですね。

それから、生活保護費ですが、締め付けはない、ということですが、実態としては、かなりきつい行政指導があったということも聞き、それなりの資料も手に入れております。だから、その面も実際的には響いてきているのではないかと思います。53%という医療扶助の更正減も大きいですが、まさか入院患者を放り出すわけにはいかないと思いますが、それなりの実態もあるのではないかと思います。全体的には、指導も強まってきているのではないかと思います。これは結構です。

それから、公社の実費事務費が10年間で300万円余も必要ということになるわけですか。コイやフナやともめたところでしょう。

- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 本件は、昭和55年、56年にかけてコイを入れまして、それに関する弁護士費用と元金として196万5,000円支出しております。その出した日から年度末までの金利を積み上げた額でございます。

- 16番（天堀 博君） 市が公社に買わしていたやつですから、公社で負担させるわけにいかないので、市でみなければしょうがないという理屈ですので、それはこの程度でとどめておきましょう。

横山病院の件でお2人の方の質問を聞いておりまして、僕は、金額として出ているので問題になってるんですが、逆にここで一番心配するのは、まないたの上にもこの部分だけが乗って論議されると、それだけがどんどん深みにはまっていくような気がします。市長も先ほどから言われておりましたが、お医者さんの給与問題にしても、この補助金は、単に赤字の補填というようなものじゃないと思う。医師の派遣問題につきましては決算委員会等でも言いましたが、実際には、お医者さんに来ていただくことによってどれだけ多くの方が助かっているか。また、それによって市立病院でお世話になり、相当地域の方たちが助かっていることは事実なんです。逆輸入じゃないが、下手から横山病院に行っている方もございます、お医者さんの紹介等の関係でね。そういう点からも全体的な問題が論議になって、給与や補助金の問題が論議されなかつたら、特別にそのことだけが深みにはまってしまい、疑問ではないかと思います。

穴瀬議員さんの方からいろいろ出されておりますので重複は避けたいと思いますが、その意味合いからいけば、極端に言えば市長、何やかんやあるんやったら市に移管してもらうたらええわけですわ。歴史的に横山村が持ってたものを、農協が無理矢理に抱かされた形でいままできたという経過がありますからね。これは横山村の遺産みたいなものですから、今度は、市が持ってあげるといふ、せやから、補助金を出そうかという根拠にもなっているのは、先ほど市長が言われたとおりです。

それから今後、これは市民生活部の原課あるいは病院にもお願いしたいんですが、ここで私がとやかく言いますと、地元やから、となつてぐあい悪いのでね。横山病院の実態、経営実態だけではなく、そこでどれだけ地域の人たちが助かっているかということを含め、逆に言うたら、市の方がみないでお世話になっている面もたくさんあります。生活保護世帯や老人の方々は、市立病院ではなかなか診てもらえない、あずかってももらえない患者さんも、福祉の観点から放っておけないこともあって、横山病院の内科で入院されている方もたくさんおられます。

また、民間から買いにくる話も何度かありましたが、いままでの財産を民間に売り飛ばしてしまうようなことはあってはならないというのが、地元の方々の意見でもあるわけです。民間に売り飛ばしてそこに何か建てれば、そういう病院ができてしまいます。そういう全体にわたつての実態、実情をよく理解してもらふ努力を原課にお願いしたい。その方が誤解を招かないですみます。それが医者の方の派遣に伴う給与問題とか、この1,000万円の補助金が単に赤字の補填ということだけの論議にならずにすむんじゃないかと思うわけです。

実際には、穴瀬議員さんも言われておりましたが、市立病院からお医者さんを市の出先機関でも何でもないとこへ派遣させることはできません。しかし、実態として来てもらわなくては困るし、病院の局長さんも言われましたように、職免にして横山病院に来てもらえば報酬を払わないかん。“赤髭先生”のようにただというわけにはいかないもので、やむを得ない実態があります。しかし、決していい状態でないことは、だれしもがわかっていることだと思います。しかし、これだけを論議して深みにはめてしまうと非常に心配する面があります。現にお医者さんの中には、横山病院に行きづらくなっているという方もいるという話も聞いております。われわれ議会人としても、その点は慎重に気をつけなければいかんと思いますので、十分に御理解をいただきたいと思うわけです。

これで終わります。

- 議長（赤阪和見君） 他に。
- 27番（金谷 衛君） いまの横山病院につきまして、重複するかもしれませんが簡単な説明で結構ですので、別の観点から2、3点だけ聞かせていただきたいと思います。

いま、天堀議員さんもおっしゃってましたが、おカネの問題が前へ出て議論されております。私自身は医療界におりました関係上、横山病院を援助することについては大賛成でございます。ただし、その中身については、もう少し検討する必要があるのではないかと思います。市と横山病院の経営者との間でどこまでの話し合いができてきているのかということが第1点。

もう1つは、その中で年次計画的なものがあがっているのかどうか。また、決算書があがっているのかどうか。その年次計画、決算書をどこで、どういう形で検討され、この1,000万円が計上されたのか。

もともと山間部の無医村で非常に困った時代が過去、何年かあったわけですが、去年は市制30周年を迎えました。30年といえば、昔の10年一昔の時代からいえば、100年ぐらいの値打ちがあると思うんです。ぽつぽつ施設としても、これをどういふふうで解決していくか、という時期にきているんじゃないかと思うんです。それでいま、横山病院から年次計画書とか決算書があがってきているのか。それをどう検討されたのか。また、カネでなかったら横山病院を救済できないのか。

この2点だけ、簡単に結構ですから御説明をお願いいたします。

- 議長（赤阪和見君） 答弁。
- 市民生活部次長（原 美助君） 端的に申し上げて増額の理由ではないかと思ひます。重複いたしますが、経営実態あるいは昭和39年から300万円になったという貨幣価値の問題あるいは病院を市に移管したという強い要望、それに、山間部住民の健康の増進というもろもろの事情がございまして、増額させていただいたわけでございます。

病院の施設については、われわれ専門外でございますので、ちょっとお答えするのはどうかと思ひますので、御勘弁願ひたいと思ひます。

- 議長（赤阪和見君） 理事者に注意しますが、議員さんの質問をよく聞いて答弁してください。いまの質問は、決算書があがっているか。もう1つは、どういふシステムで連絡を取り合つか、という2つの問題ですので、その質問に対して的確に答えてください。決算書があがってなかったらあがってない、と言ってください。

理事者答弁。

- 市民生活部次長（原 美助君） 決算書はいただいております。
- 27番（金谷 衛君） そうしたら、その決算書をどういふ形で検討され、そして、この1,000万円という数字が出たのか。いま、その辺はわかりますか。
- 市民生活部次長（原 美助君） 先ほども申し上げましたように、横山病院の経営について市がどこまで関与できるか、という問題もあります。また、経営収支について公表できるかど

うか。相手の事業体のこともございますので、それを公表することはいささか抵抗があるか
と思います。したがって、増額した1,000万円の根拠については、いま、申し上げたことで
御勘弁をお願いしたいと思います。

- 27番(金谷 衛君) 先ほど言われた医療器械、胃カメラとかファイバースコープ、X線
の器械とかはリースで購入できるものですが、1,000万円の補助金を支給しても、これだけ
の器械は買えないと思うんです。明日から予算委員会もありますので、その中で質問もさせて
いただきますが、その点がわかれば、また検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

- 議長(赤阪和見君) 他に。大谷議員。
- 25番(大谷昌幸君) 意見だけです。御答弁は結構です。

財産区財産の処分に関係してですが、和泉市の場合、財産区財産を処分すると、35%を無
条件で市の方が取っているわけです。この補正でも出てきておりますが、この35%が条例化
されたのはいつか、その背景といったものについては、私どもは十分把握しておりませんが、
普通、土地を処分した場合25%は、国税とか市民税を合わせてこれぐらいの金額が消えるわ
けですから、そういうところから算出されたのではなからうかと思うわけです。

それに関して、例えばこの公共の墓地は、道路の拡幅によって財産区財産として処分され
てますが、これがもし私有財産であったら無税の範囲ですね。所有者には150何万円か全額
入っていると思います。墓地管理については、市の方は何ら手を加えていない。池などの場合
は、堤防の修理とかで市もカネも入れ、管理に力を貸しておったということもあって通ります
が、墓地などは全く市の手が加わっていない。また、池などが全部道路にかかった場合、私有
であれば3,000万円まで控除されるはず。そういう面も考え合わせまして、35%一律
に取っている分をこの際、何とか考えてやってほしいと思います。私も他市を勉強する機会が
あり調査しましたが、全然取っていない市もあります。ちょっと納得できないところがありま
す。今後の課題ということで意見だけにとどめておきますが、よろしく願いいたします。

- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お語りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(赤阪和見君) ここで、ただいま一般会計補正予算が可決されましたことに伴い、総
務部長から昭和62年度当初予算書の地方債残高見込み調書の修正をそれぞれさせていただきます

たいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

- 総務部理事（大家孝之君） ただいま昭和61年度一般会計補正予算案を原案どおり可決、御決定いただきましてありがとうございました。

貴重な時間をお許しをいただきまして、昭和62年度当初予算説明書附表237ページ及び238ページの「地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び、当該年度末における現在高の見込に関する調書」の差し替えについて御説明申し上げたいと存じます。

先刻、可決賜りました昭和61年度一般会計補正予算（第5号）に関連いたしまして、今回の補正で昭和62年度当初予算に添付いたしております地方債の現在高調書の前年度末現在高及び当該年度末現在高見込み額を変更いたす必要が生じたところから、ただいま御配付いたしました調書のとおり、差し替えをお願いいたすものでございます。どうぞよろしく願いを申し上げます。ありがとうございました。

- 議長（赤阪和見君） ここで暫時休憩いたします。

（午後2時47分休憩）

（午後3時10分再開）

- 議長（赤阪和見君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第22号

昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

昭和61年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,813,789千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		2,417,089	140,081	2,557,170
	1. 国庫負担金	1,972,189	79,181	2,051,370
	2. 国庫補助金	444,900	60,900	505,800
10. 繰越金		12,516	7,193	19,709
	1. 繰越金	12,516	7,193	19,709
11. 財産収入			3,199	3,199
	1. 財産運用収入		3,199	3,199
歳入合計		5,663,316	150,473	5,813,789

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 老人保健拠出金		1,549,803	147,274	1,697,077
	1. 老人保健拠出金	1,549,803	147,274	1,697,077
9. 基金積立金			3,199	3,199
	1. 基金積立金		3,199	3,199
歳出合計		5,663,316	150,473	5,813,789

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、議案第22号「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。追加議案書17ページでございます。

昭和61年度予算の編成に当たりましては、昭和61年6月より老人保健法が改正される見込みでございましたため、国の予算編成方針に基づき、改正案を盛り込んだ予算編成をいたしましたものでございますが、この改正がおくれ本年1月施行となったことから、老人保健医療費拠出金に不足が生じたものでございます。また、財政調整基金の運用収入を基金に積み立てる必要がございますため、今回、追加補正をお願いいたしますとともに、これの財源といたしまして、国庫負担金及び財産収入等の補正のを合わせてお願いいたしますのでございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。追加議案書の17ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,047万3,000円を追加し、予算総額を58億1,378万9,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書によりまず、歳出から内容を御説明申し上げます。議案書20ページでございます。

老人保健医療費拠出金でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、老人保健法の改正が遅延いたしましたことに伴う負担増でございます。1億4,727万4,000円計上いたしましたものでございます。

次に、財政調整基金積立金でございますが、運用収入319万9,000円を基金に積み立てるものでございます。

続きまして、歳入でございます。19ページでございます。

国庫支出金でございますが、負担増に伴います定率国庫負担金等といたしまして7,918万1,000円。負担増に伴う臨時的な補助金等といたしまして6,090万円、合計1億4,008万1,000円計上いたしましたものでございます。

次に、繰越金でございますが、前年度からの繰越金719万3,000円を追加計上いたしましたものでございます。

次に、財産収入でございますが、基金運用収入319万9,000円を計上いたしましたものでございます。

以上をもちまして、「昭和61年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」の説明を終わります。何とぞよろしく御審議くださいます。原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 19番(原重樹君) 簡単にお聞かせいただきたいんですが、いまの説明にもちょっとありましたけれども、財政調整交付金の6,090万円、「その他特別調整交付金追加」とありますが、会計そのものが非常にややこしいので確認だけしておきます。

これは退職者特別調整交付金を受けてますが、それが減になる分ということで、その他の特別調整交付金ということでは言われていたと思います。私の記憶では、当初予算でいけば、たしか2,300万円かの分にプラスということではいいかどうか、その辺の性質について、非常にややこしいので確認だけしておきたい。

同時に、これは事実上61年度の最終補正になると思いますので、それに関連をいたしまし

て今回、直接には出ておりませんが、1つは、保険料が61年度から値上げされておりますが、その辺で一体どうなっているのが。大体の増の額も含めてお答え願いたいと思います。

それから、医療費そのものの伸びについて、現状の傾向をちょっとお話ししたいと思います。

以上、3点をお願いいたします。

○ 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 第1点の6,090万円の件につきまして、保険年金課長長岡よりお答えいたします。

この6,090万円の内訳でございますが、退職者医療制度のものではなく、老健法の6月施行がことしの1月になったそのおくれから、国ベースで740億円の補正がされたその分と、前回の国ベースの6月補正でございましたので、3、4、5月分の230億円の配分でございます。

それと、医療費の61年度分の伸びですが、全体で8.15%、1人当たりでは7.93%です。退職者と一般を合わせた保険料収入の伸びは7,343万円、約3%でございます。

○ 19番（原 重樹君） もう1点だけ。

これは私の勘違いの分もありましたが、按分率が変わるということで1月云々と言われておりましたが、それが国ベースの740億円の配分と、当初言った230億円の分ですね。会計を一緒にするといろいろ言われてましたが、すでに事務的に言ってもこの6,090万円の中身について、例えば740億円に当たるのが幾ら、当初の230億円の2,300万円の分は幾らというふうにわかるものですか。あるいはごっちゃになってわからないものですか。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 当初、国ベースで230億円の分の予算計上がされましたが、その1,000分の1という形で2,300万円計上させていただいております。それと740億円の合計970億円ですが、老健に係るものだというので、1,000分の0.7の6,790万円を予定しているわけでございます。そこから2,300万円をマイナスいたしまして、そのレセプトの点検、老人ホームがあるという形で1,600万円を見込んでおり、その2,300万円から引いた差額という形でございます。

○ 19番（原 重樹君） 現段階では、そういう計算になるというだけでしょう。實際上、計算で出てくるものですか、もらうときには……。

○ 保険年金課長（長岡敏晃君） 実際にもらう場合にはわかってきますが、国が示される補正係数等が定かでないという感じです。

○ 議長（赤阪和見君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お話しいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

- 議長(赤阪和見君) 日程第18「昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会議務局参事朗読)

議案第23号

昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)

昭和61年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 公共用地先行取得事業費	1. 公共用地先行取得事業費	公共用地先行取得事業	千円 6,717

- 議長(赤阪和見君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事(大塚孝之君) それでは、続きまして議案第23号「昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして御説明申し上げます。追加議案書21ページでございます。

今回の補正予算の内容でございますが、第1条にございますように、繰越明許費でございまして、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、第1表のとおり、公共

用地先行取得事業費671万7,000円措置いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、「昭和61年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第19「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局参事朗読）

議案第24号

昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

昭和61年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,794,465千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		585,399	10,163	595,562
	1. 一般会計繰入金	585,399	10,163	595,562
歳入合計		1,784,302	10,163	1,794,465

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,582,871	10,163	1,593,034
	1. 下水道総務費	847,876	10,163	858,039
歳出合計		1,784,302	10,163	1,794,465

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	公共下水道整備事業	39,600 ^{千円}

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（大塚孝之君） 続きまして、議案第24号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして御説明申し上げます。追加議案書23ページでございます。

今回の補正予算の内容でございますが、第1条でございますように、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1,016万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億9,446万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、繰越明許費でございますが、経費の一部を翌年度に繰り越して使用することを定めたもので、内容につきましては、第2表のとおりでございます。

次に、その内容につきまして御説明申し上げます。

泉北環境整備施設組合に対する分担金1,016万3,000円追加計上するものでございます。
これに充当いたします財源といたしましては、全額一般会計より繰り入れたいすべく、予算措置を講じたものでございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いただきました「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」の内容でございます。

よろしく御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。



- 議長(赤阪和見君) 日程第20「昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

議案第25号

昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)

第1条 昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和61年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「27,000千円」を「23,000千円」に「40,000千円」を「30,000千円」に「181,128千円」を「197,628千円」にそれぞれ改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,219,095千円	67,410千円	2,286,505千円
第1項 営業収益	1,706,969千円	51,500千円	1,758,469千円
第2項 営業外収益	1,245,60千円	15,910千円	1,404,70千円

	支 出		
第1款 水道事業費用	1,955,355千円	3,250千円	1,958,605千円
第1項 営業費用	1,662,063千円	6,000千円	1,668,063千円
第2項 営業外費用	291,592千円	△ 2,750千円	288,842千円

第4条 予算第4条に（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,158,8千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）を追加し、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	558,933千円	△ 3,000千円	555,933千円
第1項 企業債	229,000千円	△ 21,000千円	208,000千円
第2項 工事負担金	180,000千円	18,000千円	198,000千円
	支 出		
第1款 資本的支出	557,221千円	20,300千円	577,521千円
第1項 建設改良費	419,507千円	20,300千円	439,807千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、配水管整備事業「26,000千円」を「17,000千円」に配水管更生事業「38,000千円」を「26,000千円」にそれぞれ改める。

第6条 予算第7条中原水及び浄水費「723,168千円」を「699,068千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「291,542千円」を「288,792千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第10条中「154,607千円」を「136,407千円」に改める。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事（岩井益一君） お許しを得まして自席から、議案第25号「昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

今回、補正いたします主な理由は、決算見込みに基づく収益的収支の増額措置並びに企業債の確定に伴う建設改良に係る資本的収支について、それぞれ所要の補正措置を行うものであります。

主な内容といたしましては、第2条は、予算第2条 業務の予定量を定める第1項第4号中配水管整備事業既決予定額2,700万円を2,300万円に、配水管更生事業既決予定額4,000万

円を3,000万円にいずれも減額を行い、水道施設等整備事業既決予定額1億8,112万8,000円については、1億9,762万8,000円に増額するものでございまして、第4条及び第5条とそれぞれ相関連するものであります。

次に、第3条は、予算第3条に定める収益的収支の補正措置でございまして、第1款 水道事業収益既決予定額22億1,909万5,000円について、6,741万円追加するものでございます。

その内訳といたしましては、第1項 営業収益の増加額は、年度後半に至る給水需要の伸びと相まって受託工事の増加その他によるものであり、第2項 営業外収益は、住宅建設の伸び悩みを反映して、加入金収入の若干の減額を生じましたほか、資金運用の好転に伴う預金利息収入の増額等をそれぞれ加減し、補正後の水道事業収益を22億8,650万5,000円とするものでございます。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用の既決予定額19億5,535万5,000円について、325万円追加するものでございます。

その内訳といたしましては、第1項 営業費用のうち原浄水費におきましては、電力料金の円高差益の還元や運用改善による動力費の軽減を初め、水質の安定化による薬品費の減額などにより原水コストの低下に寄与いたしましたものの、給水量増加に見合う所要の受水費の上昇、また、受託工事量の増加による請負工事費の増額、その他資金繰り好転による一時借入金利息の皆無化等収支加減いたしましたして、補正後の水道事業費用を19億5,860万5,000円といたすものでございます。

次に、第4条関係では(27ページ)、資本的収支の補正措置でございまして、まず、収入より申し上げますと、第1款 資本的収入既決予定額5億5,893万3,000円に対し、300万円減額するものでございます。

その主な内容といたしましては、第1項、企業債では、配水管整備事業の関連道路工事の繰り延べ並びに配水管更生工事の延期等によりそれぞれ減額を行うとともに、民間宅地開発工事に係る工事負担金の増額等を加減いたしましたして、補正後の資本的収入は5億5,593万3,000円と相なるものでございます。

一方、支出でございしますが、第1款 資本的支出既決予定額5億5,722万1,000円について、2,030万円を増額いたしますが、これは主として収入と同様事情に基づくものでございまして、補正後の資本的支出の予定額を5億7,752万1,000円といたすものでございます。

次に、第5条でございしますが、起債の確定に伴い限度額を、また、第6条では、予算第7条

に定めた各項の経費の流用できる金額をそれぞれ今回の補正措置により関連経費を減額し、第7条では、予算第10条に定めております棚卸し資産購入限度額についても、同様の措置を図るものであります。

なお、ここで昭和61年度決算見込み額について若干、付言いたしますと、まず、収益的収支勘定では、現段階においては、単年度収支約5,800万円程度の経常損失が見込まれるに至っておりますが、特別利益の計上により繰越欠損金の解消を図るとともに、なお、2,400万円程度の利益額を生じ、宿願の収支均衡の回復が予定されるところでございます。

なお、資本収支勘定につきましても、約6億円程度の資金余裕が見込まれております。

以上が、今回、提案させていただきました水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございますが、詳細につきましては28ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議くださいますて、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(赤阪和見君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

○ 議長(赤阪和見君) 日程第21「昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

議案第26号

昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)

第1条 昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和61年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	4,232,900千円	32,546千円	4,265,446千円
第2項 医業外収益	240,100千円	32,546千円	272,646千円

第8条 予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,002,520千円	0千円	1,002,520千円
第1項 出 資 金	66,680千円	△ 1,400千円	65,280千円
第3項 企 業 債	60,000千円	1,400千円	61,400千円

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

起債の目的	補			正			前			補			正			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	
医療器械 購入事業	千円 60,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府行他 政銀そ	5年以内(内据置1年 以内)但し、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えすることが できる。	千円 61,400	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府行他 政銀そ	5年以内(内据置1年 以内)但し、財政の都 合により据置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えすることが できる。											

第5条 予算第9条中、一般会計から、この会計へ補助する金額「211,120千円」を「240,520千円」に改める。

昭和62年9月5日提出

和泉市長 池田 忠雄

○ 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第26号「昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算（第3号）」につきまして、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書44ページでございます。

今回の補正は、府補助金及び企業債の確定による補正並びにそれに伴います一般会計からの繰入金の補正が主な内容でございます。

それでは、補正予算各条につきまして、その内容を御説明申し上げます。

予算第2条でございます。本条は、予算第3条に定めた収益的収入の既決予定額の補正でございます。収入第1款 病院事業収益42億3,290万円に3,254万6,000円を追加し、42億6,544万6,000円といたすものでございます。

以下、その内容でございますが、第2項の医業外収益では、既決予定額2億4,010万円に一般会計からの補助金2,800万円と、また、資本的収入の他会計出資金から140万円を組み替え、さらに、府補助金の増加分314万6,000円、合計3,254万6,000円を追加し、補正後の医業外収益2億7,264万6,000円といたすものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第4条に定めた資本的収入の第1項の出資金と第3項の企業債を補正いたすものでございます。第1項の出資金につきましては、6,668万円のうち企業債の増額分140万円を収益的収入の医業外収益へ組み替え、6,528万円といたすものでございます。

また、第3項の企業債は、企業債の確定により140万円を追加し、6,140万円といたすものでございます。

次に、第4条でございます。本条は、ただいま御説明いたしました企業債の確定によりまして、医療器械の購入企業債の限度額6,000万円を6,140万円に補正いたすものであります。

次の第5条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金の額を2億1,112万円から2億4,052万円に改めるものでございます。

以上の結果、昭和61年度の収支は、現計予算による欠損金2億416万7,000円から3,254万6,000円軽減され、1億7,162万1,000円の欠損となる見込みでございます。

なお、46ページ以降にその詳細を添付しておりますので御高覧賜り御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第 26 号は原案どおり可決されました。

-
- 議長(赤阪和見君) 日程第 22「委員会委員の辞任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局参事朗読)

議会議案第 3 号

委員会委員の辞任について

本市議会下記委員より辞任の届出があったので、これを許可する。

昭和 62 年 3 月 10 日提出

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

記

議会運営委員会委員

飯 坂 楠 次

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

田 中 昭 一

- 議長(赤阪和見君) 本件につきましては、会派構成議員の移動に伴い委員会委員に一部変更が生じたものでございます。
お諮りいたします。ただいま朗読どおり、委員の辞職を許可することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議会議案第 3 号は原案どおり辞任の許可をすることに決しました。

-
- 議長(赤阪和見君) 日程第 23「南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市議会事務局参事朗読)

選挙第1号

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員の選挙について
南大阪湾岸北部流域下水道組合同規約第7条の規定により選挙を行なう。

昭和62年3月10日提出

和泉市議会議長 赤坂和見

記

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員(1名)

- 議長(赤坂和見君) お諮りいたします。本選挙につきましては、先刻、御協議願っておりますので、はなはだせん越ではございますが、私から指名推薦させていただきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、私から指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

- 市議会事務局参事(河原茂隆君) 朗読いたします。

南大阪湾岸北部流域下水道組合議会議員 金谷議員。

以上でございます。

- 議長(赤坂和見君) お諮りいたします。

ただいま朗読どおり指名推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました金谷議員は、地方自治法第118条第3項の規定により当選されました。

それでは、ただいま当選されました金谷君に対し、本席より会議規則第29条第2項の規定により告知いたします。

-
- 議長(赤坂和見君) 日程第24「売上税の導入等に反対する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局参事朗読)

意見第1号

売上税の導入等に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和62年3月10日

提出者

和泉市議会議員

出原平男

松尾孝明

天堀博

飯坂楠次

穴瀬克己

柳瀬美樹

田中昭一

売上税の導入等に反対する意見書

現在、政府は売上税という名称の大型間接税を導入し、マル優制度を廃止しようとしている。

この売上税は課税ベースが広く、生産から流通・消費までの各段階に課税され、最終的には消費者に負担を転嫁するもので、内需拡大に逆行し、円高不況に苦しむ我が国経済に深刻な悪影響を及ぼすことは必至である。

また、マル優制度の廃止は暮らしに与える影響も重大である。

よって政府は、不公平税制の是正を図るとともに、売上税の導入及びマル優制度廃止の方法を撤回すべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により、意見書を提出する。

昭和62年3月10日

大阪府和泉市議会

- 議長（赤阪和見君） 提案の趣旨説明を願います。
 - 3番（田中昭一君） ただいま課長から朗読のあったとおりでございますので、よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。
 - 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第1号は原案どおり意見書を提出することに決しました。



○ 議長(赤坂和見君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

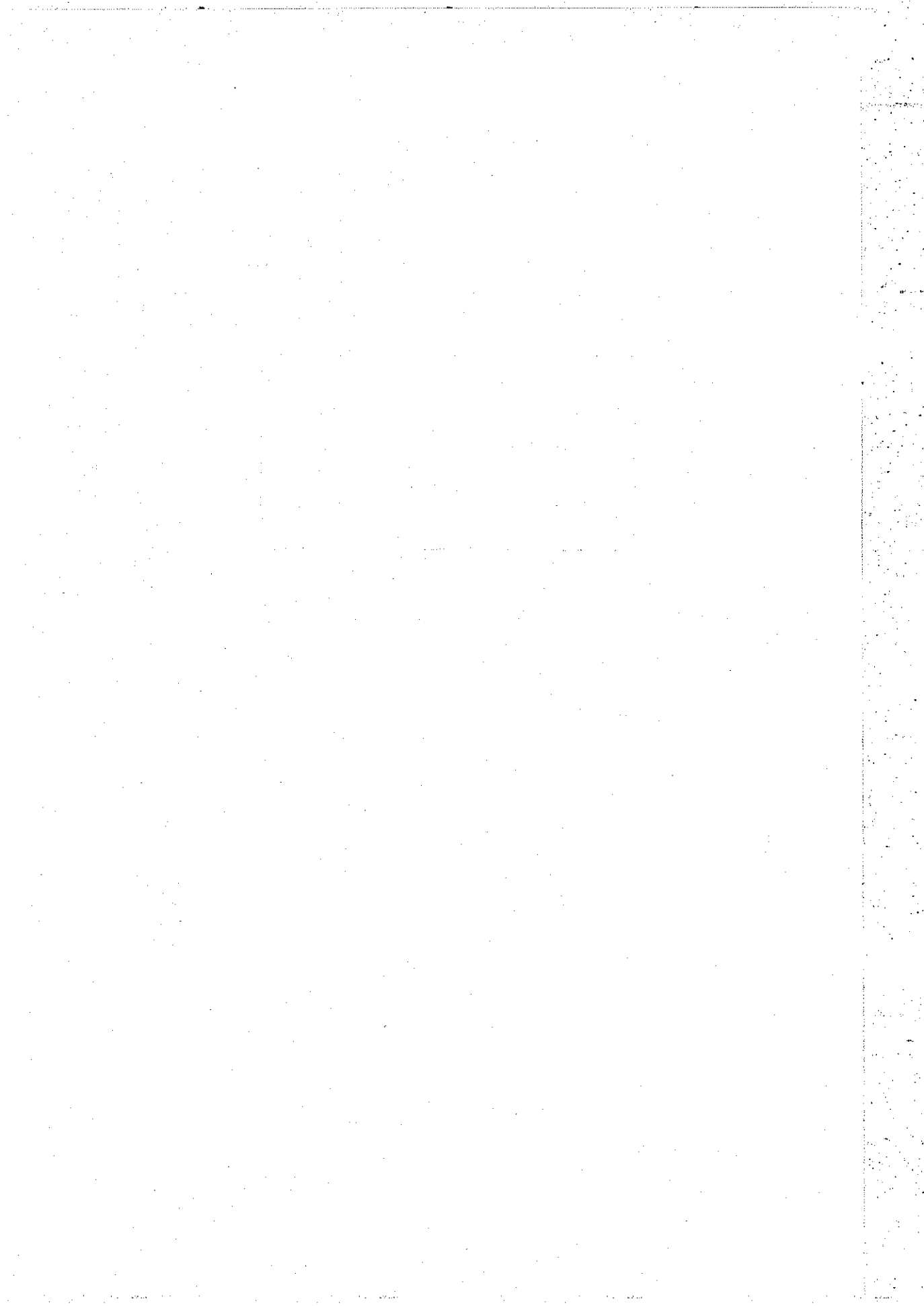
なお、明11日より24日までは休会とし、12日より予算審査特別委員会が開催されることになっておりますので、委員の皆さんには大変御苦勞ではございますが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。長時間まことにありがとうございました。

(午後3時40分散会)

○

最 終 日



昭和62年3月25日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(23名)

1番	飯坂楠次君	18番	勝部津喜枝君
3番	田中昭一君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君
16番	天堀博君		

欠席議員(2名)

2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
----	--------	-----	--------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	池田忠雄	同	和对策部長	橋本昭夫		
助	役	坂口禮之助	同	和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生田稔		
収	入	役	中塚白	同	和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋	
市	長	公室	長	杉本弘文	福祉事務所長	中川鉄也	
市	長	公室	理事	神藤恒治	福祉事務所次長	大宅清臣	
市	長	公室	理事	逢野一郎	産業部長	松村吉堯	
市	長	公室	企画室	長	稲田順三	産業部理事	中上好美
市	長	公室	次長兼 人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	中西淳富	
秘	書	課	長	井阪和充	市民生活部次長	原美助	
総	務	部	長	麻生和義	建設部長	浅井隆介	
総	務	部	理事	大塚孝之	建設部理事	前田守正	
財	政	課	長	阪豊光	建設部理事(開発担当)	兼子実	

建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎 琢磨	用地担当参事 土地開発公社事務次長	中辻 寿夫
都市整備部長	萩本 啓介	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	三井 義秋	教 育 長	西川 喜久
改良事業部長	富田 宏之	教 育 次 長	逢野 博之
改良事業部次長	高三 一行	管 理 部 次 長	鹿島 賢昌
改良事業部次長	笠木 恒忠	指 導 部 長	崎山 繁
改良事業部次長	堀 宏行	社会教育部長	青木 孝之
病 院 長	竹林 淳	社会教育部理事	竹田 明郎
病院事務局長	藤原 光夫	社会教育部理事	明坂 貞士
病院事務局次長	藤原 清司	社会教育部次長	明坂 文嘉
水 道 部 長	田中 稔	社会教育部次長	宮嶋 忠雄
水道部理事	岩井 益一	選挙管理委員会委員長	高橋 正道
水道部次長	岸本 孝二	選挙管理委員事務局長	農端 小一
会 計 課 長	赤田 備信	監 査 委 員	庄司 清
消 防 長	角谷 泰夫	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田 陽三
消防本部次長	高宮 武男	農業委員会会長	森口 義忠
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬 喜広	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原 行雄		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野 満 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野 敦雄
参 事	河原 茂隆
主 幹	大 中 保
係 長	佐土谷 茂一

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和62年度和泉市議会第1回定例会議事日程

(3月25日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案8号	和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.1
2	議案9号	和泉市奨学基金条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.3
3	議案10号	和泉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.6
4	議案11号	和泉市職員定数条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.10
5	議案12号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.15
6	議案13号	和泉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.22
7	議案14号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (予算審査特別委員長報告)	P.25
8	議案1号	昭和62年度和泉市一般会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
9	議案2号	昭和62年度和泉市国民健康保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
10	議案3号	昭和62年度和泉市老人保健事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
11	議案4号	昭和62年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
12	議案5号	昭和62年度和泉市公共下水道事業特別会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
13	議案6号	昭和62年度和泉市水道事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
14	議案7号	昭和62年度和泉市病院事業会計予算 (予算審査特別委員長報告)	別冊
15	議案28号	和泉市中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について	追加その2 P.1
16	報告2号	和泉市土地開発公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について	P.60
17	決議1号	手話通訳制度化に関する要望決議	別紙
18	意見2号	国民の食料を守り、農業再建に関する意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(赤阪和見君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席賜り、まことにありがとうございます。

ここで会議に入る前に、先日、和泉市聴力障害者福祉協会会長より議会傍聴のため、聴力障害者に対する手話通訳者の派遣要請がありましたので、本市の手話通訳者派遣制度に基づき、本日、2名の派遣を願っております。何分、手話通訳の性格上起立の上行いますので、御了承を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、広報より写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは24名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。若浜議員さんから遅刻の届け出がございます。現在、24名でございます。

- 議長(赤阪和見君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。



- 議長(赤阪和見君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(赤阪和見君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「和泉市和泉中央丘陵整備事業特別会計設置条例を廃止する条例制定について」より日程第14「昭和62年度和泉市病院事業会計予算」までの14議案を一括議題といたします。

本件につきましては、去る3月5日の本会議において予算審査特別委員会に付託し慎重審議をいただいておりますので、その審査の結果並びに経過を出原委員長から御報告願います。

(予算審査特別委員長登壇)

- 予算審査特別委員長(出原平男君)

(予算審査特別委員長報告は別冊)

予算審査特別委員会委員長報告

昭和62年3月25日

委員長 出原平男

去る3月5日の本会議におきまして、昭和62年度和泉市一般会計予算国民健康保険事業特別会計予算、老人保健事業特別会計予算・公共用地先行取得事業特別会計予算・公共下水道事業特別会計予算・水道事業会計予算・病院事業会計予算、並びに関連議案7件についての審査を予算審査特別委員会に付託されました。慎重審査いたしました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ、ご報告いたします。

去る3月12日から委員会を開催し、審査の進め方については、一般会計から特別会計・企業会計の順とし予算に関連する議案は、関係する予算と並行して行い、内容の説明は、提案の際に終っていることから、直ちに審査に入りました。尚、報告の内容については重点的、かつ、要点のみにとどめますのでよろしくご了承賜りたいと存じます。

先ず、一般会計歳出から議会費と総務費を一括して審査に入りました。議会費関係で議員報酬が議員26名で予算化されている。一方、総務費で議員の補欠選挙費が計上されている理由についての質問に対し、財政課の作業の関係上、議会費がトップであり、時間的にこのような処置をせざるをえない状況であったとの答弁があった。

また、議会図書費について61年度の図書購入費及び購入の方法についての質問があり、それに対して、61年度は5万6,840円であり、今まで議会図書の購入については、事務局の判断で議会運営等に参考になるような図書を購入してきたが、事務局としても苦慮しているところであり、今後は図書室の充実管理運営あるいは図書費を含めて正副議長とも相談し対処してまいりたいとの答弁がありました。

次に、秘書費の交際費について市交際費が増額されているのと、市長交際費についてどのように支出しているのかとの質問に対し、交際費の増額については、前年度まで企画費の施策推進費の渉外費として計上していたが交際費の意義から考えまして秘書費で計上するのが適当であるとの考えから交際費へ組み替えたとの答弁がありました。また、市長交際費については主に慶弔費関係の支出であり、その他必要な経費については市長個人が支出をしているとの答弁がありました。

次に、特別旅費を計上しているが、その後、南通市よりどのような返事が来ているのか、また、訪日されればどのように対応するか、との問いに対し、昨年南通市を訪問した際、並びに新年の挨拶状をかねてご招待を申し上げたところ、南通市長さんより返信があり、現在上半期の日程がまだ調整中であり、2度にわたり貴市より代表团が訪問されたことにより、両市の間に相互理解

が深まり、両市民間の友好の発展が促進されました。一度は和泉市を訪問したい旨の連絡があり、したがって日程調整の結果、ご返事がいただけるものと考えている。また、訪日されれば歓迎レセプションを始め、国際親善上遺憾のないよう対応し、尚、また経費については現行予算の中で賄ってまいり後程補正をいたしてまいりたい旨の答弁がありました。

次に、行政委員の報酬改定について、引き上げされた行政委員会名及び引上率とその基準について質問があり、これについては当該条例の別表のうち附属機関の委員以外の委員の報酬について改定するものであり、また改定率については去る60年3月に改定した特別職報酬の平均改定率が13%であり、今回改定に際しては、これを基準として18%にしたとの答弁がありました。さらに各委員会の実情にかんがみ改定率を一律ではなく個々に設定すべきではないかとの意見があり委員会は、それぞれ性格の異なるものであり個々に改定率を設定することは困難であるとの答弁がありました。

次に、非常勤嘱託員の人数及びその内同和関連の人数と一人当りの報酬額について質問があり、一般会計支弁の人数は47人、同和対策総務費計上分は13人で一人当りの報酬額は16万5,000円であるとの答弁がありました。これに対し、同和対策総務費計上の報酬額について1ヶ月16万5,000円をこえて支出しているのではないかと質問があり、これについては、一般職員の期末・勤勉手当に類するものとして支給しているとの答弁がありました。

尚、非常勤嘱託員の業務の把握を明確にしていくよう指摘がありました。

次に、コスモポリス関係で第三セクター方式とはどういうことかの質問があり、公共と民間がそれぞれ長所を生かし、事業を迅速確実に進めていく方式であり和泉市の役割は、地元説明並びに開発同意の取り付けを行うことであるとの答弁がありました。

また、土地信託方式とはどういうことかの質問に対し、土地信託制度は公共用地の遊休地活用を対象にしたものであり、コスモ構想では地主の開発に同意するけれども農業所得に替わる新たな所得を得たいという要望の中で一つの方法として土地信託方式を考えているもので、今後地元に入る中で具体的に検討していきたいとの答弁がありました。

次に、地元説明についての質問に対して関西国際空港の設置と主要幹線道路の整備や基盤整備が進む中で企業立地の条件が飛躍的に向上すると考えるものであり、なんとしても和泉市は当事業を成功させたいと考えており、当事業が成功した場合4つのメリットであるコスモの周辺地域と調和のとれた環境整備、2つ目は地場産業の活性化、3つ目は雇用の拡大、4つ目としては財政基盤の強化等を訴え、4月以降地元に入って地元住民の方々、地権者の方々のご理解協力同意を取りつけてまいりたいと考えているとの答弁がありました。

また、第三セクターの資本金と出資比率及び事務所の質問に対して62年度1億円、63年度

2億円の計3億円で和泉市と大阪府の出資比率はそれぞれ15%となっている。また、事務所は府内だと考えているとの答弁がありました。

次に、民活事業で採算性が重要である。事業実施可能な率及び不可能の場合撤退もありうるのかとの質問に対して、実施可能な採算ラインは70%位の開発可能な用地集約をすることだと考えており、民間活力を活用した事業で採算性についてシビアに対応しなければならないと思っている。地元の方々の協力が得られない場合や採算性がとれない場合は断念することも考えられますが、しかし、極力こういうことのないよう地元の方々、地権者の方々に理解と協力を求めたいと考えているとの答弁がありました。

また、企業誘致のメドをつけた上で第三セクターに入るべきだ。そして、企業誘致や分譲価格の状況についての質問に対してはご指摘のとおりであるが企業からの問い合わせや誘致企業の意識調査を行っているところである。また、研究機関の設置等についても大阪府に要望しているところである。何分にも土地集約ができていない状況では確定することができないのが実情である。また分譲価格については参考までに府・中小企業団地開発協会が忠岡町で60年7月分譲した価格は坪当たり33万7,000円と聞いているとの答弁がありました。

次に、コスモポリス推進機構の運営内容の質問に対して基本計画の作成、事業化検討、事業手法主体の専門部会を構成メンバーが各々担当し、これを集約する合同ワーキングを随時開催しており、最終的には議決機関である幹事会で決定することになっているとの答弁がありました。

また、推進機構のメンバーをみるとこの事業で利益を受ける団体が多いが、N・T・Tのドラム開発など、これからの産業を考えると先端技術産業の誘致が大切である。構成メンバーにN・T・Tなどの企業の意見を反映できるようにすべきであるとの提言がありました。

次に、泉北広域行政推進協議会の会長市はどこかまた61年度に会議を何回開催したのか、それから、その会議の内容は議会に報告しているのかの質問に対して、会長は泉大津市長であり、事務局は泉大津市企画課である。また61年度中協議会の開催回数は2回であり、幹事会及び事務担当者会議は数多く開いている。会議の内容につきましては議会に報告していないが昨年度の泉北地域広域行政圏審議会の席上、協議会の取り組み状況と経過報告等を行ったとの答弁がありました。

次に、62年度予算は総合計画に対する実施計画を基に編成されたと市政方針にあるが、そうであるならば予算書と同時に実施計画書も議会へ提出すべきではないかとの質問に対し、62年度当初予算については実施計画を基本に編成しており、実施計画の策定にあたって総合計画の6つの柱にそとまとめを行うについては時間的な余裕がなかったために、ラ列的にランク付を行ったものである。したがって、現在、体系的な実施計画のまとめを鋭意取り組んでおり、まもな

く議会に対し提示できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、防災計画書の策定内容についての質問に対し、この計画書については、昭和57年度に和泉市地域防災計画書として作成したところであり、その後の情勢の変化に伴い現状に促した形に見直しを考えている。具体的には、資器材等の整備計画また雨量観測所の追加、急傾斜地の崩壊危険区域の追加及び防災対策本部の機構の変更等である。との答弁がありました。専門委員の加入備品等の整備も含めて対応するようとの要望がありました。

次に、総合健康運動センター基本計画作成委託料の内容についての質問に対して第2次総合計画に位置付けられておるスポーツレクリエーションエリアを具体化するため59年度からプランづくり60年度と61年度は基本構想づくりに取り組んできたところであり、60年度と62年度の調査の主な内容をそれぞれ説明がありました。今後これらの内容を基に綿密な検討を行って基本計画を策定してまいりたいとの答弁がありました。

また、総合健康運動センター構想と今うわさされているゴルフ場づくりと関連あるのかまた今国会に提出を予定されている。リゾート地域整備促進法案にそった構想になっているのか、日本全国で、この法案に基づく指定申請が45ヶ所から提出されている。この法案の趣旨にそった民活利用で大規模リゾートを整備すべきであるがその考え方についての質問に対し、ゴルフ場建設については総合健康運動センター構想の一環としてとらえており、市としてもなんとか誘致したいと考えている。また、リゾート地域整備促進法案については計画の策定時に検討を加え出来るものなら本法案にそった計画を策定していきたいとの答弁がありました。

次に、一般会計全体の需用費の額及び予算に占める割合、円高差益による電気料金、ガス料金等の減額はどうかとの質問があり、需用費は60年度決算では23億7,497万9,000円7.8%に比し、62年度予算は20億5,638万3,000円6.6%となっている円高差益分としては60年度決算との比較で62年度予算は2,569万円の減となっている。また、消耗品費は3億947万7,000円の減で、その要因は国民年金法の改正によるものであるとの答弁がありました。

次に、車輛管理費の自動車借上料に関してその内容及び利用状況等について質問があり337万5,000円は全庁的なタクシーの借上料であり、うち新大阪タクシー分は52万5,000円で残りは相互タクシーである。また、すべてチケット制で総務課で一括取扱いをしており効率的に利用しているとの答弁がありました。

次に、防犯協議会活動委託料についての質問に対して犯罪の予防並びに青少年の保護育成など防犯活動の推進に努めている防犯協議会に対しその活動の一層の発展を図るために支払っている活動委託料であるとの答弁がありました。

次に、交通安全対策費に関連して阪和線3駅の乗者人数と北信太駅前道路の車輛の時間規制の経過、バス運営協議会の内容と総合計画の3ヶ年実施計画でのバス運行計画の有無、交通安全活動委託料について質問があり、北信太駅前時間規制については当時の阪和線利用者など急激な通行者の増加による安全対策として実施されたもので地元町会の要望が主な要因でなかったこと、バス運行について3ヶ年計画に入っていないこと。委託料の内容について、それぞれ答弁があり、関連して国鉄民営化後の新会社との間で協議機関等必要でないかとの意見がありました。

また、本市の道路事情の中で安全確立の立場から危険交叉点の解消のため早急な具体的調査が必要であると思うがとの質問に対し、プロジェクトチームをつくって調査等を行っていくとの答弁がありました。

次に、62年度一般会計予算にしめる同和対策建設事業費について質問があり約34億1,000万円で63年度以降の見積額は123億1,200万円であるとの答弁がありました。

次に、和泉市同和事業促進和泉地区協議会及び和泉市同和対策事業促進協議会の構成・運営等の質問に対しそれぞれ答弁がありました。

次に、同和更正資金貸付金の滞納額と最近の貸付件数及び金額等についての質問に対し、滞納額は2,037万5,283円であり、貸付件数及び金額は59年度11件315万円、60年度は4件120万円、61年度は1月末現在5件150万円である。また、指導員は森明治であり、今後指導員を充分指導しながら滞納をへらして行くよう努力する。また、業務内容も充分検討し報告するよう指導するとの答弁がありました。

次に、解放総合センターの使用について、新法の関係で全解連の使用を今後どうしているのかとの質問に対し、新法施行の問題にかかわらず解放総合センターの一般的利用については、すでに利用を認めてきたところであり全解連の利用については、地元運動団体間同志の問題として継続して話し合いことで昨年6月9日にその第1回目の話し合いが行なわれ、更に10月27日にその第2回目話し合われたわけである。現時点ではお互いに問題を起こさないようにしようと云う中で全解連の方には当分の間、コミュニティセンターを利用していただくことになった今後も引続き話し合いを持っていくことが約束されており早期解決に向けて調整し努力してまいりたいとの答弁がありました。

次に、民生費についての審査に入り、まず和泉地区保護司会及び社会福祉協議会の行事等の取組に対する市の指導についてと、ねたきり老人の入浴サービス事業の利用状況とP.Rについての質問があり、保護司会、社会福祉協議会ともそれぞれ役員会で方針を決めているもので、市としてその活動に介入できないが、市も補助しているので今後十分協議し、事務局に対し、指導を強めて行くことと、入浴サービスについては61年度は入浴者2名、延べ5名実施回数は3日間であ

り、PRについては、市広報、老人クラブ等に行なっているとの答弁がありました。

次に、老人集会所建設に対する今後の方針と、総合福祉会館の管理運営についての質問があり老人集会所については、1校区、1老人集会所を原則とし、現在15ヶ所建設しているが、62年度も建設を予定している。

あと2ヶ所で、市立老人集会所が各校区に完備され、これ以後は各单位、老人クラブより要望があり地元で、建設する場合、府と市で一定の補助をする等検討して行きたいと、又、総合福祉会館の管理運営は、現在検討中であり、6月議会に条例等を提案して行きたいとの答弁がありました。

次に、身体障害者の各給付金をアップしているか又、近隣都市との比較についての質問があり、給付金は、61年度と同額であると又、近隣特に阪南各市と比較した場合、決して高くはない。給付金については、いろいろ議論のあるところであり、ここ数年前は給付金を上げることが、福祉の充実であるとの考えで各市で上げて来たが最近ではアップについて、検討期に入っているのが事実であり、本市においても総合的に検討したいとの答弁がありました。

次に、保育所関係について、昭和62年度の保育所の入園状況と昭和61年度の国の基準に対する市保育料のしめる割合についての質問があり、入園状況については、申請者数2,148名で、待機者数は6名入所率は99.8パーセントとなっていると、又保育料については、国基準の約78パーセントとなっているとの答弁がありました。

次に、同和保育所の定数と入所児童数ならびに同和保育料適用者数についての質問があり、定数510名に対し、入所児童数は368名、同和保育料適用者は61年度数値で235名で64パーセント、非適用者135名で36パーセントとの答弁がありました。

その他、民生、福祉に対して要望意見が出され民生費についての審査を終りました。

次に、衛生費から商工費までを一括して審査に入り、まず横山病院の補助金増額するについてのどのように検討してきたか、又、行政指導はどこまでできるのかとの質問に対し、昭和56年市に経営の移管についての陳情書が提出され種々協議を重ねる経過において市の財政的な実情から到底移管ということについては非常に至難であるということは理解ができるということで補助金の増額が再度提出され、最終的に700万円の増額合意をみたものである。また、行政指導については限界というものがございしますが、補助金の使途につきましては事業報告・業務報告等を原課において充分チェックをしておりますとの答弁がありました。

次に保健事業費が61年度に比べかなり増額されているが増額の内容についての質問に対し、保健事業費の増額につきましては各検診の受診者増と新規事業の子宮体ガン・乳ガン検診実施にともなりものであるとの答弁がありました。

次に老人保健事業の各検診の府・市の受診率はどうか。また、和泉診療所の患者数は地区内・地区外の数値はどのようになっておるのか。更に増設工事内容はどのようなものかとの質問に対し、保健事業の府・市の受診率につきましては、60年度一般健康診査については、市8%、府13.6%、子宮ガン検診は市は16.8%、府は13.5%、胃ガン検診は市5.5%、府は5.8%であり、又、和泉診療所の患者数60年度6万2,255人で地区内3万5,215人57%、地区外2万7,040人、43%である。又、増設工事内容については現在身体障害者解放会館の一室を借用して実施しております。機能回復訓練室を増設するものであるとの答弁がありました。

次に、環境衛生費の泉北環境整備施設組合分担金の算出方法について質問があり、これに対し、均等割が二分の一人口割が二分の一の割合で算出しているとの答弁がありました。

次に、大阪府魚腸骨処理対策協議会への負担金について、どのような性格なもので、なぜ支出しなければならないのかとの質問に対し、処理業者が近年の経済状況の中で操業継続が困難に至った等の経過報告及び負担金の支出割合、現処理形態を継続していくことの経済的メリット等の説明があり、府下各市町村に歩調を合わせて支払っていくとの答弁がありました。また、環境美化キャンペーン期間中の市内一斉清掃デー実施について年2回の実施はできないものかとの質問に対し、町会、婦人会等各団体の協力を得ないで市単独で実施していくのは困難であるので、これらの団体との協議を行いその上で実施を検討していきたいとの答弁がありました。

次に、ゴミの分別収集を向上させていく体制について質問があり、今後ともパンフレット広報でPRに努めていくとともに昭和62年度においてはモデル収集地区を設け、効果的な分別方法を検討して参りたいとの答弁がありました。

次に松尾山処分場の進捗状況についての質問に対し、今後所管委員会に状況報告を必要の都度行っていくとの答弁がありました。

次に不燃性廃棄物収集業務について30日1回に短縮したことにより業務内容や体制に変化があったのかとの質問に対し、現行の処理体制の状況及び委託を前提と考えており、業務処理に必要な職員の補充については臨時職員で行っていること並びに委託については、市職労と協議を行い、労使合意を原則として進めていくとの答弁がありました。

次に農林水産費で水路・農道の工事請負費の内容について質問があり、工事名・施行場所などの説明がありました。又、(仮称)水田農業確立対策事業の対応はどうかとの質問に対し、昭和62年度から実施される(仮称)水田農業確立対策事業の概要説明並びに本市の目標面積達成を目指す取り組み状況などの答弁がありました。

次に商工費で自動車技能習得委託料の内容についての質問があり、同和対策の一環として地域の不安定就労者を安定就労に導くことを目的に大阪府の技能習得助成金交付要綱及び本市の同趣

旨による要綱に基づき自動車の運転技能習得者の所要費用を自動車教習所に対し、委託料とし支払うもので昭和62年度に於いては、大型車で10名、普通車で35名の委託を予定しているとの答弁がありました。

次に円高不況による本市産業の現状と失業の状況及び消費の減少についての質問に対し、本市地場産業の中核である綿・スフ業界に於いては従来からの構造的な不況に加え、今回の円高により採算が合わなくなり、通産省の登録織機共同廃棄事業とのからみもあり、事業所数639軒のうち169軒(26.4%)が廃業又は休業している。また、失業については昭和61年12月末現在925名の市民が雇用保険を受給しており、これは前年同期に比較して153名(19.8%)の増加であり、これらを含めた失業者は約1,500名と推計している。

また、消費の落ち込みについては5%程度と聞いているとの答弁がありました。

次に中小企業経営指導育成費のうち、新規産業開拓負担金と産地中小企業振興対策等補助金の趣旨及び交付先についての質問に対し、新規産業開拓負担金については、同和対策の一環として大阪府人造真珠事業協同組合が行なう海外市場開拓調査団の派遣に対し、国・府と共に市としても費用の一部を補助するものであるとの答弁がありました。

次に、土木費と消防費を一括して審査に入り、まず、黒鳥観音寺線・東側2号線の用地買収状況と伯太放光池丸笠線の工事概要についての質問に対し、黒鳥観音寺線は昭和61年見込みで45%、東側2号線は38%で伯太放光池丸笠線については、小栗街道から岸南線まで延長200m幅員11mで整備します。尚、黒観線の完了は、昭和65年完了を目標に努力していますとの答弁がありました。

次に、黒観線が整備されると、その交通量に対し自衛隊周辺の整備と泉大津阪本線の延伸計画についての質問に対し、伯太桑原線の黒鳥小学校前の交差点から自衛隊前までの区間を昭和62年度より歩道整備し、又、泉大津阪本線の延伸は補助事業の関係上、東側2号線が完了した時点で検討したいとの答弁がありました。

又、地区内1号線下りを第2阪和国道に延伸してほしいとの地元要望が出ているかどうかとの質問に対し、第2阪和に延伸するには、池上郵便局前から拡幅整備する必要があり現在調査検討を進めているとの答弁がありました。

次に、池上下宮線、岸和田南海線の事業進捗についての質問に、池上下宮線の事業進捗については、用地買収は62年1月末現在約41%であり、事業の見通しは、阪和線から岸南線間約810mにつきましては、昭和62年度より事業化に向けて、現在、国と府が協議中ですが、62年度に事業認可を受け、事業着手の見込みであるとの答弁がありました。

また、岸和田南海線の事業進捗については、買収状況は62年1月末現在、約40%であり、

和泉市内の事業については、中央線からすいせん保育園前間の供用開始を62年4月2日目標に現在鋭意施工中であるとの答弁がありました。

次に、住宅費で建替等基本構想策定委託料についての質問に対し、昭和62年度に於いて市営住宅、老朽化対策、住環境水準向上を旨とした市営住宅全体構想及モデルプランの策定、又、建替団地を選定し、具体的条件を整理検討の上、建替基本計画を策定したい。建替時期については基本構想及建替基本計画に基づき国の第6期5ヶ年計画に組込んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、改良住宅整備関係では62年度分の物件補償で何戸分を予定しており来年度以降の買収予定残戸数は何戸になるか、また、改良住宅の建設について事業開始以降今日まで地区内の人口が減少している現状にてらして当初計画の1,642戸建設を見直す考えはないのか、との質問に対し、補償対象戸数は145戸で残戸数は638戸であり、また、改良住宅の建設については現状における買収予定戸数が722戸ある関係上1,642戸の建設計画はこのまま、おし進めていく考えであるとの答弁がありました。

次に、都市計画費に関連して、地区再生基本計画の作成は、和泉府中駅前の再開発事業であって関西国際空港の関連事業として策定するものかとの質問に対して、昭和48年和泉府中駅東地区の再開発基本計画を策定したが、その後の市の財政事情、地元権利者の熱度の不足などにより事業化がはかれず現在に至っている。国においては全国的な傾向として事業化の促進がはかれないうことから再開発事業に対する補助採択基準の緩和と新規施策の導入などが打ち出された。このことにより本市都心の良好な町づくりの推進を図ることは肝要であり、又、関西国際空港建設に伴う地域整備計画との関連により調査を実施するとの答弁がありました。

次に、和泉市公園緑化協会の設定について協会設立のメリットは何か。又協会の公益的収益事業とは何かとの質問に対して現在、財団法人和泉市公園緑化協会の設立について大阪府と事前協議中であり、昭和62年度予算成立後の4月上旬正式な許可申請を行い6月頃設立する計画で協議を進めている。協会は広く市民の参加と協力を求め都市の緑化の推進と公園緑地の愛護精神の普及並びに公園緑地の維持管理などについて民間的発想のもとに事業を実施する計画である。又、公益的収益事業については緑化樹の廉価販売や将来黒鳥山公園など総合公園の整備が完了した時点で駐車場を整備して、駐車場の有料化をはかり公園利用者へ公園の維持管理費の一部を負担願うなど公益的事業を計画している。又、協会の設立予定は年度途中であり当初予算の計上は、従来通りの内容であるが設立時点で和泉市より協会に委託する事業に係る経費を委託料として組み替えを行う方針であるとの答弁であったが協会運営については公共性を貫いてほしいとの意見がありました。

次に、和泉中央丘陵開発事業に関連して第2次施行計画の内容についての質問に対して第1次施行計画は昨年、建設大臣に届出を行い認可されたが第2次分については現在住宅都市整備公団に於て作業を進めている。現在までの協議の中では、昨年新住宅市街地開発法が一部改正されたことによって特に本市の西部地区、近畿自動車道インターチェンジ周辺については、特定業務施設用地として変更を行ない複合的な市街地形成を図る計画であるが法律の主旨から健全な住宅市街地の開発を目的としており事業地の2割程度が限度とされております。変更に際しては、現在の用途地域を準工業地域にする必要がありますので今後素案が出来た時点で本市と協議を行い用途地域の変更について都市計画審議会の議を得る予定であるとの答弁がありました。

次に教育費の審査に入り、まず小・中学校の管理職の登用に際して小学校経験者を中学校に配置したり、中学校経験者を小学校に配置したりしているが、このことは、学校経営にあたって支障をきたし、また、教育上起ってくる問題の原因になっているのではないかの質問があり、学校管理職は学校経営の手腕能力によって登用するもので事務的には可能であります、今後はご意見を配慮し、慎重を期したいとの答弁がありました。

次に南池田幼稚園問題で色々論議があったが現在、入園申し込みが状況はどうかとの質問があり、2月20日現在では申し込み者が10名ですが、その他に1名電話で問い合わせがあり、ほぼ11名で出発できるものと考えているとの答弁がありました。

次に、教育指導費で少年補導協助人員報酬と中学校進路対策助成金の内容について質問があり、少年補導協助人員報酬について、中学校が中核となっている非行化のおそれのある集団に対して民間有志者がボランティア精神に基づいて、補導活動を行なっているもので、知事及び警察本部長の連名により委嘱され、本市では現在4名が委嘱され、毎月1回定例会が開かれている。市として、この活動を援助するために新たに措置したとの答弁がありました。

また、中学校進路対策助成金については各学校において、生徒の進路については、保護者と相談しながら慎重に対応し、指導しているところであるが高校進学については事前指導として高校訪問を行うのが現状であり、これに要する経費を助成するとの答弁がありました。

次に、初任者研修についてどうなっているのか、本市に於ては、どうかとの質問があり、先般、府教委より説明があり、府教委の主体において初任者研修を行なう予定であり、具体的には昭和64年度実施をめざして62・63年度は試行期間とするもので、市教委としては、この制度を府教委が実施を決めてくるのであれば本市でも実施するとの答弁がありました。

次に、小学校費及び中学校費における養護学級用備品と養護学級整備事業備品の違いとその内容について、また、教育方法開発特別設備事業の制度及び活用について質問があり養護学級用備品については、市単独経費による既設養護学級分の教材備品充実の為のものであり、一方養護学

級整備事業は国の補助を受けて言語障害、肢体不自由並びに病弱虚弱児対象の教材備品で光明台南小学校と信太中学校それぞれVTR設備一式の備品購入費であるとの答弁がありました。

また、教育方法開発特別設備事業備品購入費については、学校教育設備整備費等補助金制度の一環で昭和60年に5年間の時限立法で制度化されたものであり、公立の小・中学校等に於て、新たに教育用に活用されつつある機器等を使用して教育方法の開発研究を実施する上で必要な設備を整備する為に要する経費の一部を補助されるもので、この制度により市内各中学校に1台コンピューターを設置しようとするもので、今日までの取組みと設置後の活用については、昭和61・62年の2年にわたり、先生を対象に指導者養成の為にコンピューター講座を開催し、各学校に5名程度のコンピューター操作の出来る先生を確保するに至った。

62年度、コンピューター導入後は各中学校においてこれら先生を中心に活用の為に研修会を持ちコンピューター取り扱いについて全ての教員に広めると共に、教材用ソフト作成の研究を行う。

また、教育研究所にあっては、各学校からの教員を研究員とし、今年度「コンピューターソフト開発研究部」を設置し、協同研究により学校現場にあった教材用ソフトの研究開発を行い各学校での研修・利用が進むよう援助するとの答弁がありました。

また、府下学校におけるこの制度によるコンピューター導入状況について、昭和61年度で小学校は三市15校、中学校は5市10校であり、62年度予定は本市を含め7市で導入計画があるとの答弁がありました。

次に、社会教育費について、市民プールの便所改修費が計上されているが、現在の市民プールは十分に市民の要望にこたえていない。根本的に見直しの時期がきていると思うがプール新設の計画はないのかとの質問に対して市民プールは開設以来20年経過しているが全面建替えの補助制度に該当しないので今回は一部改修とし、一定の時期をみて、全面的な建替えを検討して参りたいとの答弁がありました。

このほか、学校体育施設の開放について、神戸市の高倉小学校は地域と一体になり市民の力を合せた開放を実施している。ここまてくるには関係者が長い間努力されたよう聞いているが和泉市も地元や父兄の合意を得ながら、又青少年非行防止の面からも今後積極的に進めてもらいたいとの要望がありました。

このほか、勤労青少年ホームの運営委員会について、所管が教育委員会に移管されたことでもあり、この際運営委員会そのものを実態に沿ったものに、又、事業内容等中身についても改善検討すべきではないかとの意見がありました。

次に、公債費から予備費までを一括して審査に入り、まず、同和関連額及び公債比率と全国的

な状況並びに市税にしろる割合について質問があり、同和関連額は20億2,715万2,000円であり地方債許可制限比率は16.1%となり全国的には類似団体の60年度で公債比率14.6%である。また市税にしろる割合は35.5%であるとの答弁がありました。

次に、諸支出金について減の要因の質問に対し一部事務組合の普通交付税基準財政需要額を本市で算入し配分してきたが、原則として各市で算定することになったためであるとの答弁があり歳出及び関連議案を終りました。

引続いて歳入予算の審査に入りました。

まず、補助金カットの額並びに地方交付税の減の要因は歳出の諸支出金の減と関係があるのかとの質問があり一般会計4億2,755万5,000円の影響があり内経常経費が3億9,281万4,000円、投資的経費は3,474万1,000円となる。地方交付税の減の要因はそのとおりであるとの答弁がありました。

次に、起債の残高の額と内同和関連額、市民1人当りの額と府下の状況、今後の起債の動向並びに円高差益の61年度見込みについて質問があり、起債の残高は318億8,337万7,000円でその内181億9,834万1,000円、57.1%は同和関連である。

また、市民1人当り地方債現在額は22万7,219円となり府下平均は16万3,832円であるとの答弁がありました。

さらに、起債の動向については、起債は投資的経費の財源として市の財産形成をするところから増加していくものであり、国及び市の施策によって左右されることもある。財政運営上の指標は標準財政規模にしろる割合に留意し適債事業の選択を行っているもので2.0%をこえると一定の制限がある。現在16.1%と起債制限比率は低下の状況にあり、今後も公債比率を念頭におき財政運営を行っていく。また、円高差益の61年度見こみについては1,800万円プラス・アルファと見こんでおり、不要額が生じた場合の流用は、市民に還元すべく厳正に対応していくとの答弁がありました。

次に、市税について同和減免、納税組合、売上税による歳出増、62年度市税予算の増額についての質問に対し、同和減免世帯数は665件、減免額5,452万8,920円である。また、納税組合については組合数82、市税取扱割合は取扱税目の34.14%、また売上税については現段階では見積りがたいとの当弁がありました。

次に、市税予算は61年度当初にくらべ8.1%現計予算にくらべ5.25%の伸びで最近の不況と開発等による人口増等を考慮して現行税制で見積った等の答弁がありました。

なお、以上のほか歳入・歳出にわたり数十点の質疑があり、また、要望・意見等もあり一般会計予算と関連議案7件についての審査を終りました。

お諮りいたしましたところ反対意見があり、採決の結果賛成多数により議案第1号並びに関連議案第8号から第14号まではいずれも原案通り可決されました。

引続きまして国民健康保険事業特別会計予算の審査に入りました。

まず、退職被保険者の医療費の伸びと加入割合について質問があり、被保険者の数が406人増える見込みであり1人当たり医療費も1.67%伸びているため、また加入割合は7.7%であるとの答弁がありました。

次に、老人保健拠出金について加入者按分率の変更に伴う負担軽減の質問に対し、負担軽減は、国庫負担金を除き1億4,300万円であるとの答弁がありました。また、定率の国庫負担金が引き下げられた影響額についての質問に対し、実質影響額は、59年度1億5,900万円、60年度1億9,100万円、61年度は4億5,300万円、62年度3億8,200万円であるとの答弁がありました。

次に、同和減免の額と件数についての質問に対し61年度見込みで5,160万円、690件であるとの答弁がありました。次に被保険者証の未交付枚数滞納者の推移について、また悪質滞納者への対応策について質問があり未交付枚数は160世帯であり3月中には送付いたしたい。滞納者数はほぼ横ばいないし微増である。

また、悪質滞納者については法改正後間もないことであり今後国・府の指導を受けて慎重に対応していきたいとの答弁がありました。

なお、以上のほか数点の質問があり、国民健康保険事業特別会計予算の審査を終りました。お諮りいたしましたところ反対意見があり採決の結果賛成多数により議案第2号は原案どおり可決いたしました。

次に、老人保険事業特別会計予算の審査に入りました。まず、61年度の対象者数及び62年度の対象者見込数について質問があり、61年度7,091人、62年度7,470人であるとの答弁がありました。

次に、61年度と62年度との医療費の額については、ほぼ同額のようにであるがその内容についての質問に対し61年度においては3月から9月までの診療分実績を基礎に61年度49億478万3,000円を見込み医療費の伸びと対象者数の自然増も加味し積算したとの答弁があり審査を終りました。お諮りいたしましたところ反対意見があり採決の結果賛成多数により議案第3号は原案どおり可決しました。

次に、公共用地取得事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算については別に質疑なく、それぞれ、お諮りいたしましたところ全員異議なく議案第4号並びに第5号は原案どおり可決いたしました。

次に、水道事業会計予算について、審議に入り、まず、福祉料金の導入については、次期料金改定時において実施することであるが、企業会計の見地から実施するとすれば、どのように考えているか、また、これと関連して円高差益の還元分を充当できないかとの質問に対して、福祉料金は、料金水準が高い現状に対して、少量使用者、殊に独居老人、母子世帯等社会的弱者といわれる層を対象に一定の緩和措置を考えており、当面、一般会計繰入れは至難な状況にある中で、今後協議しながら企業会計の範囲内で措置できるよう配慮していきたいとの答弁がありました。

これに対し、顕案の福祉料金導入に際しては、円高差益還元額等を源資とするなど、料金値上げとは別途分離してこれをすすめるよう要望意見がありました。

次に、池上の旧浄水場跡地の用地処分経過ならびに資料館建設計画等はどうかとの問いに対しては、用地買収は、昭和61年8月28日づけで大阪府教育委員会との間で売買契約は完了しており、埋蔵文化財を収蔵する施設建設計画については、今後市教委において早期実現に向け、併せて用地の管理についても、府教委に強く要望していく旨説明がありました。

次に、池上遺跡の資料館建設経過と管理について質問があり、池上首根遺跡用地の買上げ事業は、昭和61年予定で約5.19%と進み、将来史跡公園になることを前提として、府教育委員会・泉大津市教育委員会・本市教育委員会並びに学識経験者、地域・文化財保護団体等により「遺跡環境保全整備計画協議会」が設置され、種々協議を行っており、これから発掘された、土器・石器・木器などが多量に出土している中で、収蔵庫展示場施設については、府が建設することになっており、教育委員会といたしましても早い時期に建設されるよう強く要望しているところで府教育委員会では、本年度予算で調査費が計上されており、事業の進展に伴い計画が明らかになって来ると思われますので、その段階で報告して参りたい旨の答弁がありました。

その他、消防用水の負担関係についての質疑があったほか、市街地における渇水時の水圧低下に対する消化対策についての要望があり、以上をもって審査を終りました。

お諮りしましたところ全員異議なく本議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、病院事業会計予算について審議に入り、まず、給与費等各費用の医業収益比率はどうか、又、昭和62年度においてどのような医療機器の購入を予定しているのかとの質問があり医業収益比率は、給与費で57.23%、材料費で33.84%、経費で8.01%となっている。又、昭和62年度において眼科用のクリプトンレーザー患者監視用装置等の医療機器の購入を予定しているとの答弁がありました。

又、駐車場の確保について現在どのような対策を講じているのか、現在開設している医療相談はどのような実績をあげているのかとの質問があり駐車場については、周辺地主に協力をお願いして

いるが、用途地域や税の問題でその確保が非常に難しい。

医療相談室については、現在非常勤嘱託員で対応、月12～3件の相談がある。今後も市民サービスに向け努力いたしたいとの答弁がありました。

この他、病院の経営努力等の要望があり、質議を終りました。

お諮りしましたところ全員異議なく本議案第7号は原案どおり可決いたしました。

以上が当予算審査特別委員会に付託されました議案第1号昭和62年度和泉市一般会計予算ほか13件の審査の経過並びに結果の概要であります。何とぞ速やかに本予算を可決せられんことをお願い申し上げまして私の報告を終ります。

- 議長（赤阪和見君） ただいま委員長から詳細な報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。まず、反対の討論からお願いいたします。

- 17番（西村慎太郎君） 私は、日本共産党議員団を代表いたしまして、昭和62年度当初予算に対し反対の意見を述べます。

まず、売上税導入、マル優廃止が、地方自治体と市民の営業に大きな影響をもたらすことは、いまや反対運動の大きな高まりの中で明白となってきております。62年度予算編成の最大の焦点の1つとなっているとも言えるこの時期に、市長の市政方針が、地方財政に与える影響が少なからぬものがあるとしながらも、注意深く見守っていきたい所存にとどまっている政治姿勢は、真に和泉市の暮らしと営業を守る自治体の長としての立場を貫くものといえないと言わざるを得ません。

第2に、3期12年の池田市政は、赤字を解消したとはいえ、市民を犠牲にした公共料金値上げなど市民負担をふやし、不公正、乱脈な同和行政を温存、拡大させ、住民合意と民主主義の理念に基づく真の部落解放とは縁遠いものであります。また、民間活力に期待を寄せ、21世紀に向けてバラ色の夢をばらまく財界、大企業本位の町づくりの基盤をつくる市政であったとも言えるものがあります。

さて、62年度当初予算についてであります。第1に、一般会計についてであります。61年度対比マイナス1.6%となっておりますが、借換債を考慮すれば実質4.9%の伸び率となりますが、この内容は、主に緑化協会発足のための基金3億円と、見直しをしない同和関連予算であり、市民福祉向上の予算となっていないものであります。

第2に、当初予算編成の基本にした第2次和泉市総合計画にかかわる実施計画の策定であります。コスモポリス構想、総合スポーツレクリエーション計画、都市計画街路の見直し、府中駅前再開発計画の樹立など、いずれも政府・自民党が財界や大企業のために規制の緩和と法改正を行い、だぶつく市中金融資本を自治体に巻き込んで行おうとする町づくり計画であり、全く住民不在の町づくり実施計画と言わざるを得ません。このことは、この実施計画が議会にも示されていないことにも現れています。真の町づくりは、住民の要求に基づく足元からの町づくりに目を向け、住民参加を基本に民主主義発展の立場を明確にし、市民の役割を位置づけることであります。

また、予算審議の中で中央丘陵整備事業について、計画面積の2割が企業誘致されることがはっきりしたわけですが、これまで良好な住宅地づくりとして大宣伝してきたことを考えると、この事業の根本的な方向転換、質的転換を示すものであります。何ら議会の審議を経ず一方的に決定したことは、問題があると考えます。

さらに本市の持つ特徴といたしまして、自衛隊基地の存在は、忘れてはならない点であります。市長は、共存共栄を基本姿勢としていますが、現下の情勢は国や自治体に関係なく、自衛隊とアメリカ軍の合同演習が行われていることを考えるとき、基地撤去の立場を明らかにすることが求められていると思えます。

第3に、同和行政についてであります。新法となる現在、昨年12月の地対協の意見具申の指摘や議会と市民の声を無視し、見直しを行わず、相変わらずの解同べったりの予算編成となっております。たとえば関連議案の条例改正では、非常勤嘱託員の中でも同和関連についてのみ特別優遇し、夏冬のボーナスに相当する手当を条例を無視して支給するなど、地方自治法を踏みにじる解同優遇の政策を引き続いて行っています。また、改良住宅については、地域内の社会的情勢の変化があるにもかかわらず、当初計画どおり建設計画を遂行することについては、見直しをする必要があると考えます。同和更生資金や診療所などについても、特に診療所の運営については資料を提出しないことなど、主体性のなさとずさんな運営が引き続き行われていることが明らかになっています。

第4に、行革推進であります。これまでも市の施設を公社運営に切り替えるなど、市民犠牲の行革が行われてきましたが、当初予算で公園協会の設立にみられるように民間委託の方向がますます強められ、人員削減や合理化で自治体本来の役割を放棄する方向が、一層強められてきているものと危ぐするものであります。

第5に、教育行政についてであります。教育荒廃の実態について大きく取り上げられましたが、学校の管理体制強化にのみその解決策を求めるのではなく、学校、父母、地域と一体とな

った解決策が求められていると思います。そのためにも社会教育審議会答申の具体化の1日も早い取り組みを心より望むものであります。また、パソコン導入については、教育効果の向上に役立つものとして無条件に対応することなく、現場における十分な意見交流とともに、差別、選別につながる一層の教育荒廃の道具にならないよう、意見を申し上げておきます。

第6番目は、福祉行政についてであります。本市のお年寄りや障害者などに対します給付金水準は、依然として他市と比べ低い水準にあることが明らかになりました。また、高齢化や障害者問題を考えるとき、いまこそ、実態調査を初め総合的な福祉政策の立案に早急に取り組むべきであると思います。

以上、昭和62年度和泉市一般会計予算については反対をいたします。

なお、関連議案の第12号につきましては、特別職の非常勤の分も含まれているため、保留といたします。その他の関連議案については、賛成をいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてであります。62年度の国民健康保険事業会計は、まず、保険料値上げの予算であります。61、62年度の連続値上げにより、平均でも1世帯当たり3万円も負担が増大することになります。さらに、このたびの法律の改悪によりまして、医療給付の差し止めをしようとしています。この点に関し予算委員会では、「慎重に対処したい」と答弁されていますが、市民全員が医療を受ける権利を崩すものであることになり、賛成することはできません。また、こうした制度の改悪がある中、高い保険料を払いたくとも払えない人たちへの救済措置がますます必要になっています。しかし、本市では、保険料減免制度の基準が明らかにされていません。

以上の理由で62年度国民健康保険事業特別会計には、反対いたします。

次に、老人保健事業特別会計についてであります。医療保険制度改悪の突破口となったのが、この会計であります。1月からの老人医療の引き上げにより、一層の自己負担増による受診抑制を見込んだ予算になっています。したがって、この予算についても、反対をいたします。

その他公共用地先行取得事業特別会計予算、公共下水道事業特別会計予算については、賛成いたします。

水道事業会計予算につきましては、企業努力がされていると考えるものであります。基本料金が府下で一番高い中、かねてより市民福祉充実の立場から要求の強い福祉料金について、企業会計であるという言い逃れなど真剣な検討がされているとは思えません。一転、二転する答弁から、この水道事業会計予算については、保留といたします。

最後に、病院事業会計予算については一層の企業努力を要望し、賛成をいたします。

以上、賛成の会計もありますが、委員長報告は一括ですので、日本共産党議員団を代表いた

しましての反対意見といたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長（赤阪和見君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 22番（西口秀光君） 私は、昭和62年度予算並びに関連議案につきまして、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計であります。前年度に引き続きまして国庫補助金の削減措置、税制全般にわたる抜本的な見直しの動きなど、われわれ地方自治体にとりましては、少なからず不安定な状況のもとで新年度予算ということでもあります。その編成に当たっては、非常に厳しいものであったと想定されるところであります。

そのような厳しい状況のもと、市民生活に多大の影響を及ぼす売上税問題については予算計上を行わず、また、不安定な財源環境のもと、一般会計の各種使用料等につきましても、住民に負担を転嫁することなく据え置き、歳出面におきましては、都市基盤整備、教育環境の充実、福祉施策の推進等、限られた財源のもとで効率的かつ積極的に市行政を運営していこうとするきめ細かな配慮を伺い知ることができるものであります。

そのような姿勢を評価した上で、私は、さらに国庫補助率削減の撤廃、超過負担の解消等、引き続き国に対してねばり強く要請していくとともに、本市における脆弱な財政基盤を1日も早く健全なものとするための努力を惜しまぬことを望むものであります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、59年に創設された退職者医療制度の影響は、依然として深刻なものがあるようではありますが、医療費の適正化等の経営努力を通じて、国保財政の安定に努められるよう要請いたします。

次に、公共下水道事業特別会計予算については、流域下水道組合の本格的な稼働開始に伴う水洗便所改造資金融資制度の創設、また、面的整備の促進等、下水道事業充実に向けまして積極的な意欲が伺えるものと評価いたします。

その他老人保健事業特別会計並びに公共用地先行取得事業特別会計につきましても、適切な予算であると思われまます。

次に、企業会計予算につきましては、水道事業、病院事業ともにその経営はきわめて厳しい状況が続いておりますが、職員一丸となった経営努力により、今後ともより一層の住民サービスに努められるよう要望する次第であります。

以上、昭和62年度一般会計、特別会計及び企業会計並びに関連議案に対し賛成をいたすものであります。

終わります。

○ 議長（赤阪和見君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。本14議案のうち3議案について反対意見がありますので、これを先に採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号「昭和62年度和泉市一般会計予算」及び議案第2号「昭和62年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」並びに議案第3号「昭和62年度和泉市老人保健事業会計予算」、以上、3議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本件を委員長報告どおり可決するに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、議案第1号、第2号及び第3号は原案どおり可決されました。

次に、残り11議案についてお諮りいたします。議案第4号「昭和62年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」より議案第14号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、以上、11議案は、いずれも委員長報告は原案可決であります。本11議案を委員長報告どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第4号より第14号までの11議案は原案どおり可決されました。予算委員の皆さんには御審査、本当に御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第15「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

議案第28号

和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について
新住宅市街地開発事業に関連する下記公共下水道新設工事につき住宅・都市整備公団法（昭和56年法律第48号）第34条第1項の規定により、住宅・都市整備公団に対し同意するに
あたり同法第34条第3項の規定に基づき市議会に付議する。

昭和62年3月25日提出

和泉市長 池田忠雄

記

1. 施設の名称

和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道

(1) 処理分区、排水区

汚水

5 - 2 1 処理分区、5 - 2 6 処理分区の一部

雨水

丘陵北部第一排水区の全部

丘陵北部第二排水区、丘陵北部第三排水区、丘陵北部第四排水区、丘陵中南部排水区の一部

(2) 幹線

汚水幹線

丘陵第一幹線、丘陵第二幹線、丘陵第三幹線

雨水幹線

丘陵北部幹線、丘陵中部幹線

(3) 泰成橋中継ポンプ場

2. 工事の区分

(1) 処理分区、排水区

大阪府和泉市池田下町、箕形町、唐国町、万町、内田町、浦田町、松尾寺町、緑ヶ丘地内の一部

(2) 幹線

汚水幹線

丘陵第一幹線

起点 大阪府和泉市池田下町

終点 大阪府和泉市万町

丘陵第二幹線

起点 大阪府和泉市箕形町

終点 大阪府和泉市箕形町

丘陵第三幹線

起点 大阪府和泉市唐国町

終点 大阪府和泉市松尾寺町

雨水幹線

丘陵北部幹線

起点 大阪府和泉市万町

終点 大阪府和泉市万町

丘陵中部幹線

起点 大阪府和泉市内田町

終点 大阪府和泉市松尾寺町

(3) 泰成橋中継ポンプ場

大阪府和泉市池田下町

- 議長（赤阪和見君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました議案第28号「和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に関連する公共下水道事業の直接施行同意について」、自席から提案理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

中央丘陵開発については昭和59年10月、新住宅市街地開発事業と同時に道路、公園、下水道が都市計画決定されました。これにより昨年4月、起工式を行い、現在、造成工事を進めておるところであります。昭和65年度第1期入居に向け、下水道の整備を進めていく必要がございます。

本来、公共下水道は、国、府の補助を受け市が設置すべきものであります。本市では現在、流域下水道和泉忠岡幹線の進捗に合わせ、府道父鬼和気線沿いの市街地に対する下水道、特に汚水の整備を進めつつあり、さらに、府中地区等への和泉大津線第1幹線が府において測量、設計を行っているところであります。したがって、現在の技術スタッフでは既存の市街地の整備もおぼつかない状態であり、本市で直接中央丘陵に關係する下水道整備を行うことは至難でございます。

これにより公団と協議したところ、住宅・都市整備公団法に基づき、公団において国の補助金を直接受ける、いわゆる直接施行の申し出がございました。公共下水道を公団が直接施行するには、公団法第34条第3項により、当該市議会の同意を求めよう規定されているものであります。したがって、公団による直接施行の区域及び工事内容など細部を調整し、本議会に追加議案として上程させていただいた次第であります。

次に、施設の概要につきまして御説明申し上げます。議案書1ページ以降に記載しておりますが、施設の名称は、和泉市南大阪湾岸北部流域関連公共下水道で、公団の事業区域は、北部

及び中部の約170haであります。汚水幹線として丘陵第一幹線、第二幹線及び丘陵第三幹線。雨水幹線は、丘陵北部幹線及び丘陵中部幹線であります。泰成橋中継ポンプ場は汚水の送水施設で、2台のうち1台は予備施設であります。その他の末端管渠を含めまして污水管は全部で約2万1,000m、雨水管は全部で約1万4,000mであります。

以上で提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、第意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

-
- 議長（赤阪和見君） 日程第16「和泉市土地開発公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市議会議務局長朗読）

報告第2号

和泉市土地開発公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和62事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和62年3月5日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（赤阪和見君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（佐原行雄君） それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました報告第2号「和泉市土地開発公社昭和62年事業年度事業計画」につきまして御説明を申し上げます。

当公社の運営につきましては、平素から格別の御指導、御鞭撻つをいただきまして、まこと

にありがとうございます。公社財政の健全化につきましては、鋭意努力を重ねるところでございますが、今後ともなお一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます。昭和62事業年度の土地開発公社の事業計画につきましては、さきに御議決を賜りました昭和62年度の和泉市一般会計予算執行方針に基づきまして作成いたしましたものでございます。

それでは、内容の御説明を申し上げます。別冊公社予算書1ページをお開きいただきます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収入支出予算の総額をそれぞれ66億3,120万円と定めるものでございます。

その款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表のとおりでございます。

前事業年度の当初予算と比較いたしまして20億1,840万円、率にして23.3%の減額となっております。これは同対資金の借り換えの必要がなくなったための減額でございます。

次に、第3条は、借入金の限度額を定めるものでございまして、和泉市一般会計予算の債務負担と債務保証に基づきまして、事業執行に必要な資金を調達するもので、本年度は、限度額を41億7,700万円と定めるものでございます。

次に、事業計画について御説明を申し上げます。12ページでございます。

まず、先行取得計画でございますが、和泉市の委託分といたしまして、改良住宅、道路用地等といたしまして、1万6,672m²を16億5,105万2,000円で取得予定でございます。また、一般公共事業では、都市計画街路等及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく買い取り用地で、7,385m²を5億2,626万1,000円で取得予定でございます。

以上、先行取得合計は、計画面積2万4,057m²、金額にして21億7,731万3,000円で取得予定でございます。

次に、公社におきましてすでに先行取得いたしております用地の譲渡計画でございます。13ページでございます。

一般公共事業では、小田公園、伏屋唐国線歩道、阪和東側1号線及び信太山駐車場の4用地、合計1,206.45m²、金額にして2億8,304万3,000円で、また、環境改善整備事業では、伯太放光池丸笠線、改良住宅及び地区2号線、C号線用地といたしまして9,347.78m²、13億9,637万2,000円でそれぞれ和泉市へ譲渡予定でございます。

また、都市計画街路岸和田南海線用地につきましては、1,940m²を2億円で大阪府へ譲渡予定でございます。

次に、公共事業用地取得に伴う代替用地といたしまして35区画、7,840m²を5億622万2,000円で、また、代替用地として引き合いがございます一般処分用地911m²を6,462万8,000円、合計8,751m²を5億7,085万円で各権利者へ譲渡予定でございます。

以上、6.2年度に譲渡処分予定合計は、面積で2万1,245.23㎡、金額にして24億5,026万5,000円と相なっております。

引き続きまして、これらの事業執行に必要な予算の概要について、事項別明細により御説明申し上げます。6ページに戻っていただきます。

まず、支出の部でございますが、第1款 事業費といたしましては、和泉市の委託先行取得などであります環境改善整備事業用地、一般公共事業用地並びに土地造成費といたしまして、22億7,881万3,000円計上いたしました。前年度当初と比較いたしますと、7,195万7,000円、-3.3%の増額となっております。

次に、7ページの管理費につきましては、用地取得事務及び財産管理業務に関連した経費でございます。財産管理費、職員の給与費等9,022万5,000円でございます。

次に、9ページの第3款 借入金償還金といたしまして、42億5,916万2,000円を計上いたしました。うち元金償還は36億6,200万円、支払利息5億9,663万8,000円となっております。元金償還金の減額19億9,800万円につきましては、先ほど申し上げました同対資金の借り換えの必要がなくなったためでございます。

10ページの第4款 予備費につきましては、前年度と同じく300万円を計上いたしました。

以上によります支出予算の合計は、66億3,120万円と相なるものでございます。

引き続きまして、この支出予算を賄う収入の部について御説明申し上げます。4ページでございます。

第1款、事業収入は、さきに御説明いたしました事業計画に基づきまして、土地建物等の譲渡売却収入として、24億5,026万5,000円計上いたしました。なお、一層の収入の増加を図るべく、関係機関と協議を重ねてまいりたいと思います。

第2款の借入金は、事業を執行するための必要な資金並びに支払利息を新規に借り入れる予定で、41億7,700万円計上いたしました。

第3款 事業外収入は、預金利息及び雑収入で393万5,000円を計上いたしました。

以上、収入合計は、66億3,120万円と相なりまして、収入支出の予算合計は同額でございます。

11ページに資金計画、14ページ以降に予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付させていただきますので、御参照賜りたいと存じます。

なお、61事業年度における損益見通しでございますが、おかげをもちまして総合収支面では、単年度890万円余の利益が生ずる見込みでございます。しかしながら、なお繰越欠損金

見込み額は7億7,000万円余と、公社経営は、依然として厳しい財政状況下にございます。なお一層の買い戻しの促進と冗費の節減を図り、単年度収支の改善を期してまいるとともに、公社経営の健全化に向けて一段の努力を続けてまいりたいと存じますので、一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますが、報告第2号「和泉市土地開発公社昭和62事業年度事業計画書類の提出について」の御説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 議長（赤阪和見君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） 特に17ページの予定貸借対照表に基づいて質問をさせていただきます。

この資産の部の固定資産の中に土地70億4,753万5,000円でございますが、これは当然、台帳価格ということになるわけですが、このうちいわゆる公社が長期に抱えております不良物件といえますか、一般処分用地がございますが、その分の面積と台帳価格。さらに、実際に売却した場合、現実には、現在の相場あるいは鑑定価格等によらなければならないと思いますが、その金額はいかほどになるのか。その差額としていかほどの欠損が出てくることになるのか、その点をお聞かせ願いたい。

2点目は、負債の部で固定負債の長期借入金80億2,084万8,000円、公社債12億2,000万円でございますが、それぞれ借り換えあるいは借り房し等ができる可能性があるのかどうかということ。

それから第3点目は、一般会計からの借入金9,000万円が出ておりますけれども、これは4ページにあります借入金の中あるいは同時に毎年返還し、さらに同額を借り入れる方式をとっておりますが、10ページの償還金の中にそれぞれこの9,000万円が含まれているということの解釈でいいのかどうか。

以上の点について先にお尋ねしたい。

- 議長（赤阪和見君） 理事者答弁。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） 公社中辻からお答えいたします。

まず、第1点の土地の件でございますが、62年度末で土地が70億4,753万5,000円でございますが、この中に一般処分用地も含まれてございます。物件として約11件でございます。その面積並びに価格につきましては、面積は1万5,954.4m²、価格として2.1億1,000万円がこの中に含まれているということでございます。

それから、第2点目の借入金の件でございますが、この長期借入金につきましては、ほとんど銀行並びに農協系から土地の代金として借り入れておるものでございます。その借り換えに

つきましては、公社債につきましては、資金が不足したときに借り入れたものでございまして、割合金利が高いのでございますが、これにつきましては、第三者、第四者ということでは債券として出回ってございますので、繰り上げ償還はちょっと不可能でございます。ただ、この件につきましては、68年6月が償還期限となっておりますので、そのときに安い金利で借り換えを予定してございます。

なお、長期借入金につきましては、住友、泉州両銀行をメインとしてその他銀行から借り入れておりますが、その都度、長期金利が流動してございます。ここ1月1日以降3月末までに3回変動してございます。その変動に応じまして、その日、その日で金利を下げさせていただきます。

なお、現在の長期金利は一応、5.5%でございますが、銀行といろいろ折衝の結果0.5%の引き下げで、平均して5%ぐらいで借り入れておるといってございまして。

それから、借入金の中に例の和泉市からの借入金9,000万円が含まれているか、ということでございますが、これは含まれてございます。本資金につきましては、せんだってからいろいろ御議論いただいたところでございますが、いわゆる大阪府都市整備基金という制度がございました当時、その都市整備資金協会から借り入れるについては、設立団体でございます和泉市が3分の1を補填するという制度でございます。その最終で借り入れておりました資金のうち、大阪府都市整備資金につきましては償還いたしてございますが、和泉市から借り入れた分につきましては公社の財政運営上、特に事務費等に1億円前後要るといってございまして、無利子で引き続いて貸していただきたいということで、現在も毎年、9,000万円を無利子でお借りしているということでございます。

以上でございます。

- 16番(天堀 博君) 1点目の分でお伺いした中で、11件の台帳価格で21億1,000万円ということですが、これを処分した場合、どれぐらいになるかという点を先にちょっと。
- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長(中辻寿夫君) 一般処分地の処分ということでございますが、現実には、やはり相当高くついているものもございまして。ただ、特に現在、大きく持っておりますサントリー周辺の物件につきましては40万円近くついておりますが、現在、地価情勢が高騰してございます。そのような関係で、実際に処分してみないとどうかわからない現状でございまして、できれば62年度中にもサントリー周辺につきましては、各委員さんとも御協議の上、何とか帳簿価格を確保したいと思っております。具体的に幾らということとは、ちょっと明確にはできない状態でございます。
- 16番(天堀 博君) 実際には、これによって利益をあげるということは恐らく不可能だ

ろう、欠損金が出るのは間違いないわけです。

それから、市から借りております9,000万円ですが、いまお話のように、大阪府の都市整備資金の分は償還しているが、市が補填していた3分の1相当額の9,000万円は、事務費等の関係で借りたままになっているということです。これは以前から市の理事者にもお話しておりますように、公社の健全な運営ということはもちろん必要でありますし、いろんな兼ね合いがございますけれども、市の財政事情その他からいっても、当然、この9,000万円については、年次計画を立てて償還をしていくべきとききているんじゃないかということで提起しております。この辺をどう考えておられるのか、再度お聞かせ願いたい。

それから、繰越欠損金が7億7,167万6,000円出ているわけですが、62年度半年度で897万円の純利益が出るということです。実際上は、先ほど言いましたようないろんな物件の処分をやっていきますと、この繰越欠損金がますます大きくなっていく危険性があるのではないかと。その辺の見通し等につきましても、同時にお聞かせ願いたいと思います。

- 用地担当参事・土地開発公社事務局次長（中辻寿夫君） この9,000万円につきましては、当然、一般会計にお返しするのが筋でございますが、何分、公社のいままでの借入金をできるだけ少なくし、金利負担を軽減するという事で借りておるわけでございます。今後、市財政当局とも相談いたしまして、償還するように努力したいと思っております。

なお、欠損金でございますが、本件につきましても、いろいろ御議論のあるところでございます。この解消策につきましては、昭和57年度に公社再建計画ということで、市の委託にかかります事務費比率3.5%を一挙に倍の7%に引き上げていただきました。7%というのは大変高率でございますが、公社の財政事情からやむを得ないということで現在に至っておるわけでございます。それと、公共用地の先行取得業務に従事してございます職員の人件費でございますが、これを57年度から5名ずつ軽減していただき、昭和60年度から公社直属の職員を8名といたしたところでございます。

そういったことで、約9億円近くございました累積欠損金を61年度末見込みで一応、7億7,000万円とわずかでございますが、減少してきたところでございますが、まだ、これといったカンフル剤にはなっていないということでございます。今後は、公社の事務の見直しについても理事会においても御議論をいただき、特に昨年、公社再建のために小委員会を設立していただき、その中でいろいろ御審議いただいております。とりあえず事務事業量の見直し、あるいは業務のできるだけの減少ということで公社経営の減量化を図るとともに、公社保有物件の早期処分についても御論議いただいております。まだ現在、これといった解決策はありませんが、最近の地価の動向もかんがみ、できるだけ帳簿価格に近い線で早期処分をしていきたい

と考えているところでございます。どうかよろしく御了解いただきたいと思います。

- 16番(天堀 博君) 報告でありますので、意見だけ言いときます。

いまの答弁のように、現在でも欠損金が7億7,000余万円あるということです。さらに、保有物件の処分から利益があがっていくとなればいいですが、なかなかそうはいかない。しかも、9,000万円という、1億円に近い多額の一般会計から借り入れをしています。これ自体、毎年、返しておりますけれども、実質上は、借り放しという形になってます。そういう点から見まして、公社の経営実態は非常に赤字で欠損を抱えているわけです。現在、まだ保有物件で一般処分地がありますから、これを処分していったら幾ら赤字が出てくるかわからない。赤字になる分、黒字になる分も含めましてね。

こういうものがきれいになってしまったら、毎年、公共用地を先行取得する意味でも環境改善整備事業もだんだん終結に向かっていきますから、そういう面だけの収支になってきたら、かなり欠損金を抱えたままで公社を運営していかなければならず、それに対する利息を払わなくてはいかんということがずっと続いていくと思う。以前、助役さん等から御答弁があったように、どうしても一般会計で尻ぬぐいというか、みていかなければしょうがないだろうと思います。また、人件費等でも公社が負担していた分もありますが、57年当時から減員をしてきているということですが、それ以前あるいはその当時は、一般会計で面倒をみてもらって人件費の削減を行ってきたという経過があるわけですから、やはり一般会計で尻ぬぐいということになると思います。

そういう基本的な問題につきましては、市長が就任して11年、12年近くなりますが、公社経営の健全化については、十分な責任を果たしていないんじゃないかというふうにも思いますので、その点の意見だけ申し上げて終わります。

- 議長(赤阪和見君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 議長(赤阪和見君) 日程第17「手話通訳制度化に関する要望決議」を議題といたします。決議文を朗読させます。

(市議会事務局長朗読)

決議第1号

手話通訳制度化に関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和62年3月25日

提 出 者

和泉市議会議員

出 原 平 男

仁 井 明

坂 口 敏 彦

原 重 樹

飯 坂 楠 次

穴 瀬 克 己

手話通訳制度化に関する要望決議

聴力障害者にかかわる問題は、障害の深刻さに対する社会の認識も得られぬまま現在に至っている。聴力障害者は、言語や基礎学力の習得が困難なばかりか、生活、労働、教育、司法、文化等あらゆる場で人間として生きるために重要なコミュニケーションや情報が欠落し社会参加がはばまれている。聴力障害者にとって手話は自立条件の大きな要因であり必要不可欠なものである。

すでに厚生省は昭和57年より手話通訳制度調査事業として具体的な検討を全日本ろうあ連盟を通じ行っている。同時に、聴力障害者や手話関係者においては、その報告要旨のパンフレット普及を通して、広く国民の理解を広げる取組が行われているところであるが、現在の手話奉仕員養成、派遣、手話通訳設置事業等は聴力障害者の現実に対応できていないのが現状であり、聴力障害者問題の真の解決を図るためには、抜本的施策の実施は急務である。

よって本市議会は政府に対し、手話通訳の専門性の確立とともに、手話通訳士の養成、認定、設置事業等を明確化するために手話通訳の制度化と、聴力障害者に参政権を保障する政見放送への手話通訳及び字幕投入の早期実施を強く要望する。

以上、決議する。

昭和62年3月25日

大阪府和泉市議会

- 議長（赤阪和見君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 8番（穴瀬克己君） 提案理由の趣旨説明をさせていただきます。

本件は、ただいま朗読のとおりでございますが、聴力障害者は日々、往々にして偏見の対象とされ、外見上障害がとらえにくく、聞かえない、話せないことから生まれる2次、3次障害

等のハンディに対する理解が得られず、現在に至っております。

また、現状の手話通訳者においては、質量ともに不足であり、身分保証、業務等も不明確なまま、不十分な体制と矛盾を負って聴力障害者に対応しきれていないのが実態であります。

すでに厚生省においては、昭和57年より手話通訳制度調査事業を実施しているところですが、聴力障害者の問題の真の解決に向け、抜本的施策の実施は急務であると考えられます。議員各位におかれましては事情御賢察賜り、よろしく御賛同のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、決議第1号は原案どおり決議することに決しました。

○ 議長（赤阪和見君） 日程第18「国民の食料を守り、農業再建に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

意見第2号

国民の食料を守り、農業再建に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和62年3月25日

提出者

和泉市議会議員

仁井 明

飯坂 楠次

坂口 敏彦

穴瀬 克己

金谷 衛

原 重樹

若浜 記久男

国民の食料を守り、農業再建に関する意見書

わが国の食料事情は「飽食」といわれながら、その実態は穀物自給率30%という状況にある。このような実態の中で、円高・貿易摩擦の解消を図るため、一層農産物の輸入を推し進めようとする動きが強まり、稲作を中心とする日本農業の破壊、食管制度の改廃及び米の輸入・自由化が行われようとしている。世界の食糧事情が不安定のもので、食糧のほとんどを輸入に頼ることは、極めて危険なことである。

米は、戦後食管制度のもので、安定した価格で供給されてきた。もし自由化を許すならば、米は再び投機の対象となって、そのツケが国民に転嫁されるのは間違いない。米をはじめとする食糧を国内でどのように確保し、農業を育て発展させるかは、国民生活の安定にとって極めて重要な課題である。

よって政府は、第91通常国会で全会一致決定した「食糧自給力強化に関する決議」を踏まえ、「安全で、おいしく、安定した価格で供給」できる食料・農業政策を樹立されるよう、下記事項の実現を強く要望する。

記

1. コメの輸入・自由化をおこなわないこと。
2. コメをはじめとする主要食糧の安全・安定供給をはかるため、食糧管理制度の根幹を維持すること。
3. 消費者には、家計の安定をはかり、安全で安定した食料の供給を行うこと。
4. 主要食糧の自給率を高め、農業の生産性向上、備蓄制度の充実、再生産を保障する価格制度などを中心に食料・農業政策を早急に確立すること。
5. 国土、稲作農業を荒廃させる減反政策を見直すこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和62年3月25日

大阪府和泉市議会

- 議長（赤阪和見君） 提案の趣旨説明を願います。
- 21番（若浜記久男君） ただいま局長朗読どおりでございますので、議員各位の御理解をいただき原案どおり御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 議長（赤阪和見君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、意見第2号は原案どおり意見書を提出することに決しました。

○ 議長(赤坂和見君) 議員の皆さんに御協力をお願いいたします。お昼を若干まわると思いますが、よろしくお願い申し上げます。

ここで理事者から市税条例の一部を改正する条例の専決処分をお願いするにつき、事前はその内容と理由を説明したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○ 総務部長(麻生和義君) お疲れのところ、貴重な時間をお許しをいただきまして、市税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げ、あらかじめ、専決処分の御了承を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、地方税法の改正につきましては、「地方税法の一部を改正する法律案」が国会に提出されているところでございますが、これに伴う条例改正に当たりましては、今後も国会における法案審議の推移を見て適切に対応してまいりたいと存じますが、このたび同法案による改正事項のうち、抜本改正以外の日切れ処理を要する事項を内容とする改正案が地方行政委員長提出法案として国会に提出され、今月末に国会において審議される運びとなりました。

この切り離して審議される法律案が可決成立いたしますと、本市の市税条例の規定につきましては、昭和62年度の賦課から適用することとなり、所要の改正を行う必要が生じることと相なる次第でございます。したがって、本定例会の終了後にこの法律案が可決されますと、市税条例の一部改正につきましては、御提案申し上げるいとまがございませんので、地方自治法第179条の規定により専決処分をさせていただきますたく存ずる次第であります。

それでは、市税条例の一部改正案の概要を申し上げたいと存じますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

まず、軽自動車税の関係でございますが、電気自動車に係る軽減税率(別添資料にお示ししている表)の適用につきましては、昭和60年度分及び61年度分となっておりましたが、この適用期限をさらに昭和63年度まで延長するものでございます。

次に、市たばこ消費税の関係でございますが、昨年の5月からたばこの小売価格が1本1円の割合で値上げされ、これに伴い61年度に講じられた税率等の特例措置(別添資料にお示ししているとおり)でございます。これにつきまして、国庫補助負担率の引き下げに伴う地方財政への影響を考慮し、61年度のみ措置となっておりますが、引き続きその適用期限を昭

和62年12月31日まで延長するものでございます。

以上が、市税条例の一部を改正する条例案の概要でございます。

なお、その他地方税法の一部改正案等により市税に及ぼす事項といたしましては、固定資産税関係で新築住宅に係る減額措置でございます。住宅政策を勘案いたしまして、1戸当たりの面積も大きくなっていることから、その上限を165m²から200m²に拡大し、うち減額措置は、従前どおり100m²分とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○ 議長（赤阪和見君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げたいと存じます。

去る5日、本年第1回定例会をお願いを申し上げ、昭和62年度一般会計予算、特別会計予算を初め、水道事業会計予算、病院事業会計予算と、これに関連をいたします条例等、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわりませず長期間にわたりまして慎重御審議を相賜り、いずれも御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げる次第であります。とりわけ予算審査特別委員の皆様方には、お疲れのところ連日にわたりまして御審議を相賜り御可決をいただき、深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

なお、本会議を通じまして、あるいは予算審査特別委員会の審議の過程におきまして、御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、私はずっと職員一体となり、遺憾なきを期してまいります。また、予算執行に当たりまして、慎重を期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、市政運営につきまして、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せをいただきますようお願いを申し上げる次第であります。

ようやく寒さもやわらぎ、陽春の季節を迎えてまいりました。議員皆様方には、ますます御多忙のことと存じますが、何とぞ御健勝で市政発展のために今後とも御尽すいを賜らんことを心からお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たりまして、心を込めての御礼のごあいさつとさせていただきます。長期間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、あいさつ)

○ 議長(赤阪和見君) 閉会に当たりまして一言、御礼を申し上げます。

昭和62年度当初予算を初め関連する諸議案の審議に当たり、終始御熱心に御審議を賜り、予定どおり無事終了でき得ましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。理事者各位におかれましては、新年度も行財政にますます厳しさが加わる中、定例会並びに予算委員会を通じ議員からの御指摘、御要望が多々ありましたが、これらを十分に尊重し、苦しい財源の中で創意と工夫をこらし、市民の信託にこたえるようお願いをいたします。

それでは、これもちまして昭和62年第1回定例会を閉会いたします。長期間、まことにありがとうございました。

(午後零時06分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

和泉市議会議長 赤 阪 和 見

同 副議長 奥 村 圭一郎

同 署名議員 竹 下 義 章

同 署名議員 貝 沢 博 治

同 署名議員 松 尾 孝 明